

なければなり但し國王に上奏するは其實時の執政に建議するの姿
なれとも道は内輪の事にして憲法の明文に要用なる可し此點に
至りては本邦の如き特に此一條を置きて人民が議會にて論議し又
天皇に上奏するのみにては尙ほ物足らぬ心地もあり且つ至尊に對
し奉りては一言半句も疎に致されず自然恐縮して其思ふ所を盡さ
ざる邊もあらんかと斯くは叮嚀に明書して充分に其意見を政府に
建議することを得るとせしものなる歟

承 前

〔三月十三日 第二千二百二十七號〕

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

Article XLI.

The Imperial Diet shall be convoked every year.

解に曰く憲法第七條に天皇は議會を召集し其の開會閉會停會及衆
議院の解散を命ずとあり即ち帝國議會の召集其他は天皇の大權内
にある法の明文なれば御都合次第にて三年に一度召集されても五
年に一度召集されても議會の分として之を彼是す可らずやと云ふ
に取も直さず此條の必用ある所以にして天皇も一年一度は必ず議
會を召集あらせらる可く議會も亦其召集を受く可き權利を憲法上
に得たるもの故時宜に依りては政府に向て促す事も出來得らる可
し尤も是は通常會の場合を確めたるものにて臨時會は又格別なり
と知る可し之を要するに議會の召集權は天皇の有し玉ふ所にして
議會自ら相集るの權なきも召集を受く可き權利は議會に在て時の
執政が隨意に之を左右し能はざると云ふ義なり

(參照) 普魯西憲法第七十六條に兩院は上年十一月の初より次年
正月の半に至る迄の間に於て毎年國王より徵聚す其外事ありて徵
聚を要するにも亦同じく國王よりす(戒嚴を布告する時の如き臨
時召集を爲す)とあり毎年一度國會を召集し又其の召集は王命に
依ると云ふは我憲法と均し但その通常會に豫め會期を定めたるは
我と異なる所にして荷蘭の如きは「通常會期は九月第三の月曜日
に開く」と一層之を明示せり又丁抹憲法第四十一條に據れば「國
王より特に兩院を徵集するに非ざれば兩院は十月第一月曜日に於
て集會す」とありて此會期に至れば國王の召集を待つまでもなく
兩院相會するものゝ如し蓋し國會に於て毎年一次相會議するの必
要あるは第一に國費の收支豫算にして是計りは他の立法などゝ違
ひ極り切て毎年凡そ何月頃と目安も立つ事なれば豫め會期を定め
んとすれば亦定め得らる可し殊に此必要あるが爲めに毎年一度國
會を召集するは各立憲國皆同様にて復た英國の昔日の如き專横の
事ある可らずと云ふ

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合に
於ては勅令を以て之を延長することある可し

Article XLII.

A session of the Imperial Diet shall last during three mo-
nths. In case of necessity, the duration of a session may be
prolonged by Imperial Order.

解に曰く苟も數百名の議員相會して事を議するに日を限る可らず
又其事の輕重に依りては一事件にして十數日に亘る場合もある可
しと雖も毎年開く議會に然も僅か一年先きの事を議するに止まる

ものなれば實際上年中議會を召集し置くの必要もなく又議員に於
ても年中の出席は随分迷惑なれば政府に於ても豫算杯の速かに決
定せざれば忽ち施政上に差閤を生ずる事ある可し即ち此條の主意
にして帝國議會の開會を三箇月と限りたる所以なる可し然れども
事の行き掛り又は正に會期の満る場合に尙ほ彼此を議せざる可ら
ざるの必要もある可し斯る場合には更に勅令に依てその會期を延
長せらるゝ事ありその必要なる場合とは豫言の出來ぬ事なれ共臨
時緊急云々の文字と區別もあれば唯穩かなる意味と解する方適當
なる可し

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を
召集すべし

臨時會の會期を定むるは勅令に依る

Article XLIII.

When urgent necessity arises, an extraordinary session may
be convoked, in addition to the ordinary one.

The Duration of an extraordinary session shall be deter-
mined by Imperial Order.

解に曰く憲法第八條に據れば天皇は緊急の必要に由り帝國議會閉
會の場合に於ては法律に代る可き勅令を發布あらせ玉ふ丈けの大
權を有せらるゝ故迅雷耳を掩ふに違あらざる危急の秋に際しは
一勅命を以て内亂外敵の變に應ずる事を得れども同じ緊急の文字
中にも又夫々の程合のある事にて時宜に依れば態々臨時會を召集
する丈けの猶豫もある可く又議會より云へば臨時會の召集をも受
け得らるゝと申す丈けの權利を確め置ざる可らず即ち此條の主意

にして成る可くは前以て議會の協賛を経後日彼此の苦情なき様す
るには臨時會の召集實に必要な事なる可し
(前二條參照) 國會の會期は國々に依て長短あり荷蘭の如きは通
常會期は少くとも二十日間に及ぶとし既に二十日以上に至れば時
宜を以て閉會すること勝手なり英國の如きは年中殆んど開會の姿
にて通常會期も五箇月の長きに亘れり蓋し國事の繁閑に依て長短
の差あるは免る可らざるの數なり三箇月を以て通常會期と爲す普
魯西の如きは恰も適當の時限なる可し又其會期を延長し必要の場
合に臨時會を召集する等は孰れも帝王の命令に出ること各國大概
然り瑞典の如き臨時の集會は國王の便宜に從て解散す但其日限は
平常の集會より短きを要すなどゝ斷り書したるもあれど兎に角臨
時會の必要あると共に其の臨時會召集の王命に出るは同一なりと
知る可し

承 前

〔三月十五日 第二千二百二十九號〕

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時
に之を行ふ可し

衆議院解散を命ぜられたるときは貴族院は同時に
停會すべし

Article XLIV.

The opening, closing, prolongation of session and proroga-
tion of the Imperial Diet, shall be effected simultaneously
for both Houses.

In case the House of Representatives has been ordered to dissolve, the House of Peers shall at the same time be prorogued.

解に曰く憲法第七條天皇の大權を以て帝國議會を開閉、延長、停會さるゝ場合には貴族院並に衆議員の兩院とも同時に之を開き之を閉ぢ又延長、停會するなり左れど貴族院は民撰に非ず其議員は有限終身共に勅命に出でたる委なるが故に衆議員解散の場合には暫らく之を停會するに止まるなり蓋し帝國議會は同權を有する二の立法院即ち貴族院衆議院より成立し上下厚薄の別ある筈なれば一方に開ふて一方を措く杯の事は萬々ある可らず是れ閉、開、延長、停會とも一身同體と見て進退する所以なり又尋常兩院停會の場合に都合を以て一時其議事を休停する丈の事なれ共一院解散せられて一院停會するの時の停會は全く新組織を爲す姿にて議院法第卅四條に見ゆるが如き區別ありと知る可し

(參照) 普魯西憲法第七十七條に兩院の召集、開會、閉會、延長は皆同時に於てす若し唯其の一院解散したる時は他の一院は固より延長して期に届ることを得るありと法の精神は更に此條と異なることなしと雖も彼に在ては一院解散の場合に一院の會期を延長し更に新議院の集まる期を待て再び相揃ひ議事に取掛るものなり西班牙憲法第三十二條に立法院の一を集會せしむる時は必ず其の他の一を集會せしむ但し元老院裁判權を行ふときは此限に非ずとせり蓋し同國の元老院は其代議士院と異なりて代議士院より論告せられたる執政官を裁判し又國王を裁判し又元老院官を裁判する等の特權を有するが故に下院とは獨立して集會するを得るものと

知られたり獨逸憲法第十三條に上院及下院の徵集は毎年必ず之を爲す可し種々の事務を豫め準備する爲め下院を徵集せずして先づ上院を徵集することを得べしと雖も上院を後にして下院を前にすることを得ずとあり皆些か我國憲と異なる點なれども孰れも大同小異にして各立憲國大概此條に似たり

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたるときは勅命を以て新に議員を撰舉せしめ解散の日より五箇月以内に之を召集すべし

Article XLV.

When the House of Representatives has been ordered to dissolve, Members shall be caused by Imperial Order to be newly elected, and the new House shall be convoked within five months from the day of dissolution.

解に曰く天皇の大權を以て非常の場合に際し重ねて一般人民の輿望如何を試むる爲め一先づ衆議院を解散す舊議員既に解散を命ぜられて新議員召集の期限定まらざれば政府の隨意にて随分勝手の手事も爲し得らる可し然る事ありては甚だ不安心にて帝國議會は一年も二年も空名を存する而已となるの憂あり即ち本條の大切なる所にして斯る場合には解散せられし日より起算して向ふ五箇月以内に必ず新議員を召集し更に全國の新輿論を代表せしむるなり (參照) 普魯西憲法第五十一條に國王は一時に兩院を解散し或は其の一を解散することを得此時は國王必ず解散の日より六十日の内に撰舉人を徵集し而して九十日の内に議會を徵集すべしとあり此新議員徵集の期日は國々に依て長短あり佛蘭西の如きは六箇月

以内となし伊太利の如きは四箇月以内と爲し白耳義、荷蘭、丁抹等の如きは二箇月以内と爲せり孰れも實際の經驗に依らざれば都合好は定まらざる可し又我國憲に明文なきも解散せられし議員が再撰せらるゝことを得るは勿論にて二度も三度も同じ議員が出席して同じ議決を爲せば天下の輿望全く彌／＼茲にあることを確め得らる可し爰に一の特例として見る可きは葡萄牙憲法第七十四條國王の節制權を確めたる中に國王は代議士院を解散する事を得但し此時に之に代るべき他の代議士院を即時に召集すべしとあり國勢當に然る可き歟少しく他に異なる處なり

第四十六條 兩議院は各々其の總議員三分の一以上出席するに

非されば議事を開き議決を爲すことを得ず

Article XLVI.

No debate can be opened and no vote can be taken in either House of the Imperial Diet, unless not less than one-third of the whole number of the Members thereof is present.

解に曰く議院をして有効の議決を爲さしむるには貴族院並に衆議院の兩院とも各々其の議員全數の三分一以上の出席を要す、例へば三百人の衆議院議員中に二百人以上の出席あれば議事を開き議決を爲して總議員出席したると同効力を有するなり

(參照) 獨逸建國法第廿八條に下院は全議員の過半數を以て決議す下院の決議の効を有する爲に此建國法に定めたる全議員の過半數の出頭を必要とす、下院に於て此國憲に據て全帝國に干渉せざる事件を決定する時は其事件に關係したる聯邦各國より派出

せる議員のみ投言す可しとあり同國上院の決議法も亦然り英國の如きも實際上亦然ありて全王國に關係せざる事は其々の地方部議員にて決議するの習なりと云ふ普魯西憲法第八十條に各院若し法に定めたる所の過半數出頭せざる時は議決を擧ることを得ず云々とあり此余伊太利、瑞士、葡萄牙、丁抹、荷蘭の如き皆過半數の出席を以て有効の議院と確めたるは頗る煩擾を省きたる名法にて同じ議事にも最も緊要大切な箇條に至れば議員も亦自ら進て出席することとなる可し且斯くあれば出席議員の少數と云ふを以て議事を休む杯の事も稀なる可し獨り希ふは議員たる者全國幾多の人民を代表しながら苟にも故なく缺席する等の事ならんを蓋し議員一人の缺席は人民十萬以上の投言を無にするの割合なればなり其責や重し其任や大なりと云ふ可し

承前

〔三月十七日 第二千二百三十一號〕

第四十七條 兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數なると

きは議長の決する所に依る

Article XLVII.

Votes shall be taken in both House by absolute majority. In the case of a tie vote, the President shall have the casting vote.

解に曰く前條に依て總議員三分の一以上出席して既に會議法に循ひ議事を開きたり扱その議事は如何なる方法に據て議決するやと云ふ場合に至り即ち本條の主意に従ふものにして出席議員過半數

の同意を以て之を決定するなり例へば百五十人の出席議員にて議
論二派に分れ彌く決を取る場合に至り其の七十六人の同意せし
方は取も直さず過半数にて勝を制せしものなり左れば前百五十
人の出席ある場合に若し議論三派に分れ一は七十五人、一は六十
人、一は十五人となりたる時も此七十五人は尙ほ出席議員の過半
数ならざるを以て勝を取る能はず過半数は所謂出席議員の過半数
なりと知る可し蓋し事を議するに全勝法あり優勝法ありて此、彼
より僅かに多ければ勝を制するもの優勝法と云ふ後の例に所謂三
派の場合に七十四人の多数を以て議決するが如きはなり又全勝法
は全議員の過半数に至らざれば勝を制すること能はざるの義にて
前に所謂七十六人の場合なり以て本條の決議法は全勝法を用ひた
るを知る尙ほ可同數なる時は議長之を裁斷するの謂なり

(參照) 白耳義憲法第三十八條に凡そ議決を擧るは議票の全勝を
以てす議票平分(可否同數を云ふ)の時には其議案を斥く各院其
議員の過半衆列會するに非ざれば議決を擧ることを得ずとせり又
荷蘭憲法第一條に凡そ決を擧るは投票の過半数を以てす論議兩
立するとき(可否同數)は決議を後會に附す該會又總議員出席
の議會に於て論議猶ほ兩立する時は其の議案を棄却すとせり右兩
憲法は此條に所謂可否同數なるときは議長の決する所に依るもの
と大に異なるの點なり蓋し議論兩立可否同數なる時之を議長の裁
斷に任すれば議長は勢ひ自黨に左祖し一の爲めに衆議を左右する
の弊あり殊に議長の職權を至極輕く見做すは歐洲諸國に其例尠な
からず本邦の如きは半ば勅撰に出でたれば議長に重きを歸すこと
と他に異りて多し此餘普魯西、伊太利、丁抹、西班牙、奧斯利、

瑞士等の各立憲國に於ては議員過半数の出席に過半数の同意を以
て決を取るの法なり例へば總議員百の内五十人以上出席すれば議
事を開き亦其の内にて二十五人以上同議なれば決を擧るなり而る
に我國憲は三分の一以上出席すれば議事を開くことを得るが故に
右百人の場合に三十四人出席すれば議事を開き十七人以上同議な
れば決を取ることを得べし獨り葡萄牙憲法第二十四條に議決を擧
るは出頭したる議員の過半数を以てす可しとあり思ふに出頭議員
の多少に依てその投票にも亦多少ある可し

第四十八條 兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其の院
の決議に依り秘密會と爲すことを得

Article XLVIII

The deliberations of both Houses shall be held in public.
The deliberations may, however, upon demand of the
Governmentor by resolution of the House be held in secret sitting.

解に曰く天皇嘗て詔して曰く萬機公論に決す可しと既に民撰議院
を置きて立法會計等の事を議するは取も直さず此大詔の主意にし
て復た誰を憚り誰を忌んや青天白日公衆の前に堂々の議論を試む
可きなり即ち此條に議事を公開して衆庶の傍聴を禁せざる所以に
して聴く者も亦爲めに法律會計等の精神を豫め伺ひ知るを得露
一聲頭上に墮するの不意なかる可し然れども事の秘密に亘りて
公開を憚るの場合もありと申すは軍事又は外交等に是等の議事
は秘密會と爲し傍聴を禁ずること即ち議院法第七章に定むるが如
し右議院法に據れば秘密會議は議長又は議員十人以上の發議に由
り議院之を可決したる時又は政府より要求したる時にて政府が要

Article XLIX

Both Houses of the Imperial Diet may respectively present
addresses to the Emperor.

求したる時は議院の可決を待つ迄もなく秘密にするものゝ如し
(參照) 普魯西憲法第七十九條に兩院の議會を公行とす但し議長
若くは議員十人以上の請求に依る時は各院秘密會を行ふその請求
の可否を議するも亦秘密會を以てすとあり又荷蘭憲法第九十六條
に兩院は其議員十分の一之を求め又議長之を須要とする時は秘密
會議を爲すとあり又白耳義憲法第三十三條に兩院の會議は公行
とす然れども各院其の議長若くは議員十人の請求に依り秘密會を行
ふ、繼で全勝法を用ひ其の事件に付き公會に附して再議するを要
する乎否やを決すとあり蓋し議事を公開するは各立憲國孰れも同
様なれとも其の取除の場合即ち秘密會と爲すには前上三國の例に
照すも多少の異同あるを免れず普國の場合に於ては議長又は議員
十人以上の請求とありて我國憲の如く政府の要求云々の明文なし
然れども尙ほ之を秘密に爲すや否やに就ては可否を議會に問ふこ
と我と同じとす而るに蘭國憲法に據れば全議員十分の一之を要求
すれば最早其の可否を議會に問ふに及ばざるなり又既に秘密會議
に於て或事件を議決したりたれども秘密とは如何にも聞苦しき言
葉にて公議輿論を貴ぶ國柄にも似合しからざれば念の爲め今一應
之を公會に附し公衆の前に再議しては如何との掛念より白耳義の
如き法あり皆我國憲と殊異なる些細の點なり蓋し其方法は異なる
も議事に公開秘密の兩様あるは各立憲國皆同じと知るべし

承 前

(三月十八日 第二千二百三十二號)

第四十九條 兩議院は各々天皇に上奏することを得

解に曰く議院法第五十一條、二條に定むる所に據れば各議院に於
て凡そ事の陛下に上奏せんとするものは議員三十人以上の
賛成を以て議題と爲し其議可決せし上は之を文書に認めて奉呈す
るか又は其の院の議長を以て總代と爲し親しく謁見して其の文書
を奉呈するか右兩者の手續に依るなり元來立法、司法、行政の三
大權は各々對等の格位を以て三足鼎立の勢を爲すものなれば行政
部の長官即ち今の各省大臣が天皇に謁見上奏するの榮を荷へば帝
國議會も亦其れ丈けの榮を頒るゝも道理にて此條ありてこそ議會
は九鼎大呂よりも重しと云ふ可し左れば行政上の事に就ても議會
は時の執政に顧慮する所なく直ちに陛下の謁を賜ふてその當否を
上奏することを得早く申さば西洋諸國に行はるゝ彈劾の様な事
なども此上奏に依て爲し得らるゝと解する者もあり誠に有難き權
利にこそあれ

(參照) 瑞典王國憲法に於ては國會の内部を數課に分ち所謂分課
法に從ふて機務を辨理するの仕組にて其の課を政體課、會計課、
課稅課、銀行課、法制課と爲す就中政體課に於ては内閣大臣總體
或は其の内の一員又は數員が國家人民の爲めに可否を獻替するに
當りて王國の直利を慮らず或は其の奏者公正忠勤を以て職を奉せ
ず負荷の重きに堪へざることを看出す時は其の趣を議院に通過す
るの權あり議院は此通知を得たる上にて國家人民の爲めに緊要な
りと考ふるに於ては其の趣を文書に認め之を國王に勅奏して其の

官員の地位を割き内閣大臣の名を削る事を請求すると云ふ尙ほ此請求案は上下各院とも發言し得らるれ共兎に角政體課に於て一應之を検査したる上にあらざれば議院は之を決定すること能はずとせり右の明文に據れば議院は行政上の得失に就き時の國務大臣を國王に劾奏し得られ又既に劾奏せられたる大臣はその職を剝奪せらるゝの仕組にて英吉利の如きも下院の劾奏に依て内閣は辭職するの習慣あり米、佛、白、伊、皆この劾奏權ありて時々執政の更迭を致すと云ふ我國憲の如きは此條に所謂天皇に上奏する云々にて劾奏又は彈劾等の文字を見ず各立憲國と異なる所なれども上奏とは其の意義甚だ廣く事の善惡大小に論なければ如何様にも解釋し得らる可し普魯西憲法第八十一條に各院は自ら國王に疏奏するの權を有す云々とあるは即ち我と甚だ相似たるものにて荷蘭、丁抹の如きも亦同一筆法を用ひたりその據る所あるを知る可し

第五十條 兩議院は臣民より掲出する請願書を受くることを得

Article I.

Both Houses may receive petitions presented by subjects.
解に曰く議院法第十三章に據れば人民の請願書は最初或る議員の紹介を以て議院に提出せば議院は之を請願委員に附して審査せしめ若し其の願書が規定に違へば之を却下し採擇したる時は議院の意見書を附して之を政府に送付するなり左れば議院は人民と政府との中間に立つ取次役たるに過ぎざれども事宜に依れば政府に催促して例の願書は如何なりしや杯と其報告を求むることを得るなり元來請願とは下より上に向て云ふ言葉にて(其意義は解者既に憲法第三十條の解に於て説明せり)鳥辭がましく之に對して催促

する杯とは以ての外の仕打なれども既に議會に於て之を可とし擇び議決の上送付したるものなれば輿論亦之を可としたる道理にて一人の請願書も爰に至れば其の重きこと百萬人に優れり當局者も空疎には致されまじ取次たる議院も取次甲斐のある様願ふなる可し兎に角此條の主意は議院に與ふるに請願書受理の權利を確めたるものなり

(參照) 伊太利憲法第五十七條に成年の國民は議院に向て願書を進呈するの權あり議院は委員に托して其の願書を調査せしめ而して委員の陳呈に由り彌々之を受理す可きことに決定したる時は其の受理したる願書を主位の執政或は緊要なる事件を調査する爲めに設けたる寮司に送付するの權ありとせり我議院法第十三章に見ゆる請願手續と甚だ相似たるものにて法の精神は即ち此條にあり普魯西憲法第八十一條に何人も兩院に向つて自ら上言書を出すことを得ず、各院は受取る所の上言書を各執政に送付し書中載する所の訴へに付執政の辨説を求むることを得とし白耳義憲法第四十三條にも亦各民親ら兩院に向て上言書を進むることを禁ずとせり伊太利の如きも亦此明文あれども是は人民の議院に對して請願するを禁ずると云ふ義には非ずして唯自ら進呈する事を禁したるなり此自らと申すは人民が一々會場に入りて請願書を出す時は議院喧擾の憂へある故願書を差出す時は議院の書記局まで投せしむる仕組と爲せし譯にて我議院法にある議員の紹介を以て呈出す可し云々と同意義なり蓋し一般人民が己れの名代人即ち議院に向て請願するとは道理に於てあられまじき事なれば只之が執達を依頼する迄の事なれども一度び議院の手を経れば爲めに一層の重きを加

へたるものなり我憲法第三十條の場合とは少しく異なる所ありと知る可し

第五十一條 兩議院は此の憲法及議院法に掲ぐるものゝ外内部の整理に必要な諸規則を定むることを得

Article II.

Both House may enact, besides what is provided for in the present Constitution and in the Law of the Houses, rules necessary for the management of their internal affairs.

解に曰く此憲法に於ては議院の權限を確めたる表面の大綱を掲げ議院法に於ては兩議院の通則に係る大目を掲げたものにて其の議事細則又は議場の紀律など稱ふる凡て内部の取締に必要な細則細目は兩議院各々その都合を以て定むることを得ると云ふ義なり這は如何にも斯くある可き管にて先づその道さへ開け居れば時の便宜に由て議院が勝手に整理法を定むるなる可し(參照) 各立憲國の憲法に此明文を掲ぐるものあり又掲げざるものもあれ共實際上皆然れば茲に贅せず

承 前

(三月十九日 第二千二百三十三號)

第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及表決に付院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其の言論を演説刊行筆記又は其の他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるへし

Article LIII.

No Member of either House shall be held responsible but-side their respective Houses, for any opinion uttered or for any vote given in the House. When, however, a Member himself has given publicity to his opinions by public speech, by documents in print or in writing, or by any other similar means he shall, in the matter, be amenable to the general law.

解に曰く兩議院の議員は憲法に依て左右進退せらるゝ者なり、兩議院の議員は議院法又は院内整理規則に依て院内限りの取扱ひを受くるものなり左れば憲法に違ふて議事を聞く可らず又秘密を犯す可らず、議院法に背きて皇室に對し不敬の言語を爲す可らず又他人の身上に涉り言論す可らず、是等に違背する者は夫々該當の懲罰あるは申す迄もなき事ながら元來帝國議會は立法其の他會計上の事杯に就き勿體なくも天皇を協賛し奉る重き資格の位置に立てば議院内の事は院外と大に區別せざる可らず即ち此條は兩議院議員に許したる特權にて院内に於て意見を吐露し及び決議するは一任刑法民法の簡條に觸れたる所あるも這は院内の取締に屬する事にして院外に責を負ふことなし即ち一般の刑法又は民法を以て之を處分する事なし斯くありてこそ議員は前後に願慮する所なく充分に其の意見を演説し得られもするなり若し議院を責るに現行集會條例の如き嚴法を以てせば議員は箝口緘黙して唯々恐縮の餘り却て上天皇の輿慮に違ひ下人民の輿望に背くが如き場合を來す可し去にては獨立立法院たる議會の旨意に違ふ譯にて特に此條の大切なる所なり然れども議員既に議院外に出れば復た一般公共

の法律に循従せざる可らず即ち此條後文の主意にして是より前議
會にて演説表決したる同時件にても院外に於て之を演説し又は刊
行し又は筆記など種々の方法を以て公布せし更に法律の範圍内に
於て處分せらる可し即ち院の内外に依て前後其處置を異にするを
知る可し

解者尙ほ此條に於て讀者と注意を與にせざる可らざるものあり
即ち前四十八條の場合に於て兩議院の會議は公開すとあり既に
之を公開せば新聞記者を首めとして各傍聴人は議員自らの公布
を待つ迄もなく即日その議事を記して即日之を公刊することも
ある可く又筆記に演説に之を公布する事もある可し蓋し堂々た
る議院に於て聴衆の前に公言したる議員の演説を有の儘に筆記
し刊行して之を世に公にするに何の憚る所かあらんとは思へど
も法の精神は唯々院の内外に依て議員の取締を異にする云ふ
ことを明示したる迄ゆゑ新紙の記事は矢張今の新聞條例「此條
例の改正なき迄は」に依て支配され更に用捨ある可らず議員自
らも亦院内に於て言責なかりし事は假令へ院外にて之を公布す
るも差支へなかるまじ又既に院内にて咎められし程の事は院外
法律の責も避く可らざる事なるべし殊に議院法にも定めたる如
く皇室に對して不敬の言語を用ひず又他人の身上に立入りて言
論す可らずとあれば此條の事に差して咎めを受けるが如き議論も
稀なる上に尙ほ行政上に彼是の議論を試むる時などは勿ち秘密
會と爲り院内整理細則に於ては亦自ら議長の注意など稱ふる取
締方も出来て言語少し他事に亘れば議長は時々其發言者に注意
を與ふる事となる可し以上の如く院内の整理法も定まれば議員

演説の中途に議長より注意され又停止されたる言論は之を院外
に公布せば一般の法律に於ても咎めらるゝは勿論にて斯る議事
は新聞記者も亦自ら慎んで紙上に掲載せざる可し且議長の意見
に依りては時々記者に内通して今日の議事中何々の條項は暫く
記載を御見合せありたし云々杯の穩便法も出来るべし左れば院
内は院法に準じ院外は法律に依りて左右せらるゝこと新聞記者
と雖も亦間接に然ある可し或人曰く此條所記の反對に議員は院
内に於て其の言論を演説刊行筆記などして之を公布するは差支
へなきやと曰く然り議院取締法に於て其言論を咎めざりし事柄
は如何なる方法を以て公布するも差支へなし否之を院外に於て
するも差支へなし院の内外は同一事件にて唯其咎めを異にする
のみ而して咎めらるゝは一なりと蓋し解者が正面上の義解と些
か異なるの點なり暫らく記して談者と共に之を實際に會得せん
とするなり

(參照) 白耳義憲法第四十四條に兩院の各議員は其の職を行ふに
付發言したる意見に係りて糾治檢察せらるゝことなしと明かに議
事自由の特権を議院に與へたり又普魯西憲法第八十四條に議員は
公評の爲め又は院中に於て發議したる意見の爲めに之を審料せら
るゝことなし但し院則に循ひたる院中の處分は此例にあらずとし
同國の院則は各院各々自治し議員を拿捕審料することを得るの例
なり前の白耳義憲法は純然たる議事自由の權を許し後の普魯西憲
法は院則を密にして其の取締上に院の内外を區別せるものなり蓋
し白國と雖も院内整理法のなきには非ず只國々に依て多少の寬嚴
は免る可らずと知る可し此條、佛蘭西、奧斯利、西班牙、伊太利

丁抹、葡萄牙等の各立憲國憲法に皆この明文を掲げたり元來議院
に許すに議事の特権と其の會期中逮捕せられざるの特権（我國憲
法條の法）とを以てしたるは英國が嚆矢と爲りて各國皆之に倣へ
るなり英國の昔時王の專横を以て動もすれば議員の言論を束縛し
又議員を捕縛せし事例少なからざりしが故に議員は遂に王に迫り
て此自由を確め今日は他人の身上に立入りて論議するも議院内に
てあれば誹毀不問とまで爲せり議院の權力他に秀でゝ最も大なり
と云ふ可し

承 前

〔三月廿一日 第二千二百三十五號〕

第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患を除く外會
期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし

Article LIII.

The Members of both Houses shall, during the session be
free from arrest, unless with the consent, House, except in
case of flagrant delicts, or of offences connected with a
state of internal commotion or with foreign a tro ble.

解に曰く國家の安寧秩序を紊すが如き跡ある者は國務大臣と雖も
用捨すべき限りに非ず國事犯罪は之を既發と未發とに論なく瞬息
嚴重の取締を爲すべきは國家公共の爲めに緊急なればなり又現行
犯罪は現場に就て直ちに之を逮捕拘引せざればその害悪播及する
の恐れあり左れば此國事及び現行犯は場所と時と人とに差構ひ
なく法律に據て直ちに其の處分に取掛るは申す迄もなきことにて

如何に帝國議會の議員なりとて右の場合には用捨ある可らずと雖
も元來帝國議會は國家重要な事件を議し殊には立法の大權に參與
してその會期中は陛下を協贊しつゝある者ゆゑ一己私犯の故を以
て漫に之を束縛せば差當り國家の公務に關する事共を妨ぐるの道
理なり公私に依て之を輕重するも公事は先にして私事は後なり故
に此條に於ては前上現行犯又は内亂外患に關する犯罪を除くの外
は民事と刑事とを問はず又議院の内外に拘はらず議院會期中は其
の逮捕を見合せしむる丈の特権を議員に與へたるものなり但し
其の院の許諾なくしてと斷りあればその反對に院の許容したる以
上は司法警察は踏込で引捕へることを得るなり又會期中とあるゆ
ゑ閉會の後には無論一般の法律に依て支配せらるゝものと知る可
し

解者此條に於て亦讀者と共にその注意を與にせざる可らざるも
のあり蓋し爰に一の議員ありて刑事上或る審料を受く可き場合
あるに其の議員は恰も議會の會期中にあるを以て司法警察は之
を議院に請求せしに議院は故ありて之を承諾せざりしと假定し
擬司法警察官は憲法の文面に依りて其の會期の終るまで暫らく
その逮捕を見合せ閉會後直ちに之を逮捕し法廷又は警察署に於
て審問に取掛りたりと假想せん而るに此法廷は延て數日に亘
り罪狀未だ定まらざる内に忽ち臨時緊急の必要ありて天皇は爰
に俄かに臨時會を召集あらせられたりと假想したる場合に其の
議員はこの臨時會の開く事と共に一旦逮捕せられしも一時之を
解放し議會に出席せしむるや如何に刑法のみならず民法に於
ても未だ身代限の處分を宣告されず議員たるの資格に於ては缺

る所なく只その訴訟中にある際通常並に臨時の議會開けたれば如何今の國事犯罪などの豫審には動もすれば數月に亘るもの其の例少なからず實際帝國議會の開會とならば是等は如何なる處置を爲すやとは此條を解する者の注意を惹く所なる可し解者の所見を以てすれば縦へ一旦逮捕したる議員と雖もその罪の宣告なく尙は審問中にある者は議會の開會と共に一時之を解放するか然らざれば其の院の許諾を経ざる可らざるは勿論の事なりと存せらるゝなり左れば斯る場合には司法警察より再び院の許諾を請求するならん院の之を許すと許さざるとは此條に明示せる如く通常の場合と異なることなる可しと解して差違へなかる可し

(參照) 普魯西憲法第八十四條に「凡議員は開會間本院の許なくして刑法に觸れたる事犯の爲めに糾治拘捕することを得ず但本日或は翌日發見されたる現行犯は此の例に非ず其の負債の爲めに拘留するも亦同じく本院の許可を要す、本院の願ひある時は開會間は民刑を論せず凡て糾治拘留皆之を解放す」とあり左れば現行犯を以て逮捕せらるゝは我國憲と同様なれ共議院の願ひある時は我憲法も亦罪の民刑に拘らず之を解放するや否や明文に見ざる所なり埃斯利憲法第十六條に於ては尙は一層の縝密を致し現行犯罪の場合と雖も議員を逮捕せしことは其の裁判所より即時に該院の議長に通知すべしとせり此餘白耳義、伊太利、西班牙、丁抹、佛蘭西、埃斯利等の各立憲國皆現行犯の場合には直ちに之を逮捕し得ると爲せり又葡萄牙憲法第二十六條に凡貴族院若くは代議士院の議員はその現行重罪犯の場合を除くの外何れの官廳と雖も本人

が附屬する議院の許認なくして職務服行の際に拘捕することを得ずとせり少しく我憲法と異なる點なり蓋し此條は前第五十二條と連續して議事自由の特權を其の議員に與ふると共に又議院の名譽を重んずる爲め議員が犯罪上の權利に就て一般人民と異なる所あるを確めたるものなり

第五十四條 國務大臣及政府府委員は何時たりとも各議院に出席し及發言するを得

Article LIV.

The Ministers of State and the Delegates of the Government may, at anytime, take seats and speak in either House. 解に曰く國務大臣とは内大臣及び宮内大臣を除きたる今の各省大臣にして政府委員とは議院法第九章に定めたる政府議案の説明又は答辨等の爲め特に命せられたる者なり是等の人々は何時にても隨意に貴族院又は衆議院に出席して己れの意見を演べ或は辯論することを得るなり尤も是は只發言の權あるのみにて議員たらざる以上は決議の數には預からざる事議院法第四十五條に定むるが如しと知る可し

(參照) 時の執政が議院に出席し及び發言するは各立憲國皆同様にて議會の開くる時は毎もその出席を通例とすれ共議事の緊要ならざる時は自然缺席となるは諸國の例に照して尠なからざるなり英國の如き佛國の如き純全たる議院内閣の國柄に於て自黨の勝敗に關する大切なる議事を議するに至りては時の執政は滿腔の智力を奮て議場に辯論する事平生に異なれ共毎に斯るものには非ず唯是等は輿論の大問題と爲りたる事柄のみにて矢張尋常の議場に

は不參の日多しと云ふ普魯西憲法第六十條に諸執政並に執政の代理たる諸官は兩院に參入の權を有し而して發議を願ふことある毎に議院必ず之を聞く可し、各議院は諸執政の出頭を請求することを得、諸執政はその議員たる時を除くの外公許權を有せずとあり埃斯利、荷蘭、葡萄牙等の如き皆然り而して議院より執政の出席を請求するは我國憲に見ざる殊異なるの點なりと知る可し

解者本章帝國議會の職務權限を義解し了るに當り一言以て讀者の注意を促すは議會の權限中に彈劾の權なきこと是なり英國の如きは暫らく之を擱くも讀者も知る如く獨逸帝國の如き所謂君主内閣の姿にして君主の信用を置かるゝ間は如何に國會に於て時の執政を非難するも執政更迭などゝは思ひも寄らざる今の有様なれども尙ほ其の憲法には各議院は諸執政の建國法を犯したる罪又は賄賂及び謀反の罪を論告し諸執政の責任事件及びその糾治刑律を定め大法院以てその事を裁決するとあり又各院は事犯の追糾に付き檢察を行ふ爲めに理事員を命ずるの權を有すとあり蓋し實際に於ては今の獨逸帝國に行政裁判又は行政官の彈劾など其の例なき事なれども法の文面には明かに之を示して隠隱の裡に執政の專横を牽制せり我國憲法の如きは國情國勢に依て天皇の欽定に出でたるものなれば今日天皇の信用あらせ玉ふ内閣諸大臣に向て彼是彈劾する事もなく又彈劾す可き限りにも非ざることなれ共本章第四十九條にある兩議院は各々天皇に上奏することを得るとの一箇條に至りては何事に拘らず國家の爲めとあれば陛下に直訴して偏に報斷を待つ事を得べし彈劾など申す角張たる文言は結局あらざるも亦妙ならん法は死法なり時

人の活用如何にあり讀者その心して本章を解する可きなり

朝日新聞 通俗憲法註釋

(明治二十二年二月二十七日 第一千二百六十七號)

第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

我が日本の國會は貴族院と衆議院との二つを以て組み立てらるゝものなりとしてさて貴族院とは如何なる仕組、衆議院とは如何なる仕組を以て出来るものであるかといふに當第三十四條は即ち貴族院の仕組を定められたるものにて去十一日憲法と同時に發布された勅令第十一號貴族令に定められたる所に依り皇族と華族とそれから皇族でなくまた華族でなくも天子様に召出されて貴族院の議員たることを仰付られたるものと此三つの種類相集つて貴族院といふ一つの寄合を作るものなり委細右貴族院令に就て見れば相解ることなるが先づ擷摘んでこれを示せば男性にまします皇族即ち皇太子、皇太孫、親王、王の方々御齡成年(成年とは皇太子皇太孫は滿十八年其他の皇族は滿二十年にならせ給へることをいふ)に達せられたるときは別に選舉なんぞいふ手續を待たずして直に貴族院の議席に列せられ、華族中公爵、并侯爵の人に即ち二條公、九條公岩倉公德川公島津公毛利公とか前田侯池田侯蜂須賀侯木戸侯大久保侯西園寺侯とかいふ人々は滿廿五歳になればこれまた直ちに一生貴族院の議員たるべく又華族中滿二十五歳以上な

る伯爵子爵男爵の人々は其仲間にて選挙をなし其選出されたる人々は七ヶ年の任期を以て同院議員たるものなり、ソレカラ維新の元勳とか何とか國家に勳勞ある人や學者とか何とか世に呼ばれる、滿三十歳以上の男子にして天子様に召出され貴族院議員たることを仰付られたる人々は一生同議員たるべく又各府縣に於て滿三十歳以上の男子にして多額の國税を納むる金持連中を十五人選出し其中から一府縣に就いて一人を互選し其の選出されたる人々は七ヶ年の任期を以て貴族院議員たるものなり、是等の選出方に係る規則は未だ發布せられねど早晚勅令を以て定めらるる筈なれば其節また就て之を調ぶべし

第三十五條 衆議院は選挙法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す

當第三十五條は即ち衆議院の仕組を定められたるものにてこれまた去十一日憲法と同時に發布されたる法律第三號衆議院選挙法に定められたる所に依り各府縣より選出されたる議員を以て組み立てらるるものなり前例に倣ひ擲擲んで之を示せば其議員たることを得べきものは(議員を選ぶことを得るもの、定めも大抵似たものなり)年齢滿三十歳以上の男子にして直接國税即ち地租とか所得税とか酒造税とか醬油税とか菓子税とかいふものを其筋において選挙人名簿を拵らへる期日(此の選挙人名簿は毎年四月一日を期として拵らへらるるものなり)より前滿一年以上(所得税に限り滿三年以上)其選挙府縣内に於て納め仍引續き納むる者に限る、尤も宮内官裁判官會計検査官收稅官、警察官軍人華族の戸主神官及諸宗の僧侶又は教師は假令右の資格ありても議員となるこ

と相成らず、府縣及び郡の役人は其管轄區域内より選ばれて議員となることは出來ず、又議員選挙の事務に關係する市町村の役人は其選挙區内より選ばれて議員となること叶はぬなり、其他尙いろ／＼の掟あれど茲に一々書き記さんは徒らにくだ／＼しきの限りなれば之を省きぬ委細は衆議院議員選挙法の本文に就て之を知るべし、尙我日本の國會議員選挙法は右の如く世に所謂制限選挙と相定りたるが抑々議員選挙の仕方にては學者政治家などの間に於て随分議論のあることにてツマリ普通選挙と制限選挙の二種類あり普通選挙とは馬鹿とか氣狂とか犯罪人とかでない限り誰でも彼でも(未丁年の者は取除たること勿論なり)自由平等一切衆生議員を選ぶことを得べく議員に選ばれることを得べく彼は貧乏人だから議員たること相成らぬ誰は下等社會だから選挙人たるの權利なし杯云事なく苟も男一匹にてあらん限りは(女でもといふ論者もあり)皆選挙被選挙の權利ありと云大層寛大な仕組にて制限選挙とは恰も我國の選挙法同様何圓以上の税金を納る者でなければならぬとか何程以上の財産を所有する者でなければならぬとか其身代に依て選挙被選挙の權利があるとか無いとかいふことを取決めイクラ學問があらうが知識があらうが金を無ければ議員になることも議員を選ぶことも出來ぬといふ随分窮屈な仕組なるものなり普通選挙がよいといふ人は同じ一國民であり乍ら唯錢のあるとないに依つて議員となること出來ぬといひ出來るといひ平等同權たるべき同一人間に向つて段階を付けると云ふのは不條理千萬である依怙最負の沙汰である反對論者は誰でも彼でも選挙被選挙の權利ありとすれば不法な者も出るかも知れず馬鹿者も選

ばれるかも知れずといふけれども之れ所謂取越苦勞といふものにて堂々たる議員を選ぶに當つて其様に無暗な選び方をするものあるべくもあらずといひ制限選挙がよいといふ人は恒の産なきものは恒の心なしとやらで貧乏人は金錢の爲めに心を動かさるるものであるから一國の政治に與かる議員とすべからざるは勿論選挙人ともすべからず如何となれば錢さへ貰へば誰でも彼でも選ぶ様な譯で弊害百出國家の亂れる階なりといひ前號に述べた一局院二局院の議論同様孰れも一理あることにて西洋諸國でも此財產制限のあるのと無いのとあり併し乍らツマリ世の開け人の知識徳義の進むに從つて制限を寛くするといふは一定の議論にて財產制限のある國でも漸次に之を改正する振合なり我國の如きも先づ此度は右の如く國税十五圓以上といふタイした財產制限を置れたけれど漸次之を改正して遂には普通選挙とする事も出來ぬには非ざるべし此選挙法の事を容易に改正の出來ぬ憲法中に掲げずして改正し易き(憲法に比べては)法律を以て定められたるもの蓋し是等の注意に因ものなるべしと思ふ

承 前

(二月二十八日 第一千二百六十八號)

第三十六條 何人も同時に兩院議員たることを得ず
貴族院の議員たる者は衆議院の議員たること相成らず衆議院の議員たる者は貴族院の議員たること相成らず即ち議院法第七十六條にも「衆議院の議員にして貴族院議員に任ぜられたるときは退職者とす」となり若し如何いふ調子でか同時に兩院の議員に選ばれ

たるときはドチラか一方を辭退せねばならず貴族院へも頭を出し衆議院へも頭を出し双方拵持ち兩手をかけることは相成らぬなり

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

本條は當憲法第五條(天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ)と照し合せて最も重なる箇條なり天皇は國會と相談の上立法權を行ふとあれば從つて凡て法律を出すには國會と相談した上でなければならず即ち「凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す」とあつて徴兵令でも税金の規則でも民法刑法治罪法商法訴訟法は申すに及ばず言論集會出版新聞などいふ事に係る法律も凡て法律と名の附くあらゆる掟を出さるるには必らず國會の議決を経た上でなければならず國會で承知しないものは法律として世の中に發布すること相成らぬなりソコで茲に一事の注意すべき事ありと申すは余の儀に非ずヨシ其筋に於て斯ういふ法律を出したが如何ぢやといつて其草案を國會に渡しても(惟り法律のみならず毎年の歳計豫算の如きも)國會に於て不都合を唱へ斯る法律を出すこと相成らぬといつて否決したときには如何するか其筋に於ても左様かソコならよさうといつて止せばよいけれども國會の不同意あるに係らず飽迄其筋の見込を押し通し斷然件の法律を出す事なかるべきや否や即ち世にいふ不認可權を執行することなかるべきや否や蓋し當今府縣知事が府縣會に對して不認可權を行ふと同様天皇が國會に對して不認可權を行ふことは西洋各國に於ても之れあることなれば當憲法第七十六條中「天皇は不認可權を有す」といふ明文はなけれども天皇既に立法權を掌握し第六條に「天皇は法律を裁可し」云々とある此「裁可」の二字を分析すれば宜い悪いを決

めるといふことにて國會の議決に對し天皇の御思召次第よと思はるれば認可し悪いと思はるれば不認可とせらるゝものと知らざる可からざるが如し然れども當憲法中別に不認可權に係る明文を掲げられず加之「凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す」とある此「協賛」の二字は彼の「諮問」などいふ單に相談を掛けて其返事を取ると取上げぬとは此方の勝手であるなどいふアツサリしたものとはトント趣きを異にし是非承諾一致を得ねばならぬといふ意味のものにて且つ第八條に掲げられたる如く帝國議會閉會の場合に於て發せられたる法律に代るべき勅令も次の會期に於て開かれたる帝國議會に於て承諾しなかつた時には政府は將來に向つて其効力を失ふことを公布すべしとある程なれば歳計豫算の如きはイザ知らず法律となつては國會で不承知を唱へた以上は天皇と雖ども我意を張り通して所謂不認可權を行はざるべしとあるべしと思はれず若し天皇に於て國會の意見は如何しても悪いと思召るれば別に不認可權といふことには出られずとも第七條により直ちに解散を命ぜらるれば寧ろ面倒なかるべし當憲法中不認可權のことに付き何も掲げられざるこそ是れ畢竟不認可權を行はざるゝことなき所以の御趣意によるなるべしと思はる假に一步を譲り天皇不認可權を執行することを得るものなりとすれば「凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す」とありて兎に角一應は國會の會議に掛けねばならぬに相違なければ其の議決が天皇の思召に協ぬときには國會の議決も水の泡或は不認可權を行はれて國會の不同意なる法律も斷然發布せらるゝことあらんも知る可らず是れ併しながら萬已むを得ざるに於て假令天皇と雖も無暗に不

認可權を行ふて國會の議決を無にする様な不徳義なことを爲さるべきものには非ずと知るべし

承 前

〔三月二日 第一千二百七十號〕

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時に之を行ふべし

衆議院解散を命ぜられたるときは貴族院は同時に停會せらるべし

國會を開くことや閉づることや第四十二條にある會期を延ばすことや又中止することは第七條にある通り天皇の權内にあることなるが此開會閉會々期の延長及停會は貴族院衆議院同時に行ふべきものにて一方は開いても一方は開かぬとか一方は中止して一方は中止せぬとかいふことは出来ぬなり又解散の事は第七條に於ても述べたる通り衆議院は解散せらるゝことあるも貴族院は解散せらるゝことなき定めなれども既に衆議院解散せらるれば貴族院も之と同時に停會して新しい衆議院議員の出揃ふ迄待て居る都合なり是れ蓋し國會とは貴族院衆議院二ツ合せたものをいふことにて一方缺ければ最早國會でないから開くも閉めるも中止するも皆一所にといふ夫婦中お前百迄わしや九十九迄でない双方共百、九十九なら九十九迄添ひ送ける仕組なり

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたるときは勅命を以て新に議員を選挙せしめ解散の日より五ヶ月以内に之を召集すべし

衆議院の議事國の安寧を害するとか法律規則に背くとか天皇に認定され解散を命ぜらるれば其時の議員は最早議員といふ肩書を失ひたるものにて衆議院議員といふもの一人も無くなる道理なりソコで直様勅命を以て新に議員を選び出さしめ解散されたる當日より五ヶ月以内に之を召集返初日といふ具合で更に衆議院を開き再び議事に取掛るなり左れば新當座見た様に一旦解散すれば早や何時までも開かぬといふ横着なことは出来ず必ず五ヶ月経ぬ内に再び蓋を明けねばならぬなり

第四十六條 兩議院は各々其の總議員三分の一以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

府縣會や何かは過半数の出席あれば議事を開くことが出来るが貴族院や衆議院は三分一以上出席すれば議事を開きまた其議したる事柄を決めることが出来るなり此三分一といふ勘定は今いふ迄もなく貴族院なら貴族院、衆議院なら衆議院の議員の總體即ち衆議院の議員の数は選挙法の定むる所では都合三百人なれば三分の一即ち百人以上出席すれば議事に取掛ることが出来るなり左れば百人以上出席なかつた時には議事を開く事の出来ぬは勿論なり

第四十七條 兩議院の議事は過半数を以て決す可否同數なるときは議長の決する所に依る

これも會議法に於てきまりきつたことにて今に始めたことではなく出席議員の半分以上同意した事柄は即ちそれに決めることにて若し説が三ツもあり双方共同意者の數が同じであつたときは議長長の團扇の指方に依て何方にか決めること府縣會とか町村會とかは勿論何れの會議に於ても皆然らざるはなし

第四十八條 兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其の院の決議に依り秘密會となすことを得

これも今に始めたことではなく貴族院の會議も衆議院の會議も天晴れて開會し何人の傍聴をも許し其模様は新聞にも雜誌にもトシ／＼掲載して構はぬものなり尤も政府から傍聴を禁じて呉れいと求められたとき又は其院の決議即ち議長又は議員十人以上の發起により議院即ち出席議員の過半数が傍聴を禁じていゝとか禁じなければならぬとか決めたときは（此事議院法第三十七條にもあり）秘密會となし全く傍聴を禁じて會議することが出来るなり斯の如く傍聴を禁じたときは新聞や何かに掲載すること相成らぬなり

承 前

〔三月三日 第一千二百七十一號〕

第四十九條 兩議院は各々天皇に上奏することを得

貴族院でも衆議院でも譬へは何の仕方が悪いとか何々の廉は何處の落度だとかイツレ國家の爲め天子様へ御直に申上げなければならぬことがあると議員に於て考へ出し其旨發言した上三十人以上の賛成があれば之を議題として議會にかけ評議決定の上は書面に認めて天子様の御許へ差出すか又は議長を以て總代とし天子様に御逢ひを願つて直々件の書面を奉つることが出来るなり（詳きことは議院法第十一章にあり）是は上奏の權と申し申々重大なものにて國家の爲め吾々人民に取つて最も價値ある箇條なり抑も政府といふもの大臣といふものは國の爲めに設けたるものにて事々物

物何事でも國の爲めといふことを標準として仕事をしなければならず若し此大臣にして國の爲にならぬことをされては夫こそ大事なり又心から悪い事をするでなくとも大臣とても矢張尋常の人間決して失策がないとは言はず其失策を防ぐが爲には夫々直接間接の取締法がなくはならず左れば譬ば條約改正の仕方が悪いとか官有物を自儘に拂下たのは宜しくないとか何か落度のあつた時は之を訊して或は其當人が辭職するとか或ひは大臣仲間總體が辭職するとかいふことが出来ねばならぬ道理のものなり故に明治御一新の際の如き彈正臺なるものを置かれて始終政府の役人を取締り若し落度があつたときは直ちに天子様に申上げて懲罰せしめらるゝことが出来又自今は官吏服務規律などいふものもありて政事向きに於ける役人部内の取締をなせりされど從來人民には此權なし西洋各國の如きは大臣國會に彈劾權といふものがあつて政府に落度があるとか大臣が宜くないことをしたとかいふ時は國會の議決を以て之を責め付け天皇に奏上して大臣を免職させる事も出来るなり斯る掟が無いときは如何に大臣が不行届な廉があつても之を懲すに由なく大臣惟り君を欺き民を責め政府腐敗して遂に國の亂れる基とも相成るなり故に國會には彈劾權なるものありて人民自ら政府の役人を取締るものなりとす、さて我國の憲法に於ては此彈劾權の事に付何も掲げらるゝ所なきは如何なる仔細に出でたるものにてや政府に立つてゐる大臣方は何れも正直で賢いから彈劾權を國會に與へて取締らせる程の用がないとての事かさされど斯くの如き重大なることは明かに憲法に記して確め置たきものにはあらずやなどいふ者もあれど既に當第四十九條には即ち兩議院とも

承前

〔三月五日 一千二百七十二號〕

其意見のある所を直ちに天皇に奏上することを許されたり若し大臣や何かに落度でもあつたときには直様天皇に直奏すること自由自在なれば敢へて彈劾權などいふ鹿爪らしきことがなくとも充分ならんか之加に此上奏の權たる單に大臣の失策などを申上げることばかりでなく何事にまれ國家の爲め意見のある所を直奏することの出来るものなれば其區域却て大に廣しと申すべし而して國會が此直奏をなさんが爲め御逢を願ふの時に當つては政府に於て決して邪魔立てすること相成らぬものなり蓋し政府も國會も同等にして双方共天皇の御直に支配さるゝものなればなり

第五十條 兩議院は臣民より呈出する諸願書を受くることを得「日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規定に従ひ諸願を爲すことを得」と當憲法第三十條にあり吾々人民は其筋に願の廉を申立ることが出来ることなるが兩議院即ち貴族院でも衆議員でも各々臣民より差出す所の願書を受けることが出来るなり即ち吾々人民は貴族院や衆議院へ願書を出すことが出来るなりソコで毎度乍ら茲に鳥渡心得て置くべきものといふは請願とは其願人一人の利害に就て願の筋を申立て建白とは其建白人のみならず一般の利害に係ることを申立ることにて何方も同じ願の様なものなれども全く區別あるものと知るべし

第五十一條 兩議院は此憲法及議院法に掲ぐるものゝ内外部の整理に必要な諸規則を定むることを得

貴族院衆議院に係る掟は當憲法及法律第二號議院法に於てそれぞれ規定相成りたれど此外に尙議院内整理の事に就て即ち議事細則とか傍聽人規則とか種々規則を設ける必要なければならず之は議院銘々の見込次第自由之を作り定めることが出来るなり尤も件の諸規則は議院の内に於てのみ効力を有するものにて議院外に出しては効力なきものと知るべし

第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及表決に付院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其言論を演説刊行筆記又は其他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるべし

これは議院の貴重即ち議員の貴重なる所以を表はすものにて議員の特權を示すものなり貴族院の議員でも衆議院の議員でも議院に於て即ち會議の席に於て饒舌つた事に就ては如何いふ意見を述べても如何いふ説に賛成しても議院の外に於ては責を負ふことなしとあつて即ち誰が議院で斯ういふことを饒舌つたから取つかまへて牢屋に打込んでやらうとか彼は云はれる謂れなきなり是れ蓋し議院といふものは天皇の御直に支配せられ天皇と共に立法の大權を行ふ貴重の場合に於て議員は即ち相集つて此貴重なる議院を組み立てるものなれば議員の云ふ處は即ち議院の言ふ處なり憲法に對して責を負ふ外は何者に向つても責を負ふことなく何者と雖も之を制するの權なきものなり若し之に向つて彼是する者あるに至つては是れ國會の神聖を害するものにて且會議の席に於て彼是いつた事に就てまた外に出て如何斯う云れる様では充分國會に於て意見を述べる事も出来ぬ様な譯で甚だ不都合を生ずるもの

なればなり尤も議員と雖も相集りて議院を組み立てる後に於てこそ國會の名もあり實もあつて右の如く神聖貴重なるものなれど其議員も議院の外に在るときは矢張通例の一人民であるから議院の外で饒舌つた事や何かに就ては通例人民の通り刑法にも民法にも一様に支配せられ敢て變ることなきものなり左ればこそ「但し議員自ら其言論を演説刊行筆記又は其他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるべし」とあつて議院の中では敢て責任を負ふことのないお饒舌でも件の議員自身で之を出版するとか何とか議院の外に公けにしたときは通例人民の通り支配せらるゝものなり尤も茲に「議員自ら」とあつて自分が國會で饒舌つたことを自分が出版するとか何とかしたときに限り右の通りな事に於て他人が其お饒舌りを筆記して出版するとか新聞に出すとかしたことは如何なることを饒舌つても差支ないとは云へ議院法に於て定められたる通り皇室に對し不敬の言語論説を爲すことを得ず（議院法第九十一條）無禮の語を用ゐることを得ず又他人の身上に涉り言論することを得ざるものなり（同九十二條）尤も是等の事を犯すときも矢張議院の内に於てのみ責を負ふことにして即ち議院の議決に依て懲罰せらるゝのみにして議院の外に於ては相變らず毫しも責を負ふことなきものなり

第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし

これも前條同様の譯柄で矢張議員の特權を示し議會の神聖を表は

すものなり即ち貴族院の議員も衆議院の議員も其會期中は假令犯罪の廉があつても限り拘引捕縛せらるゝことなきものにして若し司法警察官とか何とかに於て議員に嫌疑をかけ拘引したいと思ふときは先づ其旨衆議院の議員なら衆議院へ貴族院の議員なら貴族院へ掛合ひ拘引してもいゝといふ返事を得た後でなくては拘引捕縛すること相成らず若し拘引してはならぬと云はれた時には致方なく會期の了り國會の閉場する迄手を明けて待つて居なければならぬなり尤もまのあたり犯罪の廉あるとき又は謀叛を企てたとか外國に向つて私かに軍を起すとか即ち刑法第二章にある内亂に關する罪や外患に關する罪を犯したときは此限に非ず會期中でも其議院で承知しなくとも會釋なくひつつかまへらるゝものなり

第五十四條 國務大臣又政府委員は何時たりとも各議院に出席し及發言することを得

國務大臣即ち宮内大臣を除くの外の大官及び政府委員即ち大臣でなくとも同く政府の役人にして今府縣會や何かでいふ所の説明委員見た様なものは何時でも貴族院や衆議院に出て饒舌することが出来るなり尤も假令議院へ出て饒舌つても表決の數に預かるべからずと云つて即ち今府縣會や何かでもある通り決を取る場合番外が起立の數に入ることがならぬと同様なり尤も大臣や政府委員でも國會議員を兼て居る者は表決の數にも入ることが出来るなりソコデ大臣や政府委員が自身で國會に出席することは右の通り權利を示されたれども國會の方から大臣とか政府委員とかに出席して貰ひたいふ時の事に就いては何も掲げらるゝ所なきは如何のものにや國會に於ては其出席を求めるの權利がないものであらうか

といふものあれどそれはチトそゝツかしい觀察で當憲法には何もないけれども議院法第四十四條には「委員會は議長を經由して政府委員の説明を求むることを得」とあり同第四十八條には「兩議院の議員政府に對し質問を爲さんとするときは二十人以上の賛成者あるを要す」云々同第四十九條には「國務大臣は直に答辨をなし又は答辨すべき期日を定め若し答辨を爲さざるときは其理由を示明すべし」とあれば右等の心配は先づ御無用なりと申すべし尙詳しきことは議院法第九章并第十三章等にあり

繪入朝野新聞
憲法正條

〔明治二十二年三月廿九日第千八百九十八號〕

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す
帝國議會とは十餘年來吾れ人共に唱へ來りたる所の國會にして此の議會こそ我々人民が代人を出して政治向きの御相談に預る場所なれ即ち 天皇陛下が法律を制定遊ばさるゝ時には本法第五條に見ゆるが如く必ず議會の承諾を経て而して後之を天下に行はせらるゝ儀なれば議會は上 天皇陛下を翼賛し奉り下人民の幸福を進むるの所なり實に幾千年來專制政治の下に棲息したる我々祖先の夢にも想はざりし事ならん今日立憲政體の世に生れ逢ひたる吾々の喜び果して如何許りぞ倍此の議會には一

承前

〔三月卅一日 第千九百號〕

第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たることを得ず
元來貴族院と衆議院とは全く其の性質を異にし一方は貴族的代表者たり一方は平民的代表者たり既に其性質を異にすれば其利害も亦た自ら相同じからざるは當然の事なり故に何人に限らず貴族院議員にてありながら衆議院議員を兼ねることを得ず又た衆議院議員たる者は貴族院議員たることを得ざる旨規定せり斯くてこそ二局議院制を採用したるの効能を顯はすことを得べきなれ

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を要す
昔しは一たび法律を上より發布せられたるときは如何に下方に取りて不便利の廉あるも人民は黙止して之を守らねばならざりしことは皆な世人の記憶せる事なるべし然るに憲法を發布せられて國會を開かるゝこととなりては左様は參らず後來は種々の法律を一切議會に出して其意見を聽かれ其の承諾を経て而して始めて發布せらるゝ事となる次第なり左れば若し我々平民の代表士が人民の不利益なりと認めて之を否決したる時は其の草案は其ぎりにて法律とならざるなり(天皇不認可の場合格別)之を要するに本條は帝國議會の承諾を経たるものにあざれば法律の効力を有せざることを明示したるものにして我々人民の最も注意し置くべく條項なりとす

局議院制と兩局議院制との二あれども英國を始めとして何れも概ね兩局議院制ならざるはなく我か憲法にても貴族院と衆議院との二局を以て成立することゝ定めたり是れ畢竟一局議院制に比ぶれば其議決する所も自ら過激に失するやうの憂ひなく社會の秩序も亦自然に保たるゝの利益あるが故なり
第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及び勅任せられたる議員を以て組織す
抑々貴族院なる者は上は皇室の藩屏となり下は人民の模範となるべきものにして其の身分年齢等の資格は總て貴族院令の第一條に詳かなり
第三十五條 衆議院は選舉法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す
衆議院を組み立つるには決して上の干渉を受けず我々人民が氣に入りたる人を選び出して政治向きの御相談に預る次第なるを以て是れ即ち人民に參政の權利を與られたる譯合となる然れども普通選舉法として身に一文なしの者までが之に與かることゝなれば其弊害甚だしきものあるが故に之を制限したることは選舉法に明かなれば其資格等は之に就て見るべし尤も今や選舉法は果して我邦の事情に適したる制限なりや否やは一問題なれども元と選舉法を制定するに一定の元則あるべき筈のものにあざざるを以て時世の遷り變りと人民政治思想の高低とに隨て時々之を變更するものなりと心得置くべし

第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案を議決し及々法律案を提出することを得

兩議院は政府より出されたる法律の草案を議決することは前條に云へる如くなるが獨り政府より提出せられたる法律案を議決するに止まらず議會の方よりも法律を發議して之を可決し以て天皇陛下の裁可を請ふことを得るなり

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを得ず

政府は兩議院孰れより提出したる法律案にても物の美事に兩院を通過せしものならざれば法律とならざるを以て若し孰れにても一院の否決する所となりたる場合に當り負け惜み強く今日も此を引つ張り出し明日も亦其れを擔ぎ出すやうの事ありては到底果しの盡かざる話なるが故に斯く一院にて否決せられたるものは同會期中に提出することを得ざる旨規定せり

第四十條 兩議院は法律又は其の他の事件に付各々其の意見を政府に建議することを得

但し其の採納を得ざるものは同會期中に於て再び建議することを得ず
兩議院に於て法律改正案の提出を望むとか若くは法律の施行上に弊害ありとか其他凡て一般人民の不便なることあるを見出したるときは之を政府に建議すべきの權利あるを示せり尤も之れを採用するとせざるとは政府の權利なるが故に若し之を採用せられざる場合ありと雖ども同會期中に重ねて建議することを許さざるものとす

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

我邦の如く代議政體を産み出す事に就て格別骨を折らざる人民はウツカリ此條を讀み過す者あるべけれど英國のチャーレス一世の時などには殆んど十年餘りも議會を召集せざりしことあり若し萬が一にも斯くの如く議員を呼び集められざるやうの事あらば代議政體を建つるとも何の役にも立たざる譯合なれば我が國に於ては毎年必ず國會を開かるゝことを明示せられたるものなり

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合に於ては勅命を以て之を延長することあるべし

三ヶ月位の會期なれば先づ長短其の宜しきを得たるものならん若し又臨時必要の事あれば 天皇陛下は勅命を以て之を延長せらるゝ事なれば敢て差閥を生ずることなる可し

承前

(四月三日 第一千九百二號)

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すべし臨時會の會期を定むるは勅令に依る

憲法第八條に天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す」とあれども是れはホンの公共の安全を保存すると災厄を避くるとの二者の場合に限りたることゆゑ如何なる場合にても緊急の必要でさへあれば勅令を發すと云ふ義にはあらず左れば其他の事に付き何時如何なる肝要の事件起りて至急議會

に相談せねばならぬ場合あるかも知れず依て茲に帝國議會の通常會期三ヶ月の外に臨時會を開かるゝ事あるを示し且つ其日數月數等は勅命に依りて之を定むることを示せるなり

第四十四條 帝國議會の開會閉會の期を延長及び停會は兩院同時に之を行ふべし

衆議院解散を命ぜられたるときは貴族院は同時に停會せらるべし
開くも閉づるも延すも休ましむるも衆議院と貴族院とは同時一緒に之を行はせらるゝ其の次第は元と兩院合體して始めて議會の効能ある譯合にて若し一方の議決を経ざるものは何事に依らず社會に出して役にたゞざるもの故一方を閉ぢおき乍ら他の一方を開くも寔に益無き事なれば併てこそ衆議院にて一般人民の輿望に背くが如き議決を爲して解散を命ぜられたる時は貴族院も共に停會して新議院の組み立てらるゝまで待ち居る次第なり

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたるときは勅命を以て新に議員を選舉せしめ解散の日より五ヶ月以内に之を召集すべし
衆議院解散の事は議會に於て如何にも不穩當なる或る議決を爲せし場合に當り全國人民の望む所も代議士の云ふ所と同じ事なるや否やを知らんが爲めに施す所的手段なれば固よりメツタに之れ有るべき事ならねど若し萬が一にも解散を命ぜねばならぬ事ありて已を得ず之を命ぜられたる時に自然其れぎりにて英國の或る王の時代に於けるが如く跡で新議員を召集せらるゝ事なき時は代議政體の本旨に背くこととなるを以て我國にても念に

念を入れて若し衆議院を解散するときには必ず五ヶ月以内に新議員を召集さるゝ事を掟て玉へり

第四十六條 兩議院は各々其の總議員三分の一以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

代議士なるものは多人數の委託を受け居るものにして其任甚だ重きが故に苟くも議會の開け居る間は毎日勉強して出席すべき理窟なれども或は病氣の時もあり或は其他の事故もある可ければ此場合に若し一人も残らず出席するにあらざれば一切議事に取掛ること出来ずとすれば實際上其の差支へ擧て言ふべからず左ればとて少數の議員にてもズン／＼議決することゝなれば所謂寡人政治と同様の結果となりて代議制の本意に背く次第ゆゑ我邦にても其所に制限を立てゝ三百人の議員中三分の一即ち百人以上出席すればモハヤ議事に取掛り且議決して宜しき旨を定めたり

第四十七條 兩議院の議事は過半数を以て決す可否同數なるときは議長の決する所に依る

茲は決議の方法を示したるものにして其の過半数とは出席員の過半数にして議員總數の過半数と云ふ意にはあらず又た唯だ多數と云ふ義にもあらざるなり例へば出席議員百二十人ありと假定せんに其說三派に分れ甲は三十人の同意者あり乙は四十人、丙は五十人の起立者ある場合には何れも其過半数即ち六十一人に満たざるが故に議決の効力を有せざれども其說二派に別れたる場合に一方は五十人の同意者あり一方は七十人の同意者ありたるときには其の七十人の方を以て議決とする事なり若し又た

甲乙の兩説孰れも六十人づゝなるときは議長の特権を以て孰れか一方へ國扇を上ぐるなり議長は斯る特権を有するものなるが故に其胸中は何にも公平無私にして聊か依怙鼻負を挾まざる者ならざる可らず

第四十八條 兩議院の會議は公開す

但し政府の要求又は其の院の決議に依り秘密會と爲すことを得公開とは其議する所を輒み隠しなく誰にでも之を聴かしむるの謂にして政事の公明正大とは即ち此の事なり、是を代議政體の本則とす蓋し上の事は下に達せず下の事は上に通せず何事も秘密々々と常に其間に猜疑心を挟み詰らぬ事までが官民軌轢の種子となる事あるは君主政體の弊害にして文明の事にあらざればなり然れども又外交の掛引き、或は戦時の軍略などを無暗矢鱈に多人數に知らしむるは其害甚だ多くして固より策の得たるものにあらざるが故に斯る場合には政府の要求若くは議院の發議に由りて秘密會議と爲すことを得るなり

承 前

〔四月九日 第九百七號〕

第四十九條 兩議院は各々天皇に上奏することを得

我邦の兩議院が杖とも柱とも頼むべき甚だ大切なるは蓋し此條項にして是れぞ即ち議員上奏の特權なり西洋諸國には此外に尙ほ大概彈劾の權として其内閣大臣が不都合の所爲ありたるときは下院之れを彈劾し上院其裁判官となりて其の理非曲直を判別するの仕組みあれどもひとり我邦には此の權利をあたへられざり

しが故に若し内閣の諸大臣も其の他重なる官吏にして人民の自由を妨げ國家の福利を害する等の非道なる行爲あるときはやむを得ず兩院議院は議院法の定むる手續に従ひ各々其の議長をして國務大臣の引合せを得親しく 天皇陛下に拜謁を請ふたる上其の事を奏聞する仕宜となるなり左れば此奏上の權こそスハと云ふ時に當りて無二の効力を有するものなれば特に我邦の議院が之を貴重するも亦た道理ある事どもなり世には我が憲法が西洋諸國の如く彈劾の權を與へざりしを不満に思ふものも或は之れ無きにあらずれども吾輩は今更ら斯る不足を言ふを好まず成る程昔し人智の未だ進まざりし時代にありては此の彈劾權の代議政體に必要にて缺く可らざるものなりしならんれども後來人文開化の時世となりては苟しくも議會にして右の奏上權をさへ有し居らば敢て彈劾權の必要を感ずるの時なかるべしと思はるゝ其證據には彼の英國の如き已に八十餘年間も之を用ひずして立派に内閣の更迭を行へるにあらざりや故に吾輩は我が議院にても此の奏上權の運用をさへ巧みならしめば随分彈劾權の必要を感ずることなしと信ず

第五十條 兩議院は臣民より呈出する請願書を受くることを得

議員は元より我々人民の代表者なるを以て其議決する所は假初にも人民の不爲となるやうの事あるべき筈はなけれど萬が一にも其氣附かざる事ありて實際人民に不便利なること等あるときは人民より兩議院へ其事情を具して請願することを得るなり尤も其の手續及び請願の性質、又は受理するとか受理せざるとか云ふ細則は議院法第十三章第六十二條より第七十一條までに詳

かなり

第五十一條 兩議院は此の憲法及議院法に掲ぐるものゝ内外部の整理に必要な諸規則を定むることを得

兩議院大體の規則は概ね此の憲法と議院法にて定められたれども其内部に屬する發議の仕方とか又は討論の仕方とか或は議決の取りかたとか但しは院内諸役員、又は傍聴人に關する規則とか云へる總て議場を取締るべき諸規則を規定し得るなり但し其効力は院内丈けに限る

第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及表決に付院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其の言論を演説刊行筆記又は其の他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるべし

此條の大意は議員が議會の席に在りて事を議するときに當りては通常の刑法・民法に觸るゝ言論を爲す共表決を爲す共決して院外の法律を以て之を罰すること能はず然れども若し議院の外に出で、議員自身が演説することか又は新聞へ載せるとか或は其の筆記を配るとかせしものゝ一般法律に背くものあれば其時は早速之處分すべしと云ふに在りて即ち議員の言論自由を確かめたる大切の箇條なり蓋し其理由とする所は議院は元と獨立立法部の一つなれば之を裁判するに其の自ら制定したる法律を以て自身を處分するの道理無きに由れり尤も議員を懲罰するには別に議院法第十七章第十八章に於て細かに其規則を定めあり就て參看すべし

承 前

〔四月十二日 第九百十號〕

第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるることなし

貴族衆議の兩院議員は假令普通刑事に觸るゝ罪あるも其議院開會中なるときは逮捕拘引するを得ず若し會期中に在りて之を逮捕せんとするときは其院の承諾を得るを要す自然議院が之を許さざる場合に於ては警察官司法官は復た之を如何んとする能はず唯だ其會議を終るを待ち居るのみ尤も如何なる罪を犯しても逮捕せられずと云ふ次第にはあらず彼の刑法第二章第一節にある内亂に關する罪ありとか若くは同第二節にある外國に關する罪ありとか又は如何なる罪に限らず現に之を犯しつゝあるを發覺せらるゝとか云ふ場合は假令議院の會期中にても又は議院の許諾を経ざるとも更らに其等には頓着なく之を逮捕することを得るなり抑も議員に斯くの如き特權を與へられたるものは立法部たる議會の一分子たるものを何時にても普通治罪法の手續きに依りて之を逮捕するやうの事ありては立法事務の妨げとなり又議會の名譽を毀損し時には政府が私意を以て其の敵黨を少なうせんが爲めに之を逮捕する様の事ありては甚だ不都合なるが故に外ならずして即ち議員身體の自由を確めたるものなり但し歐米諸國の憲法にては大概其開會前後二十日若くは四十日位を掛けて既に議員を逮捕し得ざる旨を規定しあれども我邦にて

は單に會期中と定められたれば我が代議士は最早や召集の勅詔に接したる後にも未だ開會の期に達せざるときは遠慮會釋なく之を逮捕せらるゝものと知らる

第十四條 國務大臣及政府委員は何時たりとも各議院に出席し及發言することを得

本條は行政官の議院に對する權限を示したるものにして國務大臣とは内大臣と宮内大臣とを除きたる各大臣の事を云ひ政府委員とは何れの官吏にても政府より議案説明員として特命せられたるものを云ふ備て右の國務大臣と政府委員とは何時にても兩議院に出席し又は辯論することを得るなり但し議決の數に加はること能はざる等は凡て今の普通會議に所謂る番外議員の如し

國民之友

憲法 一班

(明治二十二年四月二十二日 第四卷第四十八號)

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院、衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

一局議院二局議院の利害に就て、明治十五年頃多少我國有志者の議論もあれ共、實際歐洲各國の取る所は悉く二局議院なりとす、一國の人民たるものその知識に於て、その財産に於て、皆相平均し、社會上政治上等差を起すべき貴族的分子消滅するに及んでは一局議院の制行はれざる事はなけれ共社會の分子

中に華族なり、大地主なり、大資本家なり、大製造家なり、一般平民とその利害を異にするもの存する間は已むを得ず二局議院の制を取らざる可からず、併し、如何にその名は二局議院なりともその實力衆議院にありて貴族院は只衆議院の議決を唯々諾々をなすに止まるときは其の實一局議院たるなり、其實已に一局議院あらば亦何ぞその名の二局議院なり三局議院なるを思へんや

第三十四條 貴族院ハ貴族院令カ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任

セラレタル議員ヲ以テ組織ス

勅任議員は貴族令に定めある如く勳勞者、學者、土地工業商業に多額の國稅を納むるものなれば、貴族院なるものは有位者、有功者、大學者、金滿者等皆貴族的分子を含む人々の寄り合なり故に貴族院の利害と一般人民の利害と一致せざる事もあるべけれども貴族院議員たるものは可成私を捨て多數の輿論に従はざる可らず

英國上院の特權は下の如し、第一議員在らざるも他の議員に代辯せしむるの權、第二下院の決議に不同意をするの權、第三貴族に關る發案權、第四上院の貴族は殘らず王の召集を受くるの

權、第五國會へ往來する途中、王に屬する森林の鹿を殺すの權第六誹謗暴言に向て重き賞金を要求するの權、第七高僧を除き皆叛道・重罪に就て貴族より審問せらるゝの權、第八裁判官の助言、扶助を請ふの權

第三十五條 衆議院は擧法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

衆議院官譯英文 House of Representatives とあれはその意味代議院に同じ、衆議院にして踐民の放談所、喧嘩場となりては大事なれとも、その擧法に掲けたる資格高きに過ぎ富者利し

一階級に私しする傾ありて一般人民の輿論と議會の輿論と相背戻する如きあらは是れ公權の公の字に對して少々愧しき心地せるべし

英國下院の特別權は第一、金錢に關する凡ての發案權、第二、金錢の供給を意の儘にすること之れ行政部の上にその勢力を保つ所以なり、第三政府の帳簿を檢査すること

第三十六條 何人モ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

一方は貴族若しくは勅選議員にして他方は民選議員なり一方は貴族的分子を代表し他方は平民的分子を代表するものなれば之を混同すべからざる勿論なり

第三十七條 凡ソ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第五條と同意味なれば贅せず

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

我國の憲法にては貴族院衆議院との權力にその等左なきものゝ

如し普魯西に於てすら「國計ニ係リタル法章ノ議案ハ初メ下院ニ付シ議ヲ取ルヘシ、上院ハ之ヲ概可否スヘシ」とあり又伊太利に於ては「物品ニ賦シ國費ノ豫算表ヲ製シ及ヒ國庫ノ現金ニ關スル法律ハ下院ニ於テノミ起草スルモノトス」とありてその議決權に於ても、その起草權に於ても下院の權力獨り強大なり然るに我國に於ては斯の如き差別あるを見ずサレハ我國貴族院の爲めにはその權力の外國に比して多きを、視せざる可らざる譯なれとも、國計國費に係る者は貴族院よりも衆議院の方人民に接し居れば貴族院は漫りに衆議院の議決を蹂躪せざる様に謹まざる可らず

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再提出スルコトヲ得ス

普魯西の憲法には「兩院ノ一若クハ國王ヨリ斥ケタル法章案ハ同會ニ於テ再提出スルコトヲ得ス」伊太利は「立法部ノ三派國王上ノ何レニ於テモ一タヒ否拒セラレタル法律案ハ同時ノ集會ニ再ヒ提出スルコトヲ得ス」と明記せられ與に兩院の外に王を加へありとも我國は則然らず、單に兩議院のみを掲げて王を加へざるなり、是れ天皇は法律案を裁可し玉ふのみにて否拒し玉はざるてふ意味を含むか、吾人は之を明辯する能はず或は曰く否否、第六條に天皇は「法律ヲ裁可シ、其公布及執行ヲ命ス」とあり、是の個條あるを以て別段本條には天皇てふことを加へざるなりと然れども伊太利及普魯西の憲法には與に王に裁可及公布の權あるを明記せり、之を明記したる上に王の扱みたる法律案は同會に再來するを得ざるの明文あるにあらずや

第四十條 兩議院ハ法律又ハ他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ建
議スルコトヲ得、但シ採納ヲ得サルモノハ同會議中ニ
於テ再ヒ建議スルヲ得ス

兩議院は法律案を提出するの權を有するか故に建議の必要な
か如しと雖も、政府が兩議院に出して否決したる法律案に付き
その意見を添へて之を建議するか如き、若し現行の法律中修正
を要することあれば之を政府に建議して政府の改正案を議會に
提出するを促かすか如き、特に第六十七條に示せる憲法上の大
權に基ける既定の歳出及法律の結果により又は法律上政府の義
務に屬する歳出に向て之を増減せんことを建議するか如き皇室
經費に向て建議するか如き又は他の行政上に於ける政府の處分
に對してその是非曲直を建議するが如き、その必要少しとせず
第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

英國に於て千三百三十年國會は毎年之を召集すと定められとも
千四百七十四年より千四百八十三年まで只一度開會（四十二日
間）したるのみヘンリー八世の晩年十三歳間に僅に一度の開會
あり、ヘンリー七世の晩年十三歳間に僅に一度の開會あり、ヘ
ンリー八世は千五百十五年より千五百二十三年まで強て國會を
開かず、ゼームス一世は千六百十一年より千六百十四年まで千
八百十四年より千六百二十年まで國會なく氣儘の政治を行なひ
チャレス一世は千六百二十九年より千六百四十年まで十二年間專
制をなし、遂に改革を醸すに至りたり、然れども我政治の賢明
なる、決して斯の如き愚をなして血を流すを好まざるべし
第四十二條 帝國議會ハ三ヶ月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於

テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スル事アルベシ
三個月にしてその議事續らざるときは天皇陛下は之を延長し玉
ふことあるべし
普魯西の憲法は「國王ハ議會延留スルコトヲ得但シ本院ノ承諾
ナクシテ延留三十日ヲ越ユルコトヲ得ス」とあり、白耳義は「國
王ハ兩院ヲ延留スルコトヲ得然レトモ兩院ノ承諾ナクシテ延留
一ヶ月ヲ越へ及一會ニ兩次ノ延留ヲ爲サシムルヲ得ス」と掲げ
り

承 前

〔五月二日 第四卷第四十九號〕

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召
集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

公共の安全を保持し又は其災害を避くる爲め臨時に一つの法律
を發布するの必要あるか、臨時經費を要する場合に於て臨時會
を召集するは當然の事なれとも、一旦常會に於て議決したる經
費を是經濟的に費さずして不足の生したる場合の如き、一般
人民に於てさしたる必要利益もなきに只政府一時の都合より法律
案及其の修正案を議決せしめんと欲する場合の如きときに之を
開くは即ち帝國議會の神聖を蹂躪するものなり
第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ
之ヲ行フベシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停

會セラレベシ

我國の憲法に依れば貴族院衆議院を併せて帝國議會と稱し、法
律も、經費も一に帝國議會でふ一體の協賛を経る事となせり、
左れば兩院中の一院にて之等の協賛を與ふるは違憲の事なりと
謂はざるを得ず、荷蘭國などには、上院も民選なれば、國王
は獨り下院のみならず、上院をも解散することあれば、國王
貴族院は皇族華族及勅任せられたる議員より成るものなれば、
之を解散し玉ふ謂れなし

第四十五條 衆議院解散セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ
選舉セシメ解散ノ日ヨリ五ヶ月以内ニ之ヲ召集スベ

普魯西は「國王ハ必ス解散ノ日ヨリ六十日以内ニ撰舉人ヲ徵集シ
而シテ九十日ニ議員ヲ召集スヘシ」伊太利は「下院ヲ解散スル
ノ日ヨリ四個月以内ニ更ニ召集スヘシ」白耳義は「解散ノ文書ニ
ハ四十日間ニ撰舉人ヲ徵集スルコト二月間ニ議員ヲ召集スルコ
トヲ載ス」とあり、吾人は是等に比して我國の解散より召集ま
での日子の少しく長きを覺へざる能はず、然とも五箇月以内と
記しあることなれば議員改選さへ済めは二箇月にて三箇月に
ても直に議會を召集せらるゝならんと思ふ、然れとも若し議員
召集を解散より五箇月後となさんか、之か爲に帝國議會をして
歳入歳出豫算を完く議決し能はざらしむる場合なきにあらざる
べし、會計法第一條に「政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マ
リ翌年三月三十一日ニ終ル」と記せり、然るに議會にして、豫
算表に就て議論紛々して十二月若しくは翌年一月に延引し猶決

せずして遂に解散せられたりとし、解散後改撰に至るまで五個
月を費やし議會の開會五月若しくは六月に延引するとせば、政府
は會計年度の初め即ち四月一日より議會の議決に至るまでの經
費を如何すべき、憲法第七十一條「帝國議會ニ於テ豫算ヲ義定
セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行
スベシ」の個條を推し立て前年度の豫算通りに經費を差出すべ
し、是れ已むを得ざるに出ると雖當に議會を毎年召集する所以
の道に叫ぶものにあらず、故に吾人は政府が漫に議會を解散す
るを望まず、萬已を得ず解散すると雖解散後可成速に議會を召
集せんことを希望するものなり

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニアラ
ザレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

出席議員總數三分の一以下なれば、議事を開くことを得ず

又は議決なすことを得ざるなり、歐洲各國中或は過半数を以て
或は三分の二を以てして一定せず

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキ
ハ議長ノ決スル所ニ依ル

別段解釋を要せず又評すべき程の事ならず、本文通りにて相當
ならん

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其院ノ決
議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

白耳義は「兩院ノ集會ハ公行トス然レドモ各院其議長又ハ議員
十人ノ求望ニ依テ秘密會ヲ行フ」伊太利は「各院ノ集會ハ公行
トス、然レドモ議員十人ノ求メニ依リ秘密會ヲ行フコトヲ得べ

シ。普魯西は「兩院ノ集會ハ公行トス、議長若クハ議員十人ノ請求ニ依ルトキハ各院秘密會ヲ行フヲ得」とありて、未だ政府の要求あるか爲めに秘密會を開くの個條あらす

第四十九條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得 歐洲の立憲帝國多く此の個條あり、而して猶議院に彈劾權を有せしむ而して我國に於ては彈劾權の個條なし、然れとも大臣の所爲有罪と認むるか、政府の政務不正と認むるときは政府の手を經ず直に九重の深きに在らせらるゝ、天皇陛下に上奏するを得れば、議會は宜しく此個條を適用せざる可らず、されは天皇陛下の聰明なる必ず正當の處分を下し玉ふべきなり

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得 從來人民にて願望することありと雖之れを輿論に訴へ輿論の贊成を以て之を實行するの便あらざりしも、議會設立の上は之を議會に請願し議會之に贊成すれば、其の願望を達すべき法律案を發し、之を議決するを得へく人民に取りて何よりの幸なり普魯西にては人民の上書は之を議院の書記局に投ずる事となり居れとも我國の議院法によれば議員の紹介に依りて議院之を受取ることとなせり

第五十一條 兩議院ハ此憲法及議院法ニ掲クルモノノ内外外ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得 議員相互發言の前後を規するか如き、着席の順序の如き、議長に議場内を整理する爲めに必要なる權力を與ふるか如き、傍聽人に對する取締の如きその必要に應じて兩議院は之に關する諸規則を定むるを得べし

第五十二條

兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラソノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルベシ

議員が演説討論を自由にするの特權を規定したるものにして假令如何なる不敬なる言語を皇室に向て吐くも如何なる過激なる人身攻撃をなすも、議院法に定めたる罰則に照するゝのみにして議院外に於て再び之を審問處刑せらるることなし、英國に於て千六百年の始めまでは議院内の議論に對して國王の逮捕處置する所となりしもの少なからず、千三百一年議長ヘンリー・ケリーカエドワード一世の爲に捕へられたるを初めとして千三百九十七年に於てはトウマス・ハックスリーがリチャード二世の爲に帝室費を議したりとて捕縛せられ千四百五十一年にはトウマ・スヨンク千五百十二年にはリチャード・スコロド、千五百七十一年にスツリクランツ千五百八十八年にベール、千五百八十八年にベートルウエントウラルス、千五百八十九年にエドワード・ホブビー、千五百九十六年にプロムレ、千五百九十三年にモリス、千六百十五年にウニトウラルス等千六百二十六年にジョン・イリオット等皆多くは王室に對し不敬の所爲ありとして王の捕縛所罰する所となり、議院内議論の自由定らざりしと雖千六百年の終に及て遂に「國會内ノ演説議論、動作ハ國會外ニ於テ裁判所又ハ他ノ所ニテ責メラレス間ハレス」と云ふ保障を得るに至り

但し書は議員が身親ら議院内に一度言ひ出したる事を演説出版

筆記等の手段にて再び議院外に公布したるときは一般の法律即ち集會條例出版條例、新聞條例等にかゝりて處分せらるゝとの事なり

承前

〔五月十一日 第四卷第五十號〕

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルルコトナシ

本條亦議員の特權を規定したるものなり、獨り議院内のみならず、議院外に於ても瑣細の事を口實として議員を逮捕するは、全國民の總代たる議員の神聖を傷くるのみならず、立法部を蹂躪するものなれば本條は随分大切の個條なり、本條によれば議員たるもの會て如何なる犯罪ありしに拘らず、現行犯若くは内亂外患に係るにあらざるよりは議員の承諾を得ずして、漫にその議員を逮捕し、召喚し、審問するを得ず衆議院の議員を逮捕するには衆議院の承諾を要し、貴族院の議員を逮捕するには貴族院の承諾を得ざる可からず

伊太利の憲法は「現行犯罪ヲ除クノ外會期中代議士ヲ拿捕スルヲ得又下院ノ許可ナクシテ刑法ニ觸レタル事件ノ爲メニ之ヲ裁判所ニ召喚ス可カラス」下院ノ會期中ニ於テ要償ノ爲メニ代議士ニ禁錮ヲ宣告シ捕縛ヲ付ス可カラズ一會期ノ前後三週日間モ亦然リ」と記し普魯西は「凡ソ議員ハ開會中刑事ニ觸レタル犯罪アリト雖本院ノ許可ナクシテ之ヲ糾治拘捕スルコトヲ得ス

但即日或ハ翌日發見サレタル現行犯ハ此限リニアラス、其負債ノ爲ニ拘留スルニモ亦同ジク本院ノ許可ヲ要ス、本院ノ請願アルトキハ開會中民刑ヲ論セス凡テノ糾治拘留皆之ヲ解放ス」とありてその大要は我國の憲法と異なる所あらす

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ議院ニ出席シ發言スルコトヲ得

國務大臣及政府を代表する委員は何時たりとも衆議院なり貴族院なりその要する所に出席してその言はんと欲する所を言ひ或は政府の政略方針を辯明し或は議院の質問に答ふることを得るなり、然れとも議員を兼ねるにあらざれば決して可否投票の數に加はることを得ざるなり、普魯西の憲法には「各議院ハ諸大臣ノ出頭ヲ請求スルコトヲ得」とあり、我國には此明文なければ共大臣の説明辯明なければ不審明ならず議事に差支ゆるときなどは兩議院共國務大臣の出頭を請求し得るは勿論の事なりと思はる

第四章 國務大臣及 樞密顧問

東京日日新聞

大日本帝國憲法解釋

〔明治二十二年三月五日 第五千二百二號〕

第四章 國務大臣及樞密顧問

本章は 天皇陛下の行政權施行を補助する行政部國務大臣の責任及び 天皇陛下が政治上の事件に關して下さるゝ諮問に應ずべき樞密顧問の責任を規定せられたる章なり

第五十五條 國務各大臣は天皇を補助し其責に任ず

凡て法律勅令其他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要す

本條は國務大臣の責任を示したるものにして最も重要な條なり其理論を述ぶるの前に於て先づ本條の意を解すべしそも國務大臣とは行政部各省の主任大臣を云へるものにて宮内大臣及内務大臣を除くの稱なり例へば内務大臣外務大臣陸軍大臣等の如し是

れ皆な天皇陛下を補助して行政の國務に任ずるが故なり其内大臣及び宮内大臣は何れも 皇室内部の事のみに關して陛下を補助し奉るものなれば之を國務大臣とは稱せざるなり
右國務諸大臣は天皇陛下の御委任を以て各省行政の事に任じ天皇陛下の行政權を行はるゝに付き之を補助し參らせ其主任の事務に就きては忠諫を奉るなり然して又其行政權を行ふに當りて其方針を誤り若くは憲法及び法律に違ふ事ある時は 天皇陛下は決して其實を御身に負はせ給ふべきに非ず恐れながら萬一にも其過を來させ參らせたるは補助の大臣其忠諫を誤りたるものなれば自ら其實に任じ上は 天皇陛下に謝し奉りて其進退懲罰を御意の儘に任せ參らせざるべからず又陛下に向ても我皇をして行政の方針を誤らせたるは全く 陛下の御意に非ず臣自ら此過を引き起こさせ參らせたるなりとして以て議院及び人民に對して其實を負はざるべからず我皇をして過ちならしめ百事百行憲法に違はず法律實行の目的を誤らざるは實に國務諸大臣の任なりと云ふべきなり
又本條第二項に法律勅令其他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要すとあるは凡そ天皇陛下が議會の協賛を得て裁可し給ひたる法律を發布し其執行を命ぜられ又は其他天皇陛下の大權に依りて發せらるゝ勅令詔勅等には各其事務に關する國務大臣は御名御璽の下に其の名をも副へ記るし以て之を發布するを云ふ例へば會計若くは財政の事に關して内閣總理大臣及び大藏大臣は之れに副署し、内務の事に關しては内務大臣は總理大臣と共に其名を副署するが如し蓋し其別署を要する所以は此件に付き

ては副署したる國務大臣は其忠諫を率りたるものにて其責は全く副署したる大臣に在ることを明かにするが爲なりとす

凡そ行政權は他の諸權と同じく 天皇陛下の統べ給ふ所なりとは云へども 天皇は神聖なり侵すべからず故に政治上如何なる場合たるも一切其責任を御身に負擔し給はざるなり然りと雖も萬が一にも行政上に過ある時は何人か其の間に立ちて其責に任ぜざるべからず其責に任ずるものは誰ぞ即ち 陛下を補佐し參らする各國務大臣之なりそは又論を俟たざるなり

然りと雖ども爰に大臣の責任に就きては學者中兩派の論あり本條の意を解せざるが爲めには其概略を爰に述ぶるも亦た無用の儀に非ざるべしと信ずるに付き左に之を一言せん其一は内閣諸大臣は君主に對して責任を負ひ議院に對して之を負はざるの主義にして之を稱して帝室内閣と云ふ又其一は君主に對して之を負ふは勿論なれども亦た議院に對して之を負ふ稱して議院内閣と云ふ 帝室内閣に在りてはたとひ其内閣の政略議院に取らるるも未だ君主の信用を失はざる限りは其の職を維持するを得るものなり此制は重に君主的の立憲國に行はれ民主的の立憲國には行はれず然れども其實際に於ては議院の信用を失ひたる内閣をして其職を繼續せしめるは自然君主の尊榮をも損するものなれば斯る場合には君主は常に民望に協ひたるものを擧げて内閣を組織せしむるを通常とするもの如し 之に反して議院内閣の制に於ては内閣諸卿は重要な議題に於て敗を議院に取りもはや其の地位を維持すべからずと見込む時は自ら之を辭するを例とす若し又た辭して退かざる時は議院に於て内閣非難の

投票を爲し又は内閣無信用の投票を爲す斯る場合に於ては内閣は一時も其座に留るべくもあらずして直ちに辭せざるを得ざるなり英國の慣例佛國の慣例等は概ね此制なり

又た内閣の責任に就きては兩主義あり一を各自責任と云ひ二を聯帶責任と云ふ 各自責任とは各國務大臣は其の主任の事のみ就きて責任を有するものにして他省の事に就きてはたとひ内閣に於て其議に與りたればとて共に責任を分擔せざることを云ふ言を換へて之を言はば 天皇陛下の命令に副署したる大臣のみ其事柄に附きては責任を有し同列内閣諸卿は之を分たざるなり故に内務の政略其當を失したる時は罷めらるゝものは内務大臣のみ其他は依然として内閣に坐すべし 聯帶責任の主義に於ては然らずたとひ一省一部分の政略たりとも其當を失ひ其の責を負はざるべからざるに至りては苟くも其事にして内閣一同の評議を経たるものなりせば諸卿一同に其責を分擔して擧げて内閣を退くべし然れども其何れの制を可とするやは其國の歴史及び事情を斟酌せざるべからず 本條に定められたるはつまり右に序述したる主義の内にて君主内閣各自責任の制を執りたるものにて國務大臣は只だ 天皇陛下に對してのみ責任を負ひ其信用を失はざる限りの退くに及ばず 又た其主務の大臣のみ失當の場合に責任を負ひ果を同列内閣諸大臣に及ぼさざるものなりと知られたり

承前

(三月六日 第五千二百三號)

第五十六條

樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す

本條は樞密顧問の權限を規定し立法議院と混同せざることを示したるものなり本條の精神は樞密院は 天皇陛下が國務に關する最上諮詢の府たることを昭にし決して立法部の如く法律案を議決するの所に非ざることを示し以て帝國議會と權限の上に抵觸せしめざらしめたるに依り故に凡そ陛下が同院に諮詢せられたる儀に關して樞密院の決議により奉答する所は只だ忠告に止りて議定にあらざ故に 陛下が之を嘉納し給ふと否とは固より御意のまゝたり平たく例を申さば帝國議會の議決を上奏して裁可を乞ふに當りて陛下之を親裁あらせ給ふの前に於て一應顧問官の意見を聞き召されたく御思召す時は其議を下問あらせらる 顧問官は然るべしと對へ奉るべしは然るべからずと對へ奉る時は 陛下は尙ほ熟考の上にて 裁否の決を與へらるゝなり然れども其奉對案は決して帝國議會の決議の如く重きものに非ず御隨意に之を左右あらせ給ひて少しも差支は御はさぬものなり之に反して若し其奉對案の權力強きものたる時は常に帝國議會の議決と衝突を生じ紛争を醸し恐るべきの弊害を生ずべし故に本條に於ても豫め之を抑制して只だ陛下の諮詢に應へ重要な國務を審議すと定め議定すとは掲げられざるなり立憲政體の本意爰に在り猥りに超越せしむべからざるなり

今ま讀者の參考の爲めに樞密院官制(明治廿一年四月廿八日布告四月三十日官報)中の重なる條項を左に掲ぐべし

○第一條 樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢する所とす

第四章 國務大臣及樞密顧問

郵便報知新聞
憲法私解

(明治二十二年三月十三日 第四千八百四十號)

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ補弼シ其ノ責ニ任ズ
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務入臣ノ副署ヲ要ス

國務各大臣とは内閣を組織する各大臣にして又た行政各部の長官たる大臣を指せるなり、人或は國務大臣とは天皇の行政權を執行し給ふを補弼する者なりと説けとも是れ未だ論理の至れる者にあらず、國務大臣は單に國家行政事務のみを執にあらず凡

そ天皇が統治権を行はせらるゝを補弼する者にして天皇の御委任に由ては立法権の一部を有することもあるべく、司法権の執行に對し勢力を有する場合もあるべし、去れば國務各大臣が天皇を補弼し奉るは天皇の統治権を行ひ給ふを補弼するに在りと解釋する方至當ならん

本條に所謂「其ノ責ニ任ズ」との意味を解くは極めて大切たり、何となれば世の本條を解く者動もすれば直ちに政府内閣の帝室制たるを推究せんと試むる個條なればなり、然れども内閣の帝室制たるを議院制たるとは畢竟實際上の運用に屬するのみ、直に本條を以て之を定る能はず、又「其ノ責ニ任ズ」とは國務各大臣が天皇に對し奉る責任なるや、將た帝國議會に對する責任なるや世人の惑ふ所なり然れども平易に解すれば責任とは天皇を補弼し奉る責任を意味すること明瞭なり若し萬一にも、國務上、天皇大權の執行に違憲の御處分ありとするも固より天皇は神聖にして犯す可らず一切政治上の責に任じ給はざること勿論なれば實際其實に當る者は誰ぞ國務各大臣代て之に任ずべきなり

憲法の文面上にては帝國議會に國務大臣を彈劾するの權なく國務大臣も亦た帝國議會に對する憲法上の責任を有せず、然らば本條に責任の文字あればとて直に之を議院内閣制なりと主張するを得ざるなり故に國務大臣が議會に對して責任を帶ぶべきや否やを決せんには之を國務各大臣の德義上に訴ふべきのみ國務大臣の過を天皇が咎め玉ふとも、議會が咎むるとも咎る人の誰れたるべきやは實際の働きの上に屬す、唯國務大臣は天皇に代

り參らせて責に當るべき者と解し置くべきを至當とす又佛の憲法は大統領が國民に對して責任あるを明示せる上に各大臣に責任あるを示せるを以て各大臣の責任は國民に對する責任たるや明なり其他各立憲君主國の憲法、皆天皇は神聖にして犯す可らず執政大臣其實に任すべき旨を明記せざる者なし、其中執政大臣の責任を帶ぶべき條項を明記せるもあり、又憲法上には唯だ執政大臣の責任ある旨を記せるのみにて其責任に關する法律を別段に規定せるもあり

本條の後項は凡て法律勅令其他國務に關する詔勅には國務大臣の副署の缺く可からざるを定めたるなり法律は天皇の裁可を経たる時に全く立法上の手續を完了したる者なりと雖ども之を公布するに當り、主任國務大臣の副署を要し以て國務大臣が天皇を補弼し奉る手續を公にするなり去れば副署も緊要なる一の手續たるに相違なく、副署なき法律勅令其他の詔勅は其効力なき者と謂はざる可らず、國務各大臣は副署に由て始て其責任を公にし其副署したる法律勅令其他の詔勅を執行すべき責任を生ずべき者とす、明治十八年の大改革以前に於る各省官制中には布告布達は主任官省の長次官副署して其責に任ずとの明文もありたり

各國の憲法何れも君主若くは大統領の公布すべき法律命令には執政各大臣若くは數名大臣の副署を要すべき旨を掲げざる者なし、又た副署なき法律命令は其効力なしと併せ記せるもあり第五十六條 樞密顧問官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

時事新報

帝國憲法義解

〔明治二十二年三月廿二日 第二千二百三十六號〕

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣は天皇を補弼し其の責に任ず

凡て法律勅令其の他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要す

Chapter IV.

The Ministers of State and the

Privy Council

Article IV.

The respective Ministers of State shall give their advice to the Emperor, and be responsible for it.

All Laws, Imperial Ordinances and Imperial Rescripts of whatever kind, that relate to the affairs of the State, require the counter-signature of a Minister of state.

解に曰く内閣總理大臣を始めとし都て閣議に列する各國務大臣は天皇があらゆる統治権を行はせ玉ふを補弼し參らせて陛下に代り其の責に任ずる其の二字は文勢天皇を受けたるなり左れば行政上に外交上に又會計上に總て天皇萬一の御過ちを招かせ玉ふ時は之を補弼する國務各大臣の過ちにて苟にも神聖にして侵す可らざ

樞密院官制に由て知らるゝ如く樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢し給ふ所にして行政上ニ立法上に關し天皇の顧問たりとす故に其天皇を補弼し奉る責任に至ては敢て國務各大臣と選庭あるを見ず而して國務各大臣は其職權上より樞密院に於て顧問官たるの地位を有せり(前條に於て國務各大臣は天皇の行政權を行ひ給ふを補弼するのみを有するに限らずと云へるも之れが爲めなり)樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り行政上、立法上の事に關し天皇の至高の顧問たるのみならず又た皇室重要な事件に關しても諮詢に答へ樞密顧問の議を経るを要するあり、即ち皇室典範に由れば攝政又は攝政たるべき者、精神若くは身體の重患あり又は重大の事故ありて其順序を換ふるには皇族會議及樞密顧問の議を経ざる可らず、先帝遺命を以て太傅を任ぜざりし時攝政之を選せんとするには皇族會議及樞密顧問に諮詢せざる可らず、又攝政が太傅を退職するにも皇族會議及樞密顧問の諮詢を要す、其他土地物件を世傳御料に編入するが如き皇室典範の條項を改正増補するが如き、又天皇久きに亘る故障に由り大政を親らすること能はざる時攝政を置くが如き、皆樞密顧問の諮詢若くは議事を経ざる可らず

樞密顧問が立法上に、行政上に、將た皇室の典範上に天皇の諮詢に答へ其意見の勢力夫れ此の如し而して樞密顧問の意見にして國家の大典上に勢力を及ぼし得べき場合、尙一つあり憲法改正案の議決權是れなり、樞密院官制に由れば樞密院は憲法の改正、又は憲法に附屬する法律の改正に關する草案に付會議を開き意見を上奏するは其職掌の一なりとす

る陛下の龍體に一點の汚塵をも加へ奉る可らず我君をして堯舜と爲すも又桀紂と爲すも皆陛下の輔弼如何にある事なれば國務大臣たる者は上天皇を輔弼し奉ると共に又下人民の爲めに帝室をして怨の府と爲さしめざる様取計ふ可き大切の地位にある者にして此條ありて國務各大臣が憲法上に其の責任を明かにしたるものと云ふ可し又凡て天皇と議會との共同を以て成し諸法律並に天皇の大權を以て發せらるゝ詔勅には上に御名御璽を記押あらせられ下にその主任の國務大臣副署するを要する儀にて若し大臣の副署なき時は未だ以て公布の手順を完ふしたる者とす可らず元來この副署は責の歸する所を明にするものにて例へば國費の出納に總理大臣及大藏大臣が副署すれば萬一後日に於て此事に關し過ちある時は第一に其の責は副署したる總理大臣及大藏大臣に係る事と知る可し

解者此條に於て更に讀者の注意を促すものあり何ぞや曰く憲法第一章第三條に於て天皇は神聖にして侵す可らずとし其の責の歸する所果して何處にあるやを謂はず解して此條に至り始めて内閣諸大臣が天皇に代りて一切の責任を負ふことを明かにし遙かに第三條と照應して法の意義全きを知るもの是なり左れば各國務大臣は其の責任する所果して何の邊までに及ぶや凡そ内閣大臣の君主に對して責任を負ひ議會に對して之を負はざるものあり即ち議會は行政上或は外交上に時の國務大臣が行爲を非議し議會の衆望既に離れたるも内閣大臣は之が爲めに其の職を辭せず又進退せらるゝことなく大臣の進退は一に君主に出で君主の信用ある間は如何なる場合にも決して更迭せざる義にて政治

學之を稱して君主制内閣と云ふ又議會に對して責任を負ふこと恰も前上の君主に對するが如きものあり即ち議院制内閣にして議會の擔背如何に依りて進退する者なり例へば外交なり會計なり或る重要な議題に就て内閣大臣の意見は議會に於て失敗し終にその説の行はれざる場合に際し内閣は既に議會の信用を失ふたるものにて此時を以て其の職を辭し新任内閣と更迭する者なり試に我憲法に就て斯る場合を畫き出すに後章會計第七十條の場合に於て政府は是を以て緊急の場合と爲し財政上必要の處分を爲せし後に於て次の會期に之を議會に提出し其の承諾を求むるなる可し而るに政府の緊急なりと認めし場合も實際緊急ならずして議會は之を承諾せざる時は如何法令其他の事なれば即日之を廢して止むことを得るも財政上の處分に既に支ひ拂ひたる費用は之を如何すべきや爲めに内閣は其の責を負ふ事なる可し既に其の責を負ふて扱その進退は前上君主制内閣の例に由るか將た議院制内閣の例に依るか是れ讀者の最も注意する所なる可し蓋し解者の所見を以てすれば此條の如き國務各大臣は天皇を輔弼し天皇の責に代て當ると云ふに過ぎざれば法の精神は全く政治學者の所謂君主制内閣にして我國務諸大臣の如きは天皇の親勅に依るに非ざれば決して進退せざる事なる可し然れども天皇は毎に輿論の向背如何に大御心を注がせ玉ふを以て萬一議會の衆望時の内閣に離るゝを見そなはせ玉はゞ内閣は亦勅勅に觸れたる道理にて臨機の御慮慮あることなる可し借も内閣大臣は時の衆望に違ひ天皇の勅に依てその職を辭するに當り聯帶責任の覺悟なるや將た各自責任の積りなるや時の議會に失敗を取り内

閣員一同その職を辭する者之を聯帶責任と云ふ即ち責任を聯帶にする者にて凡そ國家行政上の大事件は内閣衆議の上決定したるものなれば其の進むや共に進み其の退くや共に退く是れ聯帶責任の主意なり各自責任は法章に副署したるもの専ら其の責任を負ふの主意にて會計に過ちあれば大藏大臣、司法に過ちあれば司法大臣とその主任に依て進退を異にする者なり思ふに本邦の如きは君主制内閣にして各自責任の主意に出るもの歟實際は法の活用次第にて解者は豫め彼を良とし此を否とすることを好まざるなり

(參照) 普魯西憲法第四十四條に國王の諸執政は責に任ずべき者とす。國王の政府より出る一切の文書は必ず其の責任に當る所の一の執政之に副署し始めて施行すべきの力ありとせり英國の如き佛國の如きは所謂議院制聯帶責任の内閣にして獨逸の如き奧地利の如きは實際上君主制各自責任の内閣なり蓋し普魯西憲法はその文面甚だ我國憲と酷肖するものにして起因する所あるを知る可し此餘各國々情に依りて或は君主制と爲し或は議院制と爲せども要するに責を君主に歸せずして時の執政之に當るは立憲帝王國の通法なり讀者第三條義解の參照と對讀せば可なり

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す
Article LVI.
The Privy Council shall, in accordance with the provisions for the organization of the Privy Council, deliberate upon important matters of State, when they have been consulted

by the Emperor.
解に曰く樞密院は明治二十一年四月二十八日勅令第二十二號を以て置かれたる者にして蓋し天皇親臨して重要な國務を諮詢する所なり其の官制第二章第六條に據れば曰く樞密院は左の事項に付會議を開き意見を上奏し勅裁を請ふ可し。(一)憲法及憲法に附屬する法律の解釋に關し及豫算其の他會計上の疑義に關する爭議。(二)憲法の改正又は憲法に附屬する法律の改正に關する草案。(三)重要な勅令。(四)新法の草案又は現行法律の廢止改正に關する草案列國交渉の條約及行政組織の計畫。(五)前諸項に據ぐるものゝ外行政又は會計上重要な事項に付特に勅命を以て諮詢せられたる時又は法律命令に依て特に樞密院の諮詢を経るを要する時云々と見えたり左れば樞密顧問官の人々は其の官制に依りて前述の如き重要な事を審議して陛下の御參考に供し奉り又御下間に應へ奉るものと知られたり樞密顧問の責任重しと云ふ可し特に前上第一項の場合に於て憲法及憲法に附屬する法律の解釋とある此解釋の二字は甚だ大切なる文字にして今後憲法並に之に附屬する解釋に就ては容易ならざる議論を惹き起すことなしとも申されず又豫算其の他會計上の疑義に關する爭議の如きは憲法第七十一條に見ゆる豫算成立に至らざる云々の場合などには最も有勝の事に於て斯る場合に樞密顧問官が意見を上奏し又議會と政府との中間に立ちて公平なる折合を付け雙方歩み合の仲裁を試むるの要用も出て來る可し陛下が至高顧問の府となりて盤根錯節の中に大技倆を顯はすは帝國議會開會の曉を待て益々彌々その實を見る可し樞密顧問の職權誠に重且大なりと云ふ可し

(参照) 英國のその古樞密院 (Privy Council) の盛時ありしも今は僅かに其名のみを存して實際に用なき姿とはなりたり殆んど告朔の餼羊たるに過ぎず但し其の樞密院顧問官には有名なるグラッドストーンを首め荷にも大臣の如き顯職にありし者は大抵親任せられて其の員に加はれり然れども態々會議をなして國事を審議する杯の事なく偶々之れあれば王家の不名譽となる可き事などを内議して助言し削除する位に止まると云ふ各立憲國に多く見ざるの例なり

朝日新聞

通俗憲法註釋

〔明治二十二年三月六日 第一千二百七十三號〕

第四章 國務大臣及樞密顧問

本章は國務大臣即ち内大臣宮内大臣を除くの外の大内大臣今呼んで内閣大臣といふものゝ職務責任と樞密顧問即ち樞密院議長を始め同院各顧問官の職務責任を定められたるものなり

第五十五條 國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任ず

凡て法律勅令其の他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要す

本條は即ち國務大臣の職務責任を定められたるものにて大分議論もあり最も重なる箇條なるが先づ議論は後にしてザツと註釋をせば國務各大臣即ち内閣總理大臣を始め外務大臣、内務大臣、大

藏大臣、陸軍大臣、海軍大臣、司法大臣、文部大臣、農商務大臣、逓信大臣の各大臣は天子様の御委任を受けて外務省とか内務省とか大藏省とか銘々擔任の政を掌りまた相合して内閣を組立て天子様が行政權を行はるゝに付之を輔け奉りて其責に當り若し其行政上即ち政に付失策とか落度があつた時は國務大臣其責を負ひ辭職するとか懲罰を蒙るとか致し善くも悪くも大臣其責に任じて天子様は即ち「神聖にして侵すべからず」毫しも其責に任じ給ふべきにあらざるなり右の通大臣は天子様の御委任を受け天子様を輔け奉りて行政の務に當り政を行ふて其責に任ずるにより「凡て法律勅令其の他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要す」とありて凡て國會の議決を経天皇の有せらるゝ立法權を以て之を裁可し法律として公布執行せしめらるゝ時(第五條並第六條)は勿論天皇の有せらるゝ大權を以て發せらるゝ勅令其外國務に關る詔勅には是迄も行はれたる如く御名御璽とある下に總理大臣並に主務大臣の名を記し以て大臣が其責に任ずることを表すものなり備て註釋をせば右の通りにて天皇は何處までも神聖にして侵すべからず行政上の事に就ては總て國務大臣其責に任ずること素より論なきことなれど更に一步を進めて根問ひ葉問をするとなると中には六ヶし箇條にして種々に解釋せらるゝなり抑々此國務各大臣即ち内閣諸大臣が其責に任ずるといふことは學者仲間や政治仲間て責任内閣と唱へるものにて此責に任ずるといふことに付二つの種類あり即ち一ツは國務各大臣は唯天皇に對して其責に任ずるのみにて國會に對しては其責に任ぜず世に呼んで帝室内閣といふものにて又一ツは惟り天皇若くは大統領に對して其責に任ずるのみ

ならず國會に對してもまた其責に任ずるものにてこれは世に呼んで政黨内閣といふものなり帝室内閣の方では大臣は國會に對して其責に任ぜずといふので大臣等の出した議案は國會に於てメチャ目茶に打ち破され悉く否決せられ國會議員は口を揃へて大臣等を攻撃し大臣等の信用人望といふものは丸で地に墜ち政府は全く國會即ち人民の望を失ふて人民の望みに逆つても天皇にさへ見放されざる限りは國會の議論を空吹く風と聞流し辭職も爲さず何時迄も其職に就いて居るといふ仕組にて獨逸等は先づ此類なるが既に人民の望みを失ふものが何故飽迄辭職せぬかと云ふにこれまた一理あることにて國會で大臣等が信用を失つたからといつて其度毎に辭職し其度毎に大臣が入れ換る様では國是といつて何は斯く何は斯くといふツマリ國の主義とでもいふべきものが定まらず始終彼方へ行つたり此方へ行つたり上戸になつたり下戸になつたり餅を喰いたり酒を喰いたりして政治の仕様も定まらん様な次第になるから國の爲めに宜しくないそれゆゑ單に天皇の信用を失つた時のみ始めて辭職することゝして其他は如何に國會の信用を失つても其の地位にあるといふ理窟なり又政黨内閣の方では大臣等が重大なる議題に就き國會に於て負けたときは直ちに辭職することにてまた辭職するには未だチト早いと思ふときは國會を解散して再び件の議題を持出し其新しい國會で可決せらるれば其儘動かないけれども再び否決せられ相變らず政府の負になつたときは其時こそ是非辭職しなければならぬなり若しまた右の通り大臣等が國會に負け辭職しなければならぬとき尙も其地位を戀しがつて辭職しなかつたときは國會に於ては政府が悪いといふ事に付投票す

第四章 國務大臣及樞密顧問

るとか日外東京組合代會議會で會長に對してやつた様な信用缺乏の投票をするとか致すなり此時に至つては大臣等は是れまた最早必らず辭職して國會で勝利を占めた仲間と大臣の役目を譲り渡さなければならぬ仕組なり英吉利、佛蘭西は即ち此仕組で大臣は國會に負を取れば猶豫なく辭職し勝利を占めた仲間は直ちに代つて大臣となり始終國會で勝利を占めたもの即ち人民の望に叶ふものが大臣の位に立つて政を執るものなり是れ代議制度の本旨にして人民自ら天皇と共に國を治めるといふ義に適ひ人民の望を得たるもの常に政府に立てば國また自づから安寧なるべし抑大臣が責に任ずるといふは天皇をして責に任ぜしめざるが爲のものなるに帝室内閣の如く人民の望みを失つても飽迄大臣の地位に就て居るは謂れなきことなり政黨内閣こそ理窟にも適ひ君を尊び民を安んずるの趣意にも適ふものなりといふは政黨内閣方の學者や政治家の議論なり左れど帝室内閣方の學者や政治家はまた之を駁し帝室内閣とて敢て人民の望みに逆つた者も何時迄も大臣にして置くではなし天皇に於て大臣が人民の望を失つたと認められれば直ちに之を免職して人民の望ある者を擧げて大臣に任ぜらるゝものなれば敢て心配するには及ばずといふなり

承前

〔三月七日 第一千二百七十四號〕

帝室内閣政黨内閣の話は右の通りにて兎にも角にも國務大臣たらんものは其責に任ぜざる可らざることなるが此責に任ずるといふ仕方に就て更に又二ツの種類あり其一は連帶責任といふものにて

内閣會議を経大臣總體評議の上に行ひたる事柄に付き攻撃に逢ひ其責を負はざる場合に立至りたる時は惟り其主務大臣が責を負ふのみならず各大臣一同其責に任じ内閣大臣盡く辭職するものなり蓋し内閣大臣一同評議の上やつたことであるものを其失策を出したときに至り吾等は知らぬといつて罪を主務大臣一人にのみおつかふせて済し切るべき謂れなきことなればなり又一つは各自責任といふものにて假令内閣大臣總體評議の上やつたことでも其罪を著るものは主務大臣一人に限り餘の大臣は一向頓着せぬといふ仕組なり即ち一昨二十年條約改正の失策で井上伯が外務大臣の職を退いたるは一つの例にて聯帶責任の内閣なれば總理大臣始め一同辭職せねばならぬ場合なりしなれど(尤も右條約改正の事は伊藤井上兩伯のみ預りて餘の大臣は一向關係せざりしといへど)各自責任ゆゑ主務大臣たる井上伯のみ其職を退き餘の大臣は依然として變ることなかりしなり要するところ帝室内閣は各自責任にて政黨内閣は聯帶責任なる振合なり尤も内閣大臣總體評議の上によつた事ではないとか内閣大臣總體に係る程重大な事でないとかいふ時には主務大臣のみ責に任じて餘の大臣は頓着せぬ事は各自責任の仕組でも聯帶責任の仕組でも同様なり

政黨内閣帝室内閣聯帶責任各自責任の區別は右の通にて何れにも一理あることなりとしてサテ我國の制度は如何我憲法に定められたる仕組は其の内ドレであるか政黨内閣であるか帝室内閣であるか但しは聯帶責任であるか各自責任であるかといふに其筋の人は大抵我憲法の定むる所は即ち帝室内閣各自責任にて政黨内閣の制度にもあらず聯帶責任の定にもあらず假令國會に於て政府方の敗

北に歸し人民の仲間が勝利を占めても天皇陛下の御信任相成る内閣諸大臣依然として其職を去らず又た何か失策があつても其罪を著るは主務大臣一人に限り關係を他の諸大臣に及ばざる仕組なりとかや成程我政府に於ける是迄の經驗を顧み我政府目今の模様を推し測れば右様の意味に解釋せられざるにもあらず殊に「國務各大臣は其責に任ず」とありて餘の條項には單に「國務大臣」とあるに係はず本條に限り特に「各」といふ字を加へられたるは畢竟國務大臣銘々、銘々の仕事に付いてのみ其責に任ずるといふ意味なるものと解釋せられぬことにもあらず且つ黒田總理大臣や伊藤樞密院議長が爲したる憲法演説にも「政府は常に一定の方向を取り超然として政黨の外に立ち至公至正の道に居らざるべからず」(黒田總理大臣の語)といひ「政府内に政黨を引き入るゝは甚だ宜しからざることにして政府は須らく政黨以外に獨立せざる可らず」(伊藤樞密院議長の語)といひ如何にも政黨内閣に非ずして帝室内閣なるが如し而して帝室内閣なれば隨て各自責任なること前に述べたる所に依つて相解るべし左りながら解釋の仕方を変へればまた政黨内閣にして聯帶責任なりと解釋されぬことにもあらず「天皇を輔弼し其責に任ず」といふ此「其責に任ず」といふは「其責」即ち天皇が人民に對して負はるべき「責」をば大臣・天皇に代つて之を負ひ之に任ずるといふことにて獨り大臣が天皇にのみ對して責に任ずるのみならず人民即ち國會に對しても亦責に任ずるものなりと解釋されぬことにもあらずまた彼の「國務大臣」といふ「各」の字も畢竟國務大臣孰れも其責に任じ誰れは責に任じ誰れは責に任ぜずといふことなく大臣仲間總體孰れも

其責に任ずるものなりと解釋されぬことにもあらず且つ何處の憲法でも「政黨内閣」なりとあからさまに書き表はしたものでなくまた書くべき筋のものでもなければ憲法中之れといつて明かには別段に書き表はれぬ迄の事にして其精神に於ては政黨内閣たるに外ならず現に同じく内閣大臣たる大隈外務大臣の如きも「夫の政黨内閣の制の如きも憲法中に規定すべき筈のものに非ざる故に明記しあらざれども若し政黨員にして皇帝陛下の御信任を得併せて輿望の歸する處となりたらんには政黨内閣の實を見ること難きにあらざるべし」といへり僅か十字か二十字の一條項解釋する人の見込次第の如きも解釋せらるゝことにて現に同じく内閣大臣であり乍ら大隈伯の解釋と黒田伯の解釋とは斯の如く相違する程なれど一體憲法はこれ唯紙に字を列べた迄のものゝみ活かして使ふと殺して使ふとに依て大なる相違を生ずるものなりヨシンバ「政黨内閣なり」と明かに記されたところ、政黨内閣に相違ないとしたところが、吾々人民に於て之を活かして使ふことが出来ねば何の役にも立たざるべし又假令帝室内閣に相違ないとするも人民の勢が強くなつたらば陛下の御信任次第で内閣を替へることも出来ぬに非ざるべし、憲法は寛大なり博愛なり何方にも解釋せらる唯勉むべきは解釋にあらずして實際の使ひ方如何にあるのみ

承 前

(三月八日 第一千二百七十五號)

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す

第四章 國務大臣及樞密顧問

本條は即ち樞密顧問の職務權限を定められたるものなり樞密顧問即ち樞密院議長一名、樞密院副議長一名、樞密顧問官十二名は樞密院官制即ち昨二十一年四月勅令第二十二號に定められたる所に依り天子様の御尋ねに答へ重大肝要なる國務を審議するものなり

参考の爲め右官制中重なる箇條を掲ぐれば

第一條 樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢する所とす。

第六條 樞密院は左の事項に付會議を開き意見を上奏し勅裁を請ふべし。一、憲法及憲法に附屬する法律の解釋に關し及豫算其他會計上の疑義に關する爭議。二、憲法の改正又は憲法に附屬する法律の改正に關する草案。三、重要な勅令。四、新法の草案又は現行法律の廢止改正に關する草案列國交渉の條約及行政組織の計畫。五、前諸項に掲ぐるものゝ外行政又は會計上重要な事項に付特に勅命を以て諮詢せられたるとき又は法律命令に依つて特に樞密院の諮詢を経るを要するとき。第八條 樞密院は行政及立法の事に關し天皇の至高の顧問たりと雖も施政に干與することなし

樞密顧問は即ち右の官制に依り天皇の御尋ねに應じ重要な國務を審議して其旨奏上するものにて譬へば國會に於て政府が出したる議案に就き評議の上之を決定し其旨天皇に奏上しサテ天皇之れを裁可せらるゝ場合になると天皇の御思召次第これは一應樞密顧問の考を聞いて見やうかと思召され右の決議案を樞密院に御下渡しに相成ると樞密顧問等は即ち之を評議するものなり大評定決議の上善いとか悪いとか其旨御答へ申すと天皇に於て尙御考への上何方にか御取極め相成るなりサテ茲に注意すべきは「諮詢」の二字な

り諮詢とは單に御尋ねに相成るまでの事にて其決議を御採用にな
るとならぬとは天皇の御考に決する事にて國會の議定など申す
如く是非其通りにしなればならぬものにあらず左れば樞密顧問
が決議の上奏した事も善いと思召されるれば御採用になるけれ
ども悪いと思召されるれば御採用にならぬも一向差構へなきこと
に唯重大なる國家の事念に念を入れさせられ樞密顧問の考を御尋
ねになつて御参考に供せらるゝ御趣意に出でたるものなり左れば
國會の議定に就き假令樞密顧問に於いて異議を唱へても天皇は國
會の議定の方に團扇を掲げられて構はぬものなり若し樞密顧問の
決議は議定同様の効を有し是非御採用にならなければならぬ様な
仕組では大變なり樞密顧問の考が常に國會の考に合つて居れば何
事もないけれども萬一双方其考が喰違つたときはサア事だ遂には
樞密顧問と國會との中間が惡くなり國家の爲め由々しき大事とも相
成り申すべし左ればこそ當憲法に於て樞密顧問は單に御尋ねに與
かる迄の役に確定する役にはあらぬ事を明かにせられたるなり
且惟り國會と樞密顧問とが衝突してはならぬのみならず内閣と樞
密顧問とが衝突しても由々しき大事なり内閣は常に政を執り法律
の議案でも勅令でも會計上の事でも條約の事でも即ち樞密院官制
第六條にある諸々の事柄を取扱ひ居るものなるに若し樞密顧問の
考が内閣の考と違つたときは如何にすべき双方中が惡くなつて喧
嘩でも始める様なことが之れあるまじきや、そこにはぬかりなし
樞密院官制第八條に「樞密院は行政及び立法の事に關し天皇の至
高の顧問たりと雖も施政に干與することなし」とあつて樞密顧問
は天皇の御尋ねに答へる丈の權利はあれども其實際に參與するこ

とは相成らぬなり唯尙常に心掛くべきは國會でも内閣でも樞密顧
問でも徳義を重んずることにあるのみ」樞密顧問の職務權限は憲
法の正條に於ては右の通に定められたるが猶皇室典範中樞密顧問
の參與の廉々多し即ち

第九條 皇嗣精神若くは身體の不洽の重患あり又は重大の事故
あるときは皇族會議及び樞密顧問に諮詢し前數條に依り繼承の
順序を換ふることを得。第十九條 天皇未だ成年に達せざると
きは攝政を置く。天皇久しきに互るの故障に由り大政を親らす
ること能はざるときは皇族會議及び樞密顧問の議を経て攝政を
置く。第二十六條 攝政又は攝政たるべき者精神若くは身體の
重患あり又は重大の事故あるときは皇族會議及び樞密顧問の議
を経て其順序を換ふることを得。第二十七條 先帝遺命を以て
太傅を任せざりしときは攝政より皇族會議及び樞密顧問に諮詢
し之を選任す。第二十九條 攝政は皇族會議及び樞密顧問に諮
詢したる後に非ざれば太傅を退職せしむることを得ず。第四十
六條 世傳御料に編入する土地物件は樞密顧問に諮詢し勅書を
以て之を定め官内大臣之を公告す。第六十三條 將來此の典範
の條項を改正し又は増補すべきの必要あるに當つては皇族會議
及び樞密顧問に諮詢して之を勅定すべし

樞密顧問は中々に重大なる役目なりとこそ申すべけれ

繪入朝野新聞 憲法正條

〔明治二十二年四月十二日 第千九百十號〕

第五十五條 國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任ず
凡て法律勅令其の他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要す
宮中内部の事のみ仕へ奉る内大臣と宮内大臣とを除くの外總
て國政上に與かる各省の諸大臣は 天皇陛下の行政權を行はせ
玉へる時に當りては忠愛を以て輔佐し奉り萬が一にも其政略の
方針にして憲法其他の法律に背き國家の公益に反る様の事あり
たるときは國務各大臣は上 天皇陛下に對し奉りては勿論下人
民に對しても亦た其責を免るゝを得ず是故に法律勅令を始め其
他の國務に關する勅語には何れも其責に任ずるの證として御名御
璽とある下へ各々其大臣の姓名を書き副ふる儀なりと知るべし
右は唯だ本條の大意に止まれども抑も此條は我々人民の最も注
意して講究し置かざる可らざる條項なりと申す其理由は元來國
務大臣たるものは其君主をして何處までも非違なる事を爲さし
め奉らざる可き職掌なるを以て自然君主の命令せらるゝ所にし
て國民の福利に背くと認めたるものあれば國務大臣は飽くまで
御責め申すべき事なり而して偶々其諫言を御聽き遊ばされざる
時には已を得ず其の職を退くのみ故を以て苟も國務大臣たるも
のは其の失政ありたる時に當りて是は君主の命せられたるもの

なりとの口實を以て決して之れが責を免かれ得べき筈のものに
あらず何となれば一旦己れが其命令を承はりて之を施行したる
以上は自身も亦誠に之を善きことと信じたるに由るの道理なれ
ばなり故に此時も亦た潔く其職を辭して内閣を去る事なり然
るに若し國務大臣をして一も二もなく唯だ君主の思召次第に施
政さへすれば其れにて其職責を盡すと云ふものならしむれば時
に心善からぬ大臣出で來りて此も君主の命令なり彼も國王の思
召なりとて自身勝手の我が儘を爲すときに方り人民は如何にし
て其苦を免かるべきぞ左りとは又た無理なる話にして代議政體
の本旨にあらず蓋し我が憲法にても明かに國務大臣の責任を示
したるものは此理に由れり是を責任内閣制と云ふ」又其首相即
ち總理大臣に過ちありたるときには自他の諸大臣も袂を聯ねて
各々其職を辭せざる可からざるは勿論例へば大藏大臣が不都合
の廉ありたる時も亦た其の首相は内閣を退かざる可からず其
故は内、外、司法の諸省に別たれ財務軍務の各部に區分せらる
ゝは 天皇陛下が行はせ玉へる行法權の社會に顯はれたるもの
を分稱するに過ぎずして決して元より區別ある譯のものにあら
ざるの理なるに由れり若し左もなくして各々其の主務大臣の勝
手次第に政事を行ふこととすれば忽ち政務の一致を缺き終に人
民をして其の服従する所を失はしむるに至るべし故に英國など
にも或は諸大臣の意見相ひ合はずして辭職したる内閣あり或は
首相の病死したるが爲めに退きたる内閣あり是れ其の責任の相
持たる所にして之を聯帶責任と謂ふ

承前

(四月十八日 第九百十五號)

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の詔詔

に應へ重要の國務を審議す

本條は樞密顧問の職權を定められたるものにして即ち昨廿一年四月廿八日布告相成りたる樞密院官制の規定する所に依り天皇陛下が憲法其他法律勅令の改正疑義に關する事とか又は會計上の事とか若くは外國交渉の事件とか總て重要な國務に關する事に付きて御諮詢遊ばされたる時に當り之を審議して奉答するの所たることを明かにせり左れば樞密院は唯だ陛下諸問の府たるを以て其意見を御採用相成るも相成らざるも一に陛下の思召次第にして其審議せし事は議院の決議に於けるが如く決して法律となるの効力なきものと知るべし

國民之友

憲法 一班

(明治二十二年五月十一日 第四卷第五十號)

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ス凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

國務大臣とは内大臣、宮内大臣の外諸大臣を指すものにしてその諸大臣は各自の分擔せる職務に就て天皇陛下を輔佐しその分擔せる職務にして過ちあらんか必すその責めに任せざる可からず、即ち財政の事にして過ちあらんか、大藏大臣その責に任じ軍務の事過あらんか、陸海軍大臣その責に任せざる可からず、勿論その枝末の事は各大臣各自の決する所となるへけれ共、その大體の事は財政なり、軍備なり、外交なり、内閣にて國務大臣全體の評議にて決するはその實際の事實なり、サレば國政の大體に至ては國務大臣連帶にて被らざる可らず、而して國務大臣か天皇陛下を輔弼し善政美治を起すは、獨り天皇に對する務のみならず、抑一國民に對する務なりとす、故に輔弼の責任なるものは常に天皇陛下に負ふのみならず、兼ねて人民に負はざるべからず

英國に於て「王ハ惡事ヲナサス、ソノ大臣責ニ任ス、而シテ大臣ハ國會ヨリ擇ハサル可ラス」の理想はヘンリ三世の時より非常に發達し、千三百十一年の勅令には「王ノ大臣ハ國會ニテ撰任スベシ」の個條あり、千三百四十一年エドワード三世の時已に大臣及裁判官を國會にて撰むことを承諾せり

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諸問ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス
樞密顧問は自ら國務を議するの權あらず、只天皇陛下の親臨若しくは命令を以て、諸問を垂れさせらるるときのみ之を議することを得べし、之を議したりとて只だ天皇陛下の參考に供するのみにして一國の立法上、行政上に直接の効力を及ぼすへきも

のにあらず

第五章 司法

東京日日新聞

大日本帝國憲法解釋

〔明治二十二年三月七日〕

五千二百四號

第五章 司法

本章に於ては三大權の一たる司法權の施行方法を定めらる凡そ司法權は天皇陛下の有し給ふ所にして帝國議會と天皇陛下との協同一致にて制定せられたる法律を執行する權なり故に之を行はんには最も公明正大只だ法律あるを知りて他あるを知らしめざるを要するものなれば司法官たるものも亦獨立ならしめざるべからず本章は其權限をも規定したるなり

第五十七條 司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ

裁判所の構成は法律を以て之を定む
本條には司法權の所在及び其行使者を定む即此大權は獨り天皇陛下の總攬し給ふ所にして其機關たる裁判所をして代り行はしめらるゝなり抑も司法と云へる意義は實だ法律を執行すると云へる意義にて法律に非れば決して之を行はず本法第八條に定めたる法律に代る勅令を除くの外は一切其他の命令を執行せ

ざるなり。又た 天皇陛下が裁判所をして此大權を行はしめんには如何なる規矩に依りて之を行はしむるか隨意自由に之を行はしむるに在る歟と問はんはんに決して然らず本條には特に「法律に依り」と掲げたれば之を行はんにも亦た必ず法律に定めたる方法に於て之を行はしめ決して其自由に任せしめざるなり例へば刑法を執行せしめんには治罪法に定めたる例規に依り、民法を執行せしめんには訴訟法の條規定に隨ひ、又は裁判所權限は其の構成法に定めたる條規に隨ふ如し蓋し司法權の濫用を防ぎたる緊要の一條なり

又た本條第二項に掲げたるものは前述の趣意に依り法律を以て諸裁判所の組立を定め其權限を規定し敢て其則を超えしめず例へば大審院の組立は云々、其權限は云々と云へるを始め控訴院始審裁判所、治安裁判所、重輕罪裁判所の組立てより其各自の權限に至るまでは又た 天皇陛下と帝國議會と協同一致に成りたる法律を以て之を定め其他の命令にては之を定められざることを示したるものなり

吾曹は今、本條解釋の參考の爲め伊藤樞密院議長が各裁判所長に對して演説せられたる筆記の一節を左に掲ぐ以下小字の諸節は皆議長が説と知らるべし

司法權に至ては憲法第五章第五十七條に「司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ」とあり蓋し司法權の重大なる所以のものは人身の安固と財産の安全を保護するに在り是れ即ち司法裁判の貴重なる所以なり憲法既に行はれて司法權鞏固ならざれば人民何に依て安着せん今司法權の要を論ずるに當て其

鞏固安全を托すべきものは裁判所構成の善美なること審理手續の整頓せること又裁判官の學問見識ありて廉潔公正なることを措て之を他に求むべからず近時一般の文化の進歩に隨ひ行政と司法の領域益々明になり司法裁判を以て普通行政官吏の手裏より分離し別に獨立の機關を備ふるに至りたるは實に文化の一證なり歐洲に於ても事輒近に係り日本に於ては殊に近年の事なり我國大政維新の後僅に二十余年にして今日憲法を發布せられ司法權の地位を益々鞏固にするの實は第五十七條の二項に「裁判所の構成は法律を以て之を定む」と爲して行政權の左右する所たらしめざるを以て其裁判所の安全を證するに足るべし夫れ司法權は天皇の名に於て云々とある以上は即ち司法權も主權の活動たるに外ならず而して其主權を活動せしむる者は誰ぞと問はゞ即ち裁判官なり是を以て裁判官の任や實に重く其實や大なりと云ふべきなり

承前

〔三月八日 第五千二百五號〕

第五十八條 裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず
 裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免ぜらるることなし
 懲戒の條規は法律を以て之を定む

本條は裁判官の資格、裁判官の獨立、及び其懲戒の方針を示したるものなり其第一項の意は如何なる資格を有するものは裁判官となることを得るやを示したるものにて例へば年齢何歳以上にして如何ほどの學識を備へ且つ其の身に裁判官たるに適せざる所なきものを以て之に任ずるを云ふ而して其の資格の如何を定むるは只だ 陛下の勅命のみにも依らず行政官の隨意にも任せずや法律を以て之を定め其資格に適當したるものを以て之に任ぜらるゝなり其第二項は司法官の獨立には最も缺くべからざるの條にして第一項の資格に依りて一度裁判官に任ぜられたる以上はたとひ 天皇陛下の命令と雖も其職を免ぜらるゝことなし況や其他の權力に於てをや故に裁判官たるものは其地位獨立不羈なるを以て設ひ行政官の干渉を受け其判斷を左右せんとせらるゝも決して之に應ずべからず之に應ぜずして權力者の意を害するも爲めに其地位を左右せらるゝの憂なし故に其眼中只だ法律あるのみ法律に隨ひ法律を行ふに自由の判斷力を使用して毫も他より緊制せらるる所なきものなり是を本則とす然れどもたとひ裁判官は不羈獨立なりと雖も法律の限内に於て不羈獨立なるものにして法に違ひ不正を行ひては決して其責を免れず例へば裁判官にして刑法に定めたる罪を犯す時は等しく獨立の裁判を受け有罪と宣告せらるゝ時は忽ちに其職を免ぜられ其刑を受けざるを得ず又た或は賄賂を取り法を曲げ又は裁判官たるの規律に背くときは懲戒の處分を受けざる可からず其懲戒の處分を受けたる時は其定規に據り職を免ぜらるゝことを免れざるなり

又た此の懲戒處分の規則とても 天皇陛下若くは行政官の隨意に定むる處に非ず是れ亦た陛下と帝國議會との一致に成りたる日の通例にて又た之を怪むものなしと雖も凡裁判の公平を保たんにには民刑兩裁判共に之を公に開きて何人にも傍聴することを許さざるべからず凡そ秘密裁判には如何なる不正不公の行はるるや之を測り知るべからざるのみならず古來往々不公平の裁判にして秘密法廷に行はれしは其例青史に少なからざるなり本條に於ても公開を以て正則と定められたるは即ち此意なりとす然れども本則又た例外なき能はず此場合は若し裁判の事件にして之を公開する時は其對決の上にて双方陳述する言論危激の性質を帯び又其實質不良の性質を帯び之を公けに傍聴せしめては社會の安寧を妨げ又は秩序を紊るの恐れある時は其公開を停め傍聴を禁ずることを得加之ならず其訴訟審問事件にして猥褻の性質を帯び風俗を紊るの恐れある時は亦た之を秘密にするを得るなり

法律に依りて之を定めらるゝなり
 之を要するに司法官は法律に依りて法律を行ひ法律に非れば其身を束縛せられず獨立を以て公正の判斷を爲すを本則とするなり（伊藤伯曰く）第五十八條に「裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず」とあり是れ何人と雖も裁判官たるを得る時は法律の活動を誤る恐あるを以て裁判官たるは必ず之に適應するの資格なかるべからず故に其資格は別に法律に依り定むべしとあり蓋し資格とは法律其他の學識を備へ經驗を積み其專務に精練なる者ならざるべからず又裁判の鞏固を論ずれば裁判官たる者は終身官にして政黨の關係に依り變移せざるを要す、又政府の顯官又は威權ある者に左右せられず又動かされざるは司法權の獨立に於て最も必要とす又自己の私益に關し枉法の所爲なきを要す夫れ此の如くにして初めて裁判官は臣民の權利財産の保護者と云ふを得べし今日迄と雖も他の官吏と其地位同じからず而して不安全なりと云ふに非ざれども將來憲法の行はるゝ日に於て彌々尊貴鞏固になるべし又裁判官免職に就ては本條の第二項に「裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免ぜらるゝことなし」とあり故に裁判官なる者は刑法の宣告又は裁判官の紀律に觸れ其證據顯然たる場合の外免職せらるゝことなし而して其の紀律は法律を以て之を定むるなり
 第五十九條 裁判の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

本條は裁判の公開を示したるものなり公開と云へる事は既に今

承前

〔三月九日 第五千二百六號〕

然れども公開を閉ちて之を秘密にする場合にも裁判官及び行政官の指圖等に依りて恣に之を秘密にするを得ずや法律に依りて定めたる場合及び裁判所全體の決議を以て公開を停むることを得るのみなりとす
 （伊藤伯曰く）第五十九條に「裁判の對審判決は之を公開す」とあり蓋し公開は必要の事にして臣民の權利に對し効力ある保護なり若し之を公開せざれば臣民種々の疑惑を起し或は其明瞭を缺く點よりして至當の事行はれざるに至らん

第六十條 特別裁判所の管轄に属すべきものは別に法律を以て之を定む

凡そ司法裁判の制は前數條に定めたる如くなれども又此他特別の裁判所に於て裁判すべき訴訟若くは刑事なしとせず例へば軍人の法を犯かしたる場合には軍法會議に於て之を審問するが如し凡そ斯る類にして純粹の司法裁判所に屬せざるものは別に法律を以て之を定め命令を以て之を定められざるなり (伊藤伯曰く) 第六十條に「特別裁判所の管轄に属すべきものは別に法律を以て之を定む」とあり而して此特別裁判と云ふは何を指すかと云ふに陸海軍の軍法會議に屬する裁判、海軍裁判或は他日商工裁判所を設くるに至れば是れ司法裁判所に屬せざるなり其の他將來我國に起るべき特別の裁判所を指示して之を規定したり

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に属すべきものは司法裁判所に於て受理するの限りに在らず

凡そ司法裁判所の裁判に属すべきことは只だ法律上の權利義務に關するの訴訟及び刑法違反に關する事件のみにして其他の事件に就きては一切干渉せざるを例とす故に凡そ行政裁判所に属すべきの事件は之を受理すべからざることを本條に示して以て司法行政兩裁判所の權限を判然區別したるものなり偕て如何なる事件は之を行政裁判所に出訴すべき歟を尋ぬるに概ね行政官の發したる命令にして法律に違背し又は其爲したる處分にして

法律に違背し以て人民の權利を傷けられたりと認むる時は其害を被りたる者は之を行政裁判所に出訴するを得るなり例へば人民は安寧を妨げ秩序を紊さざる限りは信教の自由を有す甲某は此自由に依り教會堂を府内に建立し平穩に宣教を爲さんとす然るに内務大臣若くは府知事は令を發して之を禁止し若くは停止したりとせん斯る場合に於ては甲某は之を行政裁判所に出訴するを得るなり其訴訟を受理して第一に其行政官の命令若くは處分は法律に違へりや否やを判定し若し之を違法の命又は處分なりと認定する時は之を無効なりと判決して原告人の權利を認め自由を行はしむ然る時は命令を發し若くは處分を爲したる行政官は之を執行することを得ざるなり之に反して其命令處分は法律に違はず行政官がなし得べきの權限に在るものなりと認定する時は原告者をして行政官の命令又は處分に從はしむるを例とす 然して行政裁判所の組織權限は前條に於て別に法律を以て之を定むる旨を規定したれば其定るの日を待つに非ずば之を知るを得ずと雖も或は高等の裁判所より其幾分の判官を執り又た貴族院の議員中よりも幾分の判官を執り別に勅命を以て其他の判官を任じ 皇帝の直轄にして之を組織するは塊國の例なり此例以て我國の制度を豫言し難しと雖も行政裁判所の性質は概ね此の如きものなるを以て豫め之を記して以て讀者の參考に供す (伊藤伯曰く) 第六十一條に「行政官廳の違法處分」に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に属すべきものは司法裁判所に於て受理する

の限に在らず」とあり本條は既に前に述べたる如く學術上に於ては司法を行政に加ふるにも拘らず行政と司法とは各々別派の組織を要す蓋し主權の統一を妨げざるなり尙學術的より司法行政の區域を分つときは司法は法律を以て本職とし法律を以て己れの主腦とし其職に執掌すと雖も行政官は稍々之と異りて法律を以て直に其目的とせず而して法律の範圍内に於て妨げられざる限りは其利害の存する所を視察して自由に活動するを得るなり但し法は行政の區域を作るものにして固より行政官と雖も法律の外に立つを得ず然るに司法官なる者は單に法律を目的として其職任を盡す者なるを以て法律の明條に依り自ら動き決して自己に變易するを得ざるなり是を以て行政官に在ては法律が行政官の活動を限界し其限界内に於て行政官をして自由に處分するを得せしむと雖も司法に於ては法律が積極的活動を爲すを以て唯だ法律を以て目的とするの外なし行政は即ち法律を視て消極と爲し以て其範圍内に活動す、夫れ此の如き道理上に於て行政司法の間に區別あるを以て司法權を施行するの官吏は唯だ法律にのみ支配せられ決して他の權利の爲めに支配せらる可からず、然らざれば臣民の權利は鞏固ならざるなり然り而して司法行政の二權は兩箇に成立するなり既に司法權にして獨立不羈の地位に在れば行政權も亦獨立不羈の地位に在りて互に相對立せざるべからず、故に行政官廳の違法處分に由り臣民權利を傷害せられたりとするときは司法裁判を以て干渉することなく即ち行政裁判所に於て裁判するの必要を見るべし是を以て本條は行政官の職權上の違法なりと思惟するときは司法裁判所に於て受

理せざることを規定したり 以上は極めて簡單なる概説に過ぎずと雖も尙ほ之を再言すれば立憲政體における司法權の鞏固なる所以は則ち君主は正理の泉源にして其泉源たる君主權の發達より顯はれたる裁判官は是れ即ち君主權の正理なる部分の代表者たり此道理あるを以て司法の構成は法理に依り決して他の權勢黨派の爲に左右せられず以て不偏不黨の地位に立ち、以て臣民の權利財産を保護するを主要とすべきなり

郵便報知新聞 憲法私解

(明治二十二年三月十四日 第四千八百四十一號)

第五章 司法の部

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所ヲ行フ 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム 司法權を行ふ者は裁判所なるを示す、其の之を行ふに天皇の名を以てすべきは天皇は統治權を總攬し給ふが故に司法權を行ふも亦天皇の大權に屬し裁判所は畢竟天皇に代りて之を行ふに過ぎざればなり而て裁判所が司法權を行ふには法律に依らざる可らず立法者の精神通りに法律を執行すべき者なり如何に法律は苛酷なるにもせよ寛大なるにもせよ裁判所は之に基て判決を下

さざるを得ず若し裁判所の手心にて一に裁判官の心に任せ判決をなすべきとしなば司法権を行ふ者が立法上の仕事をなす者にして日頃臣民の依頼して以て權利財産の城壁となす所の法律も更に其効なきに至るべく臣民の危険これより大なるは莫しされば法律が善かれ悪かれ裁判所は必ず法律に依るべき者と定めたるは司法権の性質上當に然るべき事なり

裁判所の司法権を行ふには法律に依るべき者にして一般の例規を定むる方法に依り司法権を行ふを得ず佛蘭西國は方今法典整備の第一位を占むる國なるが昔時封建の大裁判所に於ては判決をなすに敢て法律に依るなく既往の判決の例規に依りたる事屢屢これあり斯る判決を將來例行の判決と稱し法律と均しき勢力を有し之に依りて以て司法権を行ひたり立法権の司法権を侵すは其不利益なる固よりなれど此の如く司法権を以て立法権を侵すの不利益なること亦論なし茲を以て遂に一般の例規を定むる方法に依り司法権を行ふを禁ずるに至れり

本條は後文に於て司法権を行ふ所の裁判所の構成は法律を以て之を定むと示せり裁判所の構成とは治安裁判所、始審裁判所、控訴院、大審院、高等法院等の裁判所の構成法を指すなり裁判所の構成に關しては當時其法律制定の用意中なりと聞く公布の上明知するを得べきなり西、澳等の各憲法亦此明文あり

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ

任ズ
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免ゼラル、コトナシ懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

裁判官を任用するは法律に定めたる資格に依るを示す裁判官は原被告の曲直を判決すべき重職にして其の判決は人民の生命財産の安危の分るゝ所なり去れば之を任用するには普通一片の智識のみを以て足れりとせず特別なる幾許かの資格を具へざる可らず其資格は法律を以て定むるなり裁判所の異なるに由て裁判官の資格にも異同あり始め裁判官を任用するには文官登庸規則の定むる所に由り試験となし若干の年月を経て判事となるの例なれども判事となりたればとて直ちに何れの裁判所の裁判官たるを得る者にあらざ大審院の裁判官たるには法律に定めたる資格を具へざる可らず控訴院の裁判官たるには法律に定めたる資格を具へざる可らず要するに裁判所の異なるに従て裁判官の備ふべき資格に異同あれば裁判官の備ふべき資格とは單に文官登庸規則に定る學術のみに限れるにあらざ

各國の憲法何れも直接間接の意味を以て司法権を行ふ所の判事の資格職權等を法律に定むる旨を記しあり

本條の第二項は裁判官の獨立不羈を認めたる緊要の個條なりとす明に之を云へば司法権の獨立不羈なる實を示す者にて司法権の敢て立法權行政權に侵されざるを認めたるなり抑も文武官を任免するは天皇の大權に屬することは憲法第十條に明文あることなるが第十條は其適用を裁判官に及ぼすを得ず天皇と雖ども

御隨意に裁判官の職を免じ給ふ能はざるなり裁判官の職を免ずるは刑法の宣告に由り公權を褫奪するか又は懲戒處分に由るかとの二つに限り終身其官職を保つを得るなり懲戒の條規は法律を以て定めらるゝなり各國の憲法皆司法権の獨立不羈なるを明記すると同時に裁判官を以て終身職となせること本條に同じ普、米、白、西、澳、丁諸國の憲法是れなり殊に裁判官の俸給を減ず可らざる事、非職を命ず可らざる事、又た轉任を命ず可らざる事をも憲法上に明記するあり葡の憲法は裁判官の轉職す可らざる旨を明記せるも全く終身官と認めず丁の憲法は裁判官の法定上の年齢に達せる時は之を免職するを得べきを示すも尙ほ俸給を與ふ可しと定めり刑法の宣告又は法律の定むる場合に於ては其職を免ずること各國憲法皆然り

承 前

(三月十六日、第四千八百四十三號)

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

裁判の對審判決は公開すべき者なるを示す、夫れ帝國議會の會議を公開して國人に立法上の手續を知了せしめ又た裁判の對審判決を公開して國人に司法上の手續を明にす、法律を立るにも法律を行ふにも公明を表示する者にして政府が國人に信を得るの道これより大なるは莫し治罪法に由れば重罪、輕罪、違警罪の訊問、辨論及び裁判言渡は之を公行し否らざる時は其言渡の

効力なき者なり、今本條に於て治罪法の原則を明記し併せて民事上の裁判の對審判決をも公開すべき者と定めたるは、日本臣民の生命、財産の上に一層の安心を與へたる想ひあり

凡そ裁判の刑事たるに論なく、若し其裁判の對審判決を公開せざるに由て生ずる所の弊害を擧げなば、誠に恐る可き者ありとす、殊に刑事上に關して其弊害の著しきを見る、被告人を恐嚇するの弊、被告人を無辜に陥らしむるの弊、裁判官が法律に依らずして司法権を行ふの弊、裁判官が立法官の實を行ふの弊、右等の弊害は各國に行はれたる時代ありしが人事の進歩するに従ひ次第に之を除却するに至れり、各立憲國の憲法皆裁判公開の制を執らざる者なし

日本臣民は法律に依るに非ずして審問處罰を受けざるの權を有し又た法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權あるなり、たとひ此等の權ありとするも若し夫れ裁判の對審判決を公開せざるに於ては審問は果して法律に依りたる者なり乎、處罰は果して法律に依りたる者なり乎、對審判決を與へし所の裁判官は果して法律に定めたる者なり乎、將た又た裁判官は法律に依り司法権を行ふべき義務に缺くる所なき乎の疑ひは自ら國人の胸中に浮ぶべきなり、然るに裁判の對審判決を公開して司法上の手續を公明にし國人に一點の疑念なからしめ同時に訴訟人をして其憲法上に法律上に與ふる所の保護を全ふせしむる事は必要なることなり、去れば本條は日本臣民が憲法上治罪法上に得たる所の權を全ふせしむるの効ある緊要の條なりとす

本條は裁判の對審を公開するに二個の例外あるを示す、第一

安寧秩序を害するの虞ある時第二風俗を害するの虞ある時は是れなり、此二個の場合に於ては對審の公開を停むるを得べきものとなせり、而して對審の公開を停むるには(一)法律に依るべきを示し(二)裁判所の決議を以てすべきを示す、治罪法に由れば被告事件公安を害し又は猥褻に涉り風俗を害するの恐ある時は裁判所に於て檢察官の請求に由り又は職權を以て其訊問及び辯論の傍聴を禁ずることを得るなり

裁判の對審にして安寧秩序を害するの虞ある第一の場合はおもに刑事上の訴訟に限るべしと雖ども、第二の風俗を害するの虞は強ち刑事のみに限らざるべし、離婚の訴、姦通誘拐の訴の如き民事訴訟の對審は時として風俗を害するの虞なきを保せず、故に民事訴訟と雖ども、對審の公開を停めらるゝことなきに非るべし

安寧秩序を害するの虞ある時又は風俗を害するの虞ある時は裁判の對審の公開を停むるのみ、たとひ犯罪の被告事件が安寧秩序を害するの虞あるにもせよ、將た風俗を害するの訴訟事件なるにもせよ其判決の如きは公開すべき者なり、即ち其判決を言渡す時に當て人民の傍聴を許すは勿論なり。

普魯士の憲法は風俗を害するの虞ある爲めには裁判公開を停め、奧大利の憲法は裁判公開を停むる場合は法律を以て定むと示せり、和蘭憲法には本條に同じき明文あり

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノハ別ニ法律ヲ以テ定

同じく刑事上の所爲なるも犯罪人の身分に由りて裁判管轄を異

にするあり、軍人の犯罪の被告事件は海陸軍裁判所の管轄に屬するが如きは是れなり、又均しく民事上の訴訟なるも其訴訟事件の性質よりして裁判管轄を異にすべきあり、海上裁判、商事裁判等は是れなり、民法・商法制定の上、海上裁判所、商事裁判所を設置せられれば特別に管轄事件を有すべきなり、故に特別裁判所とは右等數種の裁判所を謂ふ者にして其管轄に屬すべきものは別に法律を以て定むるを示したるなり

本條の特別裁判所を解くに其一例として行政裁判所を算入するは蓋し當を得たる者にあらず、特別裁判所とは司法上の特別裁判所を指せるにて普通裁判所に對せる名稱なるに相違なし

承 前

(三月十八日、第四千八百四十四號)

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スベキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラズ

行政訴訟は行政裁判所の管轄に屬し司法裁判所の受理すべき者に非るを示す、元來司法裁判所は刑法上に關する裁判を除くの外は概ね私法上の權利義務の争點に關し裁判を與ふ可き職權を有せる者なり、然るに行政裁判は行政官廳の處分が法律に違ふ者なるや否やを争ふに在り訴訟の對手は行政官廳と人民にして其争點の權利義務は公法上に關する者なり、例へば市制町村制に由る時は市町村は市町村の境界の争論に關して郡參事會若く

は府縣參事會の裁決に不服あれば行政裁判所に出訴するを得るなり市町村の境界に關する争論は私法上の權利の有無を争ふに非ずして公法上の權利の有無を裁判するに在れば此類の裁判は司法裁判を求むるを許さず郡參事會若くは府縣參事會其始審裁判所となり終審に於ては行政裁判所之を裁判すべき者となせるなり蓋し此等の争論を強ち純然たる法理のみに依りて裁判を與ふる所の司法裁判所の管轄に屬する時は勢ひ情義を傷くるの恐れなきにあらず、故に特別に行政訴訟所を設け行政裁判は行政裁判所の管轄に屬せしめ特別に行政法律に智識あり行政上の情義を判知し得べき經驗ある所の行政裁判官の審理すべき者となせるなり又市制町村制に依る時は市町村住民及び市町村公民たる權利の有無、撰擧權の有無、撰擧人名簿の正否並に其等級の當否代理を以て執行する撰擧權及び市町村會の議員撰擧に關する訴訟、町村の行政に關する郡長若くは郡參事會の處分裁決、府縣知事若くは府縣參事會の裁決等に關し行政裁判所に出訴するを得るなり、總て此等の訴訟は行政官廳の處分が法律勅令に背戻し或は權限を逾越して權利を傷害せられたりとする場合なり、若し此等の事件に關し司法裁判に出訴する者あるも司法裁判所は其管轄外に屬すべき訴訟なるが故に之れが受理を拒むことを得べし別に法律を以て行政裁判所の組織權限を明定せらるるまでは行政裁判所の裁判に屬すべき者も自ら明瞭ならず現行に在ては行政上に關する訴訟と雖ども始審裁判所又は控訴裁判所に於て受理裁判するの例なり但し其裁判をなすには内閣の指揮を経ざる可らず、是れ普通司法裁判と性質を異にせるより生

じたる著しき差異なりとす

行政裁判所の規定明瞭にして其能く司法裁判所と特立の姿を示せるは普佛等なりとす丁の憲法は行政訴訟を各司法裁判所の管轄に屬せるも純然司法裁判と規定を同くせず

時事新聞

帝國憲法義報

(明治二十二年三月二十三日、第二千二百三十七號)

第五章 司法

第五十七條 司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行

裁判所の構成は法律を以て之を定む

Chapter V
The Judiciary
Article LVII.

The Judicature shall be exercised by the Courts of Law according to law, in the name of the Emperor.

The organization of the Courts of Law shall be determined by law.

解に曰く立法、行政、司法の三大權は三足鼎立の勢を以て並行し治國の用に缺く可らざるの大權なり憲法に於て天皇は日本國の統

治權を總攬し王が故に斯る大權は皆天皇の統治權中に包含せり左ればその一の司法權も天皇の御名義に於て天皇と議會と共同して設けたる法律に依準し法律を以て定めたる裁判所に於て其の司法の實を擧行するものなり、司法とは法を司どり行ふの義にして其の法の寛嚴良否に拘らず(法の寛嚴良否は立法權に屬す)法律の文面通りに之を執行するの謂なり而して之を執行するには隨意氣儘に何れの場所に行ふても勝手に行ふて可なるやと云ふに即ち條中法律に依り裁判所之行ふとあれば民法を行ふには訴訟法の條規に由り刑法を行ふには治罪法の手續に従ふ等皆夫々の法律に依りてその場所は裁判所に限るなり此裁判所の構成は治安裁判所、始審裁判所、大審院、高等法院杯と又夫々に組織權限のある事にて豫め法律を以て定め置くものなり(聞く裁判所構成法は目下草案再査中にあり)と知る可し故に天皇は司法權を總攬し玉ふと雖も亦濫に之を行ひ玉はず孰れも天皇と議會との共同を以て成りし法律の範圍内に於て之を執行するゝなり之を要するに刑法民法に拘はらず凡て法律を執行するには法律を以て定めたる裁判所に於て法律に定めたる手續を踐み法律の條規を實際に行ふものにて臨時の命令(但し憲法第八條の法律に代る可き勅令は此限に非ず)にて臨時の處分あるを許さずと云ふにあり此條を得て始めて司法權の在る所と行法の手續と二つながら明かなりと云ふ可し

(參照)英國の如きは行法の大權國王にあり佛國の如きは裁判の權大統領にあり孰も司法の權その國君主に歸するは一にして各立憲國大概然り普魯西憲法第八十六條に司法權は獨立の諸法衙に由り國王の名を以て之を施行す諸法衙は法律を除くの外他の權威に從

ふことなし、裁判は國王の名を以て宣告及執行すとあり蓋し上文は裁判權の獨立を明かにし下文は訟獄權の統一を示したるものなり此國王の名を以て云々とあるは中古裁判を執行するには或は藩國の名を以てし或は教會の名を以てしたるが故に之を統一する爲め特に國王の名云々の數字を掲けたるなり奧地利憲法にも凡そ國內の裁判は皇帝の名を以て決行す上下等法院の處斷は皇帝の名に於て行ふとせり皆我國憲と相似たるを見る可し但し帝王の名を以てするものは帝王の名義と云ふの意にして裁判官は取も直さず帝王の代表者たれば其の判決書に裁判官の名を記するは即ち帝王の名を以てする所以なりと解して差支なければども瑞典憲法第二十三款にも見ゆる如く凡て大法院の決斷は國王の名を以て施行し之に御諱を署し或は印璽を鈐す可しとあるの類は正しく國王の御名御璽を用ふる者にして高等法院の裁判には此式を用ゆるの國も亦尠なしとせず我國憲の天皇の名に於て云々とあるは知らず御名御璽の御名か將た一般に御名義と謂ふにあるか思ふに前者にあらずして後者にある事ならん白耳義憲法第九條に何等の刑も法律に依るに非ざれば之を設け及之を科することを得ず(王命を以て刑を設ることを得ざるの義)とし又第三十條に司法權は上下裁判所に依て之を行ふ(政府も侵すことを得ず)とせり法の精神皆我と似たるものなり此餘各國大同小異にて裁判所構成法も別に法律を以て定むと明記せるもの多し

第五十八條 裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず

裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に依るの外其

の職を免ぜらるゝことなし懲戒の條規は法律を以て之を定む

Article LVIII
The judges shall be appointed from among those who possess proper qualifications according to law.
No judge shall be deprived of his position, unless by way of Criminal sentence or disciplinary punishment.
Rules for disciplinary punishment shall be determined by law.

解に曰く裁判官となるには裁判官たる丈の資格を具備せざる可らずその資格は法律を以て定め凡そ年齢幾歳にして學識は何學校の免狀を有し文官登庸規則に應じて合格せし者又はせざるもの平生の履歴品行は如何等皆それの條規ありて其の資格を定めたるものなれば若し法律の定規に不合格なる者は陛下と雖も之を任庸せらるゝことはあらざる可し左れば裁判官は方正公正法律に適して庸ひられ法律に違ふて退けらる其の進退は共に法律の範圍内にあるを以て身に刑法上の罪を犯して公權を褫奪せらるゝか或は爲めに懲戒の處分を受ける等の事さへなければ終身その職を免ぜらるゝことなし即ち君命も政府の命も法律には争はれぬその法律を後桶と爲す者なる故違法の事を爲さざれば何人も此裁判官に向て非分の處置を爲す者なかる可し於是乎裁判官は前後に顧慮する所なく充分に律文通りの裁判を執行し得られて毫も他の牽制を受けず法律の範圍内に於ては自由自在に働かれ得らるゝゆゑ取も直さず裁判官の獨立を形作る裁判官の獨立は裁判所の獨立なれば此條

ありて堅く本邦に獨立裁判の權を明示したるものと云ふ可し憲法第十條に天皇は文武官の俸給を定め及び文武官を任免す但し此の憲法又は他の法律に特例を掲けたる者は各々その條項に依るとある其の特例は即ち此條の如き場合に於て法律に依らざれば天皇も裁判官を免黜あらせらるゝことなしと知られたり人の生命財産を取扱ふ裁判官はその資格も他の官吏と異なる丈に又其の特權を有すること他に立ち勝りて異なるは如何にも道理至極と思はるるなり之を要するに此條は裁判官の資格、獨立、及その進退を保固にしたるものと云ふ可し

(參照) 白耳義憲法第九十九條に保安法官及び始審裁判所の法官は國王直ちに之を任ず、控訴院法官及び始審裁判所長官並に副長官は上院及び大審院より各々進むる所の二の薦名表(數人の名を薦め國王の撰みに任ず之を薦名表と云ふ)に依り國王之を任ず云々と見えたり普魯西憲法第八十七條に諸法官は國王に依り或は國王の名を以て(國王の名を以てとは司法大臣王に代り撰任するを云ふ)終身を期し撰任すとあり國々に依りて裁判官の資格及び撰任法に多少の差は免れずと知る可し、茲に裁判官の獨立を考ふるに白耳義憲法第九條に法官は終身を以て任ず、法官は審判に因る(罪ありて公然審判を云ふ)に非ざれば其の職を免じ及停むることなし、新任法官あるも本人許諾するに非ざれば轉所することを得ず、(新任あれば遞上轉所するの例規なれ共本人願はざれば亦轉所せざるの謂なり)とあり普魯西憲法も亦甚だ之と相似たれども特に老退を命ずることあり老退を命ずるは法律を以て定め凡そ法官老廢の故を以て辭職する者は猶ほ俸給の四分一以上を受く其の

自ら辭職せざる者は紀律裁判を以て老退を命ずるの法なり丁抹憲法にも滿六十歳以上に至る時は免官することを得ると雖も猶ほその俸給を與ふとあり又伊太利憲法第六十九條には郡裁判所を除くの外國王の任じたる裁判官にして三年間在職したる者は復轉免す可らずとあり米國の如きすら大小法局判官行ひ正しければ永く其の職を保ち其の勞の報酬を受け在官中その俸給増減ある可らずとせり蓋し裁判の公正を責るには裁判官に與ふるに他に優りたる特權を以てするは各國皆然り

承前

(三月二十四日、第二千二百三十八號)

第五十九條 裁判ノ對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

Article LIX

Trials and judgements of a Court shall be conducted publicly. When, however, there exists any fear that such publicity may be prejudicial to peace and order, or to the maintenance of public morality, the public trial may be suspended by provision of law or by the decision of the Court of Law.

解に曰く憲法第二十三、四の兩條に於て日本臣民は法律に依るに非ずして審問處罰を受くることなく又法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝことなしと明示せられたるも若し其の裁判を公開せざる時は果してその審問處罰は法律に違はざるの審

問處罰か又その裁判官は果して法律に定めたる如き眞正の裁判官なるかを知るに由なく秘密内行の裁判には往々法律に依らざる司法權を濫用し又司法の範圍外に逸出して臨時立法の處置を爲し又被告人を騙嚇し又一方に依怙する等の弊害は各國の例に尠なからず然るにては折角臣民の權利を確めたる前二條の場合も眞に外部粧飾に過ぎて虚文となるの恐れあれども此條あれば金城鐵壁にて前後相映應して益々完璧と申す可きなり蓋し裁判の對審判決を公開せしは憲法の發布を待たず是迄既に實際に行はれ來りたる本邦の美事に重、輕罪違警罪の訊問、辯論及び裁判言渡しは之を公行す否らざる時はその言渡しの効力なきものなりとは治罪法にも見えて疑ひもなき事實なれども之を憲法に特書すれば長へに相傳へて眞に不磨の法典となり一寸も動かすこと能はざる可し憲法第四十八條に兩議院の會議は公開すとし今又此條に至りて裁判の對審判決は之を公開すとせり立法に司法に之を公衆具瞻の目前に於てし共に公明正大を致すは實に此憲法の精神なる可し」此條の但し書は取除の場合を特書したるものにて通常裁判の對審判決は之を公開すれども其の事件の公安を害し又は風俗を害する等の虞れある時は暫く其の公開を停止するなり尤も之を停止するにも亦夫夫の手續ある事にて司法官一己の了簡にて左右すべからず法律に依り又は掛り裁判所の決議にて公衆の傍聽を禁するなり此禁制は對審のみの場合にて判決即ち宣告の時は如何なる事あるも矢張公開する者なり即ち單に對審の公開を停むとある所以なり

(參照) 裁判所を公開し又法律に依り臨時その公開を停むるは諸共和國は勿論各立憲帝王國大概相似たり特に其の一二を掲ぐるも

普魯西憲法第九十三條に民事刑事となく法衙の訟庭は公行とす、内行事件(男女の訟)の爲めには公行を停むることを得(廉恥を保するが爲めなり)とあり(安寧秩序云々の特例なし)又白耳義憲法第九十六條に諸法衙の訟庭は公行とす但し其の世安若しくは内行の爲めに害あべるべき者は此例にあらざりして其の時には裁判に由て(裁判宣告の式を用ふ)法衙より公行を停むることを宣告す、國事犯及び著刻犯(國事に係る著刻)に係りては陪審官の合員同意(十二人皆同意)に非ざれば閉戸(公行を停むることを云ふ)を宣告する事を得ずとあり又荷蘭憲法第五十六條に凡そ裁判は其の理由を説明し訟庭を開て之を宣告すべし刑事の裁判は其の處斷の憑據する法律の條目を掲録す、訟庭は公行とす然れども國安及び風紀に關するに由り法律を以て定めたる特例は之を除くとあり法の精神孰れも相似たるものと云ふ可し

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものは別に法律を以て之を定む

Article LX

All matters that fall within the competency of a special Court, shall be specially provided for by law.

解に曰く特別裁判所とは一般人民に普通適用するの裁判所に非ずして訟訴事件の性質又は犯罪人の身分に由りて特別の管轄に屬す可きものを云ふ即ち海、陸軍裁判所、商工裁判所、海上裁判所の類是なり是等裁判の管轄に屬す可きものは夫々法律を以て定むとあれば軍人の犯罪を軍法會議に委ね海上の差違れを海上裁判所に裁判する等は追々決定することとなる可し

(參照) 均しく司法裁判なれ共その裁判の性質に依りて裁判所の管轄を異にする司法の便法と爲す故に各立憲國皆夫々の法律を定めて特別裁判の設けあり特別とは司法普通の裁判所に對したる言葉にして民法商法等の完備したる國に於ては各々その名目ありて備はる佛蘭西共和國一千八百四十八年の改正に係る憲法第八十八條に海陸軍裁判所及び該控訴裁判所、軍港裁判所、貿易裁判所、工部裁判並に他の常外裁判所は法律を以て之を改正する迄現行の編成及び事務章程を守保すとあり又普魯西憲法第九十一條に商事工事の裁判所は其の要なる地方毎に必ず法律に由て建設すべし、此等裁判所の構成權限及び官員の撰任職務權利期限は法律を以て別に之を定むとあり蓋し普魯西全國には一の大法院と二十二の控訴院と四十六の裁判所とありて尙ほ商工裁判保安裁判等は之を常外裁判所として置くものなり又白耳義憲法第五條に軍法司の構成云々は別法之を定む、法律に定めたる各地方に商事裁判所を置く商事裁判所の構成云々も亦別法之を定むとあり法の精神何れも此條の意にして英、澳、伊、西皆相似たり

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理する限に在らず

Article LXI

No suit at law, which relates to rights alleged to have been infringed by the illegal measures of the executive authorities, and which shall come within the competency

むること相成らず裁判官また之を行ふこと相成らず司法権……裁判官は獨立不羈にして何者と雖も之を動かすべからず唯法律に依つて法律を行ふものなり又此第二項に「裁判所の構成は法律を以て之を定む」とあるは即ち右裁判所は大審院控訴院始審裁判所治安裁判所等に分ちまた其各裁判所は如何なる組立にし何裁判所は何々の權限あり何裁判所は何の裁判をするといふことを定めらるるものにて是れまた天皇と國會とに依て定めらるる所の法律を以て定めらるるものなり」伊藤樞密院議長は去月十八日地方裁判官諸氏を高輪の邸に招き當第五章の各條項に付一々明細に演説せられたり憲法主任の伊藤伯が説明せられたること、之を知り置かんは當憲法を解釋する事に於て中々に便益なるべければ各條項毎に附記すべし即ち當第五十七條に就いては左の如く述べられたり司法権に至つては憲法第五章第五十七條に「司法権は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ」とあり蓋し司法権の重大なる所以の者は人身の安固と財産の安全を保護するに在り是れ即ち司法裁判の貴重なる所以なり憲法既に行はれて司法権鞏固ならざれば人民何に依て安甯せん今司法権の要を論ずるに當つて其鞏固安全を托すべきものは裁判所構成の善美なること審理手續の整頓せること又裁判官の學問見識ありて廉潔公正なること等を措て之を他に求むべからず近時一般に文化の進歩に隨ひ行政と司法の領域益々明になり司法裁判を以て普通行政官吏の手裏より分離し別に獨立の機關を備ふるに至りたるは實に文化の一證なり歐洲に於ても事輒近に係り日本に於ては殊に近年の事なり我國大政維新の後僅に二十餘年にして今日憲法を發布せ

られ司法権の位地を益々鞏固にするの實は第五十七條の二項に「裁判所の構成は法律を以て之を定む」と爲して行政権の左右する所たらしめざるを以て其裁判所の安全を證するに足るべし夫れ司法権は天皇の名に於て云々とある以上は即ち司法権も亦主權の活動たるに外ならず而して其主權を活動せしむる者は唯ぞと問ば即ち裁判官なり是を以て裁判官の任や實に重く其責や大なりと云ふべきなり

承前

〔三月十日、第一千二百七十七號〕

第五十八條 裁判官は法律に定めたる資格を以て之に任ず

裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其の職を免ぜらるることなし

懲戒の條規は法律を以て之を定む

司法権なるものは前號に記せし如く立法權行政權と共に獨立不羈なる一大權なれば隨つて之を掌る裁判官も亦獨立不羈、一天萬乘の天皇に代り奉つり法律を定規として邪を斥け正を揚げ善惡曲直の裁判を爲し人の自由權利と財産の安固とを保護するものなれば最も忽せならぬ役と申すべし左れば「裁判官は法律に定めたる資格を以て之に任ず」とありて電信や何かを傳はるるばかりでは裁判官となることならず〔原文意義不明〕天皇と國會と相談一決の上制定相成る法律に定められたる資格即ち判事登用試験規則など申す規則に合ふものならでは此裁判官となること相成ら

ぬなり」裁判官は斯の如く貴重獨立の役目を負ふものにて猥に裁判官となる事相成らぬ代はり本條第二項に「刑法の宣告」即ち盜みでもするとか謀叛でも起すとか何れ悪い事をして刑法に照され懲役とか禁錮とかに處せられたときや「懲戒の處分」即ち裁判官といふものは賄賂を取つてはならぬとか（何の役人も其通り）何かいふ規則のあるに背いて被告とか原告とか訴訟人から金錢や何かを貰つて罪のあるものも赦したり罪のないものも罪に落したりするとか邪な裁判をしたり其他落度があるとか裁判官にあるまじき所業をして別に定めらるる所の懲戒處分法により免職を受けた時でなければ「其職を免ぜらるることなし」一生裁判官の地位に在り得るものなり隨つて上に立つものが嫉んで免職するとか行政部内から手を出し口を容れて免職させるとかいふ事は決して相成らず自分の落度がない内は獨立安全其役を斥けらるることなきなり蓋し行政部内の役人などの如く電信が切れれば勿ち免職になるなどといふ綱渡りの様な危い事では思ひ切た裁判をすることも出来ず怖々する様な譯で其役目を全うする事は出来ぬものなればなり「又右懲戒處分法は本條第三項に「懲戒の條規は法律を以て之を定む」とあつて猥りに之を定めるものではなくまた猥りに懲戒を行ふべきものではなく天皇と國會と相談の上制定さるる法律を以て定めらるるものなり蓋し裁判官は右の如く獨立不羈動かすべからざるものなり同時に最も忽かせならぬ役目なれば其取柄もまた厳しくしなければならず即ち斯くの如く法律を以て懲戒處分法を定めらるるものなり」本條に就き伊藤樞密院議長の演説せられたるところは左の如し

第五十八條に「裁判官は法律に定めたる資格を以て之に任ず」とあり是れ何人と雖も裁判官たるを得るときは法律の活動を誤るの恐あるを以て裁判官たるには必ず之に適應するの資格なかるべからず故に其資格は別に法律に依り定むべしとあり蓋し資格とは法律其他の學識を備え經驗を積み其事務に精練なる者なかるべからず又裁判の鞏固を論ずれば裁判官たる者は終身官にして政黨の關係に依り變移せざるを要す又政府の顯官或は威嚴ある者に左右せられず又動かされざるは司法権の獨立に於て最も必要とす又自己の私益に關し枉法の所爲なきを要す夫れ此の如くにして始めて裁判官は臣民の權利財産の保護者と云ふを得べし今日迄と雖も他の官吏と其地位同じからず而して不安全なりと云ふには非ざれども將來憲法の行はるるの日に於て彌々尊貴鞏固となるべし又裁判官免職に就ては本條の二項に「裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免ぜらるることなし」とあり故に裁判官たる者は刑法の宣告又は裁判官の紀律に觸れ其證據顯然なる場合の外免職せらるることなし而して其紀律は法律を以て之を定むなり

承前

〔三月十二日、第一千二百七十八號〕

第五十九條 裁判の對審判決は之を公開す

但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停止することを得

是迄とも既に公判といひ公廷と申して「裁判の對審判決」即ち被告原告を調べたり之が言渡しをしたりするときは公に之を開き天下暗れて傍聴をも許さずことなり蓋し若し裁判を公けにせず取調を秘密にし傍聴をも許さずしてコソコソやつたときには何の様な事があるかも知れず暗闇の仕事悪い事があつても致方なかるべければなり天下暗れて裁判すること公明正大なれ併しながら政府を顛覆するとか何とか所謂治安を妨害する件や情死未遂の裁判とか猥らしい事柄の裁判は猥りに之を公けにし人に聞かしては悪いか「安寧秩序又は風俗を害する虞あるときは…對審の公開を停むることを得」とあつて傍聴を禁ずることが出来るなり。尤もこれとて裁判官一人の考や何かで傍聴を禁ずることは相成らず別に此事に付定められたる法律に依るか但し裁判所の役人總體が相談して決た上でなければならぬなり本條に付伊藤伯は左の通り述べられたり

第五十九條に「裁判の對審判決は之を公開す」とあり蓋し公開は必要の事にして臣民の權利に對し効力ある保護なり若し之を公開せざれば臣民種々の疑惑を起し或は其明瞭を缺くの點よりして至當の事行はれざるに至らん

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものは別に法律を以て之を定む

裁判といつても其裁判せらるべき事柄に付ていろ／＼の區別あり軍人の裁判は軍法會議船が衝突したとか暗礁に乘上げて沈没したとかいふことの裁判は海事裁判といつて今も現に通常の裁判所で之を裁判せず別にそれ／＼の裁判所ありて之を裁判する事なり本

條は即ち如何なる筋合のものは通常の裁判所にて裁判せず特別の裁判所にて裁判するといふことをば別に法律を以て定めらるゝといふことを示されたるものなり伊藤伯は本條に就き述べて曰く此特別裁判と云ふは何を指すかといふに陸海軍の軍法會議に屬する裁判海事裁判或は他日商工裁判を設くるに至れば是れ司法裁判に屬せざるなり其他將來我國に起るべき特別の裁判所を指示して之を規定したり

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理するの限に在らず

「行政官廳」即ち内閣諸官省を始めとし府縣廳郡區役所戸長役場等に至る迄是等凡て行政部内の諸役所の「違法處分」即ち奥書を願つたときこれといふ理由もなきに奥書をせぬとか選舉權のある者に投票をさせぬとか規則に背いた事をされてお役人の爲めに自分の權利を傷けられたときは之を司法裁判所即ち輕罪裁判所とかいふものに訴へず行政裁判所に訴へるものにて此行政裁判所の事は別に法律を以て定められ又是等如何なる事柄が行政裁判所に於て裁判するといふ事は豫て法律を以て定め置かるゝものにて即ち「別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理するの限に在らず」行政裁判所で裁判すべきものを司法裁判所で受理すべきものに非ず随つてまた司法裁判所で裁判すべきものを行政裁判で受付るものに非ず區別判然として他の仕事を横取する事相成らぬものなり本條に就き伊藤伯の述べ

られたる所は左の如し

本條は既に前に述べたる如く學術上に於ては司法を行政に加ふるにも拘はらず行政と司法とは各々別派の組織を要す蓋し主權の統一を妨げざるなり尙學術的より司法行政の區域を分つときは司法は法律を以て本職とし法律を以て己れの主職とし其職に執掌すと雖も行政官は稍之より異りて法律を以て直に其目的とせず而て法律の範圍内に於て妨げられざる限りは其利害の存する所を觀察して自由に活動するを得るなり但し法は行政の區域を作るものにして固より行政官と雖も法律の外に立つを得ず然るに司法官なる者は單に法律を目的として其職任を盡す者なるを以て法律の明條に依り自ら動き決して自己に變易するを得ざるなり是を以て行政官に在ては法律が行政官の活動を限界し其限界内に於て行政官をして自由に處分するを得せしむと雖も司法に於ては法律が積極の活動を爲すを以て唯だ法律を以て目的とするの外なし行政は即ち法律を視て消極と爲し以て其範圍内に活動す夫れ此の如く道理上に於て行政司法の間に區別あるを以て司法權を施行するの官吏は唯だ法律にのみ支配せられ決して他の權利の爲めに支配せらるべからず然らざれば臣民の權利は鞏固ならざるなり然り而して司法行政の二權は兩箇に成立するなり既に司法權にして獨立不羈の地位に在れば行政權も亦獨立不羈の地位に在りて互に相對せざるべからず故に行政官廳の違法處分に由り臣民權利を傷害せられたりとするときは司法裁判を以て干渉することなく即ち行政裁判所に於て裁判するの必要を見るべし是を以て本條は行政官の職權上の濫法なりと思惟

するときは司法裁判所に於て受理せざること規定したり

繪入朝野新聞

憲法正條

〔明治二十二年四月十八日、第一千九百十五號〕

第五章 司法

第五十七條 司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ

裁判所の構成は法律を以て之を定む

本章にては司法權の施行組立て等を規定せり抑も司法とは議會と 天皇陛下とが相一致して定められたる法律を執行するの謂にして其の之を執行するは固より

陛下の掌握し玉へる大權に屬す故に裁判所は 天皇陛下の御名を以て之を代はり行ふの場所たり然れども此に法律に依りて明記せるからには決して私意を以て濫りに裁判を行ふを得ず例へば刑法を執行するに當りては必ず治罪法の定むる所に依り民法を執行するには是非とも訴訟法の手續きに依るを要するが如し扱て又司法權の獨立を安固ならしめんが爲めには其の組織方法等をして一切行政權の支配たらしめざるを以て裁判の構成は別に法律を以て之を定むることゝなせり

第五十八條 裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず 裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの

外其の職を免せらるることなし」懲戒の條規は法律を以て之を定む

本條は裁判官の資格（第一項）獨立（第二項）及び其の懲戒（第三項）の事を定めたるものなり元來裁判官たるものは法律の運用を誤りては一大事ゆゑ其年齢、學識、品行等の如何なる者を裁判官と爲すと云ふの資格を定むるを要す又た裁判官をして何時免職せらるゝかも知れざる様の危き地位に立たしめば自然上長官の鼻息を窺ふて枉法の裁判を爲すこと無きを保せざるの恐れあるを以て苟くも裁判官たる者は行政官の私意に依て之を左右すること能はざるは勿論勅命と雖も妄りに之を免ずること能はざるの地位に立たしめ置かざる可からず故に裁判官は之を終身官と爲し刑法上の罪を犯し又は懲戒の處分を受けたる場合を除きては決して免職せらるゝ事なきを示し又其懲戒の條規は別に法律を以て之を定むる旨を規定せり

第五十九條 裁判の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞れあるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

昔し幕府時代に在りては裁判を爲すに當りて曾て之を人に聞かしむることなき故其の秘密の間にはまゝ曖昧の裁判ありたることは世人の皆な記憶する所ならん蓋し裁判官をして公正無私の者たらしめ洵に臣民の權利財産の保護者たらしむるには之を公開して何人にも知らしむるの仕組みならざる可らず故に裁判を爲すには決して影暗き所爲を爲すを許さず何處までも之を公けにするを要す尤も其事件に依り之を審判するときに當りて過激

の議論を爲して人心を騒がし爲めに社會の安寧を妨ぐるの虞れあるか又は強姦罪の如き其白狀する所自ら猥褻の事に涉りて風俗を紊す様の虞れありと認定したるときは法律又は裁判所の決議に依りて公開を差止むることあるなり

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものは別に法律を以て之を定む

陸海軍の犯罪者を審判し又は行政上の訴訟を裁判するとき并は總て其の特別なる犯罪訴訟に限り之を審判する所を特別裁判所と謂ふ而して其の領分に屬すべきものは普通裁判の手續きに依らず別に法律を以て之を定むるなり

承前

〔四月二十日、第一千九百十七號〕

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理するの限に在らず

行政裁判所と云へるは行政官が法律に戻りたる命令を發するとか若くは其の處分せしものゝ法律に違へるものありて爲に人民の權利を傷れ又は損害を蒙りたる場合に訴へ出づべき裁判所に於て即ち一種の特別裁判所なり而して此條は右の行政裁判所と尋常司法裁判所との區別權限を明かにしたる條項にして法律の定むる所に依り苟くも事の行政裁判所の管轄に屬すべき事件は司法裁判所に於て之を受付くるの限にあらざる事を規定せり

國民之友

「憲法一班」

〔明治二十二年五月十一日、第四卷第五十號〕

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依テ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

我國憲法によれば天皇は司法權立法權行政權の源なれば、司法權も必ず天皇の名に於て之れを施行せざる可らず、然れども、天皇は決して漫に司法權を濫用し玉ふことを得ず、何となれば司法權は必ず法律の範圍内に行はざる可らざればなり、裁判所の組立及其の位置、權限の如きも帝國議會の協賛を経たる法律を以て之を定むるものとす、普魯西亞は「司法權ハ不羈ノ諸法衙ニ由リ國王ノ名ヲ以テ之ヲ施行ス諸法衙ハ法律ヲ除クノ外他ノ權威ニ從フコトナシ、裁判ハ國王ノ名ヲ以テ宣告シ且ツ執行ス」とありてその精神我國の憲法と異なる所あらず、

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其職ヲ免セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

古昔は支配者たるもの即ち諸侯の如きものは自ら人の罪を裁判するの權力を有し又は自ら好む人をして人を裁判せしめたりしも今日となりては天皇陛下と雖、裁判官にあらざるよりは決して人の罪を裁判し玉ふこと能はず、又た陛下の好み玉ふ人ありと雖法律に定めたる資格に合格せざる人なれば決して裁判官として人の罪を裁判せしむること能はず、

裁判官にして人主の意に叶はず、權臣の心を得る能はざるとき人主權臣の爲めに自由に黜免せらるれば裁判官は安心して公平にその職を全ふする能はず、必ず偏僻不公平の裁判をなしてその位置を保たんことに汲々たるべし、此に於て裁判の獨立公平なるものを掃ふに至るべければ、本條第二項は裁判官の獨立に就て最も緊要の條項なりとす、即ち刑法を犯して有罪の宣告を受け、賄賂又は私欲よりして不當不公平の裁判をなして懲戒の處分を受けたる場合にあらざるよりは、決してその職を免せらるゝことなし、

漫と懲戒の名を以て、裁判官に被ぶぜ、懲戒の實なきに懲戒の名を加へて公平なる裁判官を免ずるがことなきからんか爲に懲戒の條規は法律を以て之を定む、

第五十九條 裁判ノ對審ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニヨリ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

惡事は必ず暗所を好む、故に對審を公けにするは尤も必要なり苟も公衆の前に於ては如何に裁判官が不公平の裁判を爲さんとすも、その良心容易に之を許さざるべし、然れ共對審に用ふ

る論辯の甚た危険の性質を有し、又は卑猥の事に渡るべき場合に於て、法律に依り若くは裁判所の決議によりて公開を停むるは當然の事なり

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

爰に裁判所と云ふは司法裁判所にしてその他行政裁判所、陸海軍裁判所等の支配に屬すべきものは別に法律を以て之を定むるなり、

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ非ス

司法裁判所の管轄は單に法律上より起りたる、權利義務の争及刑法上の訴訟にして行政上即ち行政官の命令處分にして憲法、法律に反し、又は人の權利を傷害せられたるときは訴訟は司法裁判所の關係すへき所にあらず、即ち行政裁判所に屬すべきものは必ず行政裁判にて之を裁決し、司法裁判所に屬すべきものは決して行政裁判所にて裁決するを得ず

第六章 會計

東京日日新聞

大日本帝國憲法解釋

〔明治二十二年三月十日、第五千二百七號〕

第六章 會計

凡そ立憲政體に於て議院の有すべき大權の中に於て其神髓とも稱すべきものは立法の權にして其血液と評すべきは會計即ち歳費議定の權なりとす若し此兩權に於て不充分の事ある時は議院も議院たるの効用を全くする能はず立憲政體も其目的を達する能はざるなり各國立憲政體の歴史を案するに議會の起因は會計豫算議定の權を争ひたるもの其主眼となりて次に權利自由の確定に及ぼし隨つて立法權に推し及ぼしたるもの如し蓋し納租の義務は國民たるもの第一の義務なり之を納めて以て我政府を維持し以て國安を保ち國威を宣揚せざるべからず然れども行政官の爲めに恣に其稅率を定められ恣に之を無用の費途に使用せられ人民に於て之を控制するの途なくば到底限ある資を以て限なき要求に應ずべきに非ず故に古へ獨裁政治の下に在りては苛稅酷收人民をして流離荒亡せしめしこと往々にして然り斯る弊害を制し輕稅を以て有用の費途に充てて以て國家維持の目的を達

せしむるは國民を代表する議院の第一の職掌たり本章に於ては我至仁なる 天皇陛下の御意もて此大權を帝國議院に附與せられたり乞ふ以下の諸條を熟讀せられよ

第六十二條 新に租稅を課し及び稅率を變更するは法律を以て之を定むべし

但し報償に屬する行政上の手数料及其他の收納金は前項の限りに在らず

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協贊を経べし本條に於ては如何なる費途にても凡そ國庫の負擔即ち國民の負擔となるべき其途に就きては必しも其代表する議會の承諾を得るに非ずば一錢たりとも徵集する能はざることを示せるなり先づ第一項より之を説明せん其新たに租稅を課するとは従前未だ課せざるの新稅目を設けて之を課するを云ふ例へば新たに絹布稅を設くるが如し、又た稅率を變更するとは従前課し來りたる租稅の割合を増減するを云ふ例へば地租は地價の百分の二分五厘なるを變じて百分の三とし又は百分の二とするが如し、凡そ斯る新稅を課し又は舊稅の割合に變更を來さんと欲する時は必ず帝國議會の協贊を経て、天皇陛下の裁可を得たる法律に依らずば猥に賦課増減するを得ざるものと定めたるなり其第二項に載する所は右の項の例外にて行政上の手数料の割合を定め又は之を收納するは法律を以て定むるに及ばず行政官の判斷に任ずるなり蓋し之を納むるは其行政上の手数料を要せしめたるに附き其報酬として納むるものなれば敢て人民一般の義務

を増加するものに非るが故なり例へば地券の書き替に手数料を納めしめ又は或る商業を営むに鑑札を下げ渡し其鑑札料を納めしむる等の如し

其第三項は最も必要の項目なりとす即ち國家の利益を進歩し若くは國家の安全を保たんが爲めに内國債を起し又は外國債を募らんとする時は爲めに國民の負擔を増加するものなるを以て此議に就きては是非ともに帝國議會の承諾を経ざるべからず其承諾なきものは一錢たりとも之を募集するを得ざるなり加之ならず凡そ豫め期せられたる契約にして國庫の負擔に屬すべきものは之を毎年度の豫算内に編入して以て豫め帝國議會の承諾を経るなれども未だ期せざる事柄にして豫算外に内國人若くは外國人と契約を爲し之が支辨を國庫に於て爲さざるべからざる如きことの起される場合に於ては是亦た新たに豫算外の負擔を人民に課するものなるが故に此議も亦た帝國議會に謀りて其承諾を得ざるべからざるなり

之を要するに本條にては凡そ國民の負擔を増減する事柄は必ず帝國議會の承諾を得るに非ざれば政府は之を實行すること能はざることを明示したるものなりと明言すべきなり

第六十三條 現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限は舊に依て之を徵收す

凡そ新たに租税を課し又は税率を増減する等の事は皆な帝國議會の承諾を経たるものならざるべからず然るに未だ議會の創立せられざる以前に於て既に定められたる租税の種類及び其税率は之を如何する歟と云ふにやはり舊のまゝに之を据え置き以て

之を實行せらるゝなり例へば地租の二分五厘はやはり二分五厘のまゝ所得税は所得税の定め通り家屋税も亦た家屋税の定め通りに之を徵收して敢て前に變ることなきなり
然れども前條にも定められたる如く以後政府に於て舊租税の變更を爲さんとする時は其案を議會に提出すべく又た議會にて現行の税種及税率を不當と認むる時は改正の案を自ら制して之を議決し以て御裁可を得て之を變更するを得べし少しも差支へあらざるなり然れども議員の決議の上にて此の變更を爲さざる以上はやはり従前のまゝにて之を徵收せらるゝなり

承 前

〔三月十二日、第五千二百八號〕

第六十四條 國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし

豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求るを要す

本條は議員が財政上に於て是非とも有せざるべからざるの權を示したるものなりそ他ならず國家一年の經費を議院に問ひ其承諾を得ることとなり此議に附きては議院の権力殊に重く其決議する所は非常の場合に非る以上は天皇陛下と雖も恣に不認可權を用ひ給はず概ね議院の決議のまゝを採用せらるゝを常例とす故に帝國議會の決議外の費用は政府に於て一錢たりとも之を使用する能はざるを本則とするなり今ま政府が歳出に付き帝國議會の協賛を経るの手續を本條に依りて陳べんに政府は先づ

次年度の國家の政費に要する一切の支出を豫算して之を組立て又た此費用を辨すべき凡ての租税其他雜收入を豫算して之をも亦た豫算案に組み立て歳出入共に之を一の豫算案に編成して以て前年度の帝國議會に提出し豫め其承諾を求むるなり帝國議會に於て篤と之を調査し其刪るべきは刪り加ふべきは加へ歳出歳入共に之を認めて後其決議を上奏するなり本案裁可を得る時は政府は決して恣に議會の決議の趣を變更する能はず一錢一厘たりとも其指定通り之を徵收し之を支辨せざるべからざるなり本條第二項に於ては止むを得ざるに豫算外に出でたる支出ありたる時の處置方を定む即ち豫算の款項に超過しとあるは豫算には豫め何々の費途には若干圓を要すと豫定したるに實際の支出之れに超過したる場合を云ひ又た豫算の中には豫め其費途を期せざれば之を償ふべき項目なきに實際止むを得ざる費途の出で來りて定めの外の費を爲したる場合を云ふ凡そ右二ヶ所の場合

合に於ては未だ帝國議會の承諾なき費額を政府は支辨したるに附き是非とも後日に至りて其旨を議會に陳べ追ふて之を承諾あらんことを求むるなり固より止むを得ざるに出でたるものなれば議會は正當なりと認むる時は之を承諾するなり何は兎もあれ豫め期せられたる費用は前以て帝國議會の承諾を得ざるべからず豫め期せられざる實際の費用は後に於て帝國議會の承諾を経ざるべからずたとひ一錢たりとも帝國議會の承諾なき金額は之を費用することを得ざる旨を示したるものなり
因みに云ふ本條の第一項には協賛と云ふ第二項には承諾とあり其文字異なれば其意義も亦た隨て異なるが如しと雖も等しく是

れ承諾なるは一なり只だ前に之を承諾するに後に之を承諾するとの差あるのみ協賛とは豫め前に之を承諾する儀にて英語之をコンセントと稱す 例へば 天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふと云ひ凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要すとある如く何れも之を立つるの前に於て議會の承諾を要することを云ふ又た爰に承諾と記せしは英語之をアツプロベーションと稱するものにて事の過ぎたる後に於て之を認むることを云ふ凡そ本法協賛とあるは前以ての承諾を云ひ承諾とあるは後に於て之を認むることを云ふものなりと解して誤あることなかるべし

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すべし

凡そ前條に掲げたる豫算案は先づ上下何れの院に提出すべきやを本條に定めたるものにして必ず之を前に衆議院に提出し其議を経たる後に於て之を貴族院に回送するを順序とし決して此順序を紊らしめざるなり

凡そ此他の法律案に就きては事務煩簡の都合に依り先づ何れの院に之を提出するも少しも差支なしと雖も此豫算案に限りては決して上院を先にせずして下院を先にす其の故は他ならず凡そ歳出入は多額納税者の身に執りては直接に利害を其頭上に感ずるを以て必ず先づ其議を衆議院に附し充分の意見を吐露せしめざるべからず固より貴族院とて多額の納税者を以て組織するものなりと雖も其代表する所は日本國民の最少部分なれば之が決議の爲に全國人民の利害を左右せしむべからず之に反して衆議院は直接間接には全國三千九百萬の人民を代表するものなれば其負擔に關する歳出入の豫算案に就きては是非とも先づ衆議

院の議決を経て人民の満足を求めざるべからざるは道理に於ても亦た然り今其實例を尋ぬるに凡そ歐米立憲諸國に於ても皆な此案には下院即ち代議士院を先にするは通例なるが殊に英國の如きは一たび之を下院にて決議したる以上は後に上院に回送せらるゝも上院は之に加ふるに修正を以てすべからず只だ爲し得べきは下院の決議を全體其儘にて可決するか但は全體其儘にて否決するか二途あるのみ尤も之を全體否決するを得るとは雖も之を否決しては一歳の國費を辨ずるに方なきを以て實際に於ては敢て其權を行はず常に下院の決議のまゝを異議なく通過せしむるを例とせり凡そ豫算に附き衆議院の議決に効力の重きは右の例にても知らるべし本條の趣意も亦是に在るなり然れども我國に於ては未だ貴族院にて之を全體の儘可否するや若くは修正をも加ふるや憲法に定めなければ確言するを得ざれども論理より推す時は修正をも爲し得るものと云はざるべからず然れども猥りに之を修正して國民多數の利益を害せざることには貴族院が德義上の責、憲法學上の義務なりと云ふべきなり

承前

〔三月十三日、第五千二百九號〕

第六十六條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

本條は皇室經費の事を定む 凡そ 皇室は我々が戴く所の 皇室なり苟くも其尊榮を保ち威嚴を存せしめ奉らんには我々國民

に於て其經費を負担すること勿論の儀なり然れども概ね其定なくては叶はず故に本條に於ては先づ國庫の支辨と定め其額は是迄通りの定額に依りて之を減少せず又は帝國議會の開くるに及びて現在の定額にて支辨せらるる間は敢て其承諾を得るに及ばず議會は無論其支出を負担することなり 然れども將來に於て如何なる用途の多端なるが爲め止むるを得ざるに増額を求めざるべからざることあるべし斯る場合には 陛下は一應帝國議會の承諾を求めらるゝなり 尤も本條の如きは解釋者は法律上の見解のみを以て之を解釋する能はず此間德義と云へるものありて其關係を圓滑ならしむるなり

皇室に於ては養生の撫育を以て目的とし給ふにあれば決して猥りに其經費を増加して人民の負擔を重からしめ給ふことはあらざり恐れながら成るべき丈の御節儉はあることと推察す 又た帝國議會に於ては止むを得ざるに其増額を求められたる以上はたとひ之を承諾せざるの權ありと雖も 皇室を奉戴して其尊榮を謀るを目的とする人民の義務として之を拒むべきに非ず德義を以て異議なく之に應ずるを宜しとす上下相和し初めて本條の完きを得るものと知るべきなり

第六十七條 憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減する事を得ず

凡てて豫算は帝國議會の議決を主とするものなれば議會に於て不當と認むる項目は隨意に之を廢除すべく又は過多なりと認むる時は之を減額するを得るは其隨意にして他よりは敢て嘖を容

るべからずと雖も苟くも法律上の結果に依り政府に於て支辨せざるべからざるの費用に附きては帝國議會と雖も之を豫算中より廢除し去ること能はず又た之に加ふるに減少を以てすること能はず今其項目を本條に依りて之を擧ぐれば第一に憲法上の大憲に基ける既定の歳出は之を廢除し又は減少する能はず例へば本法第十條に於ける文武官の俸給の如し斯る類は天皇陛下の大權に依りて定めたるものなれば帝國議會と雖も固より之を廢除することを得ず又減少することを得ざるなり 但し政府の同意さへあれば之を廢除減少するを得るなり 第二には法律上の結果に依り政府に於て支辨せざるべからざる費用若くは政府行政の處置等に就き裁判を得て辨償せざるべからざる費用等に就きては何れも法律上の効力に依り得たる結果なるに附き之を如何ともする能はず帝國議會は此費目に就きては削除減少すること能はず但し是亦た政府の同意を得れば格別なりとす

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むるを得

凡そ通常經費歳出の外或は國防の爲め或は鐵道若くは土工の爲め特別に必要な場合に於ては豫め五年三年若くは十年と年限を定め置き其間其事業に費すべき數年度に跨がれる繼續費を帝國議會に求むることを得此場合に於ては帝國議會に於て必要なりと認むれば之を承認すべく必要ならずと認むれば無論拒絶するを得るなり之を拒絶せられたる時は政府も事業を起すこと能はざるは勿論なりとす

第六十九條 避べからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に

生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべし 第六十四條第二項に於て豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を経べしと定められたる若し斯る場合には後に議會の承諾を得べきなれども凡そ斯る豫算外の費用は其生起する毎に議會に問ふべきに非ず之を決算の上に示すものにして且つ其支拂は臨時に支拂はざるべからざるものなるを以て豫め之に備ふるの費途なくては叶はず議會の諾不諾は暫く後日の事として拂ふべきの義務は其期に於て果さざるべからざるが故に常に豫備費を設け以て此不時の費途に充つるなり然らば則ち豫算の外に豫備を設くることは憲法上の動かすべからざる制度たるを知るべきなり

第七十條 公共の安全を保持する爲め緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざる時は勅令に倚り財政上必要の處分を爲すことを得 前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むるを要す

本條は非常の場合に適用すべき財政上の處分法を定めたるにて其危急の場合に法律に代用すべき勅令を發せらるゝ彼の本法第八條の場合に等し即ち本條に於て前以て帝國議會の承諾を得る能はず財政上必要の處分を爲すなり或は臨時に國債を募ること彼の西南の役に臨時に第十五銀行より數千萬圓の金額を借り入れたる如きこと若くは特別に税目を設け臨時に之を徵收するが如き場合は全く外敵を防ぎ内亂を平らげ危急存亡の秋にして帝國議會を臨時に召集する能はざる場合にのみ限り決して尋常の

場合に適用すべからざるなり此場合に於ては此臨時處分を爲すは 天皇陛下の大權にして勅令ならでは之を行はれざるなり尤も右の所置は非常緊急の時に非ざるは所置なれば固より例外止むを得ざる場合なりとは雖も設ひ非常の所置なりとて之を其まゝに経過せしめては帝國議會の財政議定の權を害するものなれば是非とも次の會期に於て之を議會に提出して其承認を求めざるべからず議會之を適當なりと認むる時は之を可決して以て承諾を表すべく不適當なりと認むる時は之を承諾せざることもあるべし然れども其結果如何ならん歟其實は全く國務大臣の擔任する所たるべき歟と思はるゝなり

本法第八條の場合に於て臨時法律に代ゆべき勅令に就きては議會は後にて之を承諾する時は其勅令は引き続き法律の効力を有すべし若し之を承諾せざる時は將來に於て無効たることを告示せらるべし然れども本條の場合に於ては既に消費し終りたるものなるを以て之を承諾せざるも到底其負擔は免かれず責を當事者に歸して後止むのみなるべし故に政府に於ても此臨時處分を爲すには其の必要ありて後之を爲さざるべからず議會に於ても其必要を認むれば異議なく之を承諾するを以て其德義とす然らざれば常に政府と議會との間に軋轢を生じ雙方其の權力を濫用するに至らんことを恐るるなり

承 前

〔三月十四日、第五千二百十號〕

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至ら

ざるときは政府は前年度の豫算を施行すべし

帝國議會は毎年豫算を議定すべきの權あり其議定を経ざれば之を行ふべからず然りと雖も帝國議會に於ても若し殊更らに議すべきの豫算を議定せざることある時は議會はモハヤ之を議定するの權を本年度に放擲したるものと認なし其前年度に議定したる豫算案を以て政府は之を實行す又た議會は之を議定せざるに非れども其修正調査等に時日を費し當會期中に於て其議定を終えざる時は豫算の成り立たざるものと認し又た前年度の豫算を施行するなり是は此れ議會が其の權利を放擲したる場合に適するの條項なりとす

第七十二條 國家の歳出入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし

會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む
本條は決算報告の事を定めたるものなり即ち政府は帝國議會の議定したる豫算に依り一年間之を施行し其歳入及び歳出の實際勘定を爲して以て先づ之を會計検査院に出し同院にては其検査を遂げ之に検査報告を添へて政府に出す政府は又た其報告と共に決算表を製して之を帝國議會に差し出して之を報道す其支出上必要の不足ある時は第六十四條の例に依りて議會は承諾の有無を決するなり

第二項の會計検査院の組み立及び其の職權は帝國議會の協賛を得て判定したる法律に依りて之を定むヤハリ判官と同じく獨立公平を保たしめんが爲めなりとす

郵便報知新聞

憲法私解

〔明治二十二年三月十八日、第四千八百四十四號〕

第六章 會計の部

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラズ

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ベシ

日本臣民には法律の定むる所に従ひ納稅の義務あるなり然れども其義務は法律の定むる所に従はざる可らず、而て法律は帝國議會の協賛に依りて成る者なるが故に新に租稅を課し稅率を變更するには是非とも帝國議會の協賛を経るを要す、即ち國民の同意なくして納稅の義務を課せざる者とす
然れども行政上の手數料例へば版權免許料、代言人免許料、特許料、意匠料、商標料の如き手數料は法律に由りて與ふる所の權利の報償たるに過ぎず法律を行ふに由りて生ずる所の收納金なり租稅と相似て全く其性質一ならず故に斯る手數料及び其他の收納金に關しては法律を以て定むる限りにあらず、即ち帝國議

會の協賛を経るを要せず已に帝國議會の協賛したる法律の範圍内に於て行政上の處分とし之を徵收するに外ならず

國債を起すには帝國議會の協賛を経ざる可らず、蓋し國債なる者は政府が臨時緊急の必用に應ぜんが爲め金錢を補充する者なり其補充したる金錢は將來に於て國民が返却すべき義務を負擔する者なり然らば國債を起すは新に租稅を課するの結果ある者にして之を間接租稅と稱するも可なり、故に帝國議會の協賛を経べき者と定めたるなり 又た豫算に定めたる者を除く外國庫の負擔と成る可き契約を爲す時例へば政府が民間の鐵道會社若くは農工商事業を獎勵せんが爲めに豫算の定額の外に若干の補助費を下附せんとする契約をなすが如き場合にも帝國議會の協賛を経るを要するなり

承 前

〔三月十九日、第四千八百四十五號〕

各國の憲法皆國民に納稅の義務あるを示すと同時に法律に依ることなく又た國會の是認を経ずして國民に租稅を課するを得ざる旨を明記せざる者なし、即ち蘭國は法律に依るに非れば國家の租稅を定むるを得ずと示し丁國は法律に依ることなく租稅賦課の方法を定め若くは變更免除するを得ずと定め又た租稅を賦課するには豫算の確定に由るべしとの明文を載せり、奧、伊の憲法俱に課稅議決權の國會に存するを言ひ國會の議決なくては課稅するを得ざる意を示す、葡の憲法また國債利子及び國債償還に補充すべき租稅の外、一切の直接國稅は國會の議定すべき

者となせり、普の憲法は豫算表に明定し或は特別の法律の規定に依るに非ざれば租税賦課をなすを得ざるを記す、英米佛の各憲法皆租税を課するには國會の同意を要すべき者となせり、國債を募り若くは國庫の負擔となるべき契約をなすは法律に依るべき者なりと普の憲法は記せり、獨の憲法も國債を募るは國會の議決保證を要すと定む、西は國債は國民の特別なる保證を要する者となせり、丁の憲法も國債に關する契約をなすには法律に基くべきを示す、其他の各立憲國概ね其揆を一にす

第六十三條 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メザル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

前條の如く、租税を課するは法律を以て之を定むべき者なれば現行の租税を改正するには法律を以てすべき事明なり、本條は現行の租税を改正せざる限りは舊に依り徵收すべきを示せり、現行の租税に關する法律命令の効力を有する内は臣民に於て之に遵守すべき義務あるなり、去れば、其法律命令の改正變更せざる限りは其範圍内に於て租税を徵收すべきは論なき事なり

普の憲法に本條に同じき明文あり

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ベシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生ジタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

國家の歳出歳入は毎年帝國議會の常會に豫算を提出して其協賛を經べきを示す、歳出とは政府一切の經費を謂ひ歳入とは租税及び其他の收納金を謂ふなり、歳出は歳入の由りて生ずべき源泉にして歳入は臣民租税の賦課を定むべき者なるを以て歳入を要すべき支出の費額を明示して租税分擔の源泉を知らせしめ、政府の經費を支出するにも又た其支出に補充すべき租税を徵收するにも一に議會の同意を俟て之を行ふべしとなせるなり、是れ帝國議會が國家會計上に於て豫算議決權を有する所以にして立法上法律議決權を有すると並び立ちて實際に大なる勢力を行ふべき者なりとす、抑も豫算とは豫期の歳出入の要領を示す者にして國家會計の由りて起る源泉標準なりと謂ふべく、政府は之に由りて出納し以て決算の報告を終へざる可らず、又た豫算は租税法律の確定すべき方向を示す者なり、故に租税法律を議するの前に於て豫算を確定することは帝國議會の須らく注意周到を要すべき一議事なり

各立憲國皆租税の賦課は豫算の確定に由るべき者と定む普の憲法は國家の經費歳入は必豫算に記し豫算は毎年之を制定すべきを示し獨の憲法も歳出入は毎年豫算を以て國會の議決に附すべしと記せり

國家の歳出歳入は豫算を以て帝國議會の協賛を經べきを以て原則と定め置き本條は更に後文に於て、若し豫算の款項に超過し又豫算外の支出ありたる時は後日帝國議會の承諾を求むべきを示す、是即ち實際の費額が豫算に超過したる場合を指すなり、既に歳出が豫算を以て帝國議會の協賛を經べき者なるからは其協賛外に涉れる費額の支出を明示して議會の承諾を經べきは至當のことなり

帝國議會の協賛と帝國議會の承諾との間に於る區別は曾て

解きしが如く政府が議會の同意を求むるに豫め之をなすと後日之をなすに在るのみにして全く別物にあらざること明瞭なれど豫め議案を帝國議會に提出して其協賛を求むる場合に於ては帝國議會の之れに同意する否とは其自由に存し從て帝國議會の協賛せざる所の議案をば政府の實施するを得ざるは勿論なり、然ども政府が既に事を處分したる後日に於て帝國議會の承諾を求むる場合に於ては議會は自ら異議なく其處分に同意せざるを得ざるに似たり、是豈に議會の協賛と議會の承諾とは純然其性質を一にするを謂ふべけんや

抑も豫算を帝國議會の議事に附するは如何なる程度まで及ぶか各立憲國おの／＼其制を異にし從て其得失如何は一の問題たりとす、本條に由れば豫算の議は其款項のみに止り其細目の如きに至ては敢て議事に附せざる者と思はる、何となれば款項以下の細目を議事に附して議會の協賛を要すべき者ならんには、細目の支出に關しても豫算外に涉る場合に於て議會の承諾を經べき管なるに本條に於て細目の事に關して更に一言の規定を見ざればなり、然らば細目の豫算支出は政府各廳の隨意に行ひ得べき者なるべし

普魯士の憲法は實費の豫算外に涉れる時は後日國會の追認を要すべき者となせり

承前

〔三月廿一日、第四千八百四十六號〕

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ

豫算を議事に附するには先づ之を衆議院に提出し而る後貴族院に於て議すべき者なるを示す、議院法に由れば凡そ政府の議案を帝國議會に提出するに當りては兩議院の内何れを先きにするも便宜に依るべき者とす、然るに豫算に限り斯る例外法を設け特別に前に衆議院に提出すべき者と定めたるは如何なる理由に由る乎、蓋し衆議院は國民の公選に係る議員を以て組織せる者なるが故に豫算の如きは國民租税の負擔の上に重大なる關係を有する議案なるを以て國民直接の利害に注意し充分民情に叶ひたる決議をなす可しと見做せるなり、即ち租税を徵收するに國民の同意を要すとの主義を貫ける者と謂ふ可し

普、丁、和、白、西等の各憲法皆本條に同じ、即ち白耳義は會計法及び徵兵法に關する法律案は先づ下院の是認を得べしと定め西班牙は租税及び國債に關する法律案は前に立法議院に付すべき者とせり、殊に普魯士の憲法は豫算は前に之を下院に提出すべしとなせるのみならず豫算に關しては上院は其大體を可否するを得るのみ逐條に涉り之れが可否を試むるを得ず獨逸憲法には豫算は毎年上下院に提出すべしとの明文を記せるのみ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セズ

皇室經費は皇室に要する御用度に充る費用なり其歳出の一部に編入せられ豫算中に表はれて帝國議會に明示せらるゝに相違なかるべしと雖ども固より日本臣民たるの義務として異議なく之を支出し以て皇室の尊嚴を維持し奉らざる可らず、故に皇室經

費は政府一般經費の如く帝國議會の協賛を要せざる者と定めたるなり現在の定額は毎年國庫より之れを支出するを以て例となし若し將來に於て増額を要する場合には帝國議會の協賛を経ざる可らず是れ臣民の同意なくして臣民租税の負擔を重からしむることなきを期する者なり、去れば帝國議會は皇室經費現在の定額に關して免や角論議するを得ずと雖ども其増額を要する場合に於ては國民の負擔如何を察知して皇室に向て經費の御節約を請ふが如きは固より妨なき所なり

伊太利の憲法は皇室典範は既往十年間の經費平均額を以て其定額となし將來の經費は皇帝即位の時元老院國會に於て在位間の定額を確定すべき者とし葡萄牙の憲法には皇帝即位の際相當の經費を皇帝並に皇后に捧ぐべしとの明文を載す

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ズ

政府の歳出は帝國議會の協賛を経べき者なるを以て帝國議會は其議決を以て之を廢除し又は削減するの權ありと雖ども、本條に由れば、第一憲法上の大權に基づける既定の歳出は帝國議會の自由に廢除削減するを得ず、例へば行政各部の官制を定むるが如き文武官の俸給を定むるが如き、又た常備兵額を定むるが如き、何れも憲法上に於て天皇の有し給へる大權なりとす、官制上要する所の文武官の人數及び其俸給、常備兵額に要する所の費用等は議會の隨意に廢除削減するを得ざるべし、第二法律

の結果に由れる歳出例へば内國稅徵收費は内國稅を徵收するが爲めに要する所の費用なり即ち内國稅の法律を實施する結果に依て要する所の歳出なり、又た非職俸給は非職條例の結果に依て要する所の歳出なり、故に其歳出の由りて生ずる源たる法律規則にして廢棄せられざる限りは其歳出は當然要すべき費額にして從て之を支出すべきも亦當然なり、第三法律上政府の義務に屬する歳出、例へば國債利子の如き是れなり法律上政府の負擔する義務は豫算の成立すると否とに關せず必ず履行せざる可らず

承前

〔三月廿二日、第四千八百四十七號〕

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得
政府の經費中には事業の性質に依り數年の長きに涉て費用を要する者なきにあらざる多額の費用を一時に支出して急に事業の成功を期するは負擔に堪え難きの情なしとせず、本條は即ち斯る場合に適用す可き個條なるべし此の如き事業は繼續事業とな

して、一度其始に議定し置き豫定の年限内に毎年繼續費として之を支出する者とす
獨逸憲法に由れば國家の經費は一年間の支出と定むるを以て常則となせども特別の場合に於ては一年以上に涉りて之を定むるを得るなり

第六十九條 避クベカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生ジタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クベシ

會計法に由れば豫算中に設くべき豫備費には第一豫備金、第二豫備金の二項あり第一豫備金は避くべからざる豫算の不足を補ふ者にして第二豫備金は豫算外に生じたる必要の費用に充つる者とす、要するに豫備費は豫定し難き臨時必要の場合に補充する者にして會計上此の設けなきを得ず而て其の金額は國會の協賛を得て之を定むべきこと勿論なり、政府の豫算に豫備費の目を置くは今日とても已に然り、現に二十二年度の豫算にも此目に一百萬圓を充て居れり毎年必ず此目なきことなし
豫備費を設くるは豫定し難き臨時必要の場合に應ずべき目的にして其額は固より帝國議會の協賛を得たるに相違なしと雖ども豫備金を以て支辨したる廉々は年長經過後に帝國議會に提出して其承諾を求めざる可らず何となれば帝國議會は豫算の節に豫備費の必要を知り之を協賛したるも之を支出すべき事業の必要を髓めざるを得ざればなり

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スル事能ハザ

ルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲ス事ヲ得前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

公共の安全を保持し又は其災厄を避くる爲め緊急の必要ある時は天皇は帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發するの大權を有し給へり右は天皇が緊急の場合に於て臨時立法權の實を行はせらるゝ者なり、本條は公共の安全を保持する爲め緊急の必要ある場合に於て勅令を以て財政上必要の處分をなすことを得るを示す、即ち天皇が緊急の場合に於て特別の會計權を有し給ふ者なり、前者は勅令に依て立法權の實を行ひ後者は勅令に依て財政上臨時の處分をなす者にして二者俱に天皇が臨時に有し給ふ大權なりと謂ふべし然れども二者の異なる所は實に立法權と會計權とに存するのみならず仔細に觀察を加へて解釋を下す時は緊急の需要に自ら輕重あるやに思はる何となれば二者俱に帝國議會の協賛を経ることなく議會閉會の場合に於て勅令を發して事の處分をなすに在りと雖ども天皇が法に代るべき勅令を發し給ふ大權あるを示せる第八條は單に「緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ」とあるに過ぎざるも本條には「帝國議會ヲ召集スルコト能ハザルトキハ」との明文あり法律を發するには帝國議會の協賛を経べき者なるを以てたとひ緊急の必要あるにもせよ天皇に於ては成る可く臨時會を開きて議會の協賛を経るに注意し給ふこと疑なし又た議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發し給ふは實際帝國議會を召集するの餘裕なき時に起るべしと雖ども若し帝國議會を召集し得べき餘

裕ありしにもせよ天皇は大權を以て法律に代る可き勅令を發し給ふを得るなり然るに勅令に依り財政上必要の處分を爲すことは必ず帝國議會を召集すること能はざる時に限る者の如し是れ蓋し財政上の處分は直ちに臣民納稅負擔の上に影響を及ぼすを以て特に此嚴密なる制限を設けし者ならん

財政上必要の處分と謂へば意味頗る廣濶にして豫算の款項を流用することも、豫備費の全部を支出することも、苟も必要ある限りは之をなし得るが如し又た國債を起すには必ず帝國議會の協賛を経ざる可らざる事は勿論なれども内外の情形に由り一朝不測の事變生じ爲めに軍費の必要を生じなば國債も起し得るやに思はる戰を宣する事は天皇に屬する大權なり天皇が宣戰權を執行し給ふが如き場合は固より國家非常の一大事にして卒然と生ずる所の者なり既に宣戰に決す從て軍費の必要生ず或は帝國議會を召集して其協賛を経るの邊あらざらん此等の急に應ずるか爲め國債を起して軍費に充るは即ち財政上必要の處分たるに外ならず

緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發したる時は其勅令は次の會期に於て帝國議會の承諾を経ざる可らず本條も亦政府が臨時財政上必要の處分をなしたる時は次の會期に帝國議會に提出し其承諾を求むべきを示す、元來帝國議會の協賛を経て事の處分をなすべき者なればなり

承前

〔三月廿五日、第四千八百四十九號〕

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セズ又ハ豫算成立ニ至ラザルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スベシ
帝國議會に於て豫算を議定せざる時は豫算に關して數種の動議出で其表決數何れも過半数に達することなく遂に豫算の成立せざる時は政府は前年度の豫算を施行する者と知らる帝國議會が豫算を議定せざるは之れを協賛するの意なき者なり之れを施行するは帝國議會の意に反す成立に至らざる豫算を施行するは亦法律に適へる者にあらず去れば斯る場合に於て原按を施行せずして其の原按の標準となり居れる前年度の豫算を施行すべしと定めたるは公平穩當の處分なるべし米國の如きも亦た然り

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
國家の歳出歳入の決算は其能く會計法に叶ひたる者なるや否やを検査確定するの權は會計検査院に在り帝國議會は更に會計検査院の検査報告を監督するの權あるを示す

故に帝國議會は國家會計上に關し獨り豫算議決權を有せるのみならず國家會計の監督權を有せる者なること本條に由て明なり然れども直接に國家會計の監督權を有するは會計検査院なり會計検査院の組織職權は別に法律を以て定むとあり蓋し現行の會計検査院に關する法律は明治十九年勅令第二十號なり會計検査院は明治十三年を以て始めて設立せられ當初は政府の豫算決算を検査する職權を有せしか明治十五年に至り豫算検査の權を除

時事新報

帝國憲法義解

〔明治二十二年三月廿六日、第二千二百四十號〕

第六章 會計

Chapter VI
Finance.

解者曰く帝國議會に議政の大權を授與せられて第一に樞要なるは議會の協賛を以て立法權を行はせ玉ふものなり言葉を替て之を言へば凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要する義にて此法律は一切萬般に行渡り日本國民は自ら法を立て自ら之に循ふを云ふ無上の自由を有する者なり次に第二は本章會計の決議權にて日本國民は法律の定むる所に從ひ納稅の義務を有すれども其の納稅は政府の隨意に苛酷の收斂を爲すことを得ず己が負擔すべき義務を豫め己が決議し置く手順なれば國民自治の制是に至りて益々保固なりと云ふ可し蓋し東西古今の通弊として專横の執政收斂を重くし淫酒の料に充つるを常とす故に古の學者動もすれば租稅の輕重を説きその重きを以て暴君汚吏と爲し其の輕きを以て明君賢相と爲す彼の下總に有名なる佐倉宗五郎の如きも固より立法權に參與せん杯の深き巧あるに非ず後世蒙らずに民權家の名を以てするも收斂の重きに堪へずして時の藩主に抗し

き獨り決算のみを検査すべき者に改めり現行法に由れば政府歳出入の決算報告に對し其當否を検査するは其職權の一にして其組織は内閣に直轄せり若し會計検査院の組織及職權に關する改正法律出づるとするも豫算は固より帝國議會に提出し其協賛を経べき者なれば豫算を検査するは會計検査院の職權にあらざるべきは疑はし本條に明文ある如く單に決算を検査確定するを其職權と爲すなるべし現行法律にては國家の歳出歳入の決算は政府に於て確立し會計検査院に於て其報告書を検査するの例なり本條に由れば會計検査院に於て検査したる上にて始めて決算報告書の確定する者なり其確定したる決算報告書を検査するの權は即ち帝國議會に在るなり

各國の憲法皆前年の決算報告を國會就中下院に提出すべき者と定めざるはなし普・和、葡の各憲法何れも會計検査院に決算統計の權あるを認む其の組織に至ては各立憲國一途に出でず君主隷屬の獨立官衙となすあり普魯西の如き是れなし同國及び和蘭の憲法上には會計検査院の組織權限は別段の法律を以て定むべき旨を示せるのみ又た會計官の撰任權を國會に有せしむる者あり丁抹憲法の如き是れなり即ち同憲法に前年度の決算統計書は國會に於て調査す決算統計書には検査官吏の報告書を副ざる可らず検査官吏は國會に於て撰任すべき旨を載せあり

此の會計の一點を左右せんと試みたるを以てのみ左れば本邦歴代の天皇中特に仁徳帝の仁君たるは民間の困弊を憫察して民の負擔を軽くしたるに在り今日世の有志者と稱ふる者之を政府に建れば第一に租稅輕減の一事を以てする今日の急寧ろ政權私權の争ひに非ずして租稅の負擔輕重如何にあるを知る可し今や歐洲各邦諸々立憲國に於ては此弊なしと雖もその本を追究すれば何れも收斂の重きに苦みて已むを得ず時の君主に迫り治者被治者の間に約束する所ありしものにて此等約束を名づけて憲法と云ふ憲法の徳は一旦君民相約束せし上は縱令暴君汚吏と雖も内に自ら省みて本心の徳誼に耻ぢ再び之を破ること能はざるに在り蓋し此約束や甚だ難く各國の歴史に大抵血を以て是等の權利を買ふを常とす而るに我國は獨り之と異なりて上下君民和氣悠悠の間に此諸大權を授受す實に古今萬國に比類なきの美事に於て天皇の南壽壽子崩れず千代に八千代に玉椿までを祝し奉ると共に亦臣民の幸福幾萬々歳を祈るものなり

第六十二條 新に租稅を課し及稅率を變更するは法律を以て之を定む可し
但し報償に屬する行政上の手数料及其他の收納金は前項の限に在らず
國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を経べし

Article LXII

The imposition of a new tax or the modification of the rates (of an existing one) shall be determined by law.
However, all such administrative fees or other revenue having the nature of compensation shall not fall within the Category of the above clause.

The raising of national loans and the contracting of other liabilities to the Charge of the National Treasury, except those that are provided in the Budget, shall require the Consent of the Imperial Diet.
解に曰く現行の租稅は更に法律を以て之を改めざる限は舊の儘にて徵集するの掟なり左れば新に窓戶稅又は探鹽稅又は絹布稅等の新稅目を賦課するには無論法律を以て之を定めざる可らず又稅率を變更して現行の地租家屋稅等を増減し又は所得稅酒造稅などの多寡を高下するにも亦無論法律に依りて定めざる可らず之を廢するも之を設くるも左右上下凡て法律を以て進退する其の法律は帝國議會の協賛を要するゆゑ納稅の義務は固より臣民にあるも納稅に自ら境界線ありて何人も我儘勝手に收斂する事ある可らず尤も行政上の處分より徵收する專賣特許料、版權免許料、諸鑑札書料等は法律の範圍内にて生ずる收納金なるを以て一々法律を以て之を定むるに及ばずとなり未項國債を起すは申す迄もなく或は運船會社或は鐵道會社等凡て豫算外に國庫の負擔となる可き契約を爲すは必ず前以て帝國議會の贊成を経べき管にて若し此手續を踐まざる時は何人も勝手に決定す可らず之を決定せば憲法に違ふたる者にて上下神人に對して申し譯なき次第なり立憲政體の國に

於ては然もこそあれと存せらるゝなり

解者此條に於て最も深く感ずる所のものあり蓋し憲法上の大權に於ては戰を宣し和を講ずる等に亶慮に出る事なれども宣戰講和に第一要なるは武器に非ず軍艦にあらず又兵士に非ず思ふに文明世界の兵戰は金の權力最も前鋒となる可し借その金は内外國債を起すか將た不時の徵收を爲すか豫算外の大金固より國庫にある可き管なければ孰れか前二者の場合に依る事なる可し而るに此條末項の明文に據れば斯る契約は凡て帝國議會の協賛を経ざる可らざるものゆゑ議會若し之を拒まば宣戰講和もその實を見るに難きことはなきや聊か掛念する所なり解者既に前にも引例したる如く獨逸の如きは國庫に數億の貯蓄ありて一朝事あれば直ちに之を軍費に充つるの覺悟ありと聞けば政府は緊急の場合に處するの方便ありと雖も解者は我國庫に斯る餘贏ありとも聞かざれば今更に掛念に堪へざるなり戰の沙汰は金次第なるに今の國民は能く之を處辨するの金力あるや嗚呼國權の伸縮一に金なる哉金なる哉金を措て國權の議論は都て空論のみ解者の所感果して無理か讀者と共に研究せんとする所なり

(參照) 白耳義憲法第十條に國稅は法律に依るに非ざれば之を定むることを得ず(必ず議院の議を経るを云ふ)又州稅は州會の承諾あるに非ざれば之を定むることを得ず云々と見えたり普魯西憲法第三百三條に法に據るに非ざれば國債を起すことを得ず其の他凡て政府の保證に係るもの(銀行及諸會社の政府より保證を受け償證又は銀札を發行するの類)は皆之に據るとあり蓋し國稅の決議を國會にて爲さしむる英、佛、獨を始めとし各共和、立憲國皆

然らざるはなし又國債を起し國庫の負擔となる可き契約も都て國會の承諾を経るは立憲國に行はるゝ普通の法にて法文多少の差はあれ共その精神は皆我國憲と同じ
第六十三條 現行の租稅は更に法律を以て之を改めざる限は舊に依り之を徵收す

Article LXIII.

The taxes levied at present shall, in so far as they are not remodelled by new law be collected according to the old system.

解に曰く現在行はるゝ租稅即ち地租にても所得稅にても又酒造稅にても更に法律を以て之を改めざる限は矢張今の儘にて徵集すると云ふ義なり左れば帝國議會が開けたりとて天皇並に上下兩議院の共同を以て法律を改めざる限は減多に今の租稅より輕くなる事はなかる可し能々考ふ可き事にこそ

(參照) 普魯西憲法第九條に現行の租稅は舊に由て收入すと明記し之が爲めに歳出入豫算は議會の公議を取る可き管なるも實際に行はれず千八百五十年より千八百六十一年に至る十二年間は舊に仍る云々を口實とし議會の前議を経ずして遠慮會編なく實行し來りしが千八百六十二年より千八百六十六年に至る迄凡そ四年間は之が爲め議會と執政との間に争ひ起り千八百六十七年以後始めて豫算表を議會にて前議し増減するに至れりと云ふ我此條は大に彼と異なりて更に法律を以て之を改めざる限は云々の一句を挿みれば法律さへ改むれば現行の租稅も増減自由なる可し

承前

〔三月廿七日、第二千二百四十一號〕

第六十四條 國家の歳入歳出は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經べし

豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を要す

Article LXII.

The expenditure and revenue of the state require the consent of the Imperial Diet by means of an annual Budget. Any and all expenditures overpassing the appropriations set forth in the Titles and Paragraphs of the Budget, or that are not proved for in the Budget, shall subsequently require the approbation of the Imperial Diet.

解に曰く日本臣民は法律の定むる所に従ひ納税の義務を有するものなれども其の納税にも際限のあることにて即ち法律の定むる所に従ふなり此條は益々その法意を擴張したるものにて一國の國費を其の國民が支辨するは固より論を俟たざれども人の膏油を絞りにて差出す金に使ひ先の分らぬ事や又豫算案に要求するだけの民力なき事杯のありては出す人民の方も苦情勝なれば取る政府の方も困難なる可し殊に君主特裁の國に在りては己が驕奢に充る爲め時の民力も計らず漫に賦歛を重ふして人民の疲弊を致すこと往々その例あり國民の困却の上もなき事にて法律の寛嚴は第二に措き先づ差當りこの瘡癩を救済するの策なかる可らず民の私權を輕々

に看過したる東洋諸國に在りては古來最も此實例に乏しからざる儀にて今日本全國民十中の八九が夢中に國會の開設を祈るも亦その中心は國會開設の曉國費儉約の儀もあらんには將來幾分の負擔を輕くするの幸福もあらんとの心待にて公權私權の一事は寧ろ第二に措て甚だ切ならざる者の如し左れば此條の如きは一般國民の最も直接に最も熱心に注目する所にして今後幾多の論議を要する事なる可し餘事は擱き國家の歳出とは皇室經費を始めとし海陸軍備・外國交際、官吏の俸給、諸學校費等一切萬事政府より年々支出するの費用を謂ひ歳入とは地租、所得税、酒造税を始めとして免許、手数料、官業、官有財産收入等都て年々政府の收入に屬す可きものを謂ふなり是等の歳出に係るものと又之れに應ずる歳入に係るものとを豫め算當して毎年の出入を豫算案に編成し前以て帝國通常議會の協賛を經べしとは即ち此條の意にして若し帝國議會にて豫算案通りの支出は迎も今の民力に堪へずと思はば議院法第四十一條の手續を踐み三十人以上の賛成を以て修正の動議を起し得らる可し又法の裏面より之を窺ふて萬一帝國議會が其の豫算案通りに協賛せずして幾多の修正を爲したる時は政府は無論その修正案に従ふて出入せざる可らず左れば政府は今後一錢一厘も議會の承諾なき國庫金を使用す可らざる反對に人民は己が分限に應じて非分の收歛に苦しむことなかる可し誠に立憲政體の國に缺く可らざるの金科玉條なり但し豫算とは文字の如く豫め計算したるもの故實際に之を施行するに當りては豫算の款項に超過して某の款は幾許、某の項は何程と前以ての極め通りに行かざる事もある可し又豫算には跡形もなき降て湧たる支出もありて臨時費を開く

場合に至らざる事もある可し斯る事は後日即ち次の會期に提出して議會の承諾を求むるなり此場合に於て萬一議會がその支拂を不當なりとし承諾せざる時は其の責國務大臣に歸すべしと思はるなり

解者曰く從來官報を以て公布したる豫算は款、項、目、節の四科に分ち款の科に於ては内閣費幾許内務本省費何程と其の總額を掲げ項の科に至てはその内閣又は内務本省費額を差細別して應費幾許機密費若干とか又は衛生費何程旅費幾許とか掲げ下て目節に至れば一層々々に之を細別して漸く綿密を致せり例へば内閣所管の部に於て第一款を内閣費とし之が總額を擧げ其第一項に至れば俸給及諸給の額と爲り其の第一目に至れば勅任俸給と爲り其の第一節に至れば總理大臣幾許となるが如し而るに今此條豫算の款項に超過し云々の語に據りて其の意を推せば政府が帝國議會に提出して其の議に附するの豫算案は款項に止まりて目節には及ばざるものゝ如し語を替へて之を言へば大體に就て増減するもその細節に喩を容るゝは無用なりとの意味に近し之れを外國に參照するも款項位に限りて目節に及ばざるもの其の例尠ならず英國の如きも今日現に然るものなれ共往時は矢張細節目までも論議せしものにて年月を積み經驗を重ねるに從ふて政府の財政漸く整ひ今は既に細節目を議するの必要なくして之を廢したるなり我國財政の整理果して英國の如きか之を款項に止むるも固より異論なかる可しと雖も爰に一の困難は假に帝國議會の款の部に於て今の某省費は多きに過ると爲し尙ほ立入りて其の譯は何々の項は冗費に屬する者なりと云ひ政府委員

は之に答辨して否此項費は斯々の譯にて冗費に非ずと申すは何の目、何々の節と勢ひ之に論及せざる可らず又之に對する議院も否々その目節こそと論及したき邊もある可し左れば兩方勢に乘じてその論す可き所までは論じ詰ねばならぬ場合も時宜に依りては起りはせぬか解者の少しく懸念する所なり然れども若し又説を爲して之を論ずるは可なり只此目節の上にと就て一々増減を爲すは煩に堪へず故に款項に止むると云ふの意なれば亦以て妙と爲すべし暫らく記して後の實際を待つ

(參照) 普魯西憲法第九十九條に國家の歳出歳入は必ず豫め計算して豫算表に記載すべし(來年度の出入を豫算して國會の公議を取る者なり) 豫算表は必ず毎年之を定む可し(前年末に於て來年度の豫算案を政府より發し國會にて議定す例を逐ひ概行するを得ずと云ふ義なり) とあり又其の第百條に豫算表に記載し若くは別法に定めたるに非ざるよりは租税及び貢賦を課することを得ず、又其の第百四條に實費豫算表を超過する時は兩院の後認を要す、出納の統計は統計院之を檢勘結定すとあり皆以て我國憲の骨髄を得たるものなり又白耳義憲法第百十一條に國稅は毎年公議す國稅を定むるの法律はその効力を有すること一年に限る、但し一案再使用するものは例にあらざ(更に新議を經て前年の法律を再用するを云ふ) とせり此餘英國は勿論各立憲國に於て歳出入を議院の公議に附するは何れも同様なり若し之れなくば未だ以て立憲政體の國と云ふ可らず

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すべし

Article LXV

The Budget shall be first laid before House of Representatives.

解に曰く帝國議會は同權を有する兩院を以て成れば孰れに依怙し孰れに負する事はなけれども衆議院は多數納稅者の直接に利害を感ずる邊もあれば貴族院と同じからず均しく納稅者に相違はなければども其の多少に依りて先づ衆議院に提出するは如何にも至當の事と解せらるゝなり左れば議院法第五十三條にも豫算を除く外政府の議案を附するは兩議院の内何れを先にするも便宜に依ると爲しその餘の議案は先後更に差支なしとせしものなり

(參照) 國計に係りたる法律の議案は初めに下院に附し上院は之を概可否すべしとせり蓋し人民は國計の元なるを以て下院先づ之を議決し上院に於ては唯その大體に就き概可否するのみ議事の法に條可否概可否の別あり概可否は議案を修改するの權なく唯其の總體を可とし又否とするにあり英國にても下院にて決議したる豫算案は上院にて修正するを得ず唯之を概可否するの例なり其の他各國皆大同小異にて特に國費豫算案を先づ下院に出すは各立憲國相似たり我國憲に依れば別に貴族院概可否の明文なし然れども貴族院は德誼上實際多數納稅者の説を贊成すること多かる可し

承前

(三月廿九日、第二千二百四十三號)

第六十六條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

Article LXVI.

The expenditures of the Imperial House shall be defrayed every year out of the National Treasury, according to the present fixed Amount for the same, and shall not require the Consent thereto of the Imperial Diet, except in case an increase thereof is found necessary.

解に曰く皇室は全國名譽の中心にして爵位勳章其の他の榮典も之より出で又學事商工業の獎勵慈惠施與の恩典も之より出で毎に世間粗暴の氣を宥めて社會の和氣悠々を致す本源なり殊には一國大權の乘まる所なれば之に充つるの經費なかる可らず其の經費は毎年國庫より支出するは勿論にて扱その金額は凡そ何程支出して可なるやと云ふに現在の定額を以て先づ標準と爲せし者の如し明治二十二年度の豫算に據れば皇室費は三百萬圓とあり左れば來年度も大抵この位の額なる可し此定額は帝國議會の協賛を要する迄もなく唯々尊嚴無上の皇室費として供へ奉れば可なりとの義なり尤も今後この皇室經費の増額ある場合には議會の協賛を要するは憲法上の約束にて亦重きを議會に歸したるものと知られたり

(參照) 葡萄牙憲法第八十條に國會は國王即位の後速かにその高爵に相應する歳入(宮室費)を國王並に后宮に捧ぐとあり又其の次條に國會は儲君及び王子生るゝとき其の養料を定むとし又其の次條に公主婚を約するとき國會は其の嫁粧を指定すへし但公主の養料は之に嫁粧を捧ぐべき日よりして廢止すへし等の數條あり又白耳義憲法は法律を以て王の宮費を定むとし普魯西憲法は官地及び森林の稅入を以て王家の内庫に屬すとす又伊太利憲法第十九條

に王家の經費は前十年間の平均を以て其の額を定む、國王は王位に屬する宮殿、離宮、庭園及び動産を支配するの權を有す之に關する王任の執政はその目錄を製し置く可し、將來王家の經費は太子王位を嗣ぐの時集會せる兩院に於て國王在位間の額を定む云々と見えたり

第六十七條

憲法上の大權に基づける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ず

Article LXVII.

Those already fixed e penditures based by the Constitution upon the powers appertaining to the Emperor, and such expenditures as may have arisen by the effect of law, or that appertain to the legal obligations of the Government, shall be neither rejected nor reduced by the Imperial Diet, Without the Concurrence of the Government.

解に曰く政府の同意なくして帝國議會の廢除又は削減することを得ざる歳出に三あり一に曰く憲法上の大權に基づける既定の歳出二に曰く法律の結果に由り生じたる歳出三に曰く法律上政府の義務に屬する歳出是なり第一に憲法上の大權に基づける既定の歳出とは天皇陛下の大權にて定められし歳出にて例ば憲法第十條に天皇は文部官の俸給を定むとある此俸給の如きものを云ひ第二に法律の結果に由り生じたる歳出とは國稅徵集費の如く、國稅の改む可きは既に法律に由りて定まり居るも其の法律通りに行ふには徴

集人を差出し杯して夫々の手續を爲さざる可らず之を法律の結果に由り生じたる歳出と云ひ第三に法律上政府の義務に屬する歳出とは國債利子の如きを云ふ以上三の歳出は帝國議會と雖も政府の同意なければ其の豫算に對し廢除又は削減の動議を起すことを得ずと云ふ義なり

解者は本條の文面を一讀して先づ文面通り前上の解釋を爲したりと雖も疑點百出解者自らに於て眞底その意義を會得すること能はず況んや此條を實際に當儀め施行する場合に於てをと思ふに議論百端幾多の解釋湧出することなる可し解者は先づ解者一己の疑點を掲げ讀者の教を乞はんとするなり第一に憲法上の大權に基づける既定の歳出とある既定とは當り前に之を解して此憲法の効力を有する期に先だち既に定まりたるものと云ふ義ならん左れば明治二十三年に至り帝國議會を召集し議會開會の時以後に成るものは未定にして既定に非ず既定は議會開會以前に屬する言葉なりとし扱殊更爰に既定の文字あるからには議會開會後に成る所謂開會前未定のもの天皇の大權に基づける歳出も議會は之を廢除又は削減することを得るや解者は天皇の大權内に出しものを政府の同意のみにて廢除削減することさへ既に聊か解釋に苦む所なるに萬一にも既定に非ず未定に屬する歳出は議會の權利にて廢除削減勝手なるが如きことあらば益々憲法上の大權を解するに苦むなり然れども此條の文面より之を解すれば憲法上の大權に基づける既定の歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除削減することを得ずとあるが故に然れば今後未定のもの政府の同意ある迄もなく帝國議會は之を廢除し又

は削減するも差支なきやと勢ひ法の裏面に立入らざる可らず憲法上の大權甚だ重きが如く又甚だ輕きが如し解者の解に苦む第一の點なり次に政府の同意なくしてとある此政府の同意を得るには實際上如何なる手續を以て得るものなるや解者試みに未來の國會を描出して政府は既に法律の結果に由り生ずる歳出の豫算を帝國議會に提出したりと假定し又議會はその歳出案を論議すること十數日に亘り漸く議決して兩院共に之を削減することに修正したりと假定し兩院共に削減に決議して投票會は政府の同意を得ん爲めその議長なり委員なりを以て内閣に出頭せしめたりとせん於是政府之れに同意なりと云へば可なりと雖も若し之に不同意なりとあらば其の決議は無効なるや憲法の第六條に天皇は法律を裁可しとありて不裁可と謂はず實際上亦衆望の歸する所を觀察あらせらるれば英國の例の如く不裁可の様は稀なる可し畏くも此の神聖にして此の如し而るに政府にして兩院の決議を或は裁可し不裁可するの權を有すことを得るや固より文字上は同意とありて裁可と云はざれども其の同意不同意に依りて其の決議の有効無効となるは取も直さず實際には裁可不裁可と同様なりとの疑はなきや去迎は亦政府の大權に驚かざるを得ず若し又説を爲す者ありて政府は議會の決議を待つ迄もなく同意不同意は前以て之を議員に通ずることを得べしと云へば解者は其の惑を責ざるを得ず何となれば議會の議員は千心萬意種々の説を持して議場に顯はれ其の議案の議に取掛るものなれば彌彌決議の時ならでは前以て如何に之を議するやは知る可らず若し之を知ると云へば初めより議會の衆議に掛るに及ばざる可

し左れば政府は此は不同意なり彼は同意なりと未だ議事の始まらざる前より豫言することは到底出來ざる事にて之を原案の通り可決せば妙ならんと雖も萬一削減廢除するが如き事あらば此時を以て政府は始めて同意不同意を決せざる可らず其の手續きは果して如何又議會は政府の不同意と云ふを以て果して十數日の議を無効としたるや如何又政府は堂々たる帝國議會の決議に向て果して不同意を稱ふることを得るや如何是れ解者が解に苦む第二の點なり解者の淺學未だ大法の眞意を窺ふ能はず讀者幸に教を垂るれば幸甚

(參照) 法律上の結果又は法律上政府の義務に屬する歳出は固より法律の定むる所なるを以て各國の憲法法律に據て之を保固す其餘の事は他に類例を見ず

承 前

(三月三十日、第二千二百四十四號)

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得

Article LXVIII.

In order to meet special requirements, the Government may ask the consent of the Imperial Diet to a certain amount as a Continuing Expenditure Fund, for a previously fixed number of years.

解に曰く特別の須要とは政府が通常歳出の經費の外に或は電信を架し或は鐵道を敷設し或は疏水工事を起すなど其の事業費又は補

助費の五年十年に跨りて特別に入用なる經費なり斯る費用は年々之を豫算案に組立て年々の議會に提出するは煩に堪へず殊には如何なる人情の變にて中途に之を非議し折角起しかけたる事業を全損に歸するやも計られず然るにこは寧ろ最初より企圖せざるこそ優なりとの憾みも出で來る可し故に斯る特別の經費は豫め年限を定め三年なり五年なりの間は繼續費として徴收する趣向にて最初の一年に議會の協賛を得れば其の年限中は一々會議に附するに及ばずして取立る事と爲すなり若し又議會之を非議して協賛せざる時は暫らく時機の到るを待ち政府は初めよりその事業に着手せざる可し

第六十九條 避く可らざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべし

Article LXIX.

In order to supply deficiencies, which are unavoidable, in the Budget, and to meet requirements unprovided for in the same, a Reserve Fund shall be provided in the Budget.

解に曰く國庫の豫備費に二様あり一は國費豫算の豫算通りに行かずして萬一にも不足を告げたる時之を補ふ豫備、二は豫算の外に不意に生じたる必用の費用に充つる爲めの豫備是なり孰れも臨時の支拂ひにして拂ふべき義務は政府と雖も盡さざる可らず去迎之を支拂ふ金はなしと申す場合に豫備費の必要ある所以なり明治廿二年度の歳出入豫算にも款外に國庫豫備金として百萬圓を充て之れを第一豫備第二豫備と各々五十萬圓宛に分てり即ち前述の豫算

の不足を補ふ爲め又は豫算外に生じたる必要の費用に充つる爲めに豫備費の額を定むるは大抵數年間の經驗に依て立算するなる可し併て憲法第六十四條に豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出ある時は後日帝國議會の承諾を求むるを要すとあるゆゑ豫備費より支拂ふたる始末は次の帝國議會に持出して委細の報告を爲し議會の承諾を求めざる可らず而るに時の政府は之を避く可らざる必要と見做し使ひ拂ひたるに議會は避け得らるゝものとして萬一にもその始末に異議を稱へ之を承諾せざる時はその責固より時の執政に歸するなる可し

(前二條參照) 獨逸憲法第七十一條に帝國の諸入費は通例一年間に定むべし然れ共格別の場合に於て一年より長き年限に定むることを得べしとあり瑞典憲法第六十三款に非常用意として公債局に於て充分なる儲金を募り之を甲乙二口に仕分け置く可し甲の儲金は國王内閣大臣に諮詢し其の意見を聽きたる上にて之を支出せざれば止む可らざる緊急の秋取て國の防禦その他重大の要費に供することを得べし乙の儲金は戰爭の時國王内閣大臣一體に商議し議院を召集したる上にて使用すべし此儲金は議院にて封印を付し置き議院集會の旨を都府の禮拜堂にて公告するの後に非されば公債局の委員官と雖も開封することを許さずとせり瑞士憲法第四十條に聯邦の金庫には聯邦兵を徵集する軍費を助る爲め平常少くも列邦より納るゝ所の租税に倍する金額を貯藏すべしとあり其の他各國の憲法に餘り明文を見ざれ共軍備の爲めに豫備費を國庫に藏するは實際上少なからざるの例なり因に記す豫算の款項に超過し又は其不足を補ふなどの事は我憲法に明記したる所なるが若し豫算

よりも實費少なくて餘金ありし時はその金は如何に處置するや既に豫算に超過するの例外あれば又豫算に餘金あるの例外もある可し獨逸の如きは之を明文に掲げて次年度に繰込むと云ひ英國の如きは明文なきも今日實際に然せりと云ふ或人曰く解者の心配は米國に移住して入用なり先以て本邦には國庫金の使ひ道に困る如き事は妙なかる可しと

第七十條 公共の安全を保持する爲め緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざる時は勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

Article LXX.

When the Imperial Diet cannot be convoked, owing to the external or internal condition of the Country, in case of urgent need for the maintenance of public safety, the Government may take all necessary financial measures by means of an Imperial Ordinance.

In the case mentioned in the preceding clause, the matter shall be submitted to the Imperial Diet at its next session, and its approbation shall be obtained thereon.

解に曰く國家緊急の場合に於ては天皇は法律に代る勅令を發し假に勅令を以て立法權を行はせ玉ふの特例は憲法第八條に見えたり今又此條に於ては公共の安全を保持する爲め緊急の場合には内外

切迫の模様次第にて天皇は勅令を以て財政上臨機の御處分を爲し玉ふ所謂會計の特權を有せり尤も第八條は帝國議會閉會の場合のみありて帝國議會を召集すること能はざる時となき故この特別立法權は一任帝國議會を召集し得らるゝ丈の猶豫ある場合にては天皇の大權にて爲せば爲し得らるゝ事もあらんかと解せらるれ共此條の如きは單に議會閉會の時なりと云ふを以て直に財政上の處分を恣まゝにす可らず議會閉會の時勿論閉會の時と雖ども之を召集する丈の猶豫あれば無論召集せざる可らず只之を召集すること能はざる時にのみ此臨時の特別又專斷の處分ある事と知られたり借財政上必要の處分とのみありては其の意義甚だ廣く際限もなき事の模様はるれども特に此憲法中に明記して制限を置かれたるものは自ら此内に包含せざる義と解せらるゝなり例へば第六十二條の國債を起し又は豫算外に國庫の負擔となる可き契約を爲す如きは前以て帝國議會の賛成共同を要する義なれば如何に財政上必要の處分とは云へ是等の契約を議會の前詰なくして斷定せらるゝ事はなかる可し殊に國債の如きは瞬息早急に爲し得らるゝ者にあらず相互の契約熟議の上になるものなれば其の猶豫は議會を召集するの猶豫よりも長かる分が短きことは實際に於てあられまじ故に此財政上の處分とは無き金を處分するの謂に非ずして有る金を處置するの謂ならん有る金の處置とは國庫に儲藏しある金にて無き金の處分とは他より借用して迄使ひ拂ふを云ふなり但し此場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要すと斷り書もあれ共萬一議會は政府の處分を以て公共の安全を保持する緊急の需用にあらざりしと見留め之を承諾せざれば如

て非常に供ふるは其の實例妙しとせず尤もその使用方法は大抵法律を以て豫定するものゝ如し

承 前

〔四月二日、第二千二百四十七號〕

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざる時は政府は前年度の豫算を施行すべし

Article LXXI.

When the Imperial Diet has not voted on the Budget, or when the Budget has not been brought into actual existence, the Government shall carry out the Budget of the previous year.

解者又この條の意義を解するに苦めども假に説を爲して帝國議會が何歟の間違より豫算を議定せざるか又はその豫算の成立ざる時は差當り其の年度の支出收入に差間を生ずる故斯る場合には政府は前年度の豫算を標準として實際に施行すると云ふ義なりと文面上丈けをザット解したり「讀者幸に前述の次第にて會得すれば頗る妙なりと雖も讀者は必ず下の如き疑問を起すなる可し曰く豫算を議定せずとは如何なる場合を云ふ乎又豫算成立に至らざるとは如何なる場合に成立せざる乎と於是解者試みに之に答へて曰く國會が時の政府と其の議合せずして人心激昂の餘り斯の國家の大事を餘外事に見做し豫算を議定せずして政府施政の滯滞を致さしめたるの例は獨逸國軍備擴張の如きあり同國政府が軍備擴張の爲め大に費額を増し之を國費豫算案として國會に提出するや下院

何法律なれば即日より無効と爲して言譯も立つ事ならんかなれ共使ひ拂ひたる金は之を如何してその責を免るゝや殊に財政上の三字を意義廣く見誤りて政府は大に外國債を募りたりとせば如何その負擔は子々孫々に延き時の執政當局の責を以て幾何年の國患を償ふたるの道理なり解者は立憲政體の政府に斯る專斷の處分なきを萬々信じて疑はざるなり解者尙ほ爰に事の極端を想像して豫算外の契約と申す意義を消極に解釋し政府は或る外國交渉事件より彼に黨し此に組せんかと緊急の餘り九州又は琉球の所得高を向ふ幾年間某國に與ふることと爲し某國の援軍を乞ひ爲めに此交渉一件も落着せしと假定せんか是れ公共の安全を保持する爲め緊急の需用ある場合に於て九州又は琉球丈の所得高に付財政上必要の處分を爲したるものなり國債を起して國民の負擔を増すも取る可き所得高を失ふて他の負擔を増すも到底國民の負擔は負擔にて只之を積極に爲したると消極に處分したるとの差ある而已として借て前上の如き契約は實に國家存亡の大事件にて固より斯る豫算外の契約は第六十四條に依り之を議會に問ふて協賛を経べき筈なるに萬一この條財政上の三字中には是等契約も皆包含しありと解すれば如何時の政府は勅令を受けて遠慮會釋もなく前上の大事件をその權内にて爲し得らるゝや如何に帝國議會を召集すること能はざる程の緊急事件あるにもせよ斯迄に政府が斷定することは蓋し立憲政體の政府にはあるまじき事なる可し是れ解者が財政上必要の處分云々を義解して有金を處分して無金に迄及ぶに非ずと法の裏面に立入りて申したる所以なり

(參照) 各立憲帝王國に斯る明文あるを見ず但し豫め儲金を爲し

は痛く之に反対し遂に千八百六十三年より同六十六年に至る前後四年間下院は之を議定せず政府は自定の豫算を執行したり又米國に於ても嘗て時の國會と大統領との間に議合はずして國會は歳計豫算を議定せざりし事あり我國にても將來如何なる人心の間違よりして斯る惡例を再演するやも計られず依て憲法は未來を遠慮し萬一にも斯る事ありたらんには其の前年度の豫算に従ふて施行すると定めたるなりと問者曰く豫算を議定せざるの場合は前例に依て之を解せり之が成立に至らざる時は如何なる場合なるや或は兩議院の議事は過半数を以て決するの掟なるが故に議場に修正の動議紛々として起り孰れも過半数に至らずして豫算成立に至らずとも申す可きや如何解者又之に答へて曰く豫算案に就き修正の動議を起すには最初より三十人以上の賛成あるに非ざれば議題と爲すことを得ざるは議院法にも見えたれば如何に異説紛々たりとて四分五裂箇々説を異にするが如きは實際に於てあられまじつマル所は之を存するか廢するか又之を削るか削らざるか又之を増すか減ずるか又之を多く増すか少く減ずるか二つにて第三讀會に至りては兩者孰れか一に決するの時となるべし此時を以て可否同數なれば議長之を決するを以て解者は豫算成立に至らざる云云を實際斯る場合と見做すこと能はざるなり若し問者の説の如く既に之を議決せざれば議會は自ら其會議の權利を放棄したる道理なるゆゑこの道理は法律案の議事にも適用して帝國議會法律案を議定せず又は法律成立に至らざる時は云々との説を爲し得るや之を議定せざるは可なり之を成立に至らざらむるとは果して問者の説の如きか解者未だ俄かに問者の説に同意すること能はざるな

り蓋し將來議會の修正動議はその議果して善か悪か適否は暫らく措き兎に角豫算の成立せざることはなしと考へらるゝ其の次第は例へば明治五十年度の歳出入豫算假に八千萬圓とあるを議會は大に修正して假に之を四千萬圓に減じたりとせんか甚だ穩當ならざるに似たれ共兎に角日本臣民四千萬人の輿論は之を半減するに決したるなり即ち豫算は四千萬圓と成立したるなり若し當時の執政が迎も四千萬圓にては是丈の國政を執ること能はずとあれば四千萬圓と議決したる其の人代て見事政を執りては如何とは往々外國に聞くの例なり之を要するに四千萬圓は愚か三千万圓にても豫算の成立は成立にて議定又は議決せざると申すとは其の間大に意味の異なるを知る可し解者は是に至て益々豫算成立に至らざる云云の意義を解するに苦めども假に説を爲して此の不成立云々は議會自ら成立に至らざらむと云ふに非ずして議會と他の一方の豫算案起草者との間に相談成立すと申す意味にてはなきやと解せらるなり例へば原案者即ち政府は必ず八千萬圓の歳入を要すると云ひ修正者即ち議會は否四千萬圓にて十分なりと云ひ政府と議會との間に豫算案の成立を完うすること能はずして扱こそ兩間穩ならざる時政府は假に前年度の豫算を施行する場合を謂たるものにてはなきかと思はるゝなり平たく申せば帝國議會が政府のお氣に入らぬ様なる豫算の議を爲したる時は政府は前年度の會計豫算に従ふて施行するの意図なり牽強附會したり此解果して大差なければ解者は再び問者と共に下文の意義を研究せざる可らず即ち政府は前年度の豫算を施行するとある其の前年度の豫算が又果して今年度の豫算に適合するや否やの點是なり例へば前年度の豫算中に

すへし會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む

Article LXXII.

The final account of the expend'm. and r.v.nu. of the S'a. s'all be verif'd and confirmed by the Board of Audit and r' s'all be subm., 'd by the Yov-riiment to the Imperia' Dier, together with the report of verification of the said Board.

The organization and comp.,'ney of the Boar. of Au-r shall be ...rnin... by 'aw s'para'-ly

は鎮守府設立の項目ありて爲めに幾十萬の歳入を要したるも今年度は既に工事落成して復たこの必用なし然るも尙ほ且政府は前年度の豫算丈の金額を費用するや又是等餘計の項目は之を削るや如何政府之を削るとすれば是れ政府は恣まゝに豫算の項目を添削するの責あり政府之を削らざるとすれば是れ政府は無用の公費を徴収するの責あり將來の政府は二者果してその孰れに依るか解者の解に苦む所なり以上帝國議會に於て豫算成立に至らざる時は政府は前年度の豫算を施行すへしとある一項は到底その解に難して種々の説を爲すと雖も解者自身に於て既に甚だ不安心なれば之を將來の實際に見るの外なしと雖も萬一不幸にして解者の義解の如く豫算成立に至らざるは議會と政府との間に意見を異にして成立せざると云ふの意味ならんには誠に由々敷大事にて然るにては議會は議會の權利内にて充分に豫算の討議を果すこと能はざるに至らん聞く後來政府と議會との間に斯る行違ひの生せし時は樞密顧問の如き天皇の特に重きを置かるゝ高等官は兩者の間に仲裁を試みて和談熟議を遂げる事もある可しと解者又俄かに之を信する事能はず何となれば國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経へしとは憲法の明文にて議會は既に之を左右するの大権ありこの大権に反対するものは果して誰ぞ若し之に反対すれば憲法に違ふなり憲法に違ふ者は鼓を鳴して之を攻む可し爰に仲裁の必要なければなり

(參照) 歐洲各立憲帝王國の憲法にこの類例を見す
第七十二條 國家の歳出歳入の決算は會計検査院之を檢査確定し政府は其の檢査報告と俱に之を帝國議會に提出

(參照) 前年の決算報告を國會に提出して衆覽に供ふるは各立憲國大率然り又會計検査院或は統計院を置きて之を監督せしむるも

亦大抵相似たり別に細説するの必用なし
 解者此憲法第一號より逐條義解して之を連日の紙上に掲げ終に
 本章第七十二條の今日に至りて全く其の正則を解し終れり第七
 章の補則は所謂補則にて只前六章の正を補ふ餘波のみ今その第
 一章より拜讀したる所にて解者の最も解に苦みたるは本章會計
 の部なり會計の部は最も注意し最も大切に解せざる可らざるに
 往々その解に苦みて讀者の満足を致すこと能はざるは解者の又
 最も快しとせざる所なれども如何せん今日は之を論議するの時
 に非ず又憲法に向て論議すべき限りに非ざれば其の疑はしきは
 暫らく之を記し後の活用を實際に見んとするものなり

朝日新聞

通俗憲法註釋

〔明治二十二年三月十三日、第二千二百七十九號〕

第六章 會 計

英一蝶といふ畫人は自分の書いた大黒の畫に「人間萬事二天作」と書いたとやら實にも人間萬事二天作先だつものも金なれば其日其日の遺繰も皆是れ金なり喜びも金悲しむも金、金の工面でアクセクし十露盤で世を暮す損得は人生第一の利害、勘定は此世最要の仕事なり一身も左様なれば一家も左様大と小との違ひこそあ

れ一國も亦左様なり本章は即ち此一國の二天作に係る從を定められたるものなり

第六十二條 新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むべし

但し報償に屬する行政上の手数料及其他の收納金は前項の限りに在らず
 國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を経べし

人間萬事右の通り喜ぶも悲むも損得勘定にあり我々人民の頭につかる政治向の中に於て差詰め税金程痛痒を感じるものはあらじさればとて吾々人民自らの爲國を立て政府を立て置く以上は之に要する總ての費用を出さぬばならず吾々人民から件の費用を出さねば何處からも金の出所なければなり左ればとて税金を出すのがイヤだといつて政府も何も廢めて仕舞ふといつたところが其様不法の事は出来べくもあらず人民が税金を出す事は第一の義務なりとす、左りながら此税金は吾々自ら吾々の政府を立て置くが爲めに出すものであるから政府の役人の氣隨氣儘に取立つべきものでは無く吾々人民自から何程の税金を出すといふを決るべき管のものなり故に府縣會とか區會とか町村會とかでは毎年其部内に於ける地方税とか町村費とかいふ税金の取立方を決めるものにて國稅即ち地租とか所得税とかいふ日本全國一樣に割宛て、日本全國の用に於ける税金は國會で取決めるものなり左り乍ら國會がない内は致方なし政府の見込次第で取決て來りしなり依て「新たに租

税を課し」即ち是迄未だ税金を取らなかつた紙とか絹布とかに税金をぶつつけるといふ事や「及税率を變更する」即ち今地租の割合は百分の二箇半であるのを百分の二に減らすとか百分三に殖すとか云事は「法律を以て之を定むべし」國會の承諾を経し法律を以て定むべき者にて凡そ人民から税金を取立てる事は假令一錢一厘たりとも國會の承諾を経ねばならず政府の勝手に取立てる事はならぬものなり尤も本條第二項に「但し報償に屬する行政上の手数料及其他の收納金は前項の限に在らず」とあつて凡そ人民から取立てる金は必ず國會の議決を経ねばならぬと「報償に屬する行政上の手数料及其他の收納金」即ち專賣特許を願つたとき納める手数料とか地券の書替を願つたとき納める手数料とかいふものは素と税金といふ性質のものではなく其名目の通り此方から願つて政府に手数料をかけた手数料で手数料をかけた當人のみの直接に錢を出すものであるからこれは必ずしも國會の議決を経ずとも宜しい政府の見込次第で取決め得る者なり又本條第三項には「國債を起し及豫算に定たる者を除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を経べし」とあつて國債即ち鐵道公債整理公債など云ふ公債を募るとか外國から公債を募るとかいふ事はツマリ一國と云ふ名義で多くの人から公けに借金し毎年取立てる税金を以て利子を拂ふ事故無論必ず國會で承知した上でなければならず又た毎年の遺ひ拂ひは豫算に定めて豫め國會の議決を経て置くことなれど其の豫算に定めたるものゝ外に臨時入用な事が起り日本人であれ外國人であれ政府から之に對して金錢上取引の約束をすることは「國庫の負擔」即ち人民の出す税金の引負になること

あるからは等の約束をするはこれ又國會で承知した上でなければならぬなり

第六十三條 現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限は舊に依り之を徵收す

凡そ税金は右の通り國會で取決めたものでなければ取立る事ならぬ管ではあるけれど前にも述べたる通り國會が無い内に極めたものは致方なくまた今急に之を廢したところが直に差支を生ずるものであるから「現行の租税」即ち地租でも所得税でも酒造税でも煙草税でも皆今行はれて居る通り後日天皇と國會で取決る法律で改正せぬ限は依然是迄通り取立てる事を本條に於て示されたるものなり

承 前

〔三月十四日、第一千二百八十號〕

第六十四條 國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし

豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す
 あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す
 前號に述べたる通り税金といふものは必ず國會で決めたものでなければ取立てること相成らず國家の二天作損益勘定は人民に於て算盤を取るべき筈のもの故即ち本條に於て「國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし」と定められたるものにて政府は毎年豫じめ翌年度（政府の會計に就ては一年を一月から十二月迄とせず四月一日から翌年の三月三十一日迄とするものな

り)の歳出即ち諸官省の経費はこれ〱掛つて何の爲めにこれ丈けの金を拂ひ何の爲にこれ丈けの金を遣ふといふ事と歳入即ち税金は幾干々々手數料とか免許料とかいふもので政府の手に入金は幾干、郵便切手の賣下代とか鐵道の益金は幾干とか又た罰金や返納金は何程といふ事を見込んで此間發布になつた勅令第二十三號豫算表の様なものを仕組み之を國會の會議にかけるなりスルト國會に於ては之を評議し政府の金の遣ひ高はこれではチツト多から幾干にし何は幾干に減さうとかまた政府の見込よりもチツト殖して遣らうとか充分之を評議決定するなりサテ斯く國會に於て評議決定したものは天皇と雖も猥りに之を動かすこと能はずまた猥りに國會の決め方は悪いから採上ぬなどいふことも相成らず況てや政府に於ては一錢一厘の小錢と雖も國會で決めた勘定の外には決して遣ふこと相成らぬなり

併しながら世の中の事といふものはサウ甘く見込通りにばかりは行くものではない臨時に思はぬ入用が出るものである、其時も尙豫算には是丈しか遣ふ事がならぬと決めてあるから遣ふ事が出来んといつて馬鹿正直をいつて居られるものではない是非遣はねばならぬ入用があるときは右の通國會で決めた勘定の外に錢を遣ふことが出来るなり左りながら一體全體政府の遣ひ拂ひといふものは必ず國會で決めたものでなければならぬ筋合のものであるから此勘定の外にドレ程遣つたといふ事は後日國會に報告し國會で異存のない宜しいと承知して貰はねばならぬなり本條第二項に「豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す」とあるは即ち此事なり然るに茲に

一ツの議論の種といふは右の場合國會に於て左様か宜しいと承知すれば何事もないけれども若し怪からぬ事だ遣わずともよい錢を勘定の外に遣つたは相成んといつて不承知を唱へた時は如何するか(ドウセ遣つて仕舞た以上は仕様がなない遣はれたものゝ損だとは云へ)は一疑問と云ふべし洩れ聞く所によれば是は天子様に於て御裁判相なり(樞密院に御諮問相成りたる上)政府の方が悪いと思召されるれば直に主務の大臣を罰せらるゝ御趣旨なりとかや寧其事此時こそ大臣自から進退決すべき場合と申すべし昔なら切腹して申譯を立てるといふ一大事の場合恐れ多くも天皇陛下の御裁判を煩はし奉つる事やはあるソレヨリ憲法第五十五條「國務大臣其實に任ず」といふ箇條で直ちに辭職すること其道なるべしと思ふ

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すべし
議員法第五十三條にも「豫算を除く外政府の議案を付するは兩議院の内何れを先きにするも便宜による」とあつて都合次第何方を先にしても構はぬものなれど右の豫算議案に限り衆議院の方を先にし衆議院で議了つたところで始めて貴族院の評議にかけるものなり蓋し豫算の事たる二天作の大隊長にて人民全體裏店住居や水呑百姓にまで關係することにて税金の割合多い少いは人民の頭の上によつつかつて来る痛事であるから華族連中や金持仲間如何でもないゝ(とも云はれまいけれども)三千六百五十五萬の平民でさへ承知すれば何事ないから取敢ず平民否日本全國人民の會議所たる衆議院の評議に掛け衆議院で決めたところで始めて貴族院の評議にかけるなり全體貴族院といふものは衆議院と相待つて國會を組立てる怨がせならぬものではあるけれども素と日本國の

一小部分たる華族仲間の會議所たるに過ぎんから此貴族院の意見を以て日本全國三千九百萬人民の意見を動かすべきものに非ずそれゆえにこそ豫算議案の如き先づ衆議院の議事に附するものなれば假令意見次第何の様にも議決し得るとは云へ貴族院が之を評議するときは成るべく衆議院の議決通りに決定すること道理にも叶ひ徳義にも合ふものなるべし蓋し西洋各國の如きも右の如くにて豫算案は衆議院の決議通り貴族院にて少しも異論を唱へず其儘可決する事は例ての習ひなり

承 前

(三月十五日、第一千二百八十一號)

第六十六條 皇室費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

前號に述べた通り總て國家の経費は國會の承諾一致を得ねばならぬ定めなれど皇室の経費に限り國會の承諾一致を得ずとも宜しく現在の定額即ち三百萬圓(此程發布になりたる豫算表に掲げられたる高による)づゝ毎日國庫より拂ひ出して天子様御始め皇族方に至る迄の御用に供ふるものなり蓋し一天萬乗の我君始め御一族の御経費をば我々人民より捧げ奉つるべきは無論の事なるが故に「國庫より之を支出し」と書き表はされたるものにて皇室の尊嚴を保たんには屢々其高を動かすべきものに非ず彼是を容るべきに非ず左るに依て特に皇室費に限り國會の承諾を得るを要せずと定られたるものなり左り乍ら現在の高より殖さうとせらるゝとき

は國會の承諾一致を求めらるゝものにて國會の承諾なき内は増額を爲さるゝこと能はざるものなり

第六十七條 憲法上の大權に基づける身定〇歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減すること得ず

これまた政府に於て錢を使ふには總て國會の承諾を得ねばならず國會に於ては自由に之を廢しもし減しもし得ることなれど「憲法上の大權に基づける既定の歳出」即ち憲法第十條に依つて定められたる文武官の俸給とか第十二條に依つて定められたる常備兵に要する経費とか其外總て憲法に依て定められたる天皇の御權利に基づき遣はなければならぬ事に既にモウ定つてある経費や「法律の結果」即ち例へば今税金を取るといふ法律がある、此の法律を運用し税金を取り立てるには徴稅費といつてそれ〱の経費が入る是等の経費や總て法律に依て是非入用な歳出即ち遣ひ拂ひや「法律上政府の義務に屬する歳出」即ち今政府が公債を募れば之に對して利息を拂はねばならずまた追々元金を返さねばならず之に要する経費やまた例へば今政府と人民との間に金錢上の訴訟が起り政府の方の敗訴になつて政府から錢を出さねばならぬ入費は政府で同意しなければ國會に於て件の歳出を廢除即ち全く錢を出さぬとか又は削減即ち政府の出したる豫算議案に掲げた高より減すとかいふことは出来ぬなり尤も政府でさへ同意すれば減さうと廢さうと思の儘なり是れ蓋し「憲法上の大權に基づける既定の歳出」を自由に廢除するか削減するとか致せば惟り月給の拂ひ出しや兵

隊の經費に差支へるのみならず取も直さず憲法上の大權を傷けるものにてまた「法律の結果に由る歳出」を自由に廢除するとか削減するとか致せばこれまた即座に例へば税金を取らうとしても取る事が出来ぬとか事務の差支を生じ法律を用ふる事が出来なくなる道理にてツマリ國會で自ら法律を決て置ながら其法律に依て入用が出来た入費をば出さぬといふ謂れなくまた「法律上政府の義務に屬する歳出」を出ぬとか減すとかすれば拂はなければならぬ公債の利子も拂ふことが出来ぬとか遣ねばならぬ錢も遣る事が出来ぬとかトシテ世帯見た様な差支を生ずるから是等は政府で同意しなければ國會に於て廢除若くは削減することが出来ぬなりソコデ或人曰く其の様な事ならば敢て憲法に記すにも及ぶまじ假令國會に於て廢除するとか削減するとか何の様に議決し様とも其筋に於て差支があると思はゞ何れも殊更本條を設けるにも及ばず天皇の御名を以て不認可したならば一向差支あるまじと左りながらソコが即ち注意すべき所なり其特に本條を設けられたる所以といふものは國會の議決を重んじ屢々國會の議決に對して不認可權を行ふことなからん様致す爲めに豫じめ斯くは憲法に書き表はされたるものなるべく且つ斯る事は動もすると捫着を生じ易きものゆえ斯くは明かに憲法に記し定めて容易に捫着の出来ぬ様致されたる者なるべしと思ふ

承 前

〔三月十六日、第一千二百八十二號〕

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費と

して帝國議會の協賛を求むることを得
これは既に府縣會などにも行はれて居ることにて例へば今東海道なら東海道に鐵道を敷かうといふにこれは一年やソコイラで出来べきものではない必ず二年も三年も將た五年も六年も掛るものであるから豫め何年掛るといふことを見込み來年は何萬圓明年は何萬圓といふ費用を定めて一時に之を議決し議決した翌年からはモウ別段其都度々々國會の議決を経るを要せず豫じめ決めた高づつ毎年之を消費する事が出来るものにて之を稱して繼續費又は繼續年度といふ即ち當憲法に於ても「特別の須要（右鐵道の様な事にて或は長い月日を要する仕事や或は一時に取る事が出来ぬ莫大の金を要する仕事）に由り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得」と示されたるものなり

第六十九條 避くべからざる豫算の不足を補ふ爲めに又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲めに豫備費

を設くべし

此にも述べたる通り毎年の經費は豫算を以て前以て決めて置くことなれど臨時に思はぬ入用が出来るものであるからこれまた前以て不時の用意に供へて置かなければならず若し單に何の經費は何程何の入用は幾干と決めて置いたのみで外に餘裕が無かつたときはトシテ差支を生ずべし左るに依て前以て豫備費即ち右不時の用意に備へる費用を設くべき事を本條に規定されたるものなり尤もこれは豫算の内に組込み第六十四條により帝國議會の協賛を経べきものにて國會は豫備費といふものをば廢することならぬと金の高をば自由に減して構はぬものなること勿論にて且つ此豫備費た

る本條に掲げられたる通り「避く可らざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に」用ふべきものにて贅澤をして費つた錢の穴埋にするとか又今は非遣はねばならぬといふことでない事には遣ふべきものに非ず是非共入用な事に至つて始めて遣ふべきものにて且此豫備費を遣つたときは次の會期に於て國會に報告し其承諾を得ねばならず第六十四條第二項にある「豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す」とは即ち此事にて會計法第八條にも其旨規定しあり又右豫備費は第一豫備金第二豫備金の二ツに分ち第一豫備金は即ち「避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に」するもの第二豫備金は即ち「豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に」するものなりとす

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て

内外の情形に由り政府は帝國議會を召集する事能はざる時は勅令に依り財政上必要の處分を爲す事を得
前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むるを要す

これはツマリ當憲法第八條（天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す）此の勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし若議會に於て承諾せざるときは政府は將來に向て其の効力を失ふことを公布すべし）と同様の精神に出るものにて唯彼は法律の事此は金錢の事に係るの差ひある迄なり今例へば外國と軍がおツ始ます軍用金はドン／＼入る國庫に金が無くなつたサア事

だといふ場合悠々閑々と議員を召集し國會を開き衆議院貴族院の評議に掛けて居られぬから天皇陛下の御命令を以て「財政上必要の處分」即ち先年西南戦争の時十五銀行から金を借入れた様に國債を募るとかまた臨時特別の税金を取立るとかいふ事を取計ひ得るものなり是蓋し國家危急存亡の場合已を得ざる時に限る事にて容易に此の變則法を行ふべきものに非ず且つ假令國家危急の場合に行はるる已を得ざることなりとは云へ之を以て國會が所持する權利を没すべきに非ず左るに依て右の次第は次の國會に持出し其承諾を得ねばならぬなり借て此後日國會の承諾を求むるを要すといふことは第六十四條にもありて若國會に於て承諾しなかつたときは如何するかといふことに就ては其條に於ても委細述る所ありしが本條にも亦同様の事が出来たり本條と同様の精神なる法律に代るべき勅令の事は其第八條第二項に示す如く國會に於て承諾しなかつたときは政府は將來に向つて其効力を失ふことを公布すべしとあれど金錢の事は既に遣つて仕舞つたとか借金して仕舞つたとかした以上は致方なし假令國會が不承知を唱へたところがそれこそ後の祭遣つた錢が出て來るでもなく借金を踏んで仕舞ふことも出来ずトドの詰り國庫即ち人民の引負に歸せざるを得ざる次第であるから是等の事は國會に於ても餘り意地悪く不承知を唱へぬ方が優なるべしトハいへ假令錢の事はドウセ損しなければならぬにせよ斯る事を仕出した大臣の不始末をば毫も容赦すべきに非ずビシ／＼ヤツつけて之を訊さぬばならず左れば到底斯る時には大臣に於ても男らしく其責を負ひ決然其職を辭するとか何とか致さねばなるまい然り斷然未練を残さず深く自ら其責を負ふこと

大臣の大臣たる道なるべけれ

承前

(三月十七日、第一千二百八十三號)

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すべし
國家の歳出歳入は毎年豫算を仕組みて國會の議事に掛け其協賛を求むることなるに若し國會に於て「豫算を議定せず」即ち斯様な議案は議せぬとか何とかいつて打棄つて仕舞ふとか但し豫算案其の者ではなく別のものばかり議論するとか或ひは豫算案を議することを怠たるとか致して之を議定しなかつたとき又は「豫算成立に至らざるとき」即ち豫算を評議することは評議してもイヤに長引き三ヶ月といふ會期中に議決し了らなかつたときは「政府は前年度の豫算を施行すべし」即ち例へば二十二年の國會に於て二十三年の豫算を議するとき之を議定しなかつたは議し了らなかつたときは前年度即ち二十二年の豫算を以て二十三年に用ふるなり是れ蓋し已むを得ざる事にて議すべきものを議せぬとか議し了らなかつたときは右様の事にせぬと大に差支へるから前年度の豫算即ち一たびは既に國會の協賛を得たるものを以て之に充て候めるものなり何しろ斯の如き事あつては官民とも損毛を招くに外ならざれば已むを得ざるに非ずんば斯くの如き事ならん様注意すべき事なり

第七十二條 國家の歳出歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其の検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし

すべし會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む

各條毎既に述べたる通り國家の歳出歳入豫算は政府に於て取仕組み國會の協賛を得て施行することなるが其決算即ち政府が豫算を施行し了つた後の大晦日の總勘定は又た政府に於て豫算は斯々であつたが實際の入高は何程で實際支拂つた高は此通で御座ると取調べて之を會計検査院といふ役所に送り會計検査院では仔細に之を検査し政府の取計つたところは果して其當を得て居るか但しは不當であるかといふことを厳密に吟味して之を取定め其旨政府に報告するなりスルト政府は件の決算書に右の検査報告を添へ國會に差出し實際の總勘定斯の通りで御座ると報告するなり(此政府から國會に差出す總決算は初めの總豫算と同一の様式を用ひ歳入の部には歳入豫算額調定済、収入済歳入額、収入未済入額、歳出の部には歳出豫算額、豫算決定後増加歳出額、仕拂命令済歳出額翌年度繰越額の勘定を明かに記し且つ會計検査院の検査報告のみならず各省決算報告書、國債計算書、特別會計決算書を添へて國會に送るものなり、ソコで國會に於ては尙之を吟味し嚴密に取調べたるところで茲に始めて一年の會計全了るものなり此會計検査院は如何なる役人を以て組み立て何程の事を掌りどれだけの權限を有するといふ事は別に法律を以て定めらるゝものにて今も既に會計検査院なるものあれど内閣の支配に屬し權限尙ほ微弱にて素より以て此憲法に掲げらるゝ會計検査院に適すべくもあらねば遠からず其官制を改正發布せらるゝとぞ承はる内閣以外に立ち政府の支配を受けず一派獨立し諸勘定の正不正を取訊す吟味所なり

繪入朝野新聞

憲法正條

(明治二十二年四月二十日發行、第九百十七號)

第六章 會計

第六十二條 新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むべし但し報償に屬する行政上の手数料及び其の他の收納金は前項の限に在らず國債を起し及び豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を経べし

國家を維持するの道に於て最も必要缺く可からざるものは政府の經常費なり故に苟くも生を其國に保つ以上は何人と雖も租税を納むるの義務あるは勿論の事なりとは云へ左りとて政府獨り恣まゝに重税を課して國庫の金圓を浪費し官吏濫りに税金を徵收して之を己れが贅澤費に供ふる様の事あらば國民の難澁勝て言ふべからず昔し專制政府の時代に在りては往々斯の例あり爲めに國家の滅亡を來すに至りたること世界各國の歴史に見ゆ然れども憲法一たび制定せられ租税は一切政府の獨斷を以て之を徵收すること能はざることとなりては復た斯の心配を爲すを須ひず我々人民の立憲代議政體を希望して止まざりしものも亦蓋し此の理の存するあるに由れり本章は即ち我々の代議士が政府の會計に關する事を議定するの權利を規定せられたるものなれば最も注意して講究すべきなり凡そ如何なる事情あるにもせば

第六十三條 現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限りは舊に依り之を徵收す

議會開設の後に至り政府又は議院より租税の改正案を提出して更らに新税目を定むれば兎も角未だ法律を以て何とも之を改正せざる間は地租にても所得税にても矢張り今日のまゝに徵收せらるゝことゝ知るべし

第六十四條 國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を

經べし豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出ある時は後日帝國議會の承諾を求むるを要す
 何種の租税を問はず未だ議會の承諾を経ざるものは政府之を徵收するの權利なき故我々の代議士が未だ承諾せざる税目に向ては假令一錢たりとも之を納むるの義務なきは即ち立憲國民當然の事なるを以て政府は先づ前年度に於て既往數年間の費用を目安として一ヶ年間入用金の見積書を作り豫め議會の協賛を経るを要す議會は此時に當り十分の調査を遂げたる上にて例へば歳出中これ丈は洵に至當の費用なれども彼れは冗費に屬するものなりと認めたるが如き場合には其の歳入の方を取調べて重税に過ぎたる税率を減却する仕宜となるなり然れども右は固より豫算なるを以て後日物價の騰昂などに依り如何なる勘定外の入費を支拂はねばならぬ事あるやも計られざるが故に斯る時には行政官の專斷を以て之を支出し置ても後日に至りて議會の承諾を求むるを要するなり

承 前

〔四月三十日、第千九百廿五號〕

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すべし
 通常の議案なれば上下兩院何れを前にするも後にするも唯だ政府時の都合次第なれども獨り豫算案に限りては上院に提出するより前以て必ず衆議院の議決を要するなり是れ納税の義務は人民の代表者たる下院が最も適切の痛痒を感ずるが故なり左れば英國などにては下院の一旦議決したるものは上院に於て復び之

を修正するの權利を有せしめざるを以て豫算議決の權力は實際上一に下院の手に握り居るの姿なり左もあるべき筈なる歟

第六十六條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

政府の歳出歳入は其費額の異同に拘はらず毎年帝國議會の承諾を経て初めて國庫より支辨する譯なれども獨り皇室の經費に限りては唯だ在り來りの定額の儘にさへ据置く事なれば殊更ら毎年之を議會に持出して其協賛を経るを要せざるなり然れども若し將來に於て之を増額せんとする時は矢張り議會の承諾を経るものとす是は獨り我が帝國のみに限らざる事にして 皇室の尊嚴を維持し玉ふの點より申し奉るも當に左もあるべき筈にこそ第六十七條 憲法上の大權に基づける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削除することを得ず

得ず

本條は 天皇陛下が憲法上に明記しある大權に基づいて御定め遊ばしたる歳出若くは帝國議會が議決したる法律の結果に由りて支辨すべき裁判諸費の如き又は政府の義務に屬すべき國債償還の如きは一切議會獨りの意見に依りて其項目を廢除し又は其費額を削減することを得ざる旨を規定せり併て此條は頗る世人の解釋に苦む條項にして隨分八ヶ間敷く論じ立つるものあり蓋し憲法の大憲に基づける既定の歳出とは即ち本法第十條に云へる 天皇陛下が行政各部の官制及び文武官の俸給を定め玉ふ事

又其の第十二條に云へる陸海軍の編制及常備兵額を規定し玉ふの謂なり左れば若し其の官制の定め方次第にては非常にも多數の官員を要すること、相成るべく又其の文武官の俸給も減法に高きことに定め陸海軍の編制とても不相當なる常備兵の増し方なる時に當り議會之に不服を云ふも政府方にては是れ即ち憲法上の大憲に基づける既定の歳出なり議會焉んぞ之を削減若くは廢除するの權あらんとて一も二もなく之を跳ね付けられたる時には議會は唯だ其れ迄の事にて復た如何んともする能はず僅かに諸官省の薪炭代筆紙墨料の幾分を節減し得るまでには其多額なる官吏の給料等は泣く／＼も之を拂はねばならぬ仕宜となるべし左りとて議會の財政に關する權利は如何にも薄弱なるものにして今の府縣會が地方税支辨を議すると同様の結果なるにあらずやとの疑念なるべし成る程極端に論じ詰れば右の如く解釋せられざるにはあらざれども是れ全く極端論にして如何に 天皇陛下の特權に基いて之を掟て玉ふとは申しながら實際民力の及ばざる租税を取り立てらるべき筈もなく議會にても亦た實に國家の缺く可らざる費用を廢除削減する時は即ち我が國家を廢減するの道理なるを以て無暗矢鱈に之が廢除削減を企つるの謂れなし若し兩者何れにても強て之を行はんと欲すれば其れこそ國家擾亂の基にして之を言ふも忌まはしき事どもなり

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得

鐵道若くは土木工事の如き數年に亘るの事業を政府の手にて起さんとする時に當り毎年議會の議決を経ざれば之れが支辨を爲

すこと能はざること、すれば爲めに工事の竣工を後るゝ等の事あり其不經濟なること擧て云ふべからず故に斯る特別なる必要の費用に限りては政府は前以て何ヶ年と其年限を定め引續き費用として議會の承諾を経ることを得るなり

承 前

〔五月二日、第千九百廿七號〕

第六十九條 避べからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に前第六十四條第二項に豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出ある時は後日帝國議會の承諾を求むるを要すと規定しあるを以て已を得ざる豫算金の不足を支拂ふか又は豫算の勘定外に涌出でたる必要の費用を支出したる時は一時政府の處置を以て之を支拂ひ置き追ては議會の承諾を経て之を取り立つべしとは雖も抑も政府は斯る臨時の費用を支拂はねばならぬ事あるが故に政府の庫中には何時にても豫算の外に幾分かの豫備費を備へ置いて以て其時の差間を來たさざるやう爲さざる可からず第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集する事能はざる時は勅令に依り財政必要上の處分を爲す事を得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

此條は 天皇陛下が掌握し玉へる大權に由りて財政の處分を臨時に執行せらるゝ事を示せり本法第八條には天皇は公共の安全

を保持し又は其災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す」とあり右は其所にて解けるが如く誠に非常なる場合に限りて陛下獨り立法權を行はせらるゝものにして此所は則ちソレ戰爭が始まりしとかヤレ外國より兵士を差向けたとか云ふ臨時大物入の起りスワ我が邦の一大事と云ふ場合に當り諸方より議員を呼び集めて會議を開かねばドウも仕方なしと云ふやうでは逆も間に合はざるゆゑ其時こそ天皇陛下の大權に由りて國債を募集する等總て財政必要上の處分を爲すなり然れども斯る臨時の處分を行ふた時は必ず次の會期に於て帝國議會に之を提出し其の承諾を経るものとす尤も此條を適用せらるゝはホンの緊急なる必要の場合のみに限る事ゆゑ斯る事は全く之れ無しと斷言するも敢て差支へなきほどの事なり若し濫りに此條を適用せらるゝやうの事あらば議會は容易に之を承諾せざるべく終に國家の病根となるべし

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざる時は政府は前年度の豫算を施行すべし

本條は議會が自ら其の權利を拋棄したりと認むる場合に適用すべき條項なり蓋し議會は毎年豫算案を議定するの權利あり政府は亦た議會の承諾を経ざれば之を徵收すること能はず然れども若し議會が豫算を議定せざるか又は其の修正調査等の爲めに手間取りて終に其の會期中に豫算の成り立たざるが如き場合ありたる時に當り假令其年は議會の議定を経ざるとも政府は租税を取り立てずして済ます譯には參らざる次第なるが故に其時は當年は議會が豫算議定權を拋棄したるものと見做し前年度の豫

算に由りて歳出歳入を執行するものとす

第七十二條 國會の歳出歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし

會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む

本條は決算報告の事を規定したるものにして政府は毎年議會の議決になれる豫算に由りて取扱ひたる歳出歳入の總勘定を爲し之を會計検査院に差廻せば検査院は之れが違算若くは不當の支拂ひ等は無きやを能く取り調べたる上検査報告書を添へて之を政府の手に返すなり而して政府は其決算表及び検査院報告書を議會に提出して之れが報告を爲す事なり但し會計検査院は甚だ大切なる役目にして飽くまで公平無私のものたるしめざる可らざるが故に之を獨立のものとして爲すの必要あり故に其の組織及び職權等は一切別に法律を以て之を定むることとせり

國民之友 憲法一般

〔明治二十二年五月二十二日、第四卷第五十一號〕

第六章 會計

第六十二條 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ベシ

第六十三條 現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限りは舊に依り之を徵收することを得べしと雖新に租税を課し税率を變更せんとするには必ず帝國議會の協賛を経ざる可らず、若し行政上の權力を以て漫に新税を課し税率を變更し得るとなさは是れ全く専制政治なり、苟も立憲政治なりとすれば必ず法律の明文により、法律の効力によりて之を行はざる可からず、而して法律は悉く帝國議會の協賛を経るものなれば「法律を以て之を定むべし」とは「帝國議會の協賛を経べし」との意味に外ならず、新税の徵收、税率の變更にして帝國議會の協賛を経るは平民主義の一顯象にして只之れか爲めに人民の財源は幾分か安全保留たるを得て、金錢供給の權人民にあるなり、若し斯くの如くならずば、是れ專制國たるを免れず

第二項の收入は行政上の權力を以て政府が人民に向て行ふたる報酬として政府に回へり來るものにしてその額を定むるは行政官の隨意なりとす、即ち報酬の性質を有する行政上の手数料又はその他の報償の性質を有する諸收入にして假へば海外旅券手数料、醫師開業免許料、海員免許手数料、鐵道切符、倉庫料、板權登錄料及手数料、學校授業料の類なり

國債は一代の人民に其の關係を及ぼすのみならず、後世子孫に向てその負擔を分つものなれば、帝國議會の協賛を経べきは勿論の事なり、又た豫算外に五ヶ年とか十ヶ年とかの約束を以て民業に補助、保證を與ふるが如きも必ず議會の協賛を経ざる可

らず、且つ外國に向て條約の權は天皇陛下にありと雖その條約にして國庫の負擔となるべき契約なるときは必ず本條を適用して陛下はその條約を帝國議會に相談し玉ふなるべし

第六十三條 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限リ舊ニ依リ之ヲ徵集ス

憲法發布せられ議會開かれたりとして現行の租税を悉く改むべきにあらず、第一の議會に於て從來の税額、税率の可否適不適を議すべきにあらず、更に法律を以て改めざる限は舊に依りて現行の租税を徵收するは國家維持上己を得ざるの事なりとす

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ベシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

豫算はその年度に於て歳入歳出の額を前定し、政府をして之を標準とし力て其の範圍内に活動せしむるものなり、故に帝國議會の豫算を議するには、敢くまで民力の如何を計り民力相應に豫算を定めざる可らず去りとして民力の許すをも顧みず、無責任に政費を減じ行政機關の運轉を停止せしむるか如きは決して國家の福利にあらず

政府は議會の定めたる豫算を標準とし力めて之より超過せざるを要す、然れども政府の計算違とか、議會の無理減少とか、不意の變事とかにて己むを得ず、行政機關を運轉するの必要からして豫算の額に超へ、豫算外の支出をなすに至るは仕方なし、只後日に至り必ず帝國議會の承諾を求めざる可らず、然れども

漫に不經濟の事をなし、無用の支出をなす等の事よりして豫算に超へ豫算外の支出をなすか如きに至りては帝國議會たるもの果して之に承諾を與ふべきや否や、萬一拒否せられたるとき政府たるもの如何にすへき、政府の權力は決して議會の拒否を撲滅すること能はず、何となれば「後日帝國議會ノ協賛ヲ經ルコトヲ要ス」の明文あればなり、政府なるもの若し議會の拒否を撲滅し得るものとすれば帝國議會はその實豫算を議するの權力なきなり、何となれば政府は常に豫算以上以外の支出をなすを憚らざるに至る可ければなり、故に吾人は思ふ、政府にして大なる不經濟をなし無用の經費を支出して豫算に超過し豫算外の支出をなしたるときは、議會はその實情を探り時として斷然之が爲めに支出することを拒絶せざる可らず、拒絶を受けたる政府の當事者は自分の私財を以て之を支出するか、然らざれば斷然冠を掛けて野に退かざる可らず

和蘭の憲法には「王國ノ出納豫算表ハ法律ヲ以テ定ム」とあり而して「立法權ハ國王及國會合同シテ之ヲ行フ」となれば豫算表を議するの權は全く國會に存す、然れとも我國に於ては之に異なり豫算を以て法律とは見なざるなり、若し法律と見なす以上は豫算表は全く議會の協賛を経へべき筈なれども我國の豫算表には議會の得て觸る可らざる皇室費、議會の容易に削減廢除し得べからざる既定の歳出などを交へれば豫算の法律にあらざる事明らかにして議會の權力の少なき事亦明らかなりとす
第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ
泰西にては概ね衆議院の權力、貴族院に超るものありと雖も、

我國に於ては只衆議院と貴族院は殆んど同等同權、只本條の一點に於て異なる所あるに過ぎず、豫算は人民の財産に至要關係を要す、一種特別の關係をなす貴族の預り知る所にあらず、豫算を議するに當り之を第一に民選代議士より成立する衆議院に提出するは當然の事なりとす

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

皇室費は現在の定額三百萬圓にして別段不自由も之無きものゝ如し、左れば今よりこの三年に至る間に於て俄に之を増加せらるる必要は之れなかるべし、右の定額だけは帝國議會の協賛を要せず、自由に毎年國庫より支出し得べしと雖、一錢一厘にても定額に越ゆることは帝國議會の協賛なくては決して爲すこと能はず、現在の定額を動かさざるは皇室の尊嚴を保つ所以にして増額を要する場合は必ず議會の承諾を要するは人民の權理を重ずる所以なり

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ケル既定ノ歳出歳入及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

曾て本紙時事欄内に批評したる如く本條の適用次第によりては議會の權力に關すること甚た少からずと雖亦議會の方略如何によりては本條も亦別段恐るゝに足らざるなり、假令今は議會が豫算を議するに當り、此の款は既定の歳出なり此項は法律の結

第六十九條 避ヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算外ニ生

第六十四條第二項に對して缺く可らざるは本條なりとす、本條なければ第六十四條の第二項は死紙たるに過ぎざる可し己むを得ず豫備費を設くるは詮方なし、然れともその豫算費あるか爲めに行政官の心を寬ふし、豫算表を據準とするの念を減し、豫算額を重するの念を減するに至るは自然の勢にして是れ

丈も恐るべき要點なりとす只之を防ぐは議會の實力如何にあるのみ、即ち議會たる者憲法を嚴守し、第六十四條の「後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」の中には帝國議會に拒否の權理あることを固守し、行政官が無用の失費よりして豫算外に飛出したるか如き場合に際し、猶豫なく之に向て承諾を拒否し得るの實力を頼みとすへきのみ、若し之を拒否するときは政府に在る人々は私費を以て之を償ひてその失策に懲るにあらずんば必ず辭職するに至るべし

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ要用アル場合ニ於テ内
外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スル事能ハサル時ハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲ス事ヲ得
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

本條は第八條と異なる所あらず、只相異なる所は彼れに重に臨時必要の法律を設くるを言ひ、此れは臨時必要の財政上の處分をなすことを言ふ、帝國議會は第四十一條に保障せられたるか如く毎年召集すべきものなれば本條の所謂帝國議會は臨時會を

果による歳出なり、法律上政府の義務に屬する歳出なりとして之を支出するに民力の許さざるに拘らず、強て之を削減を議會に許さざる場合ありとするも、議會にして人民の眞實なる代表者なる以上はその民力の許す丈に其の豫算總額を計算し、削減を許されざる所に於て之を削減せざる代りに、自由に削減し得る項目を非常に削減するに至るや必せり、然るときは政府は一方に思を遂ぐる代りに他方には大に困難を生せざる可らず、故に政府たるものは只正に民力の如何を標準として歳出を制すべし、既定の歳出とか何とか文字に頓着するは決して得策にあらず

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

社會の狀態、人民の金力は年々歳々相同じからず、五年前に議定したるもの必しも五年度の民力に適すへきにあらず、故に國費は必ず年毎に之を議定せざる可らず、如何に其の事實は五十年に亘ると雖之に費やす經費は可成毎年豐凶盛衰を計りて其の年に適當する丈を賦課せざる可らず、若し夫議會に政府黨多數なるを機會とし、臆病者無節操者を奇貨として漫に繼續費を設くるは萬己むを得ざる特別の場合に限らざる可らず、獨のビスマークが彼の議會を蹂躪して經費を設けたるか如きは決して我國に移植すへき類にあらず

承 前

〔六月一日、第四卷第五十二號〕

會計検査院の組立て、権限は法律を以て之を定む、是れ亦政府に私せんことを防くなり

指すものなり、即ち帝國議會閉會の場合に際し且つ臨時會をも召集し得ざる場合に限るものなり

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スベシ

本條は帝國議會に於て議論纏らずして會期中に豫算を議決確定する能はざるか、又は兩議院の一に於て豫算を廢棄し若くは議會の豫算を議する最中に停會又は解散せられ之か爲に豫算成り立たざるときは、豫算を議定するまで豫算成立するまで政府は前年度の豫算を施行すべしとの意味に外ならず、然れども、議論紛々として期中に議事纏らざるか如き場合には政府は之を延會して必ず議決せしめざる可らず、又漫に停會解散を用ひて議會より豫算議定權を奪ふか如きは政府たるもの、最も謹むべき所なりとす、解散が、豫算議定に及ぼす弊害は曾て之を第四十五條の釋義中に述べたるが如し

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ會計検査院ノ組織及權限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

議會にして單に歳入歳出を議するに止まりて、豫算は如何にして費ひたるかの成行即ち歳出歳入の決算を監査するにあらずんば、決して完全なる國財上の監督をなす能はず、故に會計検査院は決算を検査して彌その虚偽なきや否や、その出納は適當なりしや否やを確定し、政府はその検査報告書と與に決算を帝國議會に提出せざるへからず、而して帝國議會は猶之を検査し、その疑しきものは之を質しその誤は之を責むることを得べし

第七章 補則

東京日日新聞

大日本帝國憲法解釋

〔明治二十二年三月十四日、第五千二百十號〕

第七章 補則

前六章に於て先づ其第一章に 天皇の大權を定め第二章に於て臣民の權利義務を確定し第三章に於ては帝國議會の組織權限を定め第四章には國務大臣及樞密顧問の責任を規定し第五章には司法權の所在及び施行の方法を定め第六章には會計の方針を定め歳出入は帝國議會の承諾を得べきことを示して以て憲法の大綱を終へられたり本章に於ては此憲法及び法律の變更存廢に關する條規を定め以て萬世に涉りて活力を失はざらしむ乞ふ之を左に説明せん

第七十三條 將來此憲法の條項を改正する必要ある時は勅令を以て議案を帝國議會の議に附すべし
此場合に於て兩議院は各々其の總員の三分の二以上出席するに非れば議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず

本條は此根本大法たる憲法の改正權の所在及び其方法を示せるものにて最も必要貴重の條項なりとす抑も此憲法は、天皇陛下が至仁なる大御心もて國民の幸福を増進せむが爲め國家統治の主權を總攬して親ら之を定め給ひしものなれば固より完全無缺の金科玉條なりとは申せども將來時勢の變遷と共に改正を此憲法に加へ益々 皇室の尊榮を謀り人民の幸福を増さしめざるべからざるべし若し若したる必要の生ずる時は何人が此改正の權を執る歟を本條に規定したるものなり

其改正の權の在る所を尋ねんとせば先づ憲法制定權の在る所を尋ねざるべからず余が既に本編の卷首に説きたる如く凡そ各國憲法は其君主制たるものと民主制たるものとを論ぜず其國の主權者たるものにて存するものなりとす故に主權君主に在る時は君主親ら之を制定し主權人民に在る時は人民相會し若くは代議士を相會せしめて之を議定せしむ我國は 皇統連綿萬世一系の 天皇之を統治し給ふものなれば其固有の主權を以て之を欽定あらせ給ふこと勿論なりとす既に之を制定するの大權天皇陛下に在り

とすれば隨て之を改正するの權も亦た 陛下に在らざるべからざるは論を俟たざるなり
故に本條に於ては其改正の必要ありと認めらるゝ時は勅令を以て議案を帝國議會に下附せらるゝことと定められたるなり
言を換へて之を云はば憲法改正の發案權は獨り 天皇陛下の掌握し給ふ所に於て設ひ帝國議會と雖も一も容るゝ能はず只だ其改正案を 天皇陛下より下附せられたる時に於て之を議定するの權あるのみ
但し凡べての法律に就きては之を新たに

制定するも又た現法を改正するも其發案の權は帝國議會に存すれども此憲法改正に附きては之を有せざるなり

さて此憲法を改正するの必要を生じ、天皇陛下より其改正案を帝國議會に下附せらるる時は通常の法律案議決の時とは違ひ根本大法たる憲法の改正議なるに付き平生の如く三分の一以上の出席にては議事を開くを得ず又過半数のみにては決議とするを得ず其議事を開かんには議員三分の二以上を要し之を議決せんには出席員三分の二以上の多數を要す之を得ざれば議決とは認められざるなり併して斯くの如き議決したる上にて陛下に上奏し可なりと認めらるる時は御裁可ありて之を發布せらるるなり抑も憲法制定の大權は、天皇陛下に在り之を改正せんが爲めに議案を發するの大權も亦た陛下に在りと雖も本法に於て陛下自ら定めさせ給ひたる御趣に依れば將來に於て此大憲を改正せんには、天皇陛下の御獨斷には決して參らぬこととせられたるなり如何となれば本條に於て憲法の改正は必ず帝國議會の議に附すべしとあり之を其議に附し三分の二以上の多數を得ざれば議決となすを得ずと定め給ひたればたとひ之を改正せんと思召せばとて此多數に於て決議せざる以上は改正は相成らぬ儀と覺えたり故に帝國議會にて其改正の議案、皇室の御爲ならず國家の爲めにも如何と信する時は其決議を以て諫め止め參らすことを得べし之に反して誠に必要と信する時は此多數を以て賛成し奉ることを得るなり

之に反して帝國議會にて如何程此憲法に改正を加へたく思ふとも自ら之を發議するの權なく只だ、勅命の下るの日を待つより

外なし故に今後憲法の改正は上其案を出し議會之を決し上下交も一致するに非る以上は決して行はれぬことを定められたるなり憲法は主權者の隨意に制定するの所なり故に隨意に之を改正するを得べしとの説は此、勅定の憲法もて自ら限らせ給ひ上下の一致を得るに非ずば改正せざることとなるなり

但し本條には帝國議會の議に附すべしとありて協賛を要すとはあらず然らば則ち諮詢に等しき歟と問はんはんに議決を爲すとは以上は樞密院の如く審議とあるに等しからず然らば則ち諮詢に非ること昭かにして議決を経たるものに非れば之を改正す可らざるものなりとは斷言し得らるべし然りと雖も通常の法律とは違ふものなるが故に協賛と云へる字を用ひずして區別を立てたるなるべし、兎に角改正案は必ず議會の議に附し其議決を要することなるには相違なきなり

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず

皇室典範を以て此憲法の條規を變更する事を得ず

本條は、皇室典範の改正のことを定めたるものなり抑も、皇室典範は只だに、皇室内の御事のみを定めたるものなるに付き敢て憲法の如く國民に關係を有せず又た、皇室の御事は陛下の議し奉るべきに非れば其改正に附きては又た帝國議會の議を経るを要せざるなり

然れども、皇室典範の改正の爲めに此憲法の條規を動かすことありては折角欽定の憲法も頼を失ひ又た前條議會の議決を得て憲法を改正すと定められたる本旨に齟齬す加之ならず、皇室典範は、皇室の内事に關して政治上に關せざれば兩典相交渉する

ことあるべからず故に之を以て憲法の條規を變更すべからずとは定められたるものにして若し之を變更すべき簡條あらばそは憲法上に無効たるなり

第七十五條 憲法及び皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを不得

憲法の改正は國家の最大事、皇室典範の改正も亦た朝家の御一大事にましませば萬世一系の皇統を繼がせ給ふ、天皇陛下の御心ならでは如何にも動かすべしに非ず設ひ攝政の御方にて天皇の大權を代り行はるとは申せども憲法に定めたる大權を行はせ給ふに止まりて其根本大法たる憲法及皇室典範までも左右あらせ給ふべきに非ず故に如何なる事のあらうとも攝政大權を攝するの間は此兩大典に變更改正を加ふる事を得ざるなり

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘らず此の憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遵由の効力を有す

第六十七條の例に依る

歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て

此條は此憲法實行と共に現行法律及び現在政府の義務に關する諸契約の始末方を定めたるものなり

其法律に關しては維新以來今日に至るまで發せられたるもの其數幾千百種あるを知らず或は名けて法律と云ひ規則と云ひ命令と稱し或は制と云ひ例規、條例と云ひ種々の名目を附せられたりさて右等の諸法令に付き一々之を掲ぐるに及ばざるも之を此憲法と比較して相抵觸齟齬せざるものはやはり現在のまゝにて

郵便報知新聞

憲法私解

〔明治二十二年三月二十五日、第四百八十九號〕

第七章 補則の部

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スベシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ議員三分ノ二以上出席スルニ非レバ議事ヲ開クコトヲ得ズ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非レバ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

憲法の勅諭中にも見ゆる如く朕が現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に従順の義務を負ふべしとありて天皇の欽定し給ひし帝國憲法は永遠に不易の大則なるを以て日本臣民たる者は謹て之に従順せざる可らず故に將來憲法の或る條章を改定するの

法律規則たるの効力を失ふことあるなし之に反して此憲法と相齟齬するものは恰も群星の旭日の光に逢ふて其明を失ふが如く何れも其効力を失ひて廢滅に歸するなり

又た現在歳出の上にて政府は他と契約上の義務を負ひ郵船會社鐵道會社等に命令を下して補助を爲しをるもの始末は第六十七條に定めたる例に依り帝國議會と雖も政府の同意なくして之を廢除し又は減少を加ふるに能はざるを示せるなり (完結)

第七章 補 則

Chapter VII.

Supplementary Rules

解者曰く第一章天皇より第六章會計に至りて憲法の大綱正則は既に定まれり此章は即ち前六章の缺を補ひ此憲法の改正又は法律規則等の變更存廢に關する條規を明にしてその正を補ふたる所謂補則なり

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは

勅命を以て議案を帝國議會の議に附すべし

此の場合に於て兩議員は各々其の總員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず

Article LXXIII.

When it has become necessary in future to amend the provisions of the present Constitution, a project to that effect shall be submitted to the Imperial Diet, by Imperial Order. In the above case, neither House can open the debate, unless not less than two-thirds of the whole number of Members are present, and no amendment can be passed, unless a majority of not less than two-thirds of the Members present is obtained.

解に曰く此憲法の宣命文に將來若し此憲法の或る條章を改定する

ある者とす、憲法執行の後と雖ども憲法の明文と法令の精神と相矛盾せざる限りは其法令は依然として効力を存し臣民の之れを遵守すべき者なり凡そ法律規則等は其廢止變更せられざる限りは尙ほ効力を有すべきは當然の事なり
普魯士の憲法は法律上の手續を経て公布したる法律勅令は必ず人民に遵奉の義務あるを明示し又た憲法に矛盾せざる所の一切の法律規則等は別段の法律を以て廢止變更せざる限りは舊に依て遵守の効力を存する旨を併せ記せり、又た和蘭憲法が憲法改正を公布することあるも執行力を存する所の法律規則等は之を廢止するの日に至るまで執行すべき者なりと示せるも同一の精神に出でたるなり伊太利等の憲法には憲法に抵觸する法律は廢止すとの明文を載せるものあり
本條の後文は歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依り帝國議會の隨意を以て廢除削減するを得ざるを示す、政府の義務を約せる契約命令は法律上効力ある者にして政府は必ず其義務を履行せざる可らず
普の憲法は政府の債主に對する義務は確乎不動の者なるを示し伊の憲法は政府債主間の契約は侵す可らずと明記し補の憲法にも國債は確乎不動の者なりと謂へり (大尾)

時事新報

帝國憲法義解

(明治二十二年四月三日、第二千二百四十八號)

の必要なる時宜を見るに至らば朕及朕か繼統の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕が子孫及臣民は敢て之が紛更を試みることを得ざる可しとある文中此憲法に定めたる要件とは即ち此條にして憲法改正の議案は勅命を以て帝國議會の議に付せらるゝなり元來此の憲法は天皇の御英斷を以て欽定あらせられしものなれども將來之を改正する時は此條を以て約せられたる如く陛下の御獨斷にて左右し玉はず一應は議會の議に付せらるゝなり通例の議事なれば憲法第四十六條に見ゆる如く總議員三分の一以上出席すれば議事を開き出席員の過半數を以て之を決し得らるれ共憲法の改正とは容易ならざる國家の大事ゆゑ此の場合には總員三分の二以上出席してその出席議員の又三分の二以上の同意あらざれば改正の議決は爲すことを得ずとなり讀者詳しきは解者が宣命文義解に就て見るべし

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず

Article LXXIV.

No modification of the Imperial House Law shall be required to be submitted to the deliberation of the Imperial Diet.

No provision of the present Constitution can be modified by the Imperial House Law.

解に曰く皇室典範は皇家の御掟なれば之を改正あらせらるゝは無論人民の彼是疎を容る可き限りに非ず依て念の爲め皇室の御掟は議會の議に付せずとの上意を示せるなり但し憲法は帝室御一門に

限らず上下一般國民の遵奉する所なれば皇室典範の掟を以て此の憲法の條規を變更する事は得ずとなり左れば萬一皇室典範と憲法と兩間の條規に齟齬する邊も出で來らんには皇室典範は一步を憲法に譲りて其の條規を廢せざる可らずと解せらる

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置く間之を變更することを得ず

Article LXXV

No modification can be introduced into the Constitution, or into the Imperial House Law, during the time of a Regency.

解に曰く憲法第十七條にある如く攝政は天皇の名に於て大權を行ふものなれ共其の事固より變に處する便法にて正に非ず故に憲法及皇室典範の如き大事件を攝政の世に變更する事を得ずと定められたるなり

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘らず

此の憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遵守の効力を有す

歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

Article LXXVI.

Existing legal enactments, such as laws, regulations, ordinances, or by whatever names they may be called, shall, so far as they do not conflict with the present Constitution, continue in force.

All existing contracts or orders, that entail obligations upon the Government, and that are connected with expenditure, shall come within the scope of Art. LXVII.

解に曰く此の憲法に矛盾せざる現行の諸法令は此の憲法が効力を有する日に至りては矢張従前の通り効力を有して人民は總て之を遵奉せざる可らず尤も其の反對に此の憲法と矛盾齟齬せる諸法令は此の憲法實施の日より消滅して無効となるは無論なり例へば憲法の明文にある法律を以て定めたる行政裁判所の設定まれば今日現行の司法裁判所が行政の事を受理する法令はその儘無効となるが如きなり諸法令の此の憲法に齟齬する點は右の如く始末して扱歳出上政府の義務に係る公債又は補助金杯は如何なるかと云ふに末項に所謂第六十七條の例に依るものにして政府の同意なければ議會に於て之を廢除削減することを得ず矢張現在の契約又は命令を履行するものなりと知られたり

（畢）
解者勿卒筆を執り日刊の新聞熱慮に違なきを以て深く法意のある所を究むることを得ず殊に會計の一章の如きは到底其の解に苦みて讀者諸君の不満足然こそと存したれども今日に當りて深く究むるは亦妙ならず之を要するに法は死法にして活用を貴ぶものなれば時と人に依りて都合よく之を解し成る可く圓滑に大政の方針を定めて私權公權國權の三大權を永遠不朽に保固するの目的を外れざれば可なり爰に筆を擱して讀者と共に將來の幸福を祈ると云爾

時事新報記者 桑田豹三識す

朝日新聞

通俗憲法註釋

〔明治二十二年三月十一日、第一千二百八十三號〕

第七章 補 則

憲法の本文は以上七十二條にて了れり本章に於ては補則と申す憲法發布以前に係るものとの關係及び未來に於ける關係を示さるゝものなり

第七十三條 將來此憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會の議に付すべし此の場合に於て兩議院は各々其の議員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず

大日本帝國憲法は斯の通相定められたり所謂千古不磨の大典千代萬代の末までも動かすべきものにあらねど世の中の有様といふものは一刻も停まらず日に遷り變るものゆゑ今の時代に於ては憲法の各條一々適當することなれど行末不適當を感ずる箇條生ぜずんばあらず嬰兒の時も成人しても同じ着物を着ては居られず必ず改正することなくては叶はず此改正をしなければならぬときは天皇の勅を以て件の改正議案を國會の評議に掛けらるゝなり抑も此憲法を改正するといふ事は容易ならぬ事種々の議論もあり佛蘭西

や亞米利加などは國會に於て改正し様と思へば國會自ら之を發議し之を決議するものなるが我國に於ては憲法改正の發議權は獨り天皇の占め賜ふ所にして人民即ち國會より憲法の改正案を出すこと能はず天皇の勅命なくては憲法を改正する事能はざるものなり左れども國會に於て憲法改正の必要を認めるときは其旨奏上致し天皇に於て御同意遊ばさるれば即ち本條の如く勅命を下し給ひて國會の望み通り改正案を下附せらるゝことなるを得べし蓋し我國の憲法たる所謂欽定憲法と申す人民の參與りて定めたるものに非ず天皇陛下御手づから之を定め給ひたるものなれば隨つて之を改正するの權も天皇陛下の獨り握り給ふものなること至當の行掛りと申すべし左りながら「帝國議會の議に付すべし」とあつて改正の時からは時々人民も亦之に參與ることを得るものなりとす憲法改正の事は右の如く容易ならぬものにて鄭重に鄭重を加ふべきものなるにより常の議事なれば兩議院各々其の議員三分の一以上出席すれば議事を開き過半数を以て議決するものなれど憲法改正の議事に限り三分二以上出席するでなければ議事を開く能はず三分二以上の同意あるでなければ議決すること能はざる掟なり

承 前

〔三月十九日、第一千二百八十四號〕

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず皇室典範を以て此憲法の條規を變更する事を得ず皇室典範もまた憲法同様千古不磨の大典にはあれど世の中は三日見ぬ間の櫻かな日にく變り行くものなれば將來必ず改正せねば

ならぬ箇條を見出さずんばあらず此皇室典範の改正をするときは敢て國會の評議に掛けずとも差支なき定めなり是れ蓋し皇室典範たる單に皇室にのみ係はりたることにして直接に吾々人民の利害に係るものに非ざればなるべし尤も國會の評議には掛られざるも皇族會議及樞密顧問の評議には掛けさせらるゝものにて且右の通り皇室典範たる最も貴重なる掟にはあれど單に皇室御一家の事にのみ係りたる掟なれば之を以て國家君民の大憲たる憲法を動かすこと相成るべくもあらず即ち「皇室典範を以て此憲法の條規を變更することを得ず」と定められたるものなり

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず

憲法といひ皇室典範といひ毎度述べ立つる通り最も忽かせならぬ大典ゆゑ之を改正するの手續きも右の通り鄭重に鄭重を加へらるゝものなれば彼の攝政即ち天皇御幼少の時若くは久きに亘るの御故障ありて大政を親らし給ふ事の出来ぬ時皇族の内より選ばれて御名代として置かせらるゝ攝政は當憲法第十七條にある通り「天皇の名に於て大權を行ふ」といふ貴き役目ではあれど素より御名代たるを免かれず左るに依て此攝政を置かせられ天皇大政を親らし給はざる間は憲法も皇室典範も共に改正する事相成らぬ掟なり

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘はらず此憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遵由の効力を有す
歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

是迄法律とか規則とか勅令とか閣令とか省令とか但しは布告とか達示とか何の様な名を付けて出たものでも此憲法に定められたる掟に背かぬものである限は現行の法令即ち今現に行はれて居る所の法律命令は此憲法を實施する後即ち明年二十三年國會開設の後も只今通り法律命令といふ力があつて依然之を守らねばならず隨つて此憲法に背いて居るものは其時限り消滅し去る筈なりズトと本文通り解き明せば右の通りで尋常の事の様ではあるけれども尙ホジ繰ると六かしくなる様なり例へば當憲法第二十九條には「日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す」とあり然るに新聞條例も出版條例も皆法律でない勅令で出たものであれば畢竟此憲法第二十九條に矛盾するものと云はねばならずして見れば新聞條例や出版條例は憲法實施の時を以て最期とし其儘消えて無くなるものと認めねばならず左りながらまた考を別にし當第七十六條の趣意は左様ではない如何なる名を以て出たものでも其趣意さへ憲法に背かなければ違由の効力を有するものであると解釋すれば新聞條例も出版條例も本條に所謂「憲法に矛盾せざる現行の法令」にして依然違由の効力あるものと言はねばならず何れか果して本條の趣意に叶ものなるぞ」又本條第二項に所謂「歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令」とは即ち公債證書の利子とか諸建築の工事に就て請負人に拂べき金銭とか又は郵船會社に年々八十萬圓補助するとか鐵道會社の利子を保證するとかいふ事は畢竟當憲法第六十七條（憲法上の大權に基つける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出）に當て飲まるものゆゑ今日只今行はれつゝある以上の件々

は是れまた憲法實施後に於ても其儘存し第六十七條の例に依る定めにて即ち「政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ず」といふ定めなり是れにて憲法第七十六條條悉く解釋し了れり吾々人民は古今未嘗有政事に參與の權を得國家根本の大法は右の通り相定められたり苟くも日本國に生を享くるもの永世代々確く之れを守らざる可らず世の人々よく熱讀して過失なからん様致して可なり唯是れ是れ迄も屢々述べたる通り憲法と雖も是れ唯紙に字を列べたる迄のものなり憲法如何に善きも之を使ふもの悪くては何の役にも立たず活かして使ふと殺して使ふとで大なる差ひあるものなることを覺悟せねばならぬと知るべし

繪入朝野新聞 憲法正條

第七章 補則

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會の議に付すべし此の場合に於て兩議院は各々其の議員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開く事を得ず出席議員三分の二以上多數を得るに非ざれば改正の議決を爲す事を得ず本章は憲法及び法律の改正變更に關する條規を示せり而して此の條は憲法改正の發議權の在る所と其手續きを示せるものなれ

ば最も我が國民の心得置くべき條項なりとす併て先づ本條の大意は後來に至り此の憲法の條項を改正するの必要あるときは天皇陛下の勅命を以て其議案を議院に下附せられ兩議院は何れも其議員三分の二以上出席し亦其の三分の二以上の賛成者ありて議決し以て漸く之れが改正を爲すことを得と云ふに在り顧ふに憲法なるもの概ね千古不磨の大典なるを以て輕々しく之を變改修正すべきにあらずと雖も抑も亦た人爲に成りたるものなるには相違なきが上に時勢の推移と世態の變遷に伴れて自然之れが改正増補の必要を感じるの場合なしと云ふべからず而して此の場合に當り其の改正發議權は獨り 天皇の特有に歸し奉り議會は更らに之れを提出するを得ざるなり蓋し我邦の憲法は至仁至愛なる我が 天皇陛下の賜に出で親ら之を制定發布し玉へるものなるに由れり然れども一旦之を頒布し玉へるからには復た 陛下の御獨斷を以て自由之を變改修正遊ばざるゝにあらざらず必ず之を議院に御下附相成りて議決せしめらるゝ事なり但し兩議院とも議員三分の二以上出席するにあらざれば其の議事を開くことを得ず又出席議員三分の二以上賛成する所とならざれば議決とならざる旨を規定せるは鄭重の上にも鄭重を加へて以て諸種の法律と其改正手續きを異にせるに外ならざるなり學者斯る改正手續の嚴重なる憲法を稱して硬質憲法と云へり第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず皇室典範を以て此の憲法の條規を變更するを得ず此條は帝憲の所在即ち皇室の事には一切議會は之に喩を容るゝを得ず又皇室より立法部即ち議院に干渉することを得ず互に

相ひ隔離すべきものなることを規定せり蓋し皇室典範なる者は元と皇室の御内規にして冷ねく萬民の頭に關係あるものにあらざるに依り其改正を遊ばざるゝ時に當りても議會は兎やかく私議し奉るべき性質のものにあらざるなり然れども亦た其の御内規に屬すべき典範を以て國家一般に關係する此の憲法の條規を彼れ是れ左右することを得ざる儀と知るべし第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず抑も攝政と申すは、天皇未だ成年に達し玉はざるか若しくは天皇久しきに亘るの故障に由り親ら大政を執らせ玉ふこと能はざる場合に當り皇族會議と樞密顧問の評議を経て之を置かせらるゝものなるを以て萬般の政事は實際 陛下の大御心より出づると申す次第にはあるざるに依り此間は國家の最も大切なる憲法及び帝室の一大事に係る皇室典範などは決して之を變改増補することを得ず第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘はらず此の憲法に矛盾せざる現行の法令は總て違由の効力を有す歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る是れまで政府より發布せられたるものは其法律たる規則、命令たるを問はず如何なる名稱を以て下附せられたるものにても苟くも此の憲法の條規に齟齬矛盾するものは此の憲法實行と共に其効力を失ふものなり然れども其條規にして聊かも此の憲法に矛盾せざるものは矢張り其効力を有し 國民は之に服従す

るの義務あるものとす尚ほ又た政府が既往に於て國庫より下渡すべき契約を爲したる彼の鐵道會社、郵船會社等の補助金の如き其の性質政府の義務に屬すべき歳出は前第六十七條に定めたるが如く政府の同意を得るに非ざれば議會は之を廢除若くは削減することを得ざるなり。
(大尾)

國民之友 憲法一斑

〔明治二十二年六月一日、第四卷第五十二號〕

第七章 補 則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スベシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其總員三分ノ二以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニアラサレハ改正ノ議決ヲナスコトヲ得ス

本條によれば憲法改正の發案權は議會にあらすして天皇陛下に存し、而して議決權は天皇と議會とに存す、此の發議權を議會に與へざるは紛更を恐るればなり、さりとて天皇は憲法を創定するの權あるが故に改正の權ありとして改正の議決權を單に天皇に與ふるに於ては憲法は決して憲法たる効能あらざるなり、憲法は天皇の意の儘に改正せられ、意の儘に働らき、天皇の無

限權を制するに効能あらざるなり、然れども本條に掲ぐるか如く我國の憲法を改正するには必ず帝國議會の議に付せざる可らざることとなり居らば、政府か漫に己れに都合よく憲法を改正する事は出來ざるなり、
第二項は憲法改正に際し、大に鄭重を加へ、完全なる議決によらんと欲するなり

第七十四條

皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス
皇室典範は皇室一家の規則なり一般人民と關係すべき性質のものにあらず、故に皇室自ら之を改正するに任せて帝國議會は之に干渉するを得ず、然れども皇室典範にして其固有範圍を飛躍して公事に立ち入らん事を恐れ第二項を以て之を防きたるなり
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

攝政を置くの間は天皇幼稚にして未だ十分獨立の意思を有し玉はず、政皆な攝政に出つ、攝政の政治を行ふは、眞の天皇に異ならずと雖、憲法及皇室典範の如き大切なるものを改正するの權を與ふるは、天皇の尊嚴を維持する所以にならざるなり、特に皇室典範の如き攝政自身に都合よく改正することなしと斷言せず、是れ亦豫防せざる可らざる所にして本條の必要なる所以なりとす

第七十六條

法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヒタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遶由ノ効力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

假令法律の名なしと雖現行の法令は此憲法と相撞着せざる箇條は皆悉く効力生命を有し、人民は之に遵はざる可らず、然れどもその憲法に矛盾するの箇條は憲法の實施と與にその生命効力を失ふものとす。

歳出上政府がその義務として事業を補助保護する爲めの契約命令は第六十七條の例により政府の同意なくして議會漫に之を廢除削減するを得ず、假令へは鐵道會社、郵船會社、諸學校の保證補助の如きものは是れなり。
(完)

附
錄

金山尙志
金子辰三郎 合著

大日本帝國憲法義解

一、原本には、告文、憲法發布勅語、皇室典範、議院法、衆議院議員選舉法及附屬會計法等が收録されてあるが、これらは省略した。

二、また原本には欄外に標題その他を註記してあるが、これも省略した。

大日本帝國憲法義解序

予嘗て米國に遊學せし時其憲法を研究し其精神及組織の美且つ善なるを觀て心竊かに以爲く米國は憲法を制定するに當り他國に比類なき一種天賦の好位地を占めたりと抑米國は一の未開國なり一の殖民地なり國に建國の基礎なく俗に慣習の典例なし其民は本國に於て宗教上の壓制に忍びず社會上の不平に堪へず流離顛沛して絶海の不毛を開拓し各種の人民相集て終に一團體をなしたるものなり故に米國獨立の時十三州の人民か相集り相議して憲法を制定するに當りて建國基礎の遵奉すへきものなく歴史上習慣の保守すへきものなく全く十三州人民の理想的より憲法を制定したるものなれば之を憲法上の學理より論ずるも又之を實地上の作用より議するも實に完全無缺の憲法と云はざるを得ず然れども是決して他の諸國に於て望むべからざる所にして米國十三州の人民か占有せし一種特別の樂境なりと謂ふべし顧みて歐洲諸國か憲法を制定したる所以の情況を察するに多くは彼の千八百四十八年革命の餘波に逆卷かれ人民喧囂の聲に強迫せられ風潮の刺激に抵抗すること能はず自由の壓力に屈服せられて一時人民の希望を満足せしめんか爲に制定したるものなれば其憲法に於て古來其國建國の基礎を遵奉せんと欲するも之を執行すること能はず又歴史上の慣習を保守せんと欲するも之を處斷すること能はず只當時人民か狂奔妄信する英國の制度に摸擬して寄せ來る社會風潮の浪を防ぎ呼ひ叫ぶ人民自由の聲を鎮めたるものなり故に其制定したる憲法は今日より之を觀れば建國の基礎を鞏固にせず慣習の典例を保存せず一時

外部の刺撃に由て之を組立て又は裝飾したるに異ならず是を以て其國の歴史上より之を論ずるも又憲法の學理上より之を説くも隨分不備缺乏の點あることを免かれざるなり

夫れ斯の如く米國は全く建國の基礎もなく習慣の典例もなかりしか故に憲法の原理に依り理想的と作用的との比較を以て斯る完全なる憲法を制定することを得たるなれども歐洲諸國は建國の基礎もあり古來の慣習もありなから之を憲法中に編入すること能はざりしは全く彼革命の餘波の然らしむる所なりしなり米國の如き完全無缺なる憲法は不毛未開の國土にあらざれば豈に敢て之を望むへけんや歐洲大陸の如き人民の喧囂に依て創定したる憲法は數千年來建國の基礎ある國家に於ては豈敢て之に倣ふことを欲せんや故に我大日本帝國の憲法は文武聖聖なる

天皇陛下の欽定し給ふ所にして神武天皇以來皇統連續として二千五百有餘年に及び世界萬國廣しと雖も其比類なき一種特別なる建國の基礎を憲法の柱石とし維新の始め發せられたる五箇條の御誓文及明治十四年の國會開設の勅諭を瑤壁とし傍ら歐米諸國憲法の原則に依て之を構造し泰西文明の壇上にある憲法學士の論説を以て之を裝飾せられたるか如し今之を例せば宛も大和錦を經とし泰西文明の綺羅錦繡を緯とし織出せる一種の錦織にして和洋調合の彩色燦然として國光を宇内に揚輝すると云ふも過賞にあらざるなり是れ即ち本邦憲法の大體は採長補短の精神に基き首尾貫徹し以て我邦の尊嚴なる國體を維持永續するの主眼にあり是を以て皇室の尊嚴は益々其光威を發し政府の主義は益々其進路を明にし臣民の權利は益々其根本を堅ふせり苟も日本臣民たる者誰か

聖徳の至仁至愛なるを奉戴せざる者あらんや然りと雖も憲法の字句は簡短にして多くは憲法學の熟語を用ひたり故に十分其意味を了解せんと欲せば宜しく平易親切なる注解を要せざるを得ず近頃予か二人の學弟平易なる文字を以て憲法の正文を注解し來て予に其序を求む依て聊予か所感を略述して序に代ふと云爾
明治二十二年二月

米國法律學士 從五位勳五等 金子堅太郎撰

大日本帝國憲法義解序

予は常に法理を執て事の曲直を判する任を帯るものなり故に社會の空合政治の雲行には頓と意を留むるの違なかりしに明治も早や廿二年の年を重ね積れる雪に埋れる櫻は春暖の運きを恨みつゝあるにも拘らず政界の陽氣は何時しか東瀛の公園に春色を萌し二月初めの頃に至ては世間一層賑はしく默坐世事に頓着せざる予の如きものをして此賑はしさは抑何事なるかと疑はしむるに至りこれを世間に問ひ始めて憲法發布盛典を祝するの準備なることを確めたり因て謂へらく今日の人心は如何に結構なる憲法を得るの豫算ありて狂奔するものなるか顧ふに我國の憲法は民約にあらすして欽定に成りたるものなれば吾人に何程の權利を授け給へるか又幾千の自由を與へ給へるか蓋世間の人々にして之を明知したるものなかるべきに人も狂すれば吾も狂するもの如く所謂夢我夢中にて東奔西走漫りに祝典の準備を爲すとは餘り輕學の沙汰ならずやと然るに二月も十一日と云ふ吉辰になりぬれば辱も皇陛下は宮中に於て憲法授與式の盛典を擧げさせ給ひ不肖輝彦の如きも亦其

式場に參列するの榮を辱ふすることを得て始めて大日本帝國憲法の成章を拜讀するの幸運に遇へり而して之を通閲するに至つて忽ち予は數日已來懷抱し居たる日本人民は輕舉なりとの誤斷なりしを悟り更に其先見の明ありしに敬服したり謹みて本邦の憲法を概評すれば徒らに外國の新奇を採らず斷して日本固有の國體を基礎とせられ上は建國已來の大典に倣はせ給ひ皇位の安泰を千載不磨に垂れ下は臣民の權利自由を永遠不朽に保明し給ひ以て新たに議會を創設せらる實に結構なる立憲政體を築かれたるものと謂ふべし予嘗て英國に遊び毎に彼の國民か誇稱するの言を聴くに曰く英國の憲法は英國の慣例を漸次に集め積みたるものなりと蓋憲法をして國體の如何を顧みず徒らに外國憲法の文字を移し來り其風俗民情に適應せざるものたらしめは其憲法は國家を經營維持するの國憲に非ずして獨無用の空文たらんのみ看よ世人は士兒格の憲法を評して空文の憲法と嘲るを我國の憲法を誦讀するもの誰か是を不祥の語を以て批評を試むるものあらんや叙して此に至り予は先見の明ある人々は此の金玉の憲法に對し何故に更に幾層の賑ひを爲さざりしやを怪むなり今や一步を進めて恭く皇陛下の憲法を欽定せられ吾人に誓はせ給へるの聖旨を察し奉るに實に國家の隆昌と臣民の慶福とを企圖し給ひ日本臣民は己に立憲政體の下に立ち國家を保持することを負擔するに堪るを疑はせ給はざるに在り其勅詔は畏れ多くも今尙ほ予が耳底に存す惟ふに其聖旨に答へ奉り此憲法をして益々光輝を發揚せしむるは獨り臣民の技倆何如に存す其實責任豈重く且大ならずや而して予は沈重多能なる我日本の臣民果して此聖恩を空ふせざらんことを信す然りと雖も世人悉く憲

法學に通ずるの學者にあらす況や我憲法の如きは其構成組織大に泰西の憲法と精神を異にする點なきにあらざるに於てをやは是即ち正格なる註釋を要する所以なり頃者金山金子の二氏我邦憲法の各條を解義し來り予に校閲を求めらる予か職繁なりと雖も亦二氏の請ひを空ふすへからす因て之を校査し終に所感を卷端に記し以て序文に代ふと云爾
明治廿二年春陽
梅花綻ぶるの日

法學博士 岡村輝彦 校閱

凡例

- 一本書ハ平易ニシテ簡明ナルヲ主トシ致テ高尚ナル學理ニ涉ルヲ務メス
- 一本書ハ大日本帝國憲法ノ成文ヲ解義スルヲ主眼トスルモノナレハ著者平素ノ持論ト相投合セサルノ點ト雖トモ故ラニ意見ヲ加ヘス
- 一本書載スル處ノ諸大家ノ學說ハ殊ニ其要ヲ摘ムニ止メ甲説乙説或ハ第一説第二説等ノ號ヲ記シ一々諸大家ノ氏名ヲ記セス
- 一本書ハ每條各國憲法ト對比セシ殊ニ其必要ト認ムルモノハ之ヲ引證シ以テ讀者ノ參照ニ供セリ
- 一各條立法ノ精神ハ可及的之ヲ探リタル積リナレトモ著者ノ淺識ナルト著書ノ簡略ナルトニ依リ讀者ニ疑問ヲ生スルノ點アラハ幸ニ質議ヲ咨セスシテ可ナリ

明治廿二年三月

著者誌

大日本帝國憲法義解

大日本帝國憲法義解

日本法學博士 岡村 輝彦 校閱
英國狀師 金山 尙志 合著
始審裁判所判事 金子辰三郎 合著

緒言

憲法ナル文字ハ往時泰西諸國ニ於テ甚々廣キ意味ニ用ケタルモノナリシモ近代之ヲ建國法トシテ用ケルニ至リテハ學者ノ諸説互ニ小異アルニ係ラス其歸スル處ハ一國ノ組織ト國民ノ權利義務トヲ定ムルモノト云フニアリ一國ノ組織トハ即チ立法權行政權司法權ノ配置及ヒ其ノ相互ノ關係ヲ云ヒ國民ノ權利義務トハ其身體ノ自由財產ノ所有權言論結社出版等ノ自由及兵役納稅ノ義務等ヲ云フ此ノ如ク一國ノ組織ヲ定ムルモノハ主權者ノ大權ヲ示シ併セテ其濫用ヲ防キ又國民ノ權利義務ヲ定ムルモノハ人民ノ安固ヲ謀リ併セテ其國ニ對スル義務ヲ示スニ在リ是ヲ以テ憲法ノ意味之ヲ平易ニ解釋シ來レハ官民ノ分限ヲ規定スト云フニ歸スルナリ抑モ國ノ國タル名稱アル所以ノモノハ人類ノ群居スルモノヲ指スニアラスシテ國ニ國憲ノ行ハル、モノヲ指スナリ苟クモ國ニシテ國憲ノ行ハル、コトナクハ國其ノ國ヲ爲サス故ニ文明國ト野蠻種族トノ區別ヲ生スルモノハ國憲ノ有無ニ依ルモノトス然レトモ國憲ナル

モノハ必シモ成文ニ明記シタルモノナリト誤解スヘカラス縱令成文ノ確定ナシト雖トモ直チニ之ヲ目シテ彼ノ國ハ憲法ナシト云フヘカラス現ニ英國ノ如キハ成文ノ憲法ナシト雖トモ人皆此國ヲ以テ憲法ノ泉源ト稱スルニアラスヤ然レトモ國憲ニシテ成文ノ確定ナキニ於テハ官民共ニ其分限區域ヲ明知スルニ難ク爲メニ不時ノ爭議ヲ生シ遂ニ一國ノ患害ヲ來スノ恐レナシトモ是即チ近代ニ在リテ各國人民ノ成文憲法ヲ設クルコトヲ熱望スル所以ナリ成文ノ憲法ヲ設ケテ官民ノ分限ヲ規定シタルハ實ニ米國ヲ以テ嚆矢トシ次テ佛國ノ憲法成リ今日ニ至リテハ歐洲諸國中英國ヲ除クノ外ハ悉ク其例ニ倣ハサルハナシ而シテ我邦建國以來亦已ニ國憲ノ存スルアリ唯之ヲ成文ト爲サ、リシノミ然ルニ

明治天皇ノ至仁ナル廣ク海外ノ事跡ヲ鑒ミサセ給ヒ深ク内國ノ大勢ヲ察シ給ヒ明治維新ノ誓詔ヲ始メトシ八年四月十四日ノ大詔トナリ遂ニ二十四年十月十二日ノ詔勅トナリ而メ本年二月十一日ノ盛典トナリ正ニ成文ノ憲法ヲ欽定セラレ之ヲ國民ニ授ケ給ヘルモノハ蓋將來ニ向テ不時ノ爭議ヲ絶チ國家ノ安泰ヲシテ一層鞏固ナラシメントノ聖旨ニ出テタルコト其勅詔ヲ拜讀シテ明カナリ今ヤ余輩日本帝國成文憲法ヲ拜讀スルノ榮ヲ得テ微力ヲ顯ミス之レカ解義ヲ下スニ當リ特筆大書シテ讀者ト共ニ敬祝セサルヘカラスアルモノアリ請フ謹テ之ヲ述ヘン

泰西ノ史ヲ編キ歐米各國ニ憲法ノ發生シタル故實ヲ考査スルニ多クハ主治者ノ權力ヲ濫用シ人民ヲ壓制スルノ極遂ニ人民相結合シテ王者ヲ脅迫シ或ハ手段ヲ腕力ニ借り妖雲殺氣天地ニ充滿スルノ時ニ於テ僅カニ血ヲ以テ購ヒ得タルモノニシテ數百年外ノ今日ニ

至リ尙ホ國憲ノ腥キヲ覺ユルナリ見ヨ詳雲深ク宮城ヲ籠メ和氣均ク四海ニ溢ル、ノ時ニ於テ憲法ヲ欽定セラレ官民共和シテ授受ノ盛典ヲ完カラシメタルモノハ萬國ノ歴史上大日本帝國ノ一アルノミ是レ著者カ讀者ト共ニ敬祝セサルヲ得サルノ一大美事ナラスヤ

第一章 天皇

大日本帝國憲法ハ天皇陛下親ラ之ヲ制可シ給ヘル處ノ欽定憲法ニシテ國民相讓シテ設ケタル民約憲法ニアラサルコトハ言テ俟タス而メ憲法ノ首條ニ於テ天皇ノ大權ヲ明定セラレタルモノハ本邦固有ノ國體上正ニ然ラサルヲ得サルモノニシテ編纂ノ序次固ヨリ當ヲ得タルモノト云フヘシ謹テ按スルニ日本建國以來天皇ノ四海ニ君臨シ給ヘルモノハ敢テ一人ノ爲メニシ給ヘルニアラスシテ斯民ヲ治メ斯國ヲ保チ給フノ聖意ニ出ルコトハ舊紀ノ明カニ示ス處況ヤ 今上維新以還ノ政事ニ微シ爾來數回ノ勅詔ニ照ストキハ其聖旨ノ倍々溢レテ掩フヘカラスアルヲ見ルニ足ル聖旨ノ存スル處已ニ斯ノ如シ是ヲ以テ本章ニ於テ天皇ノ大權ヲ明示セラル、ト同時ニ又親ラ之ヲ制限サセ給ヘル點アルヲ見ルナリ彼ノ立法ノ大權ヲ行ハセ給フニ當テハ必ス議會ノ協贊ヲ要セラル、等ハ其一例ナリ蓋天皇ノ大權ハ人誰カ之ヲ批議スルモノアランヤ然レトモ其親ラ制限サセ給ヘルモノハ實ニ陛下至仁ノ一大恩賜ナリ則チ吾人臣民タルモノハ謹テ之ノ萬一ニ報スルノ心ナカル可ラス

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
本條ハ至重ノ法條ニシテ我カ大日本帝國ノ國體ヲ明カニシ併セ

テ統治權ノ所在ヲ示ス即チ我カ帝國ハ古往今來ハ勿論國家無窮ノ間一系ノ天皇陛下之ヲ統轄治御シ給フ旨ヲ示サレタリ今本條ヲ詳解スルニハ先ツ國體ノ何物タルコトヲ述ヘ然ル後チ統治權ノ何物タルコトヲ説カサルヘカラス抑國體ノ事ニ關シテハ各國古今ノ史乘ヲ通覽シ又其狀勢ヲ洞察スルニ左ノ數種ニ外ナラス

第一 帝國

帝國トハ社會最上ノ權ヲ掌握シ一アツテ二ナキ至尊ノ位ヲ占ム所ノ人ニ因テ統轄セラル、ノ國家ヲ云フ

第二 王國

王國トハ假令ハ英國ノ如ク英、愛、蘇、合衆シテ英蘭土女王三國ノ王位ヲ兼ヌルカ如シ即チ皇帝ノ如ク其國土ノ上ニ在ツテ無上並ヒナキノ位置ヲ有スルモノニ比スレハ少シク其下位ニ在ルモノト云ツテ可ナリ

第三 民主國

民主國トハ上ニ帝王ナク所謂天下ハ天下ノ天下ニシテ一人ノ天下ニ在ラスト云フカ如ク其國ハ一國人民共同ノ所有ニシテ治御ノ權モ共同ニ存スト稱スルモノ之ヲ稱シテ民主國ト云フ

第四 酋長部落

酋長部落ハ以上三者ノ如ク其國家未タ完全ノ體ヲ爲サス且ツ未タ人文ノ開明ニ趣カサル邦土ニ於テ一部落若クハ一地方ニ於テ名望若クハ權勢アルノ人ニ其部落若クハ地方ニ於テ約束ヲ立テ命令ヲ制シ一小社會ヲ爲スモノヲ云フ然レト

モ嚴格ニ云ハ、未タ之レ等ヲ以テ國ト稱スルコトヲ得ス亦國體ト爲ス可カラスト雖トモ此レ亦一小團結社會ノ體ヲ爲スモノナルカ故ニ之レヲ第四ニ揚クルモノナリ

以上述ルカ如キ國體ノ種類アルモ彼ノ佛國ノ如キハ或ハ王國ト爲リ或ハ帝國トナリ或ハ民主國トナリ僅少ノ年代ニ於テ彼此ノ變換甚タ多シ吾カ日本人ノ眼ヨリ之ヲ視ルトキハ實ニ佛國ノ如キハ國體定リナキモノト云フ可キナリ之レニ反シ本邦ノ如キハ上ニ揚ケタル第一ノモノニ屬シ太古開闢ノ始メヨリ未タ曾テ國體ノ變化アルコトナシ以テ國基ノ鞏固ナルヲ誇稱スルニ足ル可シ

又本條ニ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ストアリ即チ大權ノ所在ヲ示サレタリ蓋此ノ數文字ハ特筆シテ之レヲ解カサル可カラス

我カ國太古神代ハ得テ之レヲ確知シ難キモ神武帝之ヲ承ケ帝都ヲ中原ニ定メ天下ヲ統一シ給ヒシヨリ以還二千五百四十九年ヲ閱シ帝系一百二十一代ヲ經タリ此ノ間英雄東西ニ起リ時ニ亂世ナキニ非サレトモ皆是レ一局部面ノ私闘ニシテ未タ曾テ神器ヲ覬覦シ以テ錦旗ニ抗セシ者ナシ偶々天慶ノ亂ノ如キ或ハ之ニ類スルコトアルモ天誅立ロニ至リ非望ヲ遂クルヲ得サルノミナラス後世之ヲ嘲テ以テ笑柄ト爲スニ至ル

夫レ斯ノ如ク皇統連綿トシテ斷絶スルコトナキハ宇内各國ニ比類ナキコトニシテ我カ帝國獨有ノ美事ナリトス然レトモ世態ノ變遷ハ豫メ人智ヲ以テトシ難ク千萬世ノ後或ハ至尊ヲ汚スノ亂臣ナキヤチ保ス可カラス又人民自主ヲ唱道スルノ極誤テ帝位ノ如何ニ論及スルモノナキモ亦保ス可カラス之ヲ

史乘ニ徴スルニ歐洲中或ハ大權ノ所在鞏固ナラサルカ爲メ國家
ヲ危殆ニ陥ラシメタルノ例乏シカラス是ヲ以テ憲法ノ首條ニ之
ヲ明記シ世人ヲシテ固有ノ國體ヲ知了セシメ以テ萬世一系寶詐
無窮ノ大典ヲ示シ給フ所以ナリ
次キニ統治權及ヒ其所在ノ事ニ及ハントス今之ヲ説明スルニ當
ツテハ統治權ノ何物タルコト統治權ハ何人ニ屬スルヤヲ論セサ
ル可カラス

第一 統治權

統治權トハ所謂英語ノ (Sovereignty) 佛語ノ 「スーヴレ
ンテター」ニシテ多クハ之ヲ主權ト譯ス凡ソ國ノ國タル價
直ヲ有スル所以ノモノハ外各國ニ對立スルノ體面ヲ全フシ
内民主ノ安寧ヲ保ツニ在リ若シ夫レ外國ト對等ノ地位ヲ保
ツ能ハス内國ノ政治法律悉ク彼レノ干渉ヲ受クルニ至ラハ
國其國ヲ爲スト謂フ可ラス故ヲ以テ國ノ國タル價直アラシ
メント欲セハ外ニ向ツテ獨立對等ノ威權ヲ全フシ内ニ向テ
法律ヲ制定シ政治ヲ執行スルノ全權ナカラサル可カラス此
ノ全權ヲ稱シテ主權即チ統治權ト云フ。惟フニ一國ヲ統治
スルノ主權ハ其權力宜シク絶大無限ノモノナラサル可カラ
ス故ニ立法權ノ泉源此ニ出テ行政ノ權モ亦之レヨリ流レ司
法權亦之ヨリ發ス其他凡百ノ事行ハントシテ行ハレサルコ
トナク爲サントシテ爲シ得サルコトナシ主權ノ權勢絶大無
限ナルコト實ニ斯ノ如シ然レトモ主權者カ其無限ナル主權
ヲ利用シテ國民ヲ保護スルニ止メ之ヲ濫用シテ國民ヲ傷害

セサルハ立憲制度ノ妙所ニシテ人皆立憲制度ノ下ニ安息セ
ンコトヲ希望スル所以ナリ
以上ノ略序ニ因ツテ主權ノ何物タルト其効用ノ如何ハ了解
スルニ足ラン

第二 主權即チ統治權ハ何人ニ屬スル乎

此ノ問題ニ至ツテハ古今其說同シカラス蓋シ其國體人情等
ニ依リ立說ノ異同アルカ如シ今其一ニヲ揚ケテ義解ノ便ニ
供セン

- (一) 主權ハ一人ノ手ニ存スルト爲スモノアリ其說ニ曰ク國
ニ明主ナケレハ其國必ス亂ル故ニ天ノ民ヲ生スルヤ必ス夫
ノ聰明ナル人ヲ生シ四海ニ君臨セシメ以テ一國ヲ統治スル
ノ權ヲ行ハシメサルハナシ故ニ其君主タルモノハ天ノ明命
ヲ承ケ社會名譽ノ泉源ト爲リ百機自ラ之ヲ裁ス是ヲ以テ一
國ヲ保有スルノ主權ハ常ニ承命ノ君主ニ歸シ他ノ能ク關ス
ル所ニ非サルナリト
- (二) 主權ハ公衆ノ手ニ存ストスルモノアリ其說ニ曰ク天ノ
民ヲ生育スルヤ平等均一決シテ上下ノ別アルナシ抑人類ノ
共存シテ社會ヲ爲スニ當リテハ各自ニ自由ノ權利ヲ有
シ所謂天下ハ天下ノ天下ニシテ豈ニ能ク一人ノ專有シ得ル
モノナランヤ是ヲ以テ主權ハ全ク萬民ノ中ニ存在シテ一人
一己ノ占領スヘキモノニアラスト
- (三) 主權ハ一人若クハ數人ノ手ニ存ストスルモノアリ其說
ニ曰ク一國ノ獨立ハ他邦ト對等ノ位置ヲ占メ荷モ他ノ制御
ヲ受ケサルニアリ古來此ノ任ニ當ルモノ一人若クハ數人ノ

アルアリテ能ク一國ヲ保有シ得ルモノトス是ヲ以テ主權ハ
政體ノ如何ニ依リ一人若クハ數人ノ手ニ存スル者ニシテ未
タ以テ一人又ハ公衆ト定限スルヲ得サルナリト

以上ハ重ナル學說ヲ摘載シタルニ過キス今願ミテ我國憲ヲ按ス
ルニ主權ノ歸スル所ハ則チ明ニ 天皇ニシテ第一說ニ適合セリ
然レトモ彼ノ清國ノ如キ國ノ帝王タルモノハ何レノ人ヲ問ハス
聰明ニシテ國ノ首長タルニ足ル可キモノニ之ヲ與フルト同シカ
ラス抑々我カ

皇帝陛下ノ之ヲ掌握シ給フハ彼學說ノ能ク論理上ヨリ聰明ノ人
ニ與フルカ如キ比ニアラス
惟ミルニ我カ大日本太古開闢ノ初メ國ヲ建テシ以來我皇室ノ主
即チ皇帝相承ケ相傳ヘ系統連續トシテ實ニ萬世ノ久キ未ダ曾テ
他ニ移ラサルコトハ國史ノ昭然トシテ吾人ニ示ス所ニシテ怪ム
ニ足ラス

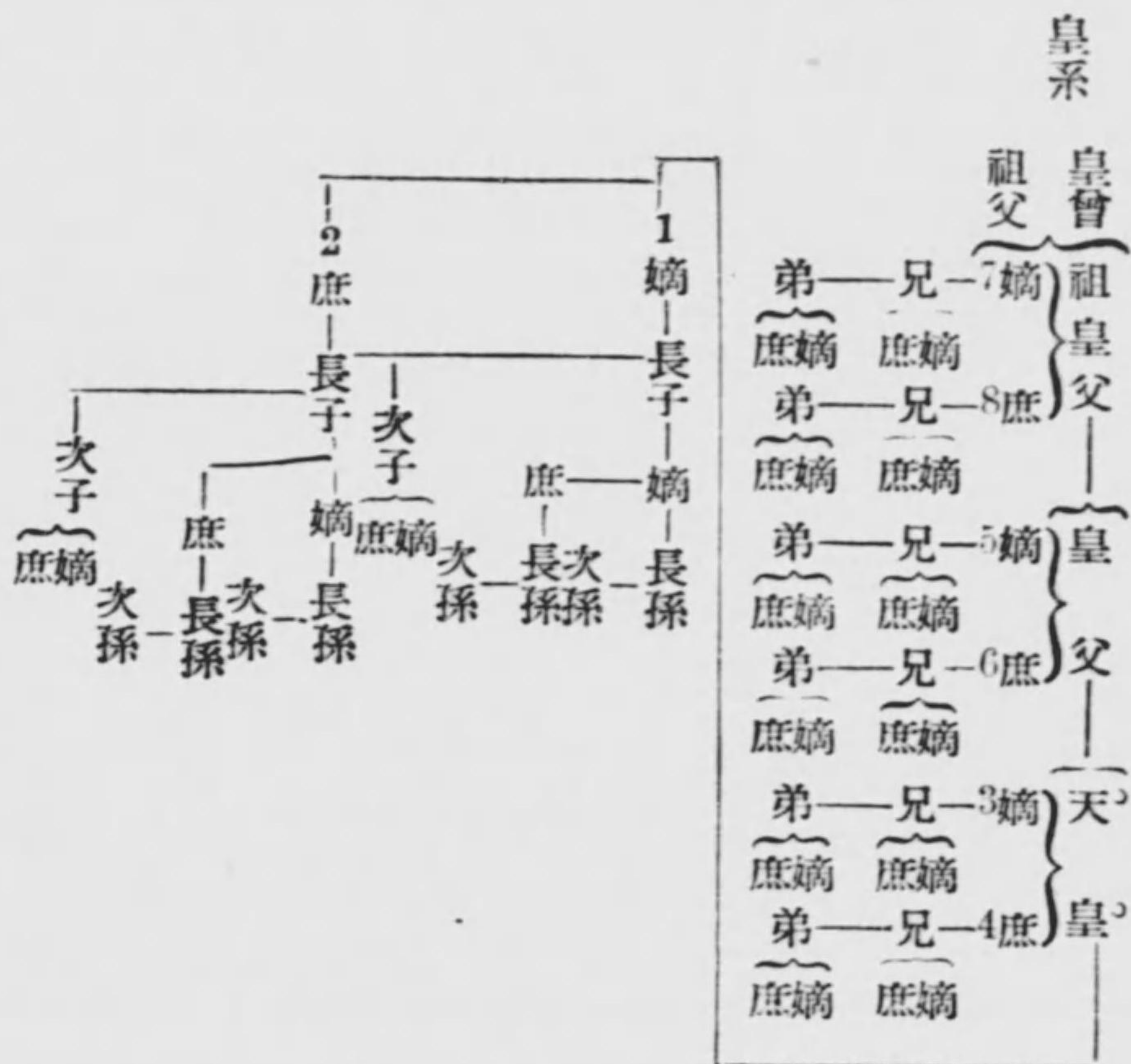
然ラハ天皇ハ第三條ニ所謂神聖侵ス可カラサル國ノ首長ニシテ
主權ノ泉源タルコト明ニシテ國起シテ後天皇ニ賦與シタルモノ
ニアラサルナリ是ヲ以テ之ヲ觀レハ憲法ハ事實ヲ明言シタルニ
過キサルコトモ又明ナリ故ニ憲法ヲ欽定シ始メテ主權ノ所在ヲ
示シタルモノナリトノ妄想ヲ抱ク可カラサルナリ
以上ノ所說ニ依リ以テ本條ヲ了知スルニ足ル可キナリ

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル處ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
已ニ前條ニ於テ萬世一系寶詐無疆ノ大典ヲ制定セラレタル以上
ハ皇位ノ繼承ヲ明定シ皇統ノ一系ヲ萬世ニ垂レ天皇ノ至尊ヲ千

載ニ示サセ給ハサルヘカラサルコトハ蓋シ自然ノ順序ナルノミ
ナラス其皇位繼承ノ明定ナキニ於テハ或ヒハ皇室ノ安寧ヲ害シ
從テ國家ノ安寧ヲ妨クルノ患ナシトセス是則本條ノ制定アル所
以ナリ恭ク歷朝ノ史乘ニ溯リ皇位繼承ノ如何ヲ精査スレハ男統
ノ之ヲ承襲シ給フコト建國以來ノ典例ニシテ女統ノ之ヲ繼承シ
給フコトハ實ニ實ニ其例外タルカ如シ今試ミニ之ヲ算フレハ建
國以來皇位ノ繼承一百二十一代ニシテ女統ノ繼承僅カ二十帝ア
ルヲ見ル(曰推古天皇額田部皇女曰皇極天皇寶女曰齊明天皇
皇極天皇再祚曰持統天皇鸕野讚良之皇女曰元明天皇阿閉皇女曰
元正天皇高內親王曰光仁天皇阿倍內親王曰稱徳天皇光仁天皇
再祚曰明正天皇興子內親王曰後櫻町天皇智子內親王)而シテ其
女統ノ登祚シ給ヘルハ一時已ヲ得サルノ事情アルニアラサルハ
ナシ皇位繼承ノ男統ニ存スルコトハ古來ノ恒典ニシテ本條ハ此
恒典ヲ確定セラレタルニ過キス歐洲諸國ニ於テモ彼ノ「サリッ
ク」法ノ行ハル、國ニ在テハ概シ皇男子孫皇位ヲ承繼シ之ヲ皇
女子孫ニ承繼セシムルコトナシ本條ニ所謂皇男子孫トハ祖宗ノ
皇統ニ於ケル男系ノ男子ヲ云フモノニシテ皇室典範ノ定ムル處
ニ據レハ正ニ左ノ順序ニ依ルモノ、如シ
斯ノ如ク本條ハ單ニ皇位ノ繼承ハ皇男子孫ニ限ルコトヲ國憲ニ
明示スルニ過キスシテ其順次ノ如キニ至リテハ右ニ叙スルカ如
ク獨リ皇典ノ定ムル處ニシテ人民ノ敢テ口喙ヲ容ル、ヲ許サ、
ルナリ余輩泰西各國ニ於ケル皇位繼承ノコトヲ查スルニ魯國ヲ
除クノ外概シ憲法ヲ以テ之ヲ制定セリ英國ノ如キ明文ノ憲法ナ
キ國ニ於テモ特ニ定系條例ナル成文法ヲ以テ之ヲ明定セリ然レ

トモ多クハ國會ノ同意ヲ得テ初メテ皇位繼承ヲ定ムルモノナレ
ハ日本憲法ノ制定スル處トハ全ク反對ノ制度ナリトス讀者請フ
混スル勿レ

○羅馬數字ハ系統ノ順序ヲ示スカ爲メ記入スルモノナリ

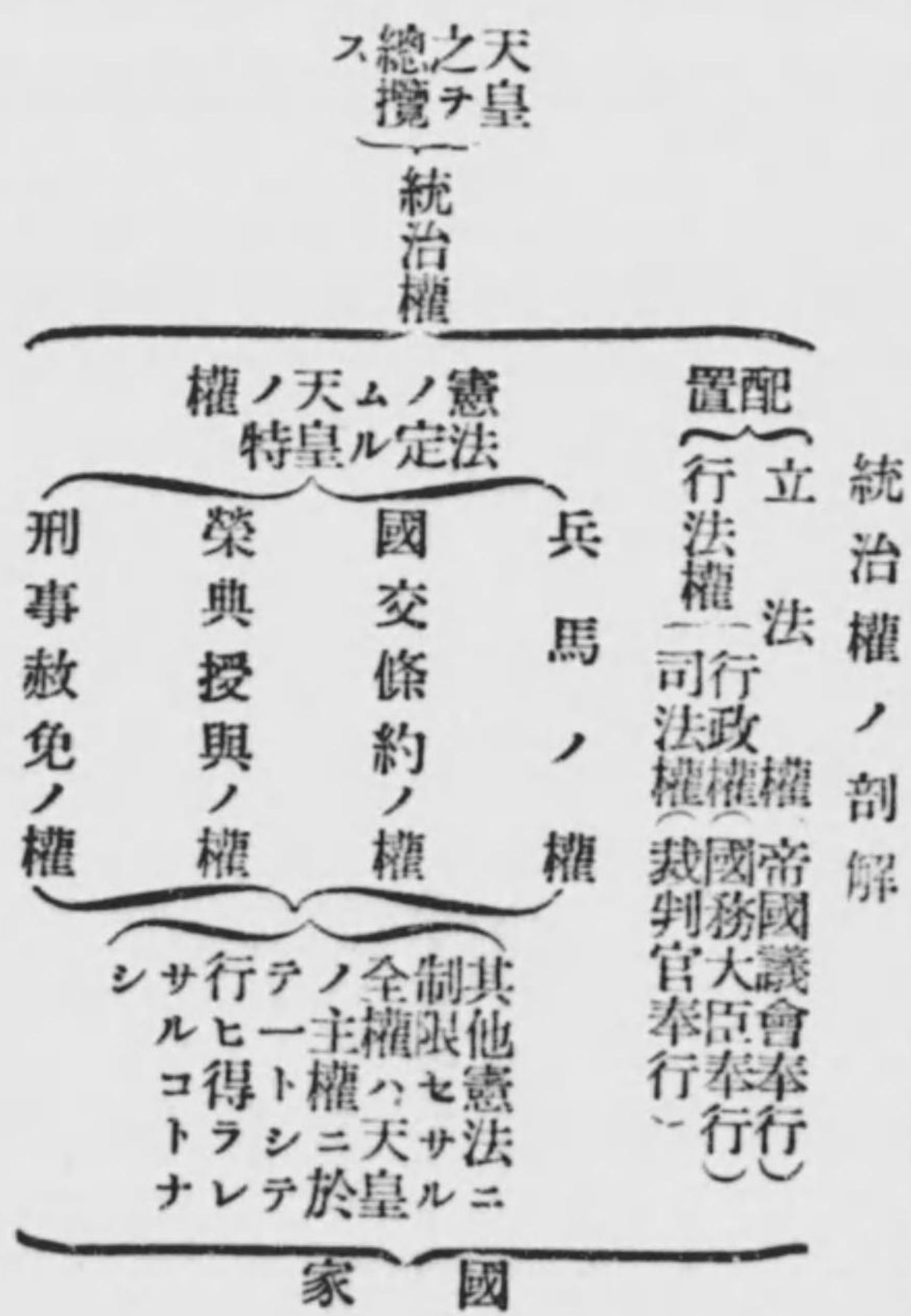


第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
太祖神武帝以來皇統聯綿一國無上ノ位置ヲ占メ給ヒ萬民ヲ統治

シ國土ヲ保有スルノ全權ヲ握ラセ給フハ大日本帝國固有ノ國體
ニシテ誰レカ之ヲ知ラサルモノアラシヤ是ヲ以テ天皇ハ至貴至
尊侵スヘカラス又侮ルヘカラサルナリ其至貴至尊タル固ヨリ人
爲ヲ以テ制定シタルニアラス故ニ其神聖タルヤ亦疑テ容ルヘカ
ラス已ニ天皇ニシテ神聖侵スヘカラストスレハ假令政道宜キヲ
得サルコトアルモ吾人ハ天皇ヲ責ムルノ權利ナク又敢テ議スル
ノ權力ヲ有セサルナリ獨リ輿論ハ時ノ大臣ヲ責メシメ夫レ一
國ノ政權ハ其泉源ヲ天皇ニ發スルヤ疑ナシト雖トモ政府ニ之ヲ
輔佐スルノ大臣アリ補佐ノ大臣ハ各其國務ノ責メニ任スヘキモ
ノナルコトハ實ニ憲法ノ大義ニシテ蓋シ争フヘカラサルノ理論
ナリ然レトモ王者ハ德義上ニ於テ法律ヲ尊重スヘキノ義務アリ
格言ニ曰ク王者ハ固ヨリ法律ヲ敬重セサルヘカラス然レトモ法
律ハ敢テ王者ヲ責問スルノ權力ナシト故ニ法律ノ權力ハ王者ヲ
除キ他一般ノ人民ニ及フルモノナレハ法律ハ其背法ノ處爲テ支
配スルノ權力ナキナリ彼ノ歐洲諸國ノ憲法中白耳義ノ憲法普魯
西ノ憲法ノ如キ國王ノ身體ハ侵スヘカラストノ明文アルヲ見ル
蓋シ法律ノ制裁ハ國王ノ身體ニ及ハサルヲ示スモノニシテ固ヨ
リ當然ナレトモ獨リ國王ノ身體ノミナラス凡百ノコト其尊嚴ヲ
汚スヘカラスハ徒ニ言ヲ俟タス本邦ノ憲法ハ是等不祥ノ語ヲ
避ケテ又大ニ意味スル處アリ其所謂神聖ニシテ侵スヘカラスト
ノ語中ニハ法律ノ制裁其聖體ニ及ハサルハ勿論又吾人ハ聖主ニ
向テ批斥論議スルノ權ナキヲ明示セラレタルモノナラント解釋
セサルヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ
依リ之ヲ行フ

本條ハ第一條ニ於テ統治權ノ所在ヲ示サレタリト雖トモ其効用
ヲ明示セラレサルニ依リ本條ニ之ヲ規定セラレタルモノナリ故
ニ第一條ハ本條ヲ待テ完成セラレタルモノト云フ可キナリ抑モ
統治權ハ已ニ第二條ニ於テ説明セシ如ク其力絶大無極ニシテ他
ノ敢テ制限干渉ヲ受クヘカラス故ニ之ヲ掌握スルモノハ國家ノ
元首即チ首長ニシテ我カ天皇ハ國ノ主ニシテ即チ統治權ヲ掌握
シ給フカ故ニ國憲ニ天皇ハ國ノ元首ニシテト述ヘラレタルナリ
而シテ之ヲ總攬スト記シタルハ已ニ第一條ニ大日本帝國ハ萬世
一系ノ天皇之ヲ統治スト記セラレ天皇之ヲ統ヘ給フハ明カナレ
トモ尙ホ統治權ヲ全ク他ニ委ネサセラレズ陛下親ラ之ヲ總括收
攬セラル、事ヲ明示シ一層明確ヲ加ヘラレタルモノト云フ可シ
然レトモ已ニ憲法ヲ發シテ統治權ノ配置ヲ明定シ其無極ノ主權
ヲ制限シ給ヘルノ點ハ猥リニ之ヲ左右セラレサルハ亦疑テ容ル
可カラス是レ本條末項ニ於テ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フト明示
セラレタル所以ナリ之ヲ要スルニ統治權ヲ總攬スルノ一句ハ正
ニ主權ノ實體ヲ示シ其所謂憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フト一句ハ正
ニ其効用ヲ顯スニ在リ今讀者之ヲ解スルニ便ナラシムルカ爲
メ統治權ハ天皇ノ掌握シ給フコト其統治權ノ配置ノ如何等ヲ一
表ト爲シテ示スコト左ノ如シ但本表ニ示ス處ノ統治ノ權ハ憲法
ニ明記スル主タルモノヲ掲クルヲ以テ統治ノ權ハ此ニ示スモノ
ノミニ限ルト速了スヘカラス常ニ統治權ハ憲法ニ於テ制限セラ
レタルモノ、外ハ最大無限ノ權力ナルコトヲ忘ル可カラス



第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

本條ハ天皇陛下ニ於テ統治權ノ一部分タル立法權ヲ行フ方法ヲ
規定セラレ間接ニ其政體ノ如何ヲ示サレタルモノナリ因ツテ政
體ノ種類幾何アルヤヲ視察シ而シテ吾カ國憲ニ定メタル所ノ政
體ハ其ノ何レニ屬スル乎ヲ説キ尙ホ立法權ハ天皇陛下ニ存スル
ノ正當ナルコトヲ論セントス
今上ニ述ヘタル旨趣ニ從ヒ政體ノ種類ノ重モナルモノヲ掲ケ短
簡ニ義解ヲ付ス可シ
第一 君主專治
君主專治ハ國ノ帝王タルモノハ所謂統治ノ大權ヲ專有シ決
シテ之ヲ配置スルコトナク立法行政司法皆之ヲ躬ラシテ帝王ノ
欲スル所ノ儘ニ之ヲ行フヲ云フ

第二 共和政治

共和政治トハ國ニ帝王ノ如キモノナク社會各人ハ上下アラサルヲ以テ各人共同ノ意ノ相合スル所ヲ以テ法律ト爲シ之ヲ行フ政體ヲ云フ

第三 寡人政治

寡人政治トハ國內ニ於テ智德兼備ノモノ數人ヲ撰ヒ之レニ立法及ヒ行法ノ事ヲ行ハシムル政體ヲ云フ

第四 西長政治

此西長ノ治理ヲ爲スハ未ダ政體トシテ計フ可キモノニアラサレトモ自ラ一治體ヲ爲スヲ以テ今姑ク之ヲ政體ノ部中ニ掲ク其方法タル野蠻ノ土民中名望權勢アルモノ約束ヲ立テテ之ヲ守リ完全ノ制裁等之レナク殆ント君主專治ニ似テ非ナル治體ナリ

第五 立憲君主政治

此政體ハ第一第二ノ政體ヲ折衷シ立法ノ事能ク國ノ帝王一人ノ自由ト爲ラシメス亦民人一體ノ自由ニモ歸セシメサル中和ヲ取テ君主之ヲ行フ政體ナリ
政體ノ種類ノ重ナルモノハ以上列擧スル所ノモノナリ今ヤ歩進メ吾カ國憲ノ在ル所ヲ察スルニ天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フト記セラレタルヲ以テ觀レハ我カ國憲施行ノ日ヨリ以後ハ舊時ノ如ク法ヲ設クルニ當リ天皇陛下ノ獨裁ニ委スルコト能ハス必ス帝國議會ノ協同賛成ヲ聞キタル上ニアラサレハ之ヲ制可スル能ハス帝國議會モ亦假令法律案ヲ可決スルモ之ヲ以テ直ニ法律ト爲スコト能ハス必スヤ天皇陛下ノ嘉納裁可ヲ得

シテ始メテ國民ノ實利ヲ保維シ永遠不朽ノ法律ヲ制定スルノ條件ヲ具備スト云フヘシト
(參照比國憲法第二十六條立法權ハ國王代民院及ヒ元老院協同シテ之ヲ行フ)

又ブルーム氏英國ノ憲法ヲ論シテ曰ク立法權ト行法權トヲ學ケテ一人若クハ數人ニ與ヘ之レカ權勢ヲ總合スルヲ爲セシメハ其國必ス自由ナキニ至ラン蓋シ斯ノ二權ニシテ之ヲ總合スルヲ得ハ之カ局ニ當ルモノハ必ス酷法ヲ設ケ之ヲ濫用シ其威力ヲ肆ママニスルヲ得ヘケレハナリ夫ノ立法ノ權ト行法ノ權トヲ區別シテ之ヲ二所ニ分置スルモノハ則チ否ラス願フニ此時ニ當テハ立法ノ權力ヲ主掌スルモノハ必ス其心ヲ留メ其意ヲ致シ漫ニ大權ヲ舉ケテ之ヲ行法ノ司掌スルモノニ與ヘス以テ自己ノ獨立ヲ維持シ以テ民人ノ自由ヲ保全スヘキナリ是ヲ以テ我英國ニ在テハ夫ノ最上ノ權力ヲ分配シテ之ヲ二部トシ立法ノ權ハ學ケテ之ヲ國會ニ歸シ行法ノ權ハ學ケテ之ヲ君主ニ歸スト議者或ハ此論理ヲ移シ來リテ本邦ノ國憲ニ應用セシメント試ムルモノアリ蓋立法行政ノ大權ヲシテ全ク一人ノ專行スル處ニ放任セハ或ハ弊害ノ因ヲ生スルノ恐レアル事ハ著者モ同意ヲ表スル處ナリト雖トモ其弊害ノ生スル恐レアルカ爲メニ立法ノ權ヲ國會ニ屬スルモノトノ理論ニ至テハ未ダ以テ敬服スルヲ得サルナリ前已ニ論スル如ク國ノ統治權ヲ專有スル者ハ又立法行法ノ權ヲ特有スヘキコト理論ノ正格ナルモノニシテ著者ノ主論亦此ニ在リ然レトモ國君ノ法律ヲ設定スルヤ萬一民心ニ背馳スル事アラハ王者ノ甚々快シトセサル處況ヤ又一人立法ノ權ヲ專行スルノ弊ハ世議ノ

サレハ法律トナスヲ得サルナリ之レ欽定ニ依テ與ヘラレタル國憲ノ明示スル所ナレハ此ノ政體ハ已ニ掲ケタル政體ノ種別中第五ノモノニ屬スルモノニシテ即チ立憲君主政治ナルコト知ル可キナリ

今又歩ヲ進メ立法權ハ天皇陛下ニ屬スルノ正當ナルコトヲ論セントス抑々立法ノ權ハ其源ヲ統治權ニ發スルモノニシテ統治權ハ天皇ノ總攬シ給フ處ナレハ其之ヲ行ハル、コト亦天皇ニ屬スヘキコト理ノ當ニ然ルヘキ處ナリ然レトモ立法ノ權ヲ以テ天皇之ヲ行フト明定シタルノ國ハ實ニ其稀有ナルヲ知ル今泰西各國ノ憲法ニ問ヒ立法ノ權何人ニ屬スルヤヲ吟味スレハ主トシテ國會ノ權ニ屬シ或ハ國君及國會ノ共有ト爲シ法律ハ上下ノ約束ニシテ君民共同ノ事業ナリトスルノ輿論ニ傾向シタルモノ、如シ今一二ノ學說ヲ借リテ以テ其理由ヲ詳明スルニ代ヘントス
或人嘗テ比耳義國憲法、立法權ノコトヲ論シテ曰ク立法權ヲ構造スルニ國王兩院ノ三局ヲ以テシタリ此三局ハ各々其成立ノ元素質ヲ異ニスルヲ以テ互ニ相調和シテ始メテ國家ノ福祉ヲ暢達シ昌平ヲ維持スル爲メノ二大支障ヲ除去スルヲ得ヘシ二大支障トハ何ゾヤ曰ク一ハ只管古風ヲ慕ヒ舊慣ヲ喜フヲ云ヒ一ハ歲月ヲ經テ持重スヘキノ實利ヲ損傷スルヲ顯慮セス惟タ新奇ヲ喜フ過激不練ノ欲望ヲ云フ是ヲ以テ國王ヲ以テ輝シタル君治制ノ元素モ元老院ヲ以テ顯シタル保守ノ元素モ代民院ヲ以テ表シタル民心ノ元素モ之ヲ各別ニ分置スルトキハ立法上ニ其効用ヲ違フスルヲ得ス故ニ相互ニ其權勢ヲ和シ其欲望ヲ節シ過激ノ銳氣ト強暴ノ抗爭トヲ制シテ其中庸ニ歸着セシムルヲ要ス斯ノ如ク

免レサル處ナレハ之ヲ制限シテ無限ナラシメサルハ王者ノ德ニシテ策ノ最得タルモノト云ハサルヲ得ス本條ハ嚴然天皇ノ立法權ヲ行ヒ給フコトヲ示シ之ヲ議會ノ協同賛成ヲ經ヘキコトニ制限セラレタリ故ヲ以テ議會若シ其法律原案ヲ否決スルトキハ決シテ法律ノ効力ヲ有セス之ヲ要スルニ立法權ノ天皇ニ屬スルコトハ理論上一步モ假ス處ナシト雖トモ其議會ノ協賛ヲ求メラルルコトニ制限シ給ヘルモノナレハ實際上頗ル寬優ニシテ前者ノ所說ト殆ト其目的ヲ同スルニ近カラントス

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ス

法案ノ裁可權ヲ主權者ノ特權ナリトスルノ點ニ至テハ各國其理論ニ小異同アルニ係ラス歸着スル處皆一ナルカ如シ獨リ主權者ヲシテ議會所決ノ法案ニ對シ其裁可ヲ拒絕スルノ權アルヤ否ヤニ關シテ頗ル論議ノ喋々タルヲ免レサル處ナリ或ハ曰ク不裁可ノ權ヲシテ主權者ニ放任スルハ行政ノ長官ヲシテ議政權ヲ侵犯セシムルモノナリト又之ヲ駁スルモノ、言ニ曰ク主權者ヲシテ議會所決ノ法案ヲ否可セシムルヲ得ルモノハ偶々非法ヲ正サント欲スルノミナラス又行政官ヲシテ立法官ノ專橫權ヲ防カシメ以テ憲法上ノ勢力ヲ得セシメント欲スルニ在リ夫レ法ヲ裁可スルハ無上ノ威權ニシテ其力甚々廣大ナルモノナレハ若シ其之ヲ舉ケテ全ク代議官ニ歸シ常ニ人民ノ後援ヲ以テ之ヲ用キシメハ其權力ハ行政ノ局面ヲ抑壓シ大ニ治國ノ途ヲ亂ルノ恐レアラシ是則チ老練博識ナル政治家カ夙ニ一大條章ヲ設ケ其弊ヲ防カント欲スル所以ニシテ夫ノ行政ノ官長ヲシテ法案ノ裁可ヲ拒絕ス

ルヲ得セシムルカ如キハ蓋シ其主要ナルモノナリ云々
 以上ノ理論ハ主權者ヲ以テ行政長官トナシ立法權ハ國會ニ屬ス
 ルモノト爲スノ國ニ於テ專ラ行ハル、モノニシテ而モ尙ホ法案
 ノ裁可權ヲシテ主權者ニ委スルノ正且利ナルヲ論スルモノ比々
 皆是ナリ今ヤ之ヲ本邦ノ憲法ニ照ストキハ昭々乎トシテ更ニ一
 點ノ疑アルヲ見ス抑々法案ノ裁可權ハ立法權ノ發動スルモノニ
 シテ立法ノ大權力ハ天皇ニ屬スル事ハ前條已ニ之ヲ説明シタル
 カ如クニシメ其裁可權ノ天皇ニ專屬スヘキコト固ヨリ首尾相貫
 クノ理論ナリ已ニ裁可權アリ何ソ之ヲ裁可セサルノ權ナキヲ得
 シヤ是ヲ以テ天皇ハ法案ヲ裁可シ及ヒ之ヲ裁可セサルノ權アリ
 テ又之ヲ裁可シタル以上ハ之ヲ公布シ之ヲ執行スルノ命令ヲ爲
 シ給フコト理ノ當然ナリ唯其議會ノ成議ヲシテ不裁可アラント
 トハ特別ノ事情アルノ場合ニ生シ出スヘク敢テ濫リニ不裁可ノ權
 ヲ弄用シ公衆ノ望ニ背カセ給フカ如キ恐レナキコトハ天皇ノ德
 義ト共ニ余輩ハ保證セント欲スル處ナリ(英國ニ於テ國王ニ
 於テ不裁可ヲ行ヒタルハ女王「アン」ノ時代ニ於テ一回之ヲ行ヒ
 タル以來百數十年之ヲ行ヒタルコトナシト云フ)天皇ノ不裁可
 ノ權アルコト以上述ルカ如シ而メ其不裁可ノ方法結果ニ至テハ
 各國其制同シカラス因テ或ハ世論ノ此ニ及ハンコトヲ恐レ之ヲ
 摘録シ併セテ本條ハ何レノ方法ニ從フモノナルヤヲ釋セントス
 余輩之ヲ泰西ノ例ニ照スニ主權者ニ於テ不裁可ノ權ヲ行フニ三
 種ノ方法アリ即チ左ノ如シ

(イ)大統領ニ於テ議會ノ議決法案ヲ制可セサルモ上下各院再
 議ノ上三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ前議ヲ可決スルトキハ其法

案ハ法律ノ効力ヲ有シ直ニ之ヲ施行ス是即チ裁可權ニ制限ア
 ルノ方法ニシテ米州聯邦ノ制度ナリ

(ロ)國王ニ於テ之ヲ裁可セサレハ暫ク其議ヲ停止シ直チニ之
 ヲ施行セス更ニ翌年及翌々年ノ議會ニ付シニ會共ニ前議ヲ可
 決スルトキハ國王ノ裁可ヲ待タスシテ之ヲ施行シ否ラサレハ
 其議ヲ廢ス是即チ裁可權ニ停止アルモノニシテ那威王國ニ行
 ハル、憲法ナリトス

(ハ)國王一タヒ之ヲ裁可セサレハ其議ハ直ニ廢棄シテ之ヲ行
 フコトナシ是即チ不裁可ニ一ノ制限ナキモノニシテ白耳義李
 魯士等ノ憲法ナリ

今本邦ノ制ハ以上何レノ方法ニ從フヘキモノナルヤ憲法ニ明定
 ナシト雖トモ其第三ノ方法ニ從フヘキモノナルコト明白ナリ故
 ヲ以テ天皇一タヒ不裁可ノ權ヲ斷行セラル、コトアラハ其議ハ
 當然廢滅ニ歸シタルモノト論定セサルヲ得ス蓋シ之ヲ再ヒセサ
 ルモノハ天皇ノ威嚴ヲ保チ又以テ不裁可ノ容易ニ斷行スヘカラ
 サルヲ戒ムルノ良制ナリ

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其開會閉會停止及衆議院ノ解散
 ヲ命ス

歐洲ニ於テハ會テ王命ヲ待タスシテ議會ヲ開キ政府亦之ヲ追認
 シタルノ例ナキニアラス英國ニ於テハ「チャーレス」第二世ノ
 王位ヲ回復シタル共集會議及千六百八十八年ニ於テ王位ヲ「ウ
 キリヤム」第三世及ヒ「メレー」ニ與ヘタル議會ノ如キ皆國王
 ノ命ナクシテ集會シタル實例ナリ又毎年某月某日ヲ以テ議院自

ラ當然集會スルコトヲ憲法ニ掲ケ國王ノ之ヲ召集スルヲ例外ト
 シテ許シタルノ邦國アリ比耳義ノ如キ之レナリ是等ノ古例新制
 ハ本邦憲法ノ固ヨリ做ハサル處ニシテ其議會ヲ召集シ又開會閉
 會等一ニ天皇ノ特權ニ歸シ悉ク其勅命ニ依ラサルハナシ蓋シ議
 會ヲ召集シ及之ヲ解散スルハ事重大ニシテ何人ト雖トモ之ヲ左
 右スルノ權ナキモノト是ヲ以テ議會ハ獨リ天皇ノ勅語ニ依テ
 始メテ動クヘク政府ノタメニ進退セラルヘキモノニアラス本條
 ノ召集トハ勅諭ヲ以テ全國代議士ヲ集合セシムルモノニシテ其
 詳細ハ議院法(法律第二號)之ヲ規定セリ開會及閉會ハ文字ノ
 示ス處固ヨリ之ヲ説明シ要セサルモ其所謂停會及解散ニ至テハ
 聊説明ノ勞ヲ取ラサルヲ得ス抑々議會ヲシテ解散セシムルノ特
 權ハ獨リ天皇ニ存スル事前已ニ述ルカ如シ而シテ其解散ヲ命ス
 ルハ如何ナル効用アルヤノ點ニ至テハ少ク之ヲ論セサルヲ得ス
 凡ソ國會議員タルモノハ忠直公正一ハ以テ國家ノ安全ヲ保維シ
 一ハ以テ民心ノ輿論ヲ満足セシム可キコトヲ務ムヘキハ固ヨリ
 其任ナリト雖トモ或ハ黨派分裂ノ極途ニ黨論ニ煽動セラレ私慾
 ニ惑溺シ或ハ國家騷擾ノ際人心激昂シ爲メニ兇惡粗暴ヲ逞フシ
 タル等其例蓋シ乏シカラス惟フニ非常ノ形勢ニ於テ議會ノ權力
 剛盛ナルハ極メテ危殆ニシテ甚々忌ムヘキノ極ナリ此時ニ當リ
 議員ハ黨議ノ大勢ニ誘惑セラレ臆脱雷同徒ラニ敵黨ニ抗爭ヲ試
 ミルコトヲノミナシ不知不識人民ノ權ヲ妨害シ國家ノ大計ヲ誤
 ルニ至ルスル變狀ナル議會ノ形勢ヲ挽回スルノ策獨リ解散ノ一
 方法アルノミナリ解散ヲ命シテ更ニ議員ヲ改撰セシメ果シテ民
 心ノ輿望ハ何ニアルヤヲ明ニスルハ議會ヲシテ其常態平治ニ復

セシムルノ最良手段ナリトス比國憲法調査委員ノ報告ニ曰ク時
 トシテ議員ノ撰舉黨派ノ詭計ニ係リ毫モ良民ノ本意ニ出テサル
 コトアリ斯ノ如キ場合ニ遭遇シ議院ヲ解散セサルトキハ假令政
 務ノ整頓ヲ妨害セサルモ國君ハ輿論ニ背キ大利益ニ反シ政治
 ヲ左道ニ導クニ至ルヘシト

由是觀之天皇議會ノ解散ヲ命シ給フハ人民ノ公權ヲ蔑辱スルニ
 アラスシテ反テ伸張確認スルモノト謂ハサルヲ得ス何トナレハ
 議員ノ改撰ニ依リ特ニ人民ノ輿望ヲ聽納シ賜フモノナレハナリ
 本條衆議院ノ解散ヲ命ストアリテ其貴族院ニ及ハサルモノハ貴
 族院ハ世襲議員等ヲ以テ組織シ性質上散シ得ヘキモノニアラス
 シテ停會ニ止マルモノナレハナリ

已ニ議會ノ解散ヲ命スル事ハ國家ノ大計上已ムヲ得サルノ理ヲ
 示セリ果シテ然ラハ之ヲ停會スルノ權ヲ天皇ノ特有セラルヘキ
 コト亦已ムヲ得サルニ出ツ停會ハ行務ノ緩急等ニヨリ一時ノ便
 宜ヲ計リ日ヲ刻ミテ議會ヲ停止スルモノニシテ之ヲ議會ノ解散
 ニ比スレハ其性質効用甚々劇切ナラサルヲ覺フ但本邦議員法ノ
 定ムル處ニ依レハ其停會ノ期ハ十五日ヲ過ク可カラサルモノト
 ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其災厄ヲ避クル爲メ緊急
 ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ
 勅令ヲ發ス
 此勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會
 ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其効力ヲ失フ

本條ハ天皇ノ特權中殊ニ其例外ヲ制定セルモノニシテ例外ハ之ヲ狹隘嚴正ニ解釋スヘク濫リニ之ヲ擴張スルヲ得サルハ普通解釋法ノ示ス處トス夫レ帝國憲法ノ認メテ以テ法律ト稱スルモノハ帝國議會ノ協賛ヲ經且天皇ノ裁可ヲ經タルモノナルヲ正則トス然ルニ議會ハ常ニ開會スルモノニアラスシテ天皇ノ召集ヲ待テ始メテ開會スルモノナレハ又閉會ノ時アルヲ免レス若シ其閉會ノトキニ在リテ時機緊急必要ニ迫リ而モ議會ヲ召集スルノ暇ナキトキハ其勢天皇ノ大權ヲ活用シテ此間ニ處スルノ方法ナカラサル可ラス即チ本條ノ明定アル所以ニシテ天皇ハ勅令ヲ發シ以テ法律ニ代用スルヲ得ルノ權ヲ示セルナリ

第一 公共ノ安全ヲ保持シ又ハ災厄ヲ避クル爲ナルコト
公共ノ安全ヲ保持スルハ例外ハ外國境ニ迫リ又ハ内亂將ニ内地ニ起ラントスルトキ危急ニ處スルノ法令ヲ制セサルヘカラサルカ如キナリ又災厄ヲ避ル爲メトハ傳染病毒流行シテ急ニ豫防法ヲ施サ、ルヘカラサルカ如キ必要アルヲ云フ

第二 緊急必要ナルコト

本條勅令ノ目的假令人民ノ利益ヲ保護シ人民ノ幸福ヲ増進スルニ在リトスルモ普通ノ場合ニ在テ政府ハ決シテ此例外法ヲ弄用スルヲ許サ、ルナリ然ラハ如何ナル場合ニ於テ之ヲ爲シ得ヘキヤ他ナシ勿々ノ際議員ヲ召集スルノ暇ナク且ツ事實ニシテ緊急避クヘカラサルノ必要アルヲ要ス而シテ其緊急必要ノ場合ヲ裁スルハ天皇ノ特權ニ存スルノミ

第三 帝國議會閉會中ナルヲ要ス
議會ノ閉會中ハ必ス其協賛ヲ得ルヲ要ス本條ノ例外ハ獨リ閉會中ニ存スルノミ

以上ハ本條ノ要スル條件ナリ然リ而シテ此例外法令ハ一時已ムヲ得サルノ處分ナレハ之ヲ正則ニ復セシムルハ帝王ノ德義ニシテ又弄用ヲ防クノ好手段ナリ是即チ第二項ニ於テ此勅令ハ次ノ會期ニ提出シテ議會ノ公議ニ付セサルヘカラサルコトヲサレタル所以ノモノナリ然ラハ進テ尙ホ本項ハ左ノ問題ヲ決定セサルヘカラス

(イ) 議會ニ於テ例外法令ヲ承諾セサルトキハ如何
曰ク此ノ場合ニ於テハ其法令ハ將來ニ向テ効力ヲ失シ政府ハ其効力ヲ失ヒタルコトヲ公布セサルヘカラス蓋シテ公布スルハ人民ヲシテ普ク其法令ヲ廢シタルコトヲ知ラシメ併セテ政府カ輿望ニ背カサルノ實ヲ示スモノナリ
(ロ) 其効力ハ何時ヨリ之ヲ失スル乎
曰ク議會之ヲ承諾セサルトキハ將來ニ向テ其効力ヲ失スルニ止リ既往ニ溯テ其無効ヲ及ホサ、ルナリ何トナレハ其臨

機ニ例外法令ヲ發スルコトハ天皇ノ特權トシテ憲法之ヲ明許シアレハ毫モ違法ノ處分ニ出テサルモノナレハナリ

(ハ) 議會之ヲ承諾シタルトキハ如何
曰ク効力以前ニ溯リ更メテ公布ノ手續ヲ爲スニ及ハサルヘシ

(ニ) 政府ハ議會ノ否定シタルニ係ラス其効力ヲ失シタルコトヲ公布セサルトキハ如何曰ク此場合ニ於テハ吾人ハ其法令ヲ遵守スルノ義務ナク又之レカ制裁ヲ受クヘキ責任ナシ輿論ハ時ノ主務大臣ヲ責メテ嚴正ナル勸告ヲ呈センノミ

第九條

天皇ハ法律ヲ執行スル爲メニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

本條ハ命令權ノ區域ヲ定メ併セテ其目的ヲ示スニ在リ命令ノ權ハ行政權ノ發動スルモノニシテ固ヨリ天皇ノ特權ニ屬ス人或其命令ト法律トヲ混同シ以テ大ナル誤ヲ生スル恐レナキニアラス之ヲシテ確然分明ナラシムルハ蓋シ必要ノコトナラン夫レ法律ハ議會ノ協賛ヲ得テ天皇之ヲ裁可セラル、チ待テ始メテ生スルモノナリ而シテ命令ハ全ク之レニ反シ議會ノ協賛ヲ經ルヲ要セシス天皇或ハ親ク之ヲ發シ給ヒ又或ハ内閣ニ委任シテ之ヲ發セシム即チ之ヲ再言スレハ法律ハ必ス議會ノ協賛ヲ要シ命令ハ獨リ政府ノ裁定ニ任スルモノナリ是ヲ以テ勅令ト云ヒ閣令ト云ヒ省令ト云ヒ又縣令ト云ヒ警察令ト云ヒ皆是レ行政權ノ發動スルモノニシテ勅令ハ天皇親裁シテ親署セラル、ヲ云ヒ其他閣令以下

ハ皆其行政權ヲ委任セラレタル主務者ノ權内ニ於テ發令スルモノトス今進テ其命令權ノ目的ヲ討究スレハ本條明カニ之ヲ示セルカ如シ左ニ之ヲ分説セン

第一 既定ノ法律ヲ執行スルカ爲メ必要ナル命令ヲ發ス
法律ハ本ナリ命令ハ末ナリ然モ法律アリテ之ヲ執行スルノ方法備ハラサルトキハ實ニ空文ニ屬センノミ是ヲ以テ之ヲ執行スルニ當リ之レカ細則ヲ設ケ之レカ手續ヲ規定スルハ行政權ノ已ムヘカラサルモノナリ

第二 公共ノ安寧秩序ヲ保持スル爲メ必要ナル命令ヲ發ス
苟モ公共ノ安寧秩序ヲ保持スル爲メ必要ナリト認ムルトキハ主務官ハ法律ノ範圍内ニ於テ命令ヲ發スルノ權アリ彼ノ地方官ノ縣令ヲ發シテ公衆ノ安寧ヲ保護スルコト警察令ヲ布キテ患害ヲ未萌ニ防ク等ハ皆命令權ノ作用ナラサルハナシ而シテ其如何ナル場合ニ於テ之ヲ發スヘキモノナルヤニ至テハ豫メ之ヲ論定スル能ハス獨リ主務官ノ能ク機ニ臨ミ宜キヲ制スルアラントチ希フノミ

第三 臣民ノ幸福ヲ増進スルカ爲メ必要ナル命令ヲ發ス
憲法ハ命令權ノ作用ヲシテ前二者ニ止メシムルコトナク尙ホ一步ヲ進メテ人民ノ幸福ヲ増進スルヲ目的トシテ之ヲ發セシム是レ即チ一國ノ經濟上教育上ノ事業ヲ擴張シ以テ人民生活ノ福祉ヲ祈リ人智發達ノ幸運ヲ希フハ亦一國ヲ統治スルノ責任ニシテ行政權ノ範圍ニ屬スヘキモノトス
命令權ノ性質目的ハ大略斯ノ如シ
而シテ命令權ハ如何ナル場合ト雖トモ法律ヲ侵越スルノ効力ナ

ク常ニ其範圍内ニ於テ之ヲ行ハサルヲ得ス若シ夫レ誤テ法律ト
 抵觸スルノ命令アラハ吾人ハ之レニ服スルノ責メナキナリ故ニ
 曰ク命令ノ權ハ人民ノ自由ヲ妨害スヘカラス單ニ法律ノ範圍内
 ニ於テ勸告誘導シテ以テ人民ヲ保護シ事業ノ發達ヲ喚起スルノ
 性質ヲ帶ヒサルヘカラス
 學者或ハ命令權ノ區域ヲ以テ法律ヲ執行スル爲メノミニ限リ或
 ハ之レニ警察命令ノ名稱ヲ付スルモアリ現ニ佛蘭西白耳義ノ
 如キハ此ノ論決ニ依リ憲法ヲ制定セルモノト如シ是甚タ其論決
 ノ狹隘ニ失スルニ驚カサルヲ得ス
 惟フニ帝國憲法ハ此論決ニ倣ハス進ンテ命令權ノ及フ處ヲ擴張
 活用セラレタルモノナルヘシ今ヤ本條ノ解説ヲ了ルニ臨ミ之ヲ
 前條ト比較シテ其差違アル點ヲ示シ聊カ讀者ノ便ニ供セント
 ス

- (イ) 前條ノ所謂緊急ニシテ必要ナル場合ニ發スル例外法
 令ハ次回ノ議會ニ付スルマテノ間ハ全ク法律ノ効力ヲ有
 ス之レニ反シ本條ノ行政命令ハ法律ノ足ラサル處ヲ補充
 スルノ力アリト雖トモ決テ法律ノ代用ヲ爲サス
- (ロ) 例外法令ハ一ノ法律ナルヲ以テ議會ニ於テ之ヲ否決
 セサルノ間ハ法律カ吾人ニ與ヘタル自由ヲ束縛スルヲ得
 然モ行政命令ハ法律ノ與ヘタル自由ヲ束縛スルノ力ナ
 シ
- (ハ) 例外法令ハ時變ニ際シ制定發布スヘキ變則ナリト雖
 トモ行政命令ハ常時ニ規定發令スヘキ正則ナリトス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ
 任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノ
 ハ各々其條項ニ依ル
 本條ヲ解剖スルトキハ天皇左ノ專權ヲ有シ給ヒ又制限ニ依ラセ
 給フニ在リ

(イ) 天皇ハ行政各部ノ官制ヲ裁定ス
 行政權ハ泉源ヲ天皇ノ主權ニ發ス而シテ天皇其專有シ給フ
 處ノ行政ヲ實行セラル、ニ當リテハ其下ニ立チ事務ヲ執行
 スルモノ即チ官吏ノ準據スヘキ官制ナカルヘカラス且ツ其
 官制ハ首長タル天皇ノ隨意ニ之ヲ制定セラルヘキハ理ノ應
 サニ然ラサルヲ得サル處ナリ何トナレハ其官制ニシテ他ノ
 干渉スル處トナランカ天皇ノ統治權ヲ侵シ奉ルノミナラス
 行政ノ延滞ヲ生シ尾大振ハサルノ勢ヲ生セントス是ヲ以テ
 行政部分ノ官制ヲシテ天皇ノ裁定ニ任スヘキハ正理ノ許ス
 處實務ノ速カナル處共ニ以テ完全ト云フヘシ

(ロ) 文武官ノ任免ヲ司リ又其俸給ヲ定ム
 文武官ヲ任免シ其俸給ヲ定ム給フコトハ天皇行政ノ大權ヲ
 シテ全然迅速ナラシムルニ缺クヘカラサルノ要訣ナリ故ニ
 内閣宰相ヲ始メトシ各大臣其他行政ノ官吏ヲ任免シ給フコ
 ト固ヨリ其隨意ナラサルハナシ現時ノ制度ニ依テ之ヲ觀レ
 ハ内閣大臣ハ天皇親ク之ヲ任免セラレ其他ノ高等官ハ大臣
 ノ奏聞ニ依リ之ヲ裁可シ給ヒ又其他ノ事務官吏ニ至テハ各
 長官ノ委任權内ニ於テ之ヲ任免セラル、カ如シ是ヲ以テ時
 ノ宰相ノ如キ他ノ固ヨリ推擧干渉スヘキ限リニアラスト雖

トモ其德望高クシテ世人ノ敬服スヘキ人物ヲ選定セラルヘ
 キコトハ一ニ天皇陛下ノ明察ニ委ネ奉ルノ外ナキナリ又兵
 馬ノ大權ハ行政權ノ必要ナル一大元素ニシテ次條之ヲ定ム
 ルカ如ク天皇命令ノ下ニ直接スルモノナレハ其將校士官ノ
 叙任免黜ハ固ヨリ其專掌シ給フ處ナリ之ヲ要スルニ行法權
 所屬ノ官吏ハ其任免俸給ヲシテ一ニ天皇ノ專掌ニ歸セシム
 ルハ其信任ヲ厚カラシメ統治一途ニ出テ政務ノ迅速ヲ期ス
 ル所以ニシテ又行政ノ秘訣ナリ

(ハ) 此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ定メタルモノハ例外トス
 文武官ノ任免ハ天皇ノ特權ニ屬スルコト前已ニ説明セルカ
 如シ然レトモ是レ唯行政局部ノ官職ニ對スルモノニシテ法
 官ノ如キハ憲法(第五十八條參看)明カニ之ヲ定メ其他直
 接若クハ間接ニ行政官ノ事務ヲ監査スルノ官職ニ至テハ特
 ニ法律ヲ以テ之ヲ定メ其信用ト獨立ヲ鞏固ナラシム彼ノ會
 計検査官ノ如キハ特別ノ法律ニ定ムヘキ性質ニシテ是等ノ
 黜免ヲ天皇ノ專掌外ニ付シ親ラ特權ヲ制限セラレタルハ一
 ニ陛下ノ至意ニ歸セサルヘカラス

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

謹テ舊記ヲ按スルニ嘗テ王室ニ敵シ國民ニ仇セシモノヲ誅伐セ
 ラル、ニ當リ天皇親征シ給ヘタルノ例故實甚タ乏シカラス而シ
 テ古來兵馬ノ權ハ擧ケテ天皇ニ屬シタルコト亦舊記ノ吾人ニ示
 ス處ナリ然ラハ即チ之ヲ日本帝國固有ノ國體ト稱シテ可ナリ天
 皇ハ兵馬ノ元帥タルコトハ獨リ國體ノ許ス處ナルノミナラス理

論上實ニ是認セサルヘカラサルノ事實ナリ夫レ國王ハ一國ヲ統
 治スルノ大權ヲ有セラル、モノナレハ一國ノ秩序ヲ正シ國民ノ
 安寧ヲ保護セラルヘキハ固ヨリ至當ノコトニシテ一朝内亂外寇
 アルニ當リ之ヲ鎮定防禦スルハ正ニ是レ政令ヲ實行シテ國家ノ
 安康ヲ保ツ所以ニシテ兵馬ノ權ヲシテ擧ケテ天皇ニ屬セシメサ
 ルヘカラサルノ理由ナリ泰西ノ學者往々兵馬ノ權ヲシテ王者ニ
 屬セシムルノ非ナルヲ切論スルモノアリ其論スル處大概兵馬ノ
 權ヲ弄用シテ一國ノ治安ヲ妨害スルト云フニ在リ然レトモ是レ
 架空ノ理論ノミ未タ以テ本邦ニ移シ來ルノ價直ナキヲ知ル況ヤ
 天皇ノ兵馬ヲ統一サセ給フハ皇室ノ安泰ヲ千載ニ保ツノ名策ノ
 ミナラス他ニ漢大ナル必要ノ存スルモノアルヲ悟ラサルヘカラ
 ス必要トハ何ソヤ曰ク軍人ヲシテ一令ノ下ニ蹶起セシム曰ク軍
 令一途ニ出テ以テ施行ノ迅速ヲ保ス曰ク帷幄ノ謀計外ニ漏レス
 蓋シ是等ハ本ト兵法ノ秘訣ニシテ之ニ反スレハ兵馬ノ兵馬タル
 所以ノモノヲ失ヒ國ヲ保チ民ヲ安スル能ハサルナリ

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

天皇ハ兵馬ノ大權ヲ統帥シ給フコトハ前條已ニ之ヲ明カニセリ
 此ノ大法定マル以上ハ軍隊ノ組織艦隊ノ編制其他配置ノ區畫陸
 軍海防等ニ至ル迄皆其權内ニ於テ制定セラルヘキモノトス殊ニ
 常備兵隊ノ員數ハ天皇ノ特權ニ於テ増減其意ノ如クナラサルハ
 ナシ是即チ兵馬統一ノ大權ヲシテ能ク其目的ヲ達セシムルニ在
 リ歐洲ニ於テハ平時兵員召募ニ至テハ多クハ國會ノ議決ヲ要ス
 ルモノアリ(英米ノ如キ)是ヲ以テ議者或ハ兵員ノ増加ヲ議會ニ

問ハスシテ多額ノ費用ヲ人民ニ負擔セシムルノ非ナルヲ疑フモ
ノアリ然レトモ是レ皮相ノ見解ニシテ未タ究メサルノ臆説ナリ
議會ハ已ニ歳出豫算ヲ議スルノ權アリ故ニ之ヲ間接ニ制限スル
ノ効アルヤ明カナリ若シ之ヲシテ歐洲ノ例ニ倣ヒ常備兵員ノ増
減ヲ一々議會ニ問フモノトセハ大權ヲ傷クルノミナラス時機ニ
際シテハ或ハ國家ヲ危カラシムルニ至ルノ恐レアラントス況ヤ
天皇ノ慈仁ナル無用ノ軍兵ヲ召集シテ無益ノ費用ヲ生セシメ良
民ノ苦ヲ買ハル、カ如キ恐レナキコトハ余輩ノ信シテ疑ハサル
處ニシテ間接ノ方法即チ豫算ヲ議定シテ其無限ヲ箝制スルハ頗
ル味アリト謂フヘキナリ

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
本條研究ヲ要スルモノ三個アリ一ニ曰ク宣戰ノ權ニ曰ク講和
ノ權ニ曰ク條約締結ノ權之レナリ今這次之ヲ論セシ

一 宣戰ノ權

凡獨立ノ國體ヲ以テ外國ト對峙スルモノハ時トシテ互ニ讓
ル可ラサルノ位置ニ立チ遂ニ紛争ヲ生スヘキ時ハ古來史上
ノ之ヲ示スノミナラス現時余輩ノ屢々目撃スル處ナリ相互
ノ紛争言論ニ止リ平和ニ局ヲ結フトキハ吾人ノ幸福之レニ
過キスト雖トモ一朝專破レテ其局ヲ言論ニ結ハサルトキハ
腕力ニ事ヲ決セサルヲ得ス此時ニ當リ宣戰ヲ布告ス所謂宣
戰ノ權之レナリ本條ハ明カニ之ヲ天皇ノ特權ニ付シ又議會
ノ干渉ヲ容ル、ヲ許サス議者或ハ交戰ノ議會ニ付セサルヘ
カラサルコトヲ論スルモノアリ其要ニ曰ク交戰ノコト實ニ

重大ナリ宜ク民心ノ向フ處ヲ問ハサルヘカラス又曰ク戰ヲ好
ムノ君王ハ常ニ此ノ權ヲ弄用スヘシト嗚呼何ソ思ハサルノ甚
キ余輩今左ノ金言ヲ借リ議者ノ項門ニ針セントス
佛國千七百九十年ノ國會ニ於テ議院ノ討論沸クカ如キノ中ニ
於テ「ミラボー」氏辯シテ曰ク議會ニ於テ可否ノ意見ヲ吐露ス
ルノ時日ヲ有セサル中早クモ敵視ノ勢ヲ爲スコト屢ナリ敵視
ノ勢ハ猶ホ眞正ナル戰ニアラサルモ事實上ニ於テハ方ニ交戰
ノ狀ヲ呈出セリ何レノ場合ニ於テモ議院ハ到底敵視ノ勢ヲ繼
續スヘキヤ否即チ交戰ノ狀ヲ保續スヘキヤ否ヲ決定スルニ過
キスト

宜哉言ヤ若シ夫レ交戰ノコトヲ議會ニ問フモノトセハ其豫謀
計略ヲ悉ク報道セサルヲ得ス敵ヲシテ我カ陰謀ヲ悟ラシメ其
豫防ヲ固カラシムルモ議者ハ關スル處ナキカ又議者ノ所謂君
王兵權ヲ弄用スルトノコトハ本邦ノ將來ニ向ヒ立憲政體ノ下
猶ホ之レアルヲ疑フヤ惟フニ天皇假令戰ヲ好ミ給フトモ宰相
ノ輔佐スルアリ事情ノ許サ、ルアリ何ソ濫リニ兵馬ヲ弄シテ
兒戲ニ類スルコトヲ學ヒ給フノ恐レアラシヤ畢竟議者ノ後説
ハ野民ノ私言トシテ之ヲ斥ケテ可ナリ

二 講和ノ權

一時交戰シテ其局未タ結ハサルニ彼我互ニ讓ル處アリ兵ヲ收
メテ和ヲ講スルニ至ルハ又事情ノ免レサル處ナリ之ヲ講和ノ
權ト稱ヒ亦天皇ニ屬ス蓋和ヲ講スルハ國家治平ニ復スルノ道
理ニシテ彼我ノ間ニ於テ最モ希フヘキコトナリトス而シテ其
和ヲ講スルヤ實ニ時機失フヘカラサルモノアリ是ヲ以テ議會

ノ協賛ヲ經ルヲ要セス

三 條約締結ノ權
天皇ハ國家ヲ代表セラル、モノニシテ外國トノ條約ヲ結フコ
ト亦其特權ニ存ス蓋條約締結ノコトハ此ニ限定スル能ハサル
モ彼ノ和親通商其他同盟郵便ノ如キニ關シ彼我ノ間ニ於テス
ルヲ云フ是亦機密ヲ要スルコト多キニ居ルヲ以テ議會ノ協賛
ヲ待タサルナリ

叙シテ此ニ至リ之ヲ泰西ノ制度習慣ニ對比スルニ又大ニ參酌スヘ
キモノアリ英國其他數國ノ實際ニ徵スルトキハ交戰ヲ爲スニ當リ
テハ豫メ國會ニ通知シ其贊助ヲ求ムルコト法ノ義務ニアラスト雖
トモ實際ノ慣例ナルカ如シ蓋之ヲ國會ニ通知スルモ敢テ支障ナキ
ノ場合ナリシカ故ナリ本邦ニ於テモ國會ノ協賛ヲ要セサルコト前
已ニ述ヘタル如クナレトモ之ヲ通知シテ其意見ヲ問フモ他ニ支障
ノ恐レナキ場合ニ於テハ前者ノ慣例ニ從フモ亦穩當ナル處置ト云
フヘキカ

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
宇魯土其他二三ノ國ニ於テハ貿易其他國費ヲ要スヘク又ハ各人ニ
關係スヘキ條約ハ國會ノ協賛ヲ要スルコトヲ憲法ニ規定セリ本邦
ノ制之レト異ナリト雖トモ又以テ參酌スヘキナリ

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

本條ハ宜ク戒嚴ノ何物タルヤ概論スルヲ要ス戒嚴トハ戰時危
急ノ時機ニ際シ普通法令ノ執行ヲ停止シ總テ軍事處分ニ委ヌル
ヲ云フモノニシテ之ヲ戒嚴令ト云フ是ヲ以テ外國國境ニ迫ルカ

内亂某地ニ起ルニ當リテハ戒嚴令ヲ施行ス而シテ其施行ノ地界
ニ至テハ司法及行政ノ一部ヲ擧ケテ軍事處分ニ管轄支配セシメ
サルヘカラス是又天皇ノ特權ニ屬スヘキモノニシテ常ニ機急ノ
際ニ發スルモノナレハ亦議會ノ協賛ヲ經ルノ邊アラサルナリ而
シテ其要件ト効力トハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ規定セラルヘキコト
ヲ明示セリ要件トハ戒嚴ヲ宣告スヘキ時機區域ニ於ケル限度等
ヲ云ヒ効力トハ宣告ノ結果ニ依リ其効力ノ及フ限界等之レナリ
是等ハ別法ノ定ムル處此ニ其詳細ヲ論セス(現時本邦ニ行ハレ
タル戒嚴令ナルモノアリ明治十五年八月五日ノ制定ニ係ル)
議者或ハ戒嚴令ヲ發スルノ權ヲシテ天皇ノ專權ニ屬セシムルヲ
難スルモノアリ佛國ハ戒嚴令ヲ發スルノ權ヲシテ國會ノ權ニ歸
シ普國ハ之ヲ内閣ノ權ニ委セリ而シテ其主意トスル處之ヲ弄用
スルノ危險ニ歸ス余輩又其杞憂ヲシテ本邦ノ形狀ニ適用スルヲ
笑ハサルヲ得ス之ヲシテ陛下ノ特權タラシメ以テ危急ニ處スル
ノ効用アラシムルニ於テ何カアラン彼ノ獨逸帝國憲法ノ如キ亦
其權ヲシテ帝王ニ歸セシメタルヲ見ル

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

天皇ハ國ノ元首ニシテ實ニ榮譽ノ泉源タリ是ヲ以テ賞叙ノ權柄
一ニ其特權ニ歸セサルハナシ彼ノ國家ニ功勞アルモノ社會ニ鴻
益ヲ與ヘタルモノ其他旌表スヘキ善行美舉アルモノニ對シ賜フ
ニ爵位ヲ以テシ或ハ勳章其他榮譽ノ儀典ニ預カラシメ之ヲシテ
貴族ニ列セシメ之レヲシテ名譽ヲ保タシメ又之ヲシテ恩典ニ浴
セシメラル、モノ悉ク其源ヲ至尊ニ汲マサルハナシ余輩ハ本朝

ノ歴史ヲ緝キ中古武門ノ威力ヲ擅マ、ニスルノ章ニ至リ未ダ嘗テ浩嘆セサルコトナシ而シテ又窮カニ欣然タルノ情ヲ發セサルコトナシ何ヲカ浩嘆スル曰ク中古以來武門ノ權威ヲ弄用スル實ニ甚シク賞罰ノ權柄當時全ク武門ノ手ニ歸シタルニアラスヤ何チカ欣然タル曰ク賞罰ノ權武一時武門ニ歸セシニ係ラス叙授ノ大典ハ依然朝廷ニ屬シタル跡アルニアラスヤ是レ余輩ノ一ハ以テ惜ミ一ハ以テ欣フ所以ナリ維新以降此ノ特權ヲシテ朝廷ニ歸スルノ幸運ニ至ラシメ遂ニ憲法ヲ以テ之テ明定スルニ至ル豈亦愉快ナラスヤ

第十六條

天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
既定裁判ノ効力ハ何人ト雖トモ之ヲ動かカス能ハサルハ普通ノ原理ナリ故ニ罪人ニ對シテ刑罰ノ宣告ヲ爲シ之レカ確定ヲ爲ストキハ之ヲ執行スルノ途アルノミニシテ之ヲ消除スルノ途絶ヘタルモノト云フテ可ナリ而シテ其効力ヲ動カシ得ラルヘキモノハ獨リ天皇ノ特權アルノミ惟フニ法律ヲ設ケ之ヲシテ遵奉セシメ其之レニ背クモノヲ罰スルノ權ハ悉ク其源ヲ天皇ニ發セサルハナシ是ヲ以テ之ヲ消除セシムルノ權モ亦天皇ニ專屬スヘキモノニシテ他ノ敢テ企テ及フ處ニアラサルナリ余輩ハ本條ノ順次ヲ追ヒ其如何ナルモノナルヤヲ釋セントス

(イ) 大赦及特赦

二者ノ何物タルヤヲ辨セントセハ宜ク二者ノ差違ヲ説明スルテ以テ捷徑トス

第一 大赦ハ天皇陛下ノ特權ニ屬シ朝廷ノ大故アルニ際シ

或ハ鮮慶ヲ表シ或ハ慈惠ヲ垂レ給フノ聖意ニテ特令セラルルモノニシテ之ヲ憲法ニ明示シ他ノ法律ニハ唯其効果ヲ示スニ過キス(刑法第六十四條) 同第九十七條) 特赦モ亦天皇陛下ノ特權ニ屬スト雖モ手續上多少ノ差異ナキ能ハス故ニ其詳細ナル手續ヲ治罪法ニ規定セリ(日本治罪法第四百七十七條以下參看)

第二 大赦トハ其大赦令ニ示サレタル罪囚ヲシテ罪ト刑トヲ共ニ消滅シテ復罪異ヲ帶ヒシメサルモノナリ特赦ハ單ニ刑ヲ消滅セシムルニ止リ罪ハ依然其身ニ存ス

第三 右ノ理由アルニ依リ大赦ニ逢シモノ復々罪ヲ犯スモ再犯ヲ以テ之ヲ論セス特赦ヲ受ケタル者再ヒ罪ヲ犯セハ再犯ヲ以テ之ヲ論ス

第四 大赦ヲ受ケシ人ハ當然復權ヲ許ス之ニ反シ特赦ヲ得タルモノハ必ス特赦狀ニ復權ノコトヲ明示セサル可カラズ

第五 大赦ハ罪ノ判然セサル際ニ於テモ之ヲ行フテ得特赦ハ必ス罪ノ確定シタル後ニアラサレハ之ヲ行フコトナシ

佛蘭西白耳義等ノ制度ニ依レハ獨リ特赦ノ權ヲ認ムルノミニシテ大赦權ヲ認メス蓋其狹隘ニ失スルモノナカラシカ本朝ニ於テ大赦令アルハ古來史上ノ掩フヘカラサル事實ナリ

(ロ) 減刑及復權
減刑トハ罪刑共ニ全除セラル、ニアラサルモ其改心ノ狀著シク又長久ノ囚獄ハ無益ナル等ノ場合ニ當リ其刑期ヲ減スルモノニシテ復權トハ刑ノ宣告ニ依リ公權ヲ剝奪セラレタ

ル者ヲ回復スルノ謂ニシテ共ニ既定裁判ノ効力ニ關スルモノナレハ天皇獨リ之ヲ命スルノ權アルモノトス但公權ノ何タルコトヲ詳ニセント欲セハ日本刑法第三十一條ニ明定セリ(一)國民ノ特權(二)官吏ト爲ルノ權(三)勳章年金(四)位記賞號恩給ヲ有スルノ權(五)外國ノ勳章ヲ佩用スルノ權(六)兵籍ニ入ルノ權(七)裁判ニ於テ證人トナルノ權(八)後見人トナルノ權(九)分數者ノ管財人トナルノ權(十)社及共有財産ヲ管理スルノ權(十一)學校長及ヒ教師學監トナルノ權

第十七條

攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ
攝政ハ天皇大政ヲ親ラ行ハセラルルノ大故アルニ當リ之ヲ置カセラル、モノニシテ至尊ニ代テ政務ヲ執ルモノトス故ニ天皇ノ名ヲ以テ大權ヲ行ヒ其政令天皇ニ出ルト毫モ効果ヲ異ニスルコトナク又決テ責任ヲ負ハサルナリ要スルニ攝政ノ行フ處ハ正ニ是レ天皇ノ行ヒ給フ處ニシテ之ヲ二途ニ區別スル能ハス然レトモ獨リ天皇ノ政事ニ異ナルノ點ハ憲法第七十五條ノ制限アルコト即チ之ナリ蓋皇室ノ安泰ヲ保シ國家ノ安寧ヲ全フスルニ缺クヘカラサルノ制限ナリ本條攝政ヲ置カル、ノコトハ獨リ皇室ノ典範ニ屬スルコトニシテ固ヨリ臣民ノ議スヘキ限リニアラス是ヲ以テ皇室典範之ヲ定ム然リト雖モ攝政ニシテ主權ヲ行フモノハ實ニ憲法ノ基本ニ關ス是即本章天皇ノ大權ヲ定示スルニ當リ附シテ本條ヲ制定セラレタルモノナラン今ヤ本章ノ解テ了ルニ臨ミ一言以テ讀者ニ注意セサルヘカラサルモノアリ已ニ本章一條以下其第十六條ニ至ルノ間ニ於テ天皇大權ノアル處ヲ示シ又以テ親ヲ制限サセ給フノ理ヲ發見シタリ余輩ハ讀者ト共ニ其

至德ニ感セサルヲ得ス夫レ然リ而シテ本章ハ天皇大權ノ存スル處ヲ明示シ特ニ其重要ナルモノヲ制定セラレタルモノニシテ本章ノ制定ニ係ル制限ヲ親ラ守ラセ給フノ外ハ凡百ノ事何ヲ爲サントシテ爲シ能ハサルコトナキ何ヲ行ハント欲シテ行ヒ能ハサルコトナキノ理ヲ悟ラサルヘカラス憲法ニ明定スル處ノ外ハ大權ノ及ハサル處ナリト速了スルハ大ナル誤解ナリ讀者ハ各國ノ憲法ヲ見テ彼ノ鑄幣權ノ如キヲ主權者ニ屬セシムルノ明文アルヲ知ラルヘシ而シテ本邦ノ憲法之ヲ明示スル處ナク然ラハ天皇ハ鑄幣ノ權ナキカ曰ク否ナ前已ニ述ルカ如ク本章制限ヲ守ラセ給フノ外何事カ陛下ノ大權ニ屬セサル者アランヤ是ヲ以テ是等ノ特權ヲ有セラル、コト固ヨリ疑フニ足ラサルナリ

第二章 國民權利義務

舊紀ニ溯リ本邦民權ノ發達ヲ繹スルニ漠トシテ之ヲ證明スルニ甚々難キヲ覺フ然レトモ孝德天皇ノ朝ニ在テ鐘ヲ懸ケ匱ヲ設ケ以テ民間ノ奏議ヲ納レサセ給ヘルコトハ人民ヲシテ間接ニ政議ニ與カラシムルモノニシテ民權ヲ愛重セラレタルコト明カナリ又大寶ノ新律新令ノ如キハ進テ人民ノ權利自由ヲ保護セラレタルノ至意ニ出ルヲ見ル之ヲ要スルニ本朝祖宗ノ大政ハ專ラ臣民ノ權利ヲ愛重セラレタルコトハ其跡ヲ證スルニ足レリ然ルニ中古武門政柄ヲ弄スルニ當リ民權愛重ノ主義ハ雲散霧消シテ又其跡ヲ止メス其發達ヲ殺滅シタルコト實ニ之レヨリ甚ダシキハナシ民ニ士民ノ別ヲ生シ獨リ公權ヲ剝カレタルニ止ラズ併セテ私權ヲ奪ハレタルモノ亦渺カラス王政維新ノ大業始メテ成ルニ及ンテ大政朝廷ニ歸シ爾來

漸々民權ヲ愛重スルノ主義ヲ回復セラレ吾人ナシテ恰モ雲霧ヲ開テ始メテ天日ヲ仰クノ感アラシムルニ至レリ即チ已ニ刑法治罪ノ實施セラル、アリテ吾人ノ權利ヲ保護セラル、カ如キモノ亦渺シトセス然ルニ又今日憲法ヲ欽定セラレ吾人カ享有スヘキ數多ノ權利千載不拔ニ保明セラル、モノハ實ニ陛下慈仁ノ至意ニシテ吾人ハ謹テ其厚賜ニ答ヘサルヲ得ス、トニセン、氏曰ク人世事業ノ變遷常ナラサルヤ今日自由公明ノ政府ヲ戴クモ明日專制政府ノ下ニ立タサルヲ得サルモ亦知ル可カラス決シテ專制擅治ニ復舊セサルヲ保證スルヲ得サルナリ憲法ハ乃チ此變遷常ナキヲ維持固定シ將來ノ危殆ヲ防備スルノ目的ニ出ツ云々ト亦以テ味フヘシ

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル處ニ依ル

苟モ日本ニ生レ籍ヲ日本ニ有スルモノハ日本臣民タル資格ヲ有スルコト疑ナシト雖トモ或ハ外國人ノ日本ニ歸化スル者又ハ外國人ト結婚スル者等ノ資格ハ法律ノ定ムル要件ニ從ハサルヲ得ス是等ハ總テ民法ニ規定スヘキモノナレハ本條ニ於テハ單ニ法律ノ定ムル處ニ依ルト記載シ之テ民法ニ讓リタルナリ本邦民法ノ發布モ近キニ迫レリ其發布ヲ待テ本條ハ完全ヲ告クルモノト云フテ可ナリ

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル處ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

本邦維新以前テ回顧スレハ門閥ヲ以テ官職ヲ汚シ才能智識ハ殆ト其用ナキニ至リ因襲ノ久キ人文ノ發達ヲ妨ケ公民ノ福祉ヲ害

シタルコト蓋シ渺シトセス門地門閥ノ弊習ヲ破却シ人材名士ヲ登用スルノ制ヲ布カレタルハ一ニ維新ノ大効ニシテ民權ノ平等茲ニ至テ稍回復スルヲ得タリ余輩佛國大革命以前ノ國狀ヲ察スルニ其跡殆ント之レニ類スルモノアルヲ知ル佛國ハ貴族僧侶平民ノ三族ニ區別セラレ門閥ノ貴賤ニ依リ畢生ノ榮辱ヲ因襲シ來リシニ千七百八十九年ノ立憲議會ニ於テ人ハ自由ニ生活シ權利ハ悉ク平等ナリトノ主義ヲ明示シテ此因襲ヲ脱却セリ一ハ以テ天皇ノ手ニ成リ一ハ以テ議會ノ手ニ成リタルノ差アリト雖トモ其舊弊ヲ脱シテ民權平等人材登用ノコトヲ布告シタルノ事跡ニ至テハ二者決シテ異ナルコトナシ而シテ本條ニ於テハ日本臣民ハ日本ノ文武官職ニ任用セラレ又議會府縣會市町村會等ノ議員ニ撰擧セラレ公ケノ職務ヲ執ルノ權ヲ有スルコトヲ示シ臣民ノ權利均一ナルコトヲ保明セラレタリ但本條ニハ一ノ要件ト一ノ制限アルヲ知ラサルヘカラス要件トハ何ソヤ曰ク日本ノ臣民タル身分條件トハ何ソヤ曰ク法令ノ定ムル資格之レナリ第一ハ一國ノ政務ニ當ルノ官吏ハ誠忠愛國ノ赤心アルヲ要ス苟モ日本ノ臣民ニアラサレハ其赤心ヲ保スルニ難シ第二ハ學術能力等ノ全備セサルモノハ以テ官職公務ヲ全フスルニ難シ故ヲ以テ應試ニ及第スルコト或ハ男子ニシテ丁年以上ナルコト其他法令ノ定ムル資格ハ之レニ從ハサルヲ得ス外國人ヲシテ樞要ノ官吏タラシムルヲ得サルハ獨立國ニ於ケル正則ナリト雖トモ彼ノ教官技師師譯官ノ如キニ之ヲ備聘スルハ本邦ニ於テ實例アル所ナルモ是レ一時ノ使用ニ止ムルモノニシテ本條日本臣民ノ公權ヲ與ヘタルモノト誤解ス可ラス

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

日本ノ臣民ハ護國ノ責任アリ是ヲ以テ法律ノ定ムル處ニ依リ其兵役ニ服セサルヘカラスハ國民タルモノ、一大義務ナリトス若シ夫レ兵役ニ服スルモノヲシテ定族就兵ノ主義ニ倣ハシメ兵役ハ或種族ノ專有タラシムルニ至テハ權力自ラ其種族ニ歸シ吾人ノ自由ハ又地ヲ拂フニ至ランノミ而メ其徵兵ノ法令ハ宜シク別ニ之ヲ定ムヘキモノニシテ本邦現ニ徵兵令ノ存スルアリ其制殆ント李魯士ニ同シクシテ國民皆兵ノ主義ヲ取ルモノ、如シ

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

納稅ハ護國兵役ノ義務ト均ク日本臣民タル者ノ國家ヲ維持スルカ爲メニ供用スヘキ一大義務ナリ議者多クハ租稅ノ性質ヲ論極シ政府ニ對スル保護ノ報酬ナリト云フ蓋シ其論據ヲ誤ルナカラシカ余ヲ以テ之ヲ見レハ臣民ノ納稅ハ國家ノ公費ヲ分擔スルモノニシテ共同生存ノ用ニ充ツルモノニ外ナラス是ヲ以テ或ハ其保護ノ不満足ナル點アリト雖トモ國家共存ノ經濟上ニ費ス處ノ公費ハ總テ之ヲ分擔セサルヲ得ス余輩ハ曾テ佛國法學博士(寶西單葉哩)ノ言ヲ記ス曰ク租稅ハ國家ヲ保持スルカ爲メニ設クルモノニシテ政府ノ職務ニ酬フルノ代價ニ非ス何トナレハ政府ト國民トノ間ニ一ノ契約アリテ存セサレハナリト此ノ言能ク余輩ノ理論ニ合ス然リト雖トモ余輩ハ保護ヲ薄クシテ租稅ヲ重クスヘシト論スルニアラス古來官民ノ軋轢ハ主トシテ課稅ノ當否ニ在リ尤モ戒ムヘキノ至リナリ而シテ本條ハ單ニ其納稅ノ義務ヲ示スニ止マラス法律ニ定メタル處ニ從ヒノ文字アルヲ見ル故

ニ議會ハ其法律ヲ論議スルノ權アレハ間接ニ人民ノ利益ヲ保護シ公費浪用ヲ防クコトヲ得ルモノナリ

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

人各自由テ有ス己レノ意ニ適シタル地ヲ撰定シ往來去住シテ其產業ヲ營ミ其生ヲ樂ムモノハ人間生活上實ニ大切ナルモノニシテ之ヲ稱シテ動行ノ自由ト云フ讀者ハ近ク本邦ノ例ヲ回顧シ其封建時代ニ行ハレタル動行ノ自由ニ制限アリタルヲ知ラル、ナルヘシ當時ノ制限甚シカリシコトハ僅カニ小山一川ヲ隔テ、其隣國ノ地界ニ接スレハ已ニ動行ノ自由ナキニ至レリ況ヤ外國ニ移住スルノ自由ヲ蓋世ノ開明ハ人生ノ自由ヲ喚起スルモノニシテ人文漸ク進ムニ隨テ動行ノ自由亦漸ク發達セサルナシ本邦トモ更ニ之ヲ國憲ニ掲ケテ不朽ニ傳フルモノハ臣民ノ自由ヲ重愛セラル、ノ厚キニ出ツ但住居移轉ニ關シ法律ニ特ニ定ムル處ハ固ヨリ之レニ從ハサルヘカラス例セハ保安條例ニ依リ退去ヲ命セラレタルモノハ東京ニ住居スルヲ得サルカ如キ又娼妓ノ目的ヲ以テ外國ニ渡ルヲ許サ、ルカ如キハ其例ナリ彼ノ李魯士ノ憲法ハ頗ル動行ノ自由ヲ尊重シタルヲ覺フ曰ク外國ニ移轉スル權利ハ兵役ノ故ニ非サルヨリハ政府之ヲ制限スルヲ得ス又外國ニ移轉スル者ニ對シ移轉稅金ヲ徵スルヲ得スト

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依レニ非スシテ逮捕監禁審問處罰

本條ハ人身ノ自由ヲ保明スルモノニシテ吾人ノ自由中最モ愛重スヘキモノトス吾人ハ法律ノ式ニ從フ處ノ令狀ヲ示サ、レハ何人ニ對シテモ逮捕ヲ拒ムノ權利アリ吾人ハ法律ニ適シタル拘留狀收監狀等ヲ發セラル、ニアラサレハ謂レナク拘禁セラレサルノ權利ヲ有ス又法律ノ定メタル手續ニ依ラサレハ何人ト雖トモ吾人ヲ糾問シ又處罰スルノ權利ナシ獨リ吾人カ身體ノ自由ハ法律ニ於テ一步ヲ讓ルノミニシテ其他毫末モ侵サレ、ノ責任ナシ讀者モ知ル如ク武門政治ノ下ニ立チタル人身ノ自由ヲ追懷スレハ實ニ筆スルニ忍ヒサルノ跡アルニアラスヤ獨リ其故實ハ本邦ニ存スルノミナラス泰西各國其自由ノ春ヲ迎ヘタル泉源ニ溯レハ悉ク然ラサルハナシ維新以隆本邦ノ制度日ニ新ニ又月ニ新ニシテ爾來近年ニ及ヒ刑法ニ治罪法ニ人身ノ自由ヲ保護セラル、コト尠カラズ遂ニ憲法ニ於テ不朽ニ之ヲ明示セラル、ニ至リタリ吾人人身ノ自由此ニ至テ確然保明セラレタリ (現行刑法第百三十條以下參看)

第二十四條

日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

吾人ハ法定ノ裁判官ヲ除キ他ニ如何ナル名義ヲ有スルモノヲ生出スルモ決シテ裁判ヲ受クルノ責任ナシ凡ソ適法ナル裁判官ハ不羈獨立公正不偏ナルヘキコトハ憲法ノ保明スル處ニシテ吾人ノ確信スル處ナリ若シ不幸ニシテ泰西歴史ノ示スカ如キ政府特別ナル法官ヲ組織シ其反對スルモノヲ處罰スルカ如キコトアラ

ハ吾人ノ生命財產ハ又何ニ依テカ保護セラル、コトヲ得ンヤ吾人ノ生命財產ハ獨リ獨立公正ナル適法ノ法官ヲ措テ他ニ保護ヲ托スヘカラサルナリ是即本條ノ設アル所以ニシテ吾人ノ權利ヲ愛重セラレタルノ致ス處ナリ

第二十五條

日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ

格言ニ曰ク各人ノ家宅ハ是レ其城郭ナリ又曰ク匹夫モ其家ニ在テハ王侯ナリト吾人ノ家宅ハ尙一國ノ城郭ニ於ケルカ如ク何人ト雖トモ容易ニ之ニ侵入スルコト能ハサルヲ云フモノニシテ文明諸國ノ最モ重スル處ノモノナリ若シ夫レ何人ト雖トモ吾人ノ家宅ニ亂入シ拘引搜索其意ノ如クナルモノトセハ吾人ノ自由ハ常ニ安靜ナルノ時ナカルヘシ蓋家宅不侵ノ大則ハ人間生存ノ途ニ於テ須臾モ缺クヘカラサルモノト云ハサルヲ得ヌ現ニ我邦ノ刑法ニ於テハ其第七十一條第七十二條ニ於テ故ナク人ノ邸宅ニ侵入スルモノヲ罰スルノ明文ヲ掲ケタリ吾人ノ家宅ハ城郭ニシテ容易ニ侵入スヘカラサルコト夫レ斯ノ如シ然レトモ左ノ場合ニ於テハ例外ト爲サ、ルヲ得ヌ

一 法律ニ定メタル場合

豫審判事カ檢證ノ爲メ家宅ヲ搜索スル場合及司法警察官カ令狀ヲ執行シ罪人ヲ拘引セント爲ル場合等ハ假令家人ノ承諾ナキモ之ニ侵入シ之レヲ搜索スルコトヲ得ルモノトス格言ニ曰ク一人ノ權利ハ社會ノ公權ニ讓ラサルヘカラスト其レ之ヲ云フカ然レトモ是等ノ權力者モ法律ノ式ヲ履ミ又其制限ヲ守

ラサルヘカラスト然ラサレハ家人ノ之ヲ拒ムコトアルモ又如何トモ爲スヘカラサルナリ

二 家人ノ承諾アリタルトキ

縱令法律ノ正式ニ違ヒタルコトアルモ家人ノ承諾ヲ得タル以上ハ其家宅ニ侵入スルモ敢テ差支ナキモノトス何トナレハ家人ハ之ヲ拒ムノ必要ナク自己ノ權利ヲ讓リテ他ノ必要ヲ充タシメントノ好意ニ出ルモノナレハ憲法ノ之ヲ制スル限リニアラサレハナリ

第二十六條

日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

信書ノ秘密ハ近世文明ノ恩賜ニシテ歐洲各國ノ既ニ許ス處ナリ苟モ通信自在ナラサレハ以テ己レヲ利シ以テ世ヲ益スルノ方便ヲ缺キ人文ノ發達ヲ妨ケ社會ノ進化ヲ害スルコト蓋少ナラサルナリ是ヲ以テ信書ハ秘密ニシテ侵スヘカラスルノ權利ヲ享有スルハ人間生存ノ途ニ於テ亦缺クヘカラサルモノナリ特ニ信書配達ノコトニシテ政府ニ專屬セシムルノ邦土ニ在テハ必ス其秘密安全ヲ保明スルノ憲法ナカラサルヘカラス若シ夫レ正當ノ故ナク濫リニ通信ノ書狀ヲ開披シ吾人ノ秘密ヲ漏泄セラル、コトアリトセハ商業上ノ獨立安全ノ念ヲ危カラシメ政治上ノ通信ヲ妨害シ驛遞官吏ノ爲メ政黨ノ秘密ヲ摘發セラル、ニ至リ立憲政治ノ公明ヲ傷クルニ至ルヤ必セリ是レ本條明カニ信書ノ秘密ヲ保護セラレタル所以ナリ然レトモ信書秘密ノ件ト雖トモ亦法律

ニハ一步ヲ讓ラサルヘカラスト本邦現行ノ法律ニ據テ之ヲ例スレハ左ノ場合ノ如キハ其秘密權ヲ侵サル、モ亦已ムヲ得サルナリ

一 治罪法第六十九條豫審判事ハ事實發見ノ爲メ(中略)書類電報又ハ物件ヲ開披スルヲ得(以下略ス)

一 集會條例第八條(上略)他ノ政社ト連絡通信スルヲ得ヌ是等ノ場合ト雖トモ其任ニ當ルモノハ宜ク注意セサルヲ得サルハ勿論又其豫審判事特權ノ如キト已發(已ニ起訴ヲ生シ)ノ事件ニ對シテ行フヘキモノニシテ未發事件探偵等ノ爲メ信書ノ秘密ヲ侵スノ權利ヲ有セサルナリ

第二十七條

日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

吾人カ社會ニ立チ生命ヲ全フシ幸福ヲ享ルコトヲ得ルモノハ吾人ニ財產アリテ之ヲ助成スレハナリ若シ夫レ吾人ノ財產ニシテ所有權ノ安固ヲ保明スルモノナケレハ其危殆實ニ名狀スヘカラスルニ至ラントス是レ即チ本條ニ於テ其安固ヲ保明セラレタル所以ナリ抑所有權ハ使用收益處分ノ三權ヲ隨意ニ爲シ得ラルヘキモノナレハ自己ノ所有物ヲ如何ナル方法ニ使用スルモ又如何ナル方法ニテ其所有物ヨリ收益スルモ又之ヲ賣却交換スルモ固ヨリ其權利ヲシテ他ノ敢テ干渉スヘキ限リニアラサルナリ所有權ノ侵スヘカラスルコト斯ノ如シ然レトモ其侵スヘカラスルノ原理ヲ以テ直チニ所有權ノ無限ナリト連テスルハ甚ダ誤レルモノナリト云ハサルヲ得ヌ所有權ハ決テ無限ニアラス公益ノ爲

メニハ一步ヲ譲ラサルヘカラス言ヲ換ヘテ之ヲ云ヘハ或ル場合ニハ制限ヲ受ケサルヲ得ス是即本條第二項ノ存スル所以ナリ今其制限ノ一二ヲ例證スレハ左ノ如シ

(イ) 公益ノ爲メ所有權ノ使用ヲ制限セラル、ノ場合
例ハ陸軍防禦線若クハ鐵道線路ニ沿フテ若干ノ距離アルニアラサレハ建築土工ヲ禁シ樹木ノ培植ヲ許サ、ルカ如キ或ハ埋葬地所ヲ距ルコト幾干ノ地外ニ在ラサレハ井ヲ掘ルコト能ハサルカ如キ若シ是等ノ法律ニシテ存スルアラハ所有者ハ其制限ニ從ハサルヲ得ス

(ロ) 公益ノ爲メ收益權ヲ制限セラル、ノ場合
例ハ森林ノ處有者ハ森林法ニ從ハサレハ濫リニ之ヲ開拓スヘカラサルカ如キ又礦物アル土地ノ所有者ハ政府ノ許可ナクシテ探掘スルヲ得サルカ如キハ皆其國家ノ富源ヲ保ツモノニシテ公益ノ以テ私益ヲ壓スル一例ナリ

(ハ) 公益ノ爲メ處分權ヲ左右セラル、ノ場合
例ハ公道開設鐵道布設ノ爲メ沿道ノ土地ヲ公用買上法ニ依テ買取セラル、トキハ其所有者ハ之ヲ拒ムコト能ハサルヘシ

(ニ) 地役ノ爲メ所有權ヲ制限セラル、ノ場合
例ハ自己ノ所有地内ニ四面取圍マレタル地所ヲ所有セルモノアリタルトキハ相當ノ價ヲ得テ其通路ヲ貸サ、ルヘカラサルノ義務アリ又耕作改良ノ爲メ至要ノ用水ヲ引クニハ近隣ノ土地ヲ經過シテ之ヲ其地ニ致スノ權ニ依リ其經過ノ地ヲ所有スルモノハ水管ヲ埋ムルノ地ヲ貸サ、ルヘカラサルカ如キ亦其一例ナリ是等ハ他日民法ニ於テ制定セラル、處ナラン

(ホ) 罰金及沒收ニ依リ所有權ヲ制限セラル、ノ場合
罪人ニ對シ罰金ヲ科シ又犯罪ノ用ニ供シタル被告人ノ所有物及法律ニ於テ所持ヲ禁スル物件ヲ沒收スルカ如キハ皆其所有權ヲ制限スルモノナリ然レトモ犯罪ノ爲メ家財ヲ擧ケテ沒收スル刑ノ如キハ古代ニ行ハレタル不法ノ處分ニシテ文明各國ノ見テ以テ非法ト爲ス處ナリ是ヲ以テ刑ハ一身ニ止ルトノ格言ハ又法律ノ尊重スヘキモノタルヤ明カナリ

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

信教ノ自由ハ人生本源ノ權利ニシテ政略上之レニ干渉スヘキモノニアラス若シ夫レ一國ノ宗教ヲ定置シ臣民ヲシテ必ス之ヲ奉セシムルモノトセハ其正道ニ反スルハ勿論社會ノ紛亂ヲ醸成スルコト誠ニ明カナリ夫レ信教ノ自由ハ人心ノ内部ニ存スルモノニシテ内部ノ機能關係ハ外部ノ關係ヲ支配スル法律ノ敢テ干渉スヘキモノニアラサルコトハ何人ト雖トモ已ニ疑ハサル處ナリ而シテ政府宗教ヲ定置シ法律ヲ以テ國民之レヲ奉スヘシト爲ストキハ其内部ノ自由ヲ侵シ支配スヘカラサルノ機能ヲ支配セント欲スルモノニシテ正理ニ反スルモノニアラスシテ何ゾ況ヤ心ニ信セサルノ宗教ヲ法律強テ奉行セシメントスルトキハ或ハ國法ニ迫ラレテ一時之ヲ表面ニ奉スルモノアラシモ内心決テ之ヲ信仰スルモノナク其極途ニ社會ノ紛亂ヲ生スルコト泰西歴史ノ悉ク示ス處ナリ歐洲各國ノ制度沿革アル毎ニ宗教ノ密接關係シテ古今政治上ノ紛亂ヲ生シタルコトハ實ニ吾人想像ノ外ニ出テ

千載歴史ノ汚點ト爲ルニ至レリ然レトモ佛國ノ大革命北米ノ獨立ニ至リ信教自由ヲ公然宣告スルニ及ヒ漸次歐洲各國ノ是認スル處トナリ實際上ニ國憲上ニ信教ノ自由ヲ保明セサル處ナキニ至レリ唯往々其國狀及教育等ニ依リ依然一派ノ宗教ニ隨喜スル處アルノミニシテ決テ國法ニ於テ宗旨ヲ定置スル處アラサルナリ本條ニ於テハ之ヲ既往ノ歴史ニ徵シ又將來ニ鑒ミ以テ人生本源ノ權利ニ屬スル信教ノ自由ヲ保明セラレタリ然レトモ常ニ宗教ニ從事スルニ因テ生シタル治安ヲ妨害スルノ行爲ハ政權ニ於テ之ヲ懲罰スルコトヲ得ルノ權ヲ有スルコトヲ忘レサルヘカラス左ニ之ヲ述ン

日本憲法ハ明ニ信教ノ自由ヲ保明シタリ然レトモ之ヲ保明スルト同時ニ其臣民カ宗教ニ從事スルニ依リ外部ニ發顯スル行爲ニシテ日本ノ安寧秩序ヲ妨ケ或ハ日本臣民タルノ義務ニ背カサルヲ以テ信教自由ノ限度ト爲セリ故ニ信教ノ自由ト雖トモ已ニ内部ノ範圍ヲ脱シテ外部ノ處爲ニ顯ハル、處ノ禮拜演說集會結社等ハ固ヨリ法律ノ制限ニ從ハサルヲ得ス又何等ノ宗門ト雖トモ君臣ノ大義ヲ忘レ父子ノ秩序ヲ亂リ總テ國家ニ對スル臣民ノ義務ヲ逃ル、コトヲ許サ、ルナリ若シ夫レ是等ノ宗教本邦ニ興起スルコトアラハ政權ハ之レニハ干渉シテ其宗門ヲ禁スルノ權利ヲ行フヘシ

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
思想ノ交通ヲ自由ナラシメ人文ノ進化ヲ謀リ政治ノ改良ヲ促ス

モノハ人生共存ノ途ニ於テ實ニ有益ナル資本ニシテ吾人ノ愛重スヘキ自由ナリトス今之ヲ大別スル時ハ左ノ二種ニ過キス

第一 言論ノ自由
第二 會合ノ自由
此ノ二個ノモノ、細別ハ即チ本條ニ掲グル數種類ナルヲ以テ其何レノモノハ何レニ屬スルカラ示サン

第一種
一 言論ノ自由
二 著作ノ自由
三 印行ノ自由

著作印行ハ言論ノ一方法タルニ過キス何ントナレハ著作ハ意匠ヲ總綴シテ思想ヲ示スニ在リ印行ハ言論著作ヲ刊行シテ公布スル方法ニ過キス然ラハ口述論議シテ思想ヲ顯ス言論ト相異ナラス只其體ヲ固シテ裝具ヲ異ニスルト一般ナルノミ

第二種
一 集會ノ自由
二 結社ノ自由
集會トハ之ヲ結束スルコトナクシテ一時會合スルヲ云ヒ結社トハ一タヒ相結合スルトキハ之ヲ解クニ至ルノ間ハ常ニ繼續スルヲ云フ以上ハ理論ノ區別ヲ示サンカ爲メノミ以下將ニ各自ニ之ヲ分説セン

(イ) 言論ノ自由
人各思想アリ思想ニシテ世ヲ益スルモノハ各之ヲ隨意ニ談論シ以テ其進化ノ途ヲ謀ルノ自由ナカラサルヘカラス凡社會人心ノ

腐敗ヲ醫シ輿論ヲ喚起スルノ最モ切ニ最モ烈ナルモノハ公衆ニ對シ雄辯ヲ振フニ如クモノナシ辯ヲ振フテ世弊ヲ論スルハ言論自由ノ許ス所ニシテ其効亦大ナリ

(ロ) 著作ノ自由

各自ノ思想ヲ叙述シ各自ノ意匠ヲ綴綴シ政治學術小説ニ至ル迄自由ニ其所思ヲ著作スルハ文明社會ノ最モ貴重スル處ニシテ殊ニ先進ノ卓見ヲ後進ニ授ケ今人ノ智識ヲ後世ニ傳ヘ時トシテハ政府ノ通弊ヲ叙シ時トシテハ社會ノ事蹟ヲ紀シ以テ現在未來ノ人ヲシテ其志望ト事實トヲ明知セシムルモノ著述ノ方法ヲ措テ他ニ之カ明案アラサルナリ古來政事上ノ著述者ノ如何ヲ回顧スレハ又憐ム可キ境遇ニ際セサルモノナシ我邦ノ如キ近古政治ノ事ヲ著作スルモノ絶テナキニアラス彼ノ(頼山陽)ノ如キハ能ク其一家ノ見識ヲ以テ時弊ヲ論議スルニ憚ラサルモノ、如シ然レトモ當時政治家ノ箝制甚タ猛烈ニシテ著述ノ自由其範圍頗ル狹隘ナリシカ爲メ其當代ノ事ヲ叙スルニ當リテハ多クハ其思想ニ反シ正理ヲ枉クルモノアルヲ見ル今憲法ニ於テハ明カニ此自由ヲ確保セリ將來著述家ノ大幸ニシテ亦國家ノ大慶ナリト云フ可キナリ

(ハ) 印行ノ自由

著作ノ自由アリト雖トモ之ヲ印行スルノ自由ナケレハ固ヨリ著述家ノ目的ヲ達スル能ハス況ンヤ文明社會ニ最モ行ハル、處ノ新聞雜誌ノ如キニ至テハ一ハ以テ言論ノ自由ヲ補足トナリ之ヲシテ周知セシムルノ機關ヲナシ一ハ以テ治者ト被治者トノ間ニ於ケル快捷勳勉ナル中立ノ明鏡タリ印行ノ自由ハ亦吾人共存ノ

途ニ於テ暫クモ缺クヘカラサルモノナリトス

(ニ) 集會ノ自由

公衆ニ向テ滿腔ノ思想ヲ演ヘント欲スルモ集會ノ自由ナケレハ其目的ヲ達スルニ途ナク共同集會シテ智識ヲ交換シ政治ヲ談論シ人文ノ進化ヲ助ケ政治ノ改良ヲ謀ラント欲スルモ皆此ノ自由ノ存スルアラサレハ又決シテ其目的ヲ達スル能ハサルナリ集會ノ自由其効亦偉大ナラスヤ

(ホ) 結社之自由

人類ノ社會ヲ結フモノハ一人孤立シテ生存スルヲ得サレハナリ結社ノ理亦之レニ外ナラス一人ノ微力他ノ障礙ノ爲メ其目的ヲ達スル能ハサルモ共同團結ハ協力ヲ以テスレハ物體世界ノ事業何事カ成ラザランヤ政治商工教育技藝ノ盛衰興敗ハ悉ク結社ノ力ニ據ラサルハナシ蓋結社ハ天理ニ適シ吾人共存利達ノ本源ナリト謂フヘキナリ
以上ニ掲ケタル自由ハ吾人ノ尊重スヘキコト斯クノ如シ然レトモ是レ吾人カ此ノ自由ヲ利用スレハナリ若シ夫レ誤テ之ヲ害用スルトキハ其効用ハ全ク反對ノ結果ヲ生シ或ハ社會ノ秩序公益ヲ紛亂シ或ハ風俗道義ヲ破滅スルニ至ルヤ亦知ルヘカラス是ヲ以テ其自由ノ多少ノ制限ヲ受ケサルヲ得サルノ理ヲ生ス即チ新聞紙條例出版條例或ハ集會條例等ノ存スル所以ナリ故ニ苟モ法律アリテ之ヲ制限スルノ點ハ宜ク吾人ノ遵守スヘキ處ニシテ憲法上法律ノ範圍内ニ於テノ明文アル所以ナリ
終ニ望ミ自由トハ何ソヤ又其範圍如何ヲ短簡ニ説カン蓋シ有用ノ事ト信スレハナリ

抑々自由トハ人ノ心神ノ働キヲシテ其目的ヲ遂ケシムル行爲ノ障礙ヲ受ケスシテ行フヲ得ルヲ云フ然レトモ吾人ハ未開曠昧ノ時ヲ去リ人文進ミタル今日ノ社會ニ生存スルヲ以テ須臾モ法律ノ下ニ在ラサルヲ得ス是ヲ以テ自由ナルモノハ自ラ其範圍ヲ生シタルナリ故ニ苟モ法律ノ下ニ在ル限リハ法ノ制禁セサル以内ニ於テノ行爲ニアラサレハ眞ノ自由ト爲ヌ得ス若シ夫レ其範圍ヲ越フルトキハ思ハサルノ災害ヲ招ク可シ誠ニ警戒セサル可クンヤ

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル處ノ規程ニ從

テ請願ヲナスコトヲ得

請願ノ自由ハ忠良ノ臣民ヲシテ下情ヲ吐露シ執政者ニ其苦楚ヲ訴白セシムルモノニシテ亦人生必要ノ權利ナリ古來官民ノ間隔絶甚シク下民ノ情實貫徹セサルカ爲メ社會ノ實益ヲ害スル事往々之レアリ是即請願ノ自由ナカラサル可カラサル所以ニシテ本條ニ於テ之ヲ吾人ニ與ヘタルハ憲法ノ民權ヲ愛重シ陛下ノ臣民ヲ愛護セラル、ノ厚キニ出ツルモノト云ハサルヲ得然レトモ請願ノ權ハ宜ク平和穩當ノ手段ヲ以テ之ヲ利用セサル可カラス苟モ敬禮ヲ失シ條例ニ背キ腕力ヲ利用シテ之カ手段トナス事アラハ請願ハ變シテ一ノ脅迫トナランノミ本條ニ於テ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル處ノ規程ニ從ヒト明言セルハ正ニ請願ノ權利ニ於ケル正當ナル權限ト云フヘシ彼ノ佛國革命ノ際數千ノ請願人兇器ヲ携ヘ騒然議院ニ來集シ噪狂強迫シテ法章ヲ口授シタルカ如キハ全ク請願ノ性質ニ反シ其權利ヲ害用シタルノ例ナリ

論シテ此ニ至リ人民ノ請願シ得ヘキコト果シテ如何ナル事ヲ含有スルモノナルヤチ吟味スルニ佛國「パンシヤマンコンスタン」氏カ議院ニ於テノ演舌中少ク參看ス可キモノアルカ如シ曰ク地方ノ利害ニ關スル請願曰ク各個人ノ利害ニ關スル請願曰ク課稅ノ苛酷及官吏ノ專橫ヲ彈劾スルノ請願曰ク全國ノ公益ニ關スル建白曰ク贊頌慶賀ノ建言

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於

テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

前條迄ノ數條ヲ以テ臣民ノ權利自由ヲ保明セラレタルコト蓋シ妙シトセス余輩カ眼ヲ以テ之ヲ視レハ立憲制度ノ國ニ於テ享有スヘキ人民ノ權利自由ハ殆ント盡セリト云フモ敢テ誣ヒサルヲ知ル而シテ本條ニ於テハ國家非常ノ時ニ際シテハ陛下ノ大權ヲ施行セラル、ニ當リ吾人カ權利自由ヲ妨害セラル、モ致シ方ナキコトヲ明示セリ是即チ非常ノ例外法ナリトス格言ニ曰ハスヤ一私人ノ權利ハ社會公共ノ利益ニ勝タスト若シ夫レ外國ト戰爭ヲナスカ或ハ内亂其他ノ事變アルニ際シ一私人ノ權利自由ヲ妨害センコトヲ恐レ之ヲ鎮定スルノ方法ヲ行ハサレハ國家ヲ擧ケテ他ニ委スルモ未タ知ルヘカラス是ヲ以テ斯カル場合ニ際シテハ國民權利ノ一ヲ擧ケテ犧牲ニ供スルモ國家ヲ保護スルノ目的ヲ達セサル可カラズ蓋シ治國ノ最大目的ハ國家ノ存立ヲ維持スルニ在リ而シテ天皇ハ其國家ノ統治權ヲ總攬セラル、モノナレハ是等大權ヲ施行スルノ權利ヲ有セラル、ノミナラス反面ヨリ之ヲ論スルトキハ國家ヲ維持セラル、ノ一大義務ナリト稱スル

モ可ナリ已ニ本條ハ非常ニ處スルノ例外ニシテ此大權ハ決シテ之ヲ弄用ス可カラサルコト亦言テ俟タス而シテ其濫用ヲ防止スルハ獨リ天皇ノ德義ニ在テ存スルノミ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

軍人ハ常ニ軍律ノ下ニ服從スルノ責任アルモノニシテ常人ニ比スレハ其自由ノ範圍稍制限セラレサルヲ得ス然レトモ尙ホ是帝國臣民タルノ分限ヲ有スルモノナレハ其軍律ニ牴觸セサルモノハ悉ク前記ノ權利ヲ享有スルモノトス例ヘハ軍人ハ集會結社シテ政事ヲ談スルコト等ヲ許サ、ルカ如キハ其一例ナリ

第三章 帝國議會

帝國議會トハ貴族院衆議院ヲ合併シタルノ名稱ニシテ本章ハ其組織及ヒ其權限等ヲ規定セルモノトス夫レ本邦議會ノ性質ハ泰西諸國ノ議會ト大ニ權限ヲ異ニスルノ點ナキニアラズ各國ノ憲法多クハ立法ノ大權ヲ以テ國君ト議會トニ與ヘ行政ノ權ヲ以テ特ニ國君ニ與フルノ制ナリ而シテ本邦ノ議會ハ天皇ヲ翼賛スルノ機關ニシテ主權ヲ分有スルノ性質ヲ有セス故ニ法案ヲ議スルノ權アリト雖トモ之ヲ制可シ之ヲ執行スルノ權力ナシ然リト雖トモ議會ハ立憲制度ニ於ケル最良最上一大機關ニシテ獨リ立法ノ事ニ干與スルノミナラス一ハ以テ行政權ヲ監督シ一ハ以テ國民ノ權利ヲ保護スルノ任アルモノナレハ其責ヤ甚タ重シト云ハサルヲ得ス今我憲法カ帝國議會ニ與ヘタル權限ノ主タルモノ

ヲ查スレハ法案ヲ議スルノ權及之ヲ提出スルノ權請願ヲ受クルノ權上奏ノ權豫算ヲ監査スルノ權等之レナリ其詳細ハ各條ニ就テ之ヲ辨明スヘシ

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

本條ハ第五條ニ定メラレタル所ノ天皇陛下カ立法權ヲ行フニ臣民ノ代表者ノ議會即チ帝國議會ノ構成ヲ制定セラレタルモノニシテ則チ古來學者ノ攻訐ヲ怠ラサル所ノ二局ノ說ヲ採用シ貴族院及ヒ衆議院ニヨリ帝國議會ナルモノヲ組成スルコトヲ明示サレシ所ノ法條ナリ

抑モ一局即チ臣民衆庶ヲ代議會ノ一個ト爲スコト二局即チ臣民ヲ二個ニ區別シ一ヲ貴族若シクハ元老トナシ一ヲ衆庶ト爲シ其各代議會ヲ各個ニスルコトニ付テハ古來學者ノ間ニ利害得失ノ論アリ今其論旨ノ主ナル點ヲ掲ケ而シテ天皇陛下カ吾カ國情ニ基キ欽定セラレシ所以ニ説キ及ハントス

第一 一局說ノ利ナリトスル所

- (一) 民庶多數ノ說少數ノ說ニ壓セラル、コトナシ
 - (二) 議事ノ發達ニシテ曠日ノ患ナシ
 - (三) 議員ノ多數ヲ要セサルニ因リ國幣ヲ空費セス
- 第二 二局說ノ利ナリトスル所
- (一) 甲乙互ニ箝制シテ急激專橫ニ流レス
 - (二) 甲乙互ニ名實ヲ重シ議事ヲ急ニセサルコト
 - (三) 甲乙ノ箝制ハ能ク政治ノ中和ヲ得
- 右ニ掲ル所ノ利益ハ甲ノ利トスル所ハ即チ乙ノ不利トスル所

乙ノ利トスル所ハ甲ノ不利トスル所ナリ而シテ一局論者ノ主張スル所ヲ見ルニ其完全ノ論鋒ニ非サルコトヲ發見ス可シ請フ之ヲ辨セン一局論者ハ第一ニ民庶多數ノ說少數ノ說ニ壓セラル事ナシト述ルト雖モ一人ノ見ル所二人ノ見ル所ノ周知ナルニ及ハス故ニ地位異ナル兩局ヲシテ反覆審議ヲ遂ケシメ誤認ヲ正シ又一局ノ時トシテ悉ク虛勢ニ傾向スルヲ制シテ以テ其完全ヲ求ムルハ實ニ國家ノ長計ニシテ一局說ノ眞理ニアラサルヲ知ルニ足ラン第二ニ議事ノ發達ニシテ曠日ノ事ナシト雖モ一物ノ他物ノ制肘ナキトキハ其分ヲ過クルハ自然ノ勢ニシテ一局議院ニ於テ事ヲ議スルトキハ或ハ輕躁ニ失シ或ハ自己ノ主義ヲ貫カントシ政綱ヲ紊ルモノアルモ能ク之ヲ防遏スルナクハ焉ソ能ク國家ヲ泰山ノ安キニ置クヲ得ン須ク國家ハ永久ノ利害ヲ觀察シテ全然ノ策ヲ講シ可シ何ソ發達ヲ要スルノミナランヤ第三ニ國幣ヲ空費スルヲ以テ一局論者ノ干城ト爲スモ一局ノ弊遂ニ國ヲ誤ルニ至ラハ徒ニ浪費ヲ減殺スルヲ得以テ之レヲ償フヲ得ルカ反對論者否ト言ハント欲スルモ言フヲ得サル可シ然ラハ二局ノ利一局ノ利ニ勝ルコト明カナルヲ知ル可シ

之レヲ史ニ徵スルニ一局議院ノ國王ト權ヲ爭ヒ遂ニ暴威ヲ貫カシカ爲メ擾亂ヲ醸シタルモノハ彼ノ佛國ニ於テ千七百八十九年ヨリ千七百九十五年ノ間山獄黨ノ暴威ヲ專ラニシ「路易」第十四世ヲ罪人トシ糾劾問弑殺シタルカ如キ又西班牙國王ノ一局議院ニ相對シ終ニ千八百二十三年ノ頃互ニ權利ヲ確執シ國王ト民庶トノ紛爭ヲ惹起シ舉世寧日ナキニ至リシ等ハ是レ國王ト民庶トノ間ニ其確執スル所ノ爭ヲ調停スルモノナキカ故ナリ

以上述ヘタルカ如クナレハ一局議院說ノ如キハ只ニ空理ヲ稱揚スルノミ能ク其理ト其事トヲ深ク窮メサルニ歸ス我カ聰明ナル天皇陛下ハ此ヲ斟酌シ以テ憲法ヲ欽定セララル、ニ方リ二局說ヲ採用セラレタルヲ知ル可キナリ議者或ハ云ハシ仁ナル陛下ノ親意ハ感佩ニ餘リアリト雖トモ惟ミルニ我國開闢以來皇統一系ニシテ未タ臣民ノ之ヲ親視シタルモノナキハ我國固有ノ美ナレハ將來臣民其分ヲ守リ天皇ニ對シ權利ヲ確執シ暴威ヲ張ラントスルモノアル可カラズ何ソ二局ヲ要センヤト之レ已往ノ實歴ニノミ憑依シ將來ヲ知ルノ卓見ナキノ致ス所ニ過キス何トナレハ優渥ナル陛下ハ已ニ主權ノ一部ナル立法上協賛ノ事ヲ議會ニ與ヘラレタルハ得瞻望獨ノ諺時アツテ其實ヲ見ルコトナキヲ保シ難シ況ンヤ泰西文物風習ノ漸入日一日ニ加ハルヲ以テ激烈ナル民權主張ヲ爲ス者ヲ出スナキヲ保シ難クハナリ蓋シ至仁ナル陛下ノ臣民ニ協賛ノ權ヲ與ヘラル、ヤ臣民ノ康福ヲ増進シ懿德良能ヲ發達セシメ國家ノ進運ヲ期セラル、ニ在ルヲ以テ國家永久ノ利ヲ料理セラレタルコトヲ知ル可キナリ貴族院ハ次條ニ規定セラレタル如ク皇族華族及ヒ勅セラレタル議員ヨリ組成セラレ、モノニシテ衆議院ハ第三十五條ニ規定セラレタル如ク公撰セラレタル議員ヲ以テ組成セラレタルモノヲ云フ

爰ニ又說ヲ爲スモノアリ彼ノ英國ノ貴族院ヲ見ヨ世襲ノ資産ニ安シシ國家ノ爲ニ事ヲ議スルニ方リ活潑ノ氣力ニ乏シク常ニ懶墮ニシテ冷淡ナリ殊ニ議事ヲシテ滯滯ナラシムルノ弊アリ警戒セサル可カラズ是レ亦國情ニ暗キノ說ニシテ我國ノ如キハ文武親聖ナル皇帝陛下ヲ補佐シテ維新ノ大業ヲ成シタルモノ概ネ

皆貴族ニ列シ國運進歩ヲ圖ルハ今仍ホ孜々トシテ意ヲサレハ氣運ノ赴ク所ハ彼ノ英國ノ如クナラサルハ豫メ期ス可キノミナラス彼レノ一時ノ短ヲ見テ以テ俄カニ我貴族院ヲ議スルハ國家ノ長計ヲ知ラサルモノト云フヘシ

第三十四條

貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

歐洲ノ學者二局議院ノ其一局ナル上院ノ組織ニ關シ所設各別レ可未決セシ今之レヲ列舉スレハ

(甲) ハ曰ク貴族ヲ以テス可シ貴族ハ歷史上ノ位望ヲ有シ君民ノ間ニ立テテ相互ノ侵略ヲ防遏シテ其權利ヲ扶持スルニ効アリ

(乙) ハ曰ク富家豪族ヲ以テス可シ富家豪族ハ何レノ國ニモ之レアリ議政ニ預カラントテ求ムルモノニシテ若シ之ヲ退クル時ハ相謀ツテ國家ヲ亂サン故ニ善美ノ政ヲ好ムモノハ之ヲシテ上院ヲ組成シ政治ノ妨礙ヲ避クヘシ又富家豪族ハ一般庶ト異ナルモノナレハ已ニ一般庶ノ代議院アル以上ハ富家豪ノ代議院ヲ設ケサル可カラズ

(丙) ハ曰ク君撰ノ議官ヲ以テス可シ一般庶ノ撰舉ニ掛ル議官ノミナルトキハ自ラ君權ノ力單獨トナリ其術ヲ失フヘシ

(丁) ハ曰ク各地方ヨリ撰舉シタル元老ヲ以テスヘシ各州相助ケ相頼ルノ餘ニ出テ自主ヲ認スルモノナリ

(戊) ハ曰ク上院モ亦下院ト同一ニ撰舉シタルモノヨリ組成ス可シ兩局ヲ置クハ政治ヲ圓滑穩當ナラシメンカ爲メナレハ貴

且ツ富有ニ安シ活潑勇爲ノ氣象ニ乏シク其勢ヒ軟弱ニシテ獨立シ難ク或ハ王家ニ偏シ或ハ民庶ニ偏シ自己ノ情欲ニ從ヒ君權ヲ抑ヘ民權ヲ壓シ却ツテ國家ノ危殆ヲ招クノ恐レアリ是ヲ以テ英國ニ於テハ國王ノ特撰ヲ以テ一代貴族ヲ以テ世襲貴族ノ不足ヲ補ヒ以テ此ノ弊ヲ防キタリ獨リ英國ノミナラス佛國李國澳國等ニ於テモ亦之レヲ施行シタリキ我國ノ貴族ノ如キハ其弊ヲ生スルノ患ナカルヘシト雖トモ抑モ憲法ハ永遠不磨ノ大典ニシテ萬世ノ長計ナラサル可カラサルヲ以テ豫メ其弊ノ一ヲ防クノ法ヲ設ケサル可ラス是レ即チ貴族ノ外別ニ勅撰議員ヲ置キタル所以ナリ又富家一人ヲ勅撰スルハ蓋シ富豪ノ工業商業家ノ如キハ財產ニ富メルノミナラス政治ノ思想ヲ具ヘ國家ニ忠愛ニシテ名望ヲ有スルモノナルカ故ニ貴族ト共ニ君民間ノ屏扞ト爲ルノ分子タルニ足ルテ以テテ故ナランカ然レトモ恐ラクハ世ノ富豪家ナルモノハ貧窮ヨリ起リ巨萬ノ富ヲ致シ政治思想ノ涵養モナク又國家ニ忠愛ノ心ニ乏シキモノナキヲ保セス故ニ二十五ノ富豪ヲ互撰シ更ニ勅任スルノ條件ニ附セラレタルニハアラサルカ學術ハ高尚ナル精神上ノ勢力ヲ有シ大ニ政治上ニ効用アルモノニシテ又臣民ノ國家ニ功勞アルモノハ其才德社會ノ公事ヲ執ルテ以テ保證シ得ク又其實績ヲ以テ之ヲ鞏固ナラシム可ク能ク此ノ二者ノ勢力與論ヲ制シ偏セス倚セス政治ノ方針ヲ善良ニシ皇室ト衆議院ノ調和ヲ爲スノミナラス衆議院ヲ相箝制シテ常ニ善良ノ方針ニ導ク可シ然レトモ此ノ二者ノ効德著シキヲ以テ悉ク之レヲ貴族院ノ議員ト爲ス可カラス何トナレハ悉ク國王ノ勅撰ヲ以テ之レニ充ル時ハ其威福ヲ專ラニスル恐レアルハ假ヘ

等族ノ門族ヲ以テ之レヲ組織シ以テ民權ノ發達ヲ抑制スルカ如キ拙劣ノ趣旨ニ基キタルニアラス

(己) ハ曰ク下院ノ議員ヲシテ下院外ニ之ヲ撰舉セシメ其當撰員ト互ニ相執拗スルノ弊ナケレハナリ

(庚) ハ曰ク實歴アル人ヲ以テ之レヲ組織ス可シ蓋シ代議官ヲ撰舉スルヤ才能ヲ具備セサル人民多キヲ以テ其撰ニ當リタルモ爲政ノ能ニ乏シケレハナリ

以上掲ケタルハ皆ナ卓絶ノ人ノ稱道シタル所ナリト雖トモ之ヲ反論スレハ亦其缺ナキニアラス惟事冗長ニ流ル、ヲ以テ茲ニ之レヲ止メ而シテ我憲法ノ所定ニ及ハシ我憲法ハ皇族華族及勅任セラレタル議員即チ國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人ヲ互撰セシメテ勅任セラレタル者五種ノ人ヲ以テ貴族院ト爲シ其組成ヲ爲シタリ是ニ由テ之ヲ觀レハ吾カ憲法ノ制ハ甲乙庚ノ三說ヲ折衷シタルモノ、如シ因テ其三說ヲ再演シテ其法意ノアル所ヲ知ル可シ

抑モ貴族院ノ制ハ源ヲ英國ニ發シ其奔流スル所大陸諸國ニ及ヒタルモノナリ然レトモ之カ流ヲ汲ミタル國ト雖トモ國土必ス英國ト相似タルモノ、ミニアラサレハ多少ノ變更ヲ加ヘテ以テ各其効益ヲ享ケタリ而シテ常ニ英國憲法ヲ解クモノハ貴族ハ君民ノ間ニ立テテ相互ノ侵略ヲ防遏シ相扶持シ上下ノ權衡ヲ保持スルハ貴族ニ若クハナシ貴族ハ君民間ノ屏扞ナリ故ニ別ニ上院ノ一局ヲ立ツルハ本國ノ利益ナリ然レトモ世襲ノ貴族ノ世故ニ暗ク

多識多才ノ士ト雖トモ免レサルノ通弊ナレハ世襲ノ議員ヲ折衷シテ此ノ弊ヲ矯メサルヘカヲササルヲ以テ勅撰議員ハ世襲議員ノ半ヲ超過ス可カラズト爲シタル所以ナラン

以上三者ヲ折衷シ以テ貴族院ヲ組成セハ互ニ其短ヲ控制扶助シテ以テ上院即チ貴族院ニ望ム所ノ性情ヲ全フシ上院下ニ對シテ至誠ノ獻獻ヲ意ラサ下衆議院ヲ箝制シテ協贊ノ道ヲ誤ラサラン是レ陛下欽定ノ輿慮ノアル所ナラント思考ス

法文ニ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ云々ト其組成ノ方法及撰舉等ノ事ハ小節目ニシテ此ノ不磨ノ大憲ニ於テハ唯其組織ノ範圍ヲ示シ其餘ハ勅令ヲ以テ之レヲ定ムルノ意ヲ示シタルモノナリ

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

本條ハ前條ト其規定ノ方法ヲ異ニシ議員ノ分限ヲ茲ニ規定セス蓋シ衆議院ハ國民一般ヲ代表スル者ニシテ議員ノ撰被撰ノ權ヲ普ク國民全體ニ及ボスヲ以テ政治ノ眞ノ原則トセサル可カラズ故ニ憲法ハ茲ニ之レヲ示スコトヲ爲サシテ選舉法令ニ讓リタルモノナラン故ニ苟モ議員ニ撰ハレ議場ニ立ツモノハ全國民ヲ代表スルモノナレハ常ニ眼ヲ吾カ國全局面ニ注キ事ニ方ツテ全國民ノ心ヲ心トセサル可カラズ而シテ今茲ニ吾カ撰舉法令ヲ概括シテ解釋シ置クハ不要ニモアラサル可シ

- 第一 撰舉區
- 第二 撰舉人ノ資格
- 第三 被撰人ノ資格

第四 撰被撰人ト爲ルテ得サル事項

第五 撰學手續

第六 議員ノ任期

以上ハ吾カ撰學法ノ含ム所ノ要部ナリ

(一) 撰學區ハ區郡ノ一區若クハ數區或ハ一郡若クハ數郡ヲ合シテ一撰學區ト爲シ其區内ニ於テ一人若クハ數人ヲ撰學スル方法ナリ是レ代議士ヲ撰學スルニ全國ヲシテ一轍ナラシメ而シテ其撰學ヲ便ナラシムルノ意ニアル可シ

然レトモ撰學區ノ設ケニ關シテハ古來利弊ヲ説クモノアルヲ以テ茲ニ其論旨ヲ示サンアルンチユリ一氏曰ク撰學區ヲ設ケテ其住民ヲシテ若干ノ代議士ヲ分撰セシムルハ住民ノ職業等級等固有ノ差別アルニ關セス之ヲ撰學セシムルヲ以テ多數ノ者其撰學ニ與リ少數ノモノハ之レニ與ラサルノ實況アリ故ニ未タ以テ民撰代議制度ノ完全ヲ致シ眞理ヲ窮メタリト云フヲ得ス是ヲ以テ國民中概ネ其思想及ヒ利益ヲ同シクスル等級ニ從ヒ撰學ヲ爲ス時ハ夫ノ衆庶混同ノ撰學ニ比スレハ大ニ優ル所アリ然レトモ未タ等級區分ノ方法ヲ審ニセス且ツ等級ヲ分ツハ中世ノ等族ヲ再興スルノ恐アリ又國民ノ心ヲ統一スル能ハサルト眞ノ權利ノ平等ヲ害センコトヲ恐レテ未タ世ニ信用セラレサルナリト云ヘリ又英國ノ學者トーマス、ハール曰ク國民一般ヲ合シテ一撰學區トナシテ以テ當選者ヲ定ム可シト此ノ論タル大ニ理論ニ適ス可キモ未タ之レカ實行ヲ何レノ國ニモ見ルコトナク顯ミテ其實況ヲ推量セハ却テ其精ヲ飲クノ恐レアリ何トナレハ其撰學區ノ廣汎ナルカ爲メニ傳承ノ名聲

ヲ信シテ眞任ヲ欲ク可キヲ以テナリ

(二) 吾カ撰學法ノ定ムル所撰學人ノ資格ハ即チ左ノ條件ヲ備ヘタルモノトス

- 第一 年滿二十五歳ノ日本臣民ノ男子
 - 第二 撰學人名簿調製期日ヨリ前滿一年以上府縣内ニ於テ本籍ヲ定メ住居シ仍ホ引續キ住居スル者
 - 第三 撰學人名簿調製期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者
- 右ノ規定ニ從ヘハ有限撰學ニシテ彼ノヘンザム氏等ノ主張シタル普通撰學ニ反スル所ノ方法ヲ採リタルモノナリ普通撰學ヲ主張シタル其旨趣ヲ要スルニ男女長幼貧富ヲ分タス人皆一國政治ノ下ニ立チ直接間接ニ國費ヲ負擔シ國家ヲ扞衛スルノ義務ヲ盡シ未タ貧困ナルノ故ヲ以テ此ノ義務ヲ辭スル能ハサルニ何ノ各アツテ國政ノ商議ニ與ルヲ得サルカ是レ豈ニ代議ノ原則ニ適センヤ宜シク富豪ヲシテ專有セシム可ラスト然レトモ此ノ說ヤ一見善美ナリト雖トモ其弊亦免ル可カラス貧人ハ概ネ政治思想ニ乏シク撰學權ヲ尊重セサルヲ以テ遂ニ資產家ノ嗜好ノ爲メニ其私囑ニ應シ却ツテ有限撰學ヨリモ甚シキ一部ノ專有ニ屬スルヲ見ル可シ縱ヒ撰學權ヲ重スルモノトスルモ常ニ貧人ノ富人ヲ羨ムハ自然ノ情ニシテ終ニ虛無ノ說ヲ放チ富民ヲ凌駕シ賤民擅治ノ實ヲ惹クニ至ル可シ是ヲ以テ歐米諸國ニ於テモ概ネ其撰學權ヲ有限ト爲スモノ多シ然リ而シテ我カ有限法ニ於テ第一年齡制限シタリ年齡ヲ制限スルコトハ普通撰學ヲ主張シタル者ト雖トモ未タ曾テ同意セサルモ

ノナシ是レ喋々辨々ノ辨ヲ要セスシテ其理ヲ知ル可シト雖トモ男子ノミニ之ヲ附與シ女子ニ之レヲ與ヘサルハ獨リ我カ國ノミナラス各國皆然リ然レトモ近頃間々女權伸張ヲ主張シ其不利ナルヲ説クト雖トモ未タ世人一般ノ信ヲ惹カス且此ノ論ノ如キモ其名ノ美ノミニシテ其實ヲ見ルコトハ未タ期ス可ラ

ス茲ヲ以テ我カ國モ亦之ヲ附與セサルニアルカ第二其府縣内ニ本籍ヲ定メ住居スルモノナル事ヲ以テシタリ是レ普通撰學ト雖トモ要ス可キノ條件ナレハ此ノ點ニ付テ異論アリシヲ聞カス第三ハ資產ノ多寡ヲ以テ其目的ト爲シタルカ如シ而シテ其財產ヲ以テ制限ヲ置クノ可否ハ已ニ前ニ述タリ然レトモ其限度ニ至リテハ邦國ニ依ツテ情勢ヲ異ニシ多キニ失スレハ一種族ノ專有ニ屬ス可ク少キニ失スレハ貧民痲漢ノ勝ヲ制スル所トナル可シ今本邦ノ制定ハ其當ヲ得タルヤ否ニ至ツテハ自ラ説アリト雖トモ今漫ニ當否ヲ議ス可キ所ニアラサルヲ以テ他日ニ讓ラン

(三) 被撰人ノ資格ハ左ノ條件ヲ具備シタルモノナリトス

- 第一 日本臣民ノ男子ニシテ滿三十歳以上ノ者
 - 第二 選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其撰學府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍ホ引續キ納ムル者
- 又被撰人ノ資格ヲ有セサルモノハ左ノ如シ
- 第一 宮内省官吏裁判官會計検査官收稅官警察官
 - 第二 神官及諸宗ノ僧侶教師
- 又或ル部分ニ付テ被撰人ノ資格ナキモノハ左ノ如シ
- 第一 府縣郡吏其管轄地内ニ於テ

第二 選舉ニ關スル市町村吏其撰學區ニ於テ

日本臣民ニアラサレハ議政ニ關シテ誠忠ナラス又年齡長スレハ世故ニ長スルヲ以テ年齡制限ヲ置キタルト其國民ニ限リタルハ未タ異論アルヲ聞カサレトモ財產品等ヲ置クコトハ古來學者ノ議スル所ナリ其主ナル說ハ富有ノ徒ハ概ネ安逸遊惰ニシテ有爲ノ才力ニ乏シク能ク政治家タルノ才學ヲ修ムル難シ故ニ勢之ヲ無産ノ徒ニ求メサル可カラス是レ其品等ヲ立ツルノ不可ナル所以ナリト之レニ反スルモノ曰ク議官タルモノハ自立ニシテ他ノ嗜好誘惑ヲ受ク可ラサルヲ以テ宜シク恒ノ産アルモノヲ以テセサル可ラスト本邦ノ制後者ノ說ヲ採ルモノノ如シ

又官吏ヲ撰學トスルコトニ付テハ若シ多數ナル時ハ或ハ議院ノ獨立ヲ妨ケルコトアリト雖トモ若シ少數ナル時ハ事務練達ノ議士ヲ加ヘ議場ノ見識ヲシテ値アラシム可シ殊ニ我カ國ノ如キ民間未タ眞ノ政事家ニ乏シキ時代ニ於テハ之ヲ禁ス可カラ然レトモ彼ノ裁判官警察官ノ如キ公平ヲ維持スルモノニシテ政治ノ黨派ニ心ヲ傾クルハ却ツテ害アルモノナルヲ以テ之レニ被撰權ヲ與フ可カラス

(四) 左ノ事項ノ一ニ該當スルモノハ撰被撰人トナルコトヲ得ス

- 第一 瘋癲白痴ノ者
- 第二 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者
- 第三 公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノ者
- 第四 禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經

- 第五 舊法ニ依リ一年以上ノ懲役若クハ國事犯罪禁獄ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者
 - 第六 賭博犯ニ由リ處刑ヲ受ケ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サルモノ
 - 第七 選舉ニ關スル犯罪ニ由リ選舉權及被選舉權停止中ノ者以上ハ概テ其者ノ瑕瑾ヲ擧ケ選被選ノ信用ノ缺亡ヨリ來リタルモノナリ
 - 第八 現役及休職停職ノ陸海軍軍人
 - 第九 華族ノ當主但シ衆議院議員ノ撰被撰ニ付テ
 - 第十 刑事ノ未決拘留保釋中ノ者ニシテ其裁判確定マテ
- 以上三ノ者ハ安寧ノ爲メ或ハ議院區界ノ擾亂ヲ防キ若クハ議院ノ信用ヲ維クニアル可シ
- (五) 選舉ノ手續ハ左ノ項目ヨリ成ル
- 第一 選舉人名簿
 - 第二 選舉期日
 - 第三 投票所
 - 第四 投票
 - 第五 選舉會
 - 第六 當選人
 - 第七 補缺選舉
 - 第八 投票所取締
 - 第九 當選訴訟
 - 第十 罰則

以上ハ選舉ノ手續ニシテ今一々解釋ヲ下スハ却ツテ冗長ニ涉ルヲ以テ看官其逐條ニ於テ法意ヲ知ル可シ

(六) 議員ノ任期ニ付テハ少シク演繹ヲ要ス可キモノアリ何ソヤ曰ク任期ハ或ル時期ヲ定ム可キ乎又其時期ハ何レノ程度ニ置ク可キヤ又其改選ハ一部トスヘキヤ全部トスヘキヤ是レナリ

任期ニ於テ時期ヲ定ムルハ議員撰學ノ目的ニ協フ可シ何ントナレハ若シ之レヲ終身ト爲サハ社會ノ意ニ反スル議員ヲ生スルモ能ク之ヲ改撰スル能ハサレハナリ又他ノ一方ヨリ見レハ議員タルモノ社會ノ意思ニ反シテ私曲ヲ恣ニスレハ其在職ノ一期ニ終ラン事ヲ恐レ内ニ顧ミテ能ク其任ヲ盡ス可ケレハナリ是ヲ以テ任期ヲ畫スルハ古來各國概テ同一ニ出ツル所ナリ惟其時限ノ長短ニ至ツテハ學者ノ述ル所モ區々ニシテ又各國典例モ一ナラスヘンザム氏ハ毎年改撰ヲ主張シタリ是レ不能議官ノ排除ヲ爲スノ點ヨリ論セシモノナリ又或人ハ二年ヲ以テ改撰スルヲ適當トス其主旨長短ニ失セサルノ信用ヨリ來レリ英國ノ保守黨ハ七年改選ヲ主張シタル事之レ其黨ノ主義ヨリ由來セシナリ而シテ英國下院ハ憲爾日第一世ノ後ハ七年ヲ以テ任期トナシ其以前ハ三年ヲ以テシタリ普魯士丁抹瑞西ハ各三年ヲ以テ改撰スル白耳義ハ四年ヲ以テ任期トシ其一半ヲ毎年改撰シ米國ハ二年ヲ以テ改撰スル以上述タル如クナレハ吾カ國ニ於テ四年ヲ以テ任期ト爲シタルハ蓋シ長短ニ失セサルノ目的ニ出タルモノナラン何ントナレハ凡ソ事業ハ朝出暮改ノ如ク變更頻煩ナルトキハ能ク成ルコトナカル可ク然レトモ其

長キニ失スルトキハ不能不良ノ議員ヲシテ長ク位置ヲ保タシムルノ恐レアレハナリ

終リニ臨ミ改撰ノ事之レナリ彼ノ比國ノ如キハ每半數改撰ヲ以テシタリ其說ニ曰ク半數ヲ改撰スルハ議員ヲシテ人民ト疎遠離隔シタル一種族タラシメス衆論公議ヲ代表スル代議士ヲ出サシムルニ在リト此說未タ全カラス夫レ然リ然ラハ何ソ半數ノミナランヤ全數ヲ改撰スルニ躊躇セサル可シ或ハ曰ク熟練ノ議員繼續スルモノナキ時ハ治理ヲ切斷シテ目的ヲ達ス可カラス然レトモ議會ハ常ニ社會ヲ代表スルモノナレハ社會其治理ヲ繼クノ意ナキトキハ勢之ヲ切斷セサル可カラス強テ之ヲ繼續セシムルトキハ衆議公論ニアラサルナリ況ンヤ議員ハ重任ヲ禁セサル以上ハ改撰ハ必ス新撰ノ人ナルコトヲ期ス可カラス且ツ前議會ノ代議ヲ以テ社會ノ意ニ適スルモノト爲サハ前年期ノ議員ニ再撰スルニ躊躇セサル可シ我カ法モ全數改撰ニシテ再撰ヲ許サレタルハ此ノ意ニ出タルモノナラン

可シ故ニ撰學法第十六條ニ華族ノ當主ハ衆議員議員選舉人及ヒ被選人タルコトヲ得スト規定セリ以テ憲法ノ意ノアル所ハ知ルヲ得可キナリ

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

本條ハ法律成立ノ要件ノ一ヲ指定シタルモノニシテ即チ第五條ニ於テ陛下カ立法權ヲ行ヒ給フニ付テ帝國議會ノ協贊ヲ要スル旨ヲ定メ陛下親ラ其權限ヲ限定セラレ而シテ此ノ原則ニ基キ制定セラル、所ノ法律ハ帝國議會即チ貴族院衆議院ノ兩院ニ於テ可決シ其協贊セサル所ノ法律ハ陛下ニアラサル旨ヲ指示シタルモノナリ故ニ假令其法律ハ貴族院ノ可決協贊スルモ衆議院ノ否決シテ協贊セサル時又ハ衆議院ノ可決協贊スルモ貴族院ノ否決シテ協贊セサル時ハ假リニ陛下ノ裁可アリトスルモ法律タルノ効ナキナリ是ヲ以テ見レハ法律ト稱ス可キモノハ左ノ條件ヲ具備スルモノタル可シ

第一 適法ノ立案

第二 帝國議會即チ兩院ノ可決協贊

第三 陛下ノ裁可

第四 法律ノ發布

右ノ四要件ヲ具備シテ始メテ憲法ニ適スル完全ノ法律トナル可シ故ニ第一第二ノ一ヲ缺カハ陛下ハ裁可ヲ與ヘサル可ク第三即チ陛下ノ裁可ナク且第四ヲ缺キタル法律ハ政府及ヒ裁判官ハ遵奉セサル可ク又第一第二第三第四ノ一ヲ缺キタル法律ハ人民之ニ服従スルヲ拒ムノ權アル可シ

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

已ニ第三十三條ニ於テ解説シタル如ク兩院各々特有ノ性質ヲ以テ帝國議會ヲ組成シ以テ政治ノ中和ヲ得ントス然ルニ同時ニ兩院ノ議員タルコトヲ得セシムルニ至ツテハ其尊重シタル特性紊亂シテ互ニ箝制シテ平衡ヲ得ルコトハ望ムヲ得ヘカラス終ニ各議員控制ナク憲法ノ豫期ニ反スルニ至ル可シ又顧ミテ之ヲ事實ニ徵スルニ第四十四條ニ帝國議會ノ開會閉會々期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フ可シトアリテ實際兼任ハ爲シ得ラレサル

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及々々法律案ヲ提出スルコトヲ得

法案ノ編制ハ議會ノ議決ノ根幹ニシテ法律ハ實ニ茲ニ胚胎スルヲ以テ其編制ノ精緻ナラサル時ハ後來之ヲ議定スルニ方リテ改良増減スルハ誠ニ難キヲ以テ此ノ任ニ當ル者ハ全局ノ大勢ニ通シ政務ニ熟練ナルニ非レハ後來法律ノ成案ヲシテ完備ナラシムル能ハス

古來學者ハ概ネ此ノ立按ヲ擧ケテ議院ニ附ス可キコトヲ主張シタリ其ノ説ク所ハ宜シク立案ノ權ヲ擧ケテ議院ニ附與ス可シ何トナレハ議會ノ知見ヲ改良シ之ヲ社會ノ公益ニ適用シ行政官ノ惡弊ヲ矯メ或ハ行政官ノ立案ニ對シ無益ノ反對ヲ避クルヲ得可シト云フニ在リ然レトモ其所謂ヲ含味スル時ハ強チ議院ニ附與スルヲ眞理ナリト説クモノニアラサルカ如シ何ントナレハ其理由トスル所ハ若シ立案ノ權ヲ擧ケテ行政官ニ歸セシメハ議會ノ知見爲ニ棄却セラレ議會ノ良見其効ヲ爲シ難ク又行政官ノ惡政ヲ爲スモ其箝制ナキヲ以テ之ヲ矯ムルヲ得ス終ニ議會ノ權力ヲ示サンカ爲ニ行政官ノ立案ヲ全廢シ其良案ヲモ顧ミサルニ至ル可キヲ以テナリ然リト雖トモ此論者ニ於テモ政事ノ煩雜ニシテ須叟ノ考案能周到ナルモノニ非シテ其効ヲ奏ス可キモノニ非ス必ス全局ニ通シ大勢ヲ詳カニスルモノ、之ニ適スル法律ヲ立テ其目的ヲ全カラシム可ク之ヲ全カラシムルモノハ常ニ其執行ノ任ニ當リ肯綮ヲ詳ニスルモノハ行政官タルコトニ同意ヲ表スル所ナリ

ニ與ヘタリ是レ蓋シ社會全局ノ大勢ヲ詳ニシ之ニ應スルノ法案ヲ立ツルハ行政官ノ能ク爲ス所ナルヲ以テ其立案ノ本體ヲ政府ニ與ヘシモ若シ夫レ議院ヲシテ立案スルコトヲ禁止セハ前者ノ述ル所ノ弊ヲ來ス可キヲ以テ之ヲ箝制スルカ爲メニ立案提出ノ權ヲ附與シテ以テ其中和ヲ得セシムルカ爲メナラン

法文ニ政府ノ提出セル法律案ヲ議決スト記シテ特ニ政府ノ文字ヲ用ヒタルハ須ラク解釋ヲ要ス可キモノトス夫レ天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其開會閉會ノ大令ヲ發シ給フト雖トモ議案ノ提出ハ國務大臣ヲシテ之ヲ爲サシム蓋シ其主旨ハ已ニ述タル如クナラシムルヲ以テ之ヲ政府ノ提出云々ト示シタルニ由ル可シ

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得

本條ハ貴族院衆議院ニ於テ政府ノ提出シタル法律案若クハ各議院ノ呈出シタル法律案ヲ討論議定スルニ方ツテ假令一院ニ於テ之ヲ可決スルト雖トモ他ノ一院ニ於テ否決スル時ハ其會期中再ヒ之ヲ議案ト爲スコトヲ禁シタルノ法條ナリ其所以ヲ解スルニ

第一 議院ノ權利ヲ重ス

第二 會期ノ延滞ヲ禦ク

聊カ之ヲ辨セシメ議會ハ國民ノ代表者ニシテ政事ヲ商議シ法律章程ヲ可否シ一面行政司法ノ二官ヲ監視スルモノナレハ至上至尊ヲ除ク外立法上最上ノ職務ニ任スルモノニシテ實ニ天皇ノ立法

權ヲ行フニ方リ議會ノ協賛ヲ要件ノ一トセラレタルモ亦理リナリ夫レ如斯重任ヲ負フモノハ隨テ尊重ナラサル可カラス否ラサレハ議會ノ價直地ニ墮チ延テ法律ノ信ヲ缺クニ至ル茲ヲ以テ若シ兩院ノ一ニ於テ其提案ヲ否決セシテ再ヒ議題ニ掲ケ強テ同意ヲ迫ル如キハ國民ノ意思ヲ挫クシムルニ異ナラサルノミナラス却ツテ否決ノ適理ニアラサルヲ以テ迫ルニ等シク其議院ニ向ツテ恥辱ヲ與フルニ同シ是ヲ以テ兩院ノ一ニ於テ否決シタル提案ノ再出ハ其議院ノ體面ヲ毀損スルカ爲メニ之ヲ許サハルモノナリ然レトモ國家ハ常ニ進運ヲ期スルモノナルヲ以テ歲月ヲ閱ミスルモ必ス所見ヲ換ヘサルモノニアラス時ノ情勢ト必要ニ從ヒ變遷ナキ能ハス是ヲ以テ其制限ハ之ヲ一會期ニ止メタル所以ナリ

爰ニ一ノ詰問ヲ爲スモノアリ兩院之ヲ可決シタルモ陛下ノ裁可ヲ得ル能ハサル時ハ再ヒ提案ト爲ス事ヲ得可キヤト是レ提案ト爲スコトヲ得スト決セサル可カラス何トナレハ至尊ノ主權ニ於テ之ヲ認可スル能ハサルモノト決スルヨリ之ニ裁可ヲ與ヘサルモノナレハ議會ノ見識スラ之ヲ尊重セサル可ラサルニ況ンヤ至尊ノ大權ヲ侵スコトヲ得可ケンヤ

第二提案ヲシテ循環極リナキモ之ヲ禁止スルコトナクハ實ニ一案ノ爲メニ會期ヲ盡スモ尙ホ未タ足ラサルニ至リ他ノ提案ヲ議定スルノ暇ナク遂ニ會期ヲ延滞シ國幣ヲ糜シ其効用ヲ見ルコトナキニ至ル可キヲ以テナリ

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其他ノ事件ニ付各々其意見ヲ政府ニ

建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得

本條ハ法律又ハ行政ニ關シテ各議院ヨリ其所見ヲ政府ニ建議スルヲ得ル權ヲ與ヘタリ而シテ建議ヲ採納スルハ陛下ノ勅命ニアラスシテ政府ノ權内ニ存スルヲ以テ特ニ又政府ノ二字ヲ以テマタルモノナラン仰モ此權ヲ與ヘラレタル理由ヲ推考スルニ兩院ハ行政ニ參與スルノ權ヲ有セス然レトモ行政ヲ監視スルニ於テハ廣大ナル職權ヲ有スルモノニシテ政治ノ果シテ能ク法律ニ適フヤ否ヤ能ク人民ニ適スルヤ否ヤヲ評議スルハ立憲政體ニ於テ最良ノ機關トスル所ナリ而レトモ立憲君主政治ハ多數人民ノ政柄ヲ秉ルコトヲ許サスシテ人民ヲシテ善美ノ政治ノ下ニ立ツヲ得可キ權利ヲ與ヘタルモノナリ是ヲ以テ若シ夫レ法律上又ハ行政上ニ於テ人民一般ノ意向ト反スルモノアル時ハ改正ヲ求メ若クハ忠告シテ其救済ヲ促ス等與論ヲ提出シテ以テ之レカ箝制ヲ爲サシメ以テ政治ノ中和ヲ得ントスル聖意ニ外ナラサルナリト思考ス

其方法ニ至ツテハ或ハ之ヲ法律ノ成案ト爲シテ提出スルコトアリ或ハ單ニ其所見ヲ陳スルニ止マルコトアルノ二種ナリ

本條モ亦前條ト等シク建議ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中再出ヲ許サス其所以ハ蓋シ前條ト異ナリ左ノ理由ニ外ナラサルナリ

第一 紛議ヲ豫防ス

第二 強迫ヲ豫防ス

建議ノ一タヒ納ラレサルトキ議院ハ仍ホ再三之ヲ提出スルコトヲ得ハ自己ノ所見ヲ達センカ爲メ強ヒテ其是非ヲ論シ目的ヲ

遂ケントシ終ニ政府ト紛争ヲ醸スノ恐レアルヲ以テ再三スルヲ禁止シタルモノナル可ク又再三スルヲ得セシメハ議院ハ與論ノ勢力ヲ借り遂ニ政府ニ強迫シテ其意ヲ遂ケントスルノ恐レアルニ由ル可キナリ

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

此ノ二條ハ我憲法ノ主意ニ於テ議會ハ會期ヲ立ツルヲ以テ是トセラレタルヨリ設ケラレタルモノナリ

第四十一條ノ規定ヲ爲シタル所以ヲ解スルニ議會召集ノ大權ハ陛下ノ掌握シタマフ所ナレトモ召集ノ期ヲ示シテ政府必行ノ保證ヲ示サレタルナリ然レトモ縱令此ノ法令ナキモ政府ハ必ス之ヲ必行ス可キナリ何ントナレハ法律ハ勿論出入豫算ハ議會ノ參與ヲ得サレハ成案ト爲スヲ得サレハナリ故ニ第七十條ノ如キハ緊急止ヲ得サルノ例外ヲ示シタルモノニ過キス

第四十二條ハ會期ヲ示シテ故ナク延長ヲ禁シタルモノナリ蓋シ其趣意トスル所ハ若シ會期ニ定限ヲ設ケスシテ延長ヲ擅ニスルトキハ自ラ餘日ヲ恃ミ議員ノ元氣ヲ寬フシ終ニ其活動ヲ失ヒ健全ナラサルニ至ル可キヲ以テ豫メ此ノ弊ヲ防クカ爲メナラン然レトモ若シ事必要ニ迫ル時ハ陛下ノ勅命ヲ下シテ之ヲ延長スレ則チ陛下ノ權利ナリ而シテ會期間ニ議了スルヲ得サル法案ハ之ヲ翌年ノ會ニ繼續スル事ヲ得ルヤ否ヤト問フモノアリ余ハ斷

シテ之ヲ繼續スルコトヲ得スト爲スモノナリ何トナレハ議會ハ陛下ノ立法權ヲ行フカ爲ニ召集閉閉ヲ爲スモノナレハ必要ナル法案ノ議了ヲ告ケタルニ非レハ以テ閉會ヲ命スルコトナキモノナリ而シテ議會ハ永設ノモノニアラサレハ當期議題ノ議了ヲ告ケサル時ハ自カラ其議案ハ必要ノ法案ト思惟ス可カラサルヲ以テ消滅ニ歸ス可キナリ

終リニ望ミ議會ノ會期ヲ立ツ可キト永設ス可キトハ古來學者ノ論議ヲ爲シタル所ナレハ今其說ノ大意ヲ左ニ示サン孟の斯鳩曰ク議會ハ會期ヲ定ム可シ當時之ヲ開ク可カラスト其ノ理由トスル所ハ左ノ如シ

- 第一 議會ハ徒ラニ煩擾ヲ受ク
- 第二 行政官常ニ内顧ノ憂ヲ生シ施政活潑ナラス
- 第三 議會ノ面目ヲ一新スルナシ
- 之ニ反スルハ弊端ニシテ其說ニ曰ク議會ハ常會ナラサル可ラス其理由トスル所ハ左ノ如シ
- 第一 議政官ノ國ニ對スル猶ホ醫師ノ如シ
- 醫師ハ終歲休息ス可キ日時アルノ理ナシ
- 第二 議政官ハ諸官省ノ主腦タリ故ニ官吏ト與ニ事ニ從フヘシ
- 安ソ獨リ餘暇アルヲ得ンヤ
- 且ツ其弊ヲ指示シタリ
- 一ニ曰ク政事滯滞ノ恐レアリ
- 二ニ曰ク逸居ノ時ニ私利ヲ營ムノ恐レアリ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召

集スヘシ

臨時會ノ時期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

既ニ第四十二條ニ於テ會期ヲ定メタル以上ハ亦此ノ便法ナカル可カラス何ントナレハ國ノ利害ニ關シ重要ニシテ能ク翌年ノ開期ヲ待ツ暇ナキ時ハ臨時ト雖トモ議員ヲ召集シテ之ヲ商議セシメサル可カラス之ヲ召集シ會期ヲ定ムルハ立法ノ最上位ニ位スル陛下ノ特權ナルヲ以テ召集ヲ命シ會期ヲ量定セラレ、ナリ

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會々期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラレヘシ

議會ノ開會閉會々期ノ延長及ヒ停會ハ同時ニ之ヲ行フト云フ所以ハ兩院ハ帝國議會ノ各一部局ニシテ既ニ第三十三條ニ於テ帝國議會ノ成立ヲ示サレタル如ク兩局相待ツテ一體ヲ爲スモノナレハ必ス其開閉延停ヲ共ニセザル可カラス否ラサレハ不具ノ議會トナルニ至リ隨ツテ兩院ヲ設ケテ相拮制スルノ利益ヲ失フニ至ル可キヲ以テナリ

第二項ヲ掲ケタルハ貴族ハ大半終身議員ニシテ是等ヨリ組成セラレタル議院ハ解散セラレヘキノ理由ナキヲ以テ衆議院ノ解散ヲ命シタル時ハ單ニ停會ヲ爲サシムルナリ是亦兩院必ス開院ヲ一ニスルノ主旨ヨリ基クナリ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議

大日本帝國憲法義解

員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

已ニ第七條ノ義解ニ於テ解散ハ陛下ノ大權ナルコト何故ニ陛下ハ解散セシムルカヲ告ケタルヲ以テ今爰ニ之ヲ再說セス夫レ然リ已ニ解散セシムルトキハ必ス再ヒ選舉ヲ爲サシメ之ヲ召集シテ更ニ其議會ニ議案ヲ提出シ以テ商議セシメサル可カラス是ヲ以テ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ陛下ノ勅命ヲ以テ議員ヲ選舉セシメ且ツ之ヲ召集セラレ、ナリ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非

レハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス
議院ノ議員總員必ス出席セサルモ會議ヲ行ハシムルコトヲ妨ケサルコトヲ示シタルモノニシテ其所以ヲ考フルニ若シ夫レ全員悉ク出席スルニ非レハ會議ヲ開クヲ得スト爲サハ數百ノ議員中時トシテ疾病事故ナキヲ得サルモノナレハ常ニ休會セサルヲ得ス故ニ總員ノ出席ナキモ會議ヲ開クヲ得サシメタリ然レトモ其議員全員ノ數ニ比シテ過少ニ失スルモノ之ヲ制禁スルコトナクハ會議ニ依リ衆議ノ可否ヲ求ムルノ主旨ニ反スルノミナラス其弊モ亦言フベカラサルニ至ラン泰西諸國モ概ネ之ヲ憲法ニ掲ケ其重ナルモノヲ學クレハ李魯士白耳義西班牙瑞士及米洲聯邦ハ過半数出席ヲ爲スコトヲ要シ英國ハ獨リ四十人ノ出席ヲ以テ議決ヲ爲スヲ得ルコトヲ定メタリ

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可ク同數ナル時ハ

議長ノ決スル所ニ依ル

本條ハ議決ノ方法ヲ示シタルモノニシテ例ヘハ三百人ノ議員ニシテ議事ヲ爲シタル時百五十人以上ノ多數ヲ得サレハ其提案ノ可否何レノ方ニモ決案ト爲スルコトヲ得サルヲ示シタルモノトス爰ニ一ノ疑問ヲ爲スモノアリ過半数トハ議院全員ノ數ヨリ比準ヲ取ル可キ乎將タ出席議員ノ數ヨリ比準ヲ取ル可キ乎ト予ハ法ニ明文ナキモ出席議員ヨリ其比準ヲ取ル可キモノナリト解セリ何ントナレハ已ニ前條ニ於テ議員ノ三分ノ一以上出席スルトキハ議事ヲ開クコトヲ許シタルハ是レ則チ議員三分ノ一以上ノ員數ナルトキハ社會ノ代表者ナル議院ヲ組成スルニ足ルト爲シタルナリ然ラハ議院ヲ組成スル議員過半ノ同意ヲ以テ社會ノ意見ナリト爲シタル以上ハ出席員ノ數ヨリ比準ヲ取ル可キノ意ナルコトハ明白ナリ

此可否決定ノ事ニ關シテモ往々學者ノ論スル所アルヲ以テ今之ヲ掲出シ我カ憲法ノ裁酌シタル所何レノ點ニアルカヲ示サン

第一 全員一致

第二 過半数

第三 比較多數

- (一) 議會ニ望ム所ハ實ニ全員一致ニアリト雖トモ之ヲ理論ニ徵スルモ亦泰西各土ノ史乘ニ徵シ近クハ吾カ地方議會ノ經歷ニ徵スルモ望ム可クシテ得難ク到底議事ノ結極ヲ見ル殆ント稀ナルニ至ル可シ故ニ各國未ダ全員一致ヲ要スルトナシタル邦國ハ之レアラサルナリ
- (二) 過半数ハ前者ニ比シテ誠ニ行ハレ易クシテ少數ノ者ハ常

ニ採用セラレサルヲ以テ多數者ノ少數者ニ壓セラル、ノ不都合ハ之レナシト雖トモ若シ次ノ比較多數ノ如キ場合ヲ生セハ空シク其提案ヲシテ消滅ニ歸セシメサル可カラス是レ其缺點トスル所ナリ然レトモ已ニ全員一致ノ法ヲ得難シト爲ス以上ハ彼レニ次クモノ之レニ外ナラサレハ此方ノ寧ろ安全ナルニ如カス故ニ泰西各國概ネ之ニ從ヒタリ

第四十八條

兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

本條ハ兩議院ノ議事ハ公ケニ之ヲ開キ何人ニモ傍聴ヲ許ス旨ヲ規定セラレタルモノニシテ素ヨリ兩議院ハ國民ヲ代表スル者ノ商議場ニシテ其性質公ケナルモノナレハ公開スルヲ原則トシタリ然レトモ世ノ風紀ニ關シ却ツテ之ヲ公ケニスルノ弊害アルコトアリ又ハ外患内憂等ニ方リ國ノ籌策ノ秘ス可キ如キ場合ニ於テハ例外ナル可カラス是ヲ以テ政府ノ要求又ハ議院ノ決議ヲ以テ之ヲ秘密ニ議スルコトヲ得ル旨ヲ示シタルナリ

スルコトヲ得
以上五ノ者ハ公開論者ノ其主ナル點トスル所ナリ

第四十九條

兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

本條以下四條ハ兩議院ノ權利ヲ示シタルモノニシテ陛下ニ對シ奉リ各々獻獻忠諫等國家ノ重事ニ於テ陳情ス可キコトアル時ニ之ヲ上奏スルコトヲ得セシムルノ權ヲ與ヘタルナリ其方式ハ議院法第十一章第五十二條ニ從ヒ上奏ノ動議三十人以上ノ贊成ヲ得議題ト爲シ可決ノ上文書ヲ以テ奉呈シ若クハ議長ヲ總代トシ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈ス可キナリ蓋シ本條ノ設ケアルハ兩議院帝國議會ノ一體ヲ爲シ 天皇陛下ノ下ニ立チ國ノ立法事務ヲ執ルモノナレハ亦均シク陛下ノ下ニ立チ行政事務ヲ執ルヲ得ルナリ國務大臣已ニ上奏スルコトヲ得テ獨リ此權ヲ議院ニ附與セサル時ハ其平衡ヲ失スルノミナラス行政司法ヲ監視シ且ツ兩院互ニ相箝制スルノ力ニ乏キ患アルヲ以テノ故ナル可シ

第五十條

兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

本條ハ兩議院ニ於テ人民ヨリ其利害ニ關シ法律ノ修正若クハ救濟等ヲ乞フノ請願ヲ受クルコトヲ得ルノ權ヲ定ム是レ議員ノ職務ニ關スルモノナルカ故ニ之ヲ受クルニ必要ナルノ場合ニ於テハ議案ト爲シ議決シテ以テ其方法ヲ實行セサル可カラス其方法ノ如キハ必ス議院法ノ定ムル所ノ制限ト法式ニ從フ可キナリ

(議院法第六十五條參看)

其他ノ諸國皆公開ヲ原則ト爲シ或ハ事ニ依ツテ秘密ニスルヲ許シ又ハ許サ、ル國アリテ今ハ公開ヲ原則トナスコトヲ疑ハサルニ至リタルモ其歩ノ始ニアリテ多少ノ異端アリタルナリ今其要ヲ摘シテ參考ニ供セン

其弊害ヲ説クモノ、説左ノ如シ

- (一) 公衆ヲ臨監セシムルモ公衆ハ無識ノ者大半ヲ占ムルヲ以テ其益アルコトナシ
- (二) 議會君主ヲ恐レ論議遲緩ス
- (三) 議員時望ヲ收得センカ爲メ詭激ノ説ヲ爲ス
- (四) 議員各々已レノ主張スル説ヲ公ケニ非難セラレ互ニ仇怨ヲ抱クコト

以上四ツノ者ハ其公開ヲ非トスルモノ、主トスル所ナレトモ公開論者之ヲ排駁シタリ其要ニ曰ク臨監ハ益ナシト云フニ止マリ害ヲ示スコトナシ君主ヲ恐ル、コトハ公秘ヲ問フ可キニアラス詭激ノ説ヲ爲スモ世上ニ傳播スルノ勢力全カラス且ツ識者ノ批判ニ依リ其力ヲ殺カレ害ヲ爲スコトナカル可ク又議員ハ一面自己ノ信スル所ヲ述ヘ一面他説ヲ較量シテ正道ニ就クハ其職分ナルヲ以テ互ニ相仇怨スルコトノ患アルヘキ謂レナシト公開ヲ主張シタル者ノ利トシテ説キタル主要ハ左ノ如シ

- (一) 公衆ハ議員ヲ臨監シテ能ク其職ヲ盡サシム
- (二) 公衆ヲシテ議員ノ議決ヲ信任セシム
- (三) 治者ヲシテ被治者ノ意ノアル所ヲ明知セシム
- (四) 撰舉人ヲシテ撰舉ノ當否ヲ知ルヲ得セシム
- (五) 議員議場ノ説ニ關シテ局外者ノ説ヲ聞キ自己ノ説ヲ改良

第五十一條

兩議院ハ此ノ憲法及ヒ議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條

兩院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付テ於テ責任ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其言論ヲ演説刊行筆記又ハ其他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラレヘシ

抑々本條ノ精神ヲ解スルニ蓋シ發論ノ自由ハ議員ヲシテ是非得失ヲ論析スルニ方リ他ヲ忌憚シ若クハ法律ノ制裁ヲ畏レ言ハント欲スル所ヲ言フヲ得サラシメハ商議其評ヲ缺クニ至ル然ラハ則チ議院ノ自主ヲ全フスルコト能ハス又其ノ議員ノ獨立ヲ保持シテ能其代議ノ任ヲ盡サシムル事能ハサルナリ是ヲ以テ議員ニ此ノ權ヲ與ヘタルモノナリ古人之ヲ論シテ曰ク發論ノ自由アラサル時ハ議會ハ一ノ遊戲タルニ過キスト簡單ナル一語能ク其眞意ヲ盡シタリト云フ可キナリ然レトモ議員自ラ之ヲ院外ニ公布スルコトニ至ツテハ或ハ法律ノ制裁ヲ受ケシム可シト爲スアリ或ハ受ケシム可キモノニアラスト爲スアリ彼ノ英國ノ如キハ前ノ說ヲ取ルモノニシテ米國合衆國ノ如キハ後ノ說ヲ取ルモノナリ今其論旨ヲ示サン

前ノ者ノ說ハ曰ク議院ノ發論法律ニ觸ル、モ元ト是レ社會ノ公益ヲ謀ルカ爲メニシテ止テ得サルニ出ツ強テ罪ヲ犯スノ意ニアラス然レトモ之ヲ院外ニ公布スルニ至ツテハ一己ノ私意タルニ過キサレハ議員タルノ特權ヲ引用シテ其責ヲ免カレントスルモ之ヲ免ス可カラズ否ラサレハ公安ヲ害スルヲ以テナリト

後者ハ曰ク議院ニ於テ議員ヲシテ發論ノ自由ヲ得セシメ加之ナラス公聽ヲ許ス以上ハ其言論ノ公布モ亦之ヲ許シタリト言ハサル可カラズ然ラハ則チ之ヲ口ニスルモ之ヲ印行等ニスルモ何ソ擇ハン況ンヤ何レヲ以テスルモ公益ヲ謀ルカ爲メナレハナリト吾カ憲法ハ蓋シ前論者ノ主張シタル所ヲ採用セラレタルモノナリ

第五十三條

兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其院ノ許諾ナクシテ逮捕セラレ、事ナシ本條モ前條ニ次テ至大ノ特權ヲ與ヘタルノ法條ナリ本條ハ兩議院ノ議員ハ議會ノ開會ヨリ閉會ヲ告ケ召集セラレタル義務ノ盡クル迄ノ間ハ左ノ場合ヲ除クノ外如何ナル權力者ノ命令ト雖モ逮捕セラレ可キノコトナキ旨ヲ定メラレタルナリ

時

第一 自ら現ニ犯罪シ其際直ニ發覺セラレタル時
第二 國事犯則チ内亂外患ノ罪ニ關シタル嫌疑ヲ受ケタル時
第三 右以外ノ罪ニシテ事重大ナルカ爲メ議院ノ承諾アリタル時
以上三者ノ場合ノ外議員ハ逮捕セラレ、コトナキノ權ヲ有スルモノナレトモ法文ヲ案スルニ蓋シ第一第二ハ本則ニシテ第三ハ例外ノ如シ然ラハ議院タルモノ之レカ承諾ヲ與フルニ至テハ實ニ深重ヲ加ヘサル可カラズ何ントナレハ議院ハ議員固有ノ權力ヲ剝奪スルノ權ヲ與ヘラレタルモノナレハナリ
進ンテ本條ノ精神ヲ解スルニ左ノ數項ノ點ヲ全カラシメントスルニ外ナラサル可シ

第一 職務ヲ學ケシムルコト

第二 獨立ヲ保護スルコト

第三 撰舉人ノ權利ヲ保護スルコト

今左ニ之ヲ敷演センニ若シ會期ノ間ニ於テモ逮捕訊問ヲ受ケサル可ラスト爲サハ議員ハ能ク其職ヲ盡ス能ハサル可ク且ツヤ囚虜ニ在ツテ議場ニ立ツカ如キアラハ實ニ議員ノ尊嚴ト信憑ヲ失ス可キナリ又逮捕ヲ禁セサレハ常ニ監視スル政敵ノ爲メニ參會

ノ權ヲ脱却セラル、ノ恐レアレハ宜ク其獨立ヲ保護セサル可カラズ又若シ逮捕ヲ禁セスシテ何時モ之ヲ逮捕スルヲ得セシメハ撰舉人ヲシテ社會ヲ代表セシメタルノ意思ヲ失ヒ終ニ其權ヲ侵害スルニ至ル可キナリ

然レトモ現行犯罪ノ如キ事蹟顯然タルモノ之レヲ逮捕ス可カラスト爲スニ至リテハ國安ヲ害スル大ナリ又國事犯ノ如キモノ之ヲ等閑ニ付スル時ハ亦挽回シ能ハサルノ不都合ヲ生ス可キナリ故ニ此ノ重大ナル場合ハ議員ヲシテ其職任ニアラシム可カラサルヲ以テナリ之ヲ要スルニ議員ヲ保護ス可キノ重大ナルヨリハ國安ヲ保持スルノ重大ナルニ如カサレハナリ

又非現行ノ重罪(國事犯ヲ除ク)違警罪ト雖モ事重大ニ係ルモノハ議院ノ承諾ヲ受ケ可キ旨ヲ規定シタレハ議院モ亦事重大ノ關係ヲ有スルニ於テハ必ス其逮捕ヲ許ス可キナリ然ラハ其論結ヤ前段ト同一ナリトス故ニ再說セス

第五十四條

國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

本條ハ國務大臣即チ總理大臣以下各大臣或ハ政府ノ委員ハ各議院ニ出席スルコトヲ得ル旨ト且議院ニ於テ發言スルコトヲ得ル旨ヲ規定シタルモノナリ故ニ之ヲ裏面ヨリ見ル時ハ各議院ハ國務大臣及政府ノ委員ノ議院ニ參席スルコト發言セラル、コトヲ許容スルノ義務アル旨ヲ定メタル法條ナリ
抑本條ヲ設ケラレタル所以ヲ解スルニ國務大臣ハ政務ノ長ニシテ且行政上最上ノ官ニシテ陛下ニ從屬シテ政務ヲ整理スルノ人

ナリ又政府ノ委員ハ法律案等ノ起草ニ當リ尤モ其法案ニ付テ重要ノ關係ヲ有シタルモノナルカ故ニ議事ニ參席シテ議院ノ之ヲ存スルヤ之ヲ廢スルヤヲ觀察シ若クハ發言シテ其意ヲ示シ以テ議事ノ精詳ヲ盡シ法案ノ完成ヲ望ムニ外ナラサル可シ何ントナレハ本條ニ於テハ只ニ出席ト發言トヲ許シタルモノニシテ殊ニ議院法第四十五條ニ於テ議院ノ表決ニ預ルコトヲ得サル旨ヲ記スレハ參席シテ議事ノ形勢ヲ察シ或ハ自己ノ意思ヲ説明シテ議員ノ參考ニ供セシムルニ外ナラサル可ケレハナリ

茲ニ政府ノ委員トハ如何ナル人ヲ指サヤヲ解釋センニ特ニ政府ニ於テ委員ヲ設ケ或ル理事ヲ爲サシメタル場合若クハ議院ノ議題ニ付政府ノ意思ヲ説明センカ爲メ政府ヨリ之ヲ命シタル者ノ如キヲ云フナラン例ヘハ彼ノ法律取調委員ニ於ケルカ如キモノ若クハ彼ノ徵兵令ノ如キ法案ニ付特ニ起草者等ヲシテ之ヲ政府ノ委員ト爲スカ如キナラン

第四章 國務大臣及樞密顧問

本章ハ 天皇陛下ヲ奉戴シ行政ヲ司ル内閣大臣其責任ノ歸スル處ヲ明示シ天皇ノ帷幄ニ在リテ政法ノ諮詢ニ應ヘ奉ル樞密顧問其職任ノ在ル處ヲ規定セラル、カ爲メ設ケラレタルモノナリ而シテ其内閣大臣ヲ任用セラル、ハ如何ナル方法ニ從フモノナルヤハ此ニ一言ヲ費サ、ルヲ得ス按スルニ内閣組織ノ方法ニ二様アリ一ハ國君與望ノ歸スル政黨員ノ人士ヲ撰ミ之ヲ組織ス一ハ國君自家ノ信用スル人士ヲ擧ケテ之ヲ組織ス二者ノ制ハ共ニ泰西ニ行ハル、處ニシテ學者ノ其得失ヲ論スルモノ尠カラズ而シテ第一ノ方法ヲ

以テ勝レリトスルモノ殆ト多數ヲ占ムルモノ、如シ今本邦ノ制ハ第二ノ方法ニ從フヘキモノニシテ内閣ハ總テ天皇陛下ノ信任セラ、處ニシテ與望歸向ノ如何ニ關セス獨リ陛下ノ聖意ニ存スルノ蓋シ天皇ハ主權ノ源泉ニシテ百般ノ行政悉ク其源ヲ天皇ニ發セサルナシ是以テ天皇之ヲ信任シテ其手足トナスニアラサレハ政務實行ノ上ニ於テ甚シキ障害ヲ生スルニ至ルヘシ是即本邦ノ第二ノ制ニ倣ヒタル所以ナランカ然レトモ聖意ノ在ル處ヲ察シ奉ルニ若夫レ時ノ輿論一時ノ狂奔等ニアラサレハ能ク輿論ノ歸向ニ依ラセ給フコトハ憲法ヲ發布セラレタル勅語ニ「朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ處ノ臣民ナルヲ念ヒ其康福ヲ増進シ其懿德良能ヲ發達セシメンコトヲ願ヒ又其翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セシコトヲ望ミ」ト宣言シ給ヒシヲ以テ知ルヲ得ヘキナリ

終リニ望ミ國務大臣トノ語ハ憲法上ニ初メテ記スルヲ以テ何人ヲ指スカハ一言シ置カサル可カラズ我國ハ文武十省ニシテ各其長官アリテ之ヲ大臣ト云ヒ入ツテハ内閣員タリ内閣ニ總理大臣アリテ之ヲ統フ此十一大臣中宮内大臣ヲ除クノ外皆國政ヲ奉行スル人ニシテ行政各部ノ長官タリ之ヲ稱シテ國務大臣ト云フ蓋シ宮内大臣内大臣ハ政務官ニアラスシテ皇室ノ事務ヲ奉スル高官ト云フ可キナリ故ニ我カ國憲ノ大章ニモ副署セサル所以ナルヘシ

第五十五條

國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責任ニ任ス
凡テ法律勅令其他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス
主權ノ一タル立法權ハ議會ノ協贊ヲ以テ陛下ノ之ヲ行ハセ給フ

ノト云フモ可ナランカ

第五十六條

樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス
本條ハ樞密顧問官ノ職務ヲ憲法ニ定メラレタルモノニシテ此ノ議政官ハ即チ樞密院官制ノ規定ニ從ヒ陛下ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議シ常ニ陛下ノ國務裁制ヲ補助シ奉ル可キ旨ヲ定メラレタルモノナリ而シテ我カ官制ニ從ヘハ樞密顧問官ノ審議ス可キ項目ハ左ノ如シ

- (一) 憲法及ヒ憲法ニ附屬スル法律ノ解釋ニ關シ及ヒ豫算其他會計上ノ疑義ニ關スル爭議
 - (二) 憲法ノ改正又ハ憲法ニ附屬スル法律ノ改正ニ關スル草按
 - (三) 重要ナル勅令
 - (四) 新法草按又ハ現行法律ノ廢止改正ニ關スル草案列國交涉ノ條約及ヒ行政組織ノ計畫
 - (五) 前諸項ニ掲ケルモノ、外行政又ハ會計上重要ノ事項ニ付特ニ勅命ヲ以テ諮詢セラレタルトキ又ハ法律命令ニ依ツテ特ニ樞密院ヲ經ルヲ要スルトキ
- 抑本條ヲ規定セラレタル所以ヲ考フルニ樞密顧問官ハ前掲ノ如ク重大ナル職任ヲ帶ルヲ以テ其職權ノ區域ヲ憲法ニ明揭シ其基礎ヲ固フシ以テ後日容易ニ存廢ヲ議スルコトナカランシメンカ爲メナル可シ
- 議者或ハ曰ク陛下躬ヲ萬機ヲ總攬シ給ヒ而シテ立法ニ付テハ議會ヲ置キ施政ニ付テハ國務大臣ヲ任用ス豈ニ尙ホ樞密顧問官ヲ

コトハ前章ニ於テ之ヲ見タリ本條ハ陛下ノ行ハセ給フ處ノ行政ハ悉ク責任内閣ノ輔弼ニ依ラセ給フコトヲ明示セラレタルニ在リ抑國務各大臣カ天皇ヲ輔弼シ奉リ行政ノ衝ニ當リ其責任ニ任スヘキコトハ天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラサルノ原理ニ適スルノミナラス又以テ其專横ヲ防クノ好手段ナリト云ハサルヲ得ス若シ陛下ヲシテ一ニ行政ノ衝ニ當ラシメ内閣ヲシテ責任ノ歸スル處ナカラシメハ或ハ責任ヲ陛下ニ歸シ奉リ自カラ私欲私利ヲ擅マ、ニスルモノナキヤ亦保スヘカラス責メテ以テ自カラ任スルモノハ一事一業之ヲ行フニ注意ヲ加フヘキハ人情ノ常ナリ是ヲ以テ行政ノ責ヲシテ内閣各大臣ニ責任セシムルモノハ國務ヲ苟モセサルノ點ニ於テ亦大ナル利益アリト知ラサルヘカラス議者或ハ曰ク天皇ノ施政ヲシテ悉ク内閣大臣ノ責ニ歸スルハ事甚タ苛ナリト然レ共是レ決シテ然ラサルナリ内閣大臣ニシテ其施政ノ宜シカラサルヲ知ラハ理ニ於テ之ヲ諫爭スヘキナリ其諫言行ハレサレハ速カニ内閣ヲ勇退スルノ途アルノミ諫言行ハレス而モ尙ホ之レニ從フモノハ心自ラ欺キ又人ヲ欺クモノニシテ不信之レヨリ甚シキハアラス若シ夫レ自ラ其施政ノ善ナルヲ信シ之ヲ斷行スルニ於テハ甘シテ其責任ニ任スヘキハ寧ろ人生ノ快事ニシテ敢テ苛ナリト云フ可カラズ

本條第二項ハ法律勅令其他國務ニ關ル詔勅ハ總テ國務大臣ノ副署ヲ要スルコトヲ規定セラレタリ是則責任ノ歸スル處ヲ明カニスルモノニシテ副署ナキモノハ決テ責ヲ大臣ニ歸スルヲ得ス責任ノ歸スル處ナキノ法令ハ吾人之ヲ遵守スルノ義務ナカルヘシ故ニ法令詔勅ニシテ國務大臣ノ副署ナキモノハ毫モ効力ナキモ

要センヤト今少シク議論前ニ湖ルノ恐レアリト雖モ聊カ此ノ論難ヲ排却セン

國務大臣ハ政務ヲ創始シ其方向ヲ示定シ且其處分ヲ嚮導ス可キノ任ニ當ルト雖モ其身自ラ行政ノ劇務ニ在リ專ラ法案ニ熟慮ヲ凝スニ暇アラズ又兩院ハ能ク其法案ヲ審議スト雖モ時ニ或ハ比朋黨與ノ爲ニ心ヲ動カサレ一時其見ル所ヲ誤ルカ如キ弊ナキ能ハス是ヲ以テ陛下ハ至聖ニ在セラシムルモ國事ヲ重シテハノ點ヨリ特ニ法理ニ通曉シ且實歴ニ富ミ英邁ニシテ經世ノ知見ヲ有スル士ヲ撰任シテ顧問ノ府トセラレ以テ其裁制ヲ與フルニ方リ事重要ト裁定セラル、トキハ諮詢シテ以テ其確實ヲ保セラシムル、カ爲ナリ加之ナラス左ノ如キ有益ニシテ必要ナル場合アリ第一 已ニ論スルカ如ク國務大臣ハ身劇務ニ從事シ諸法案ニ對シ深思精査ノ缺ナキ能ハス故ニ其法案ノ漫ニ兩院ノ取捨スルコトナカランカ爲メ樞密院ヲシテ豫メ之ヲ審定シテ政府ノ法案ヲ全カラシム可キナリ

第二 行政官ニ於テ重要ナル勅令ノ裁可ヲ乞フニ方リテ陛下ハ之ヲ樞密院ニ下シテ其可否ヲ審査セシメ確實ナラシメ裁可ヲ與ヘラルレハ兩院ノ監査ヲ待スシテ大ニ適切ナルヲ得可キナリ第三 國家非常ノ事變即チ憲法第八條ニ記セラレタル場合ノ如キコトアラハ此ノ俊才ノ府ナル樞密院ハ陛下ノ諮詢ニ應ヘ能ク兩院ニ代リテ其職務ヲ盡シ勅令ヲ確實ニシ後日兩院ノ非議アルコトナカル可シ以上論スルカ如クナルヲ以テ見レハ議者ノ説ノ妄ヲ辨スルニ足ル可シ

第五章 司法

本章ハ司法權司法官裁判及其區域ニ關スル原則ノ規定ナリ抑モ一國ノ政務ハ千緒萬端ニシテ得テ數フヘカラスト雖トモ之ヲ大別スルトキハ已ニ數々述タル三ケノ綱領ニ屬スヘシ即チ第一法律ヲ定ムルコト第二法律ヲ施行スルコト第三法律ニ從ヒ曲直ヲ斷スルコト是ナリ而シテ此三ケノ事務ハ各定域分限アリテ互ニ干渉スヘキモノニアラス法ヲ立ツルモノハ之ヲ施行スルヲ得ス法ヲ施行スルモノハ曲直ヲ斷スルノ權ナシ然リト雖トモ三ケノ事務ハ各各異種ノ性質ナルニモ拘ハラズ一國統治ノ機關タルニ外ナラス故ニ一國統治ノ權ハ能ク此三者ヲ集攬ス而シテ統治權ノ分子タル第一ノ事務即チ立法權ハ已ニ第一章第五條及ヒ第三章ニ於テ通過セシ處ナリ又其第二ノ事務即チ行政權ハ第一章第六條以下ニ於テ通過セシ處ニシテ今其第三ナル司法權ニ會セシナリ因テ本條ニ入ルノ前聊カ司法權ノ重大ニシテ本章ヲ設ケラレタル所以ヲ述フヘシ成法定例ニ從ヒ曲直ヲ判斷シ以テ臣民ノ權利ヲ保護シ以テ社會ノ安寧ヲ維持スルモノ之ヲ司法權ト云フ故ニ其事務タルヤ天下ノ司法社會ノ準繩ニシテ秋毫モ私曲アルヘカラス寸分モ規矩ヲ離ルヘカラス苟モ之ヲ害スルコトアラハ吾人ノ身體財產ハ遂ニ安固ヲ失スルニ至ラン獨リ身體財產ノ安固ヲ失スルノミナラス亦法律ノ信ヲ社會ニ失シ其極擾亂ヲ來サ、ルモノ殆ント稀ナリ何ヲ以テ之ヲ知ル曰ク立法者ノ法ヲ立ツルヤ其旨趣社會ノ公議ヲ維持シ人民ノ權利ヲ保護センカタメノミ而シテ此目的ヲ達センタメニハ其法律ハ果シテ行ル、ヤ否ヤ即チ法ニ違フモノナキヤ監査シ法ヲ司持

シテ動かカスコトナキヲ要ス而シテ法ヲ司持シテ能ク其力ヲ保スルモノハ實ニ是レ司法權ノ職トスル所ナリ若シ夫レ法律ハ悉ク金科玉條ナリト雖トモ其法ノ監査宜キヲ失シ法ヲ司持スルコト鞏固ナラズンハ金科玉條將タ何ノ用ヲカナサン是即チ法律ナキナリ法律ナキノ社會果シテ安寧ナルヲ得ヘケンヤ司法ノ職務又重大ナラスヤ故ニ其配置及ヒ其權ハ特立ヲ示サンカ爲メ本章ヲ設ケラレタルコト知ル可シ

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ因リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

本條ハ天皇陛下ノ有スル統治權即チ主權中ノ司法權ヲ特行セシメンカ爲メ裁判所ヲシテ他ノ分權即チ立法權行政權ノ箝制ヲ受ケシメス法律ニ依準シ御名ヲ以テ行ハシムル旨ヲ定メラレ且其奉行スル裁判所ノ構成ハ別段ノ法律ニ讓ル旨ヲ定メラレタルナリ司法權ノ重大ニシテ且ツ特立セシメサル可カラサルコトハ已ニ論セシ所ナレハ直ニ本條ノ分解ヲ爲サン曰ク「天皇ノ名ニ於テ」云々ト夫レ司法權ハ特立セサル可カラズ他ノ干渉ヲ受ク可カラサルコトヲ了解セリ然ルニ今天皇ノ名ニ於テ云々トアルカ故ニ司法權ハ司法官ニ任セス即チ特立セシメサルカ如シト雖トモ決シテ然ルニアラス元來三大權ハ總テ陛下ノ總攬シ給フ所タリ故ニ天皇ノ名ニ於テ行フト記セラレタルハ裁判所ヲシテ陛下ノ代表トシテ之ヲ行ハセシムルトノ意義ニシテ其配置ノ權ハ裁判ニ屬セラレタルコト明ナレハ國務大臣

ノ手ヲ歴スシテ直接ニ之ヲ行フナリ是ヲ以テ之ヲ見レハ裁判所ハ特立不羈ニシテ決シテ立法官廳行政官廳ノ干渉ヲ受クルコトナキヲ示サレタルコト明ナリ蓋シ立憲君主國ニ於テハ皇室正理ノ泉源トナリ政事ヲ統御セサルヲ得ス然レトモ敢テ司法ノ權力ヲ左右スルニアラス唯之ヲ統御シ獨立ノ法官ヲシテ其事務ヲ行ハシムルニ過キサルナリ又「法律ニ依リテ」ノ語ヲ用ヒタルハ司法權ノ職務トスル所ハ即チ立法官ニ依テ定メラレタル法律ヲ準繩トシ而シテ事ニ方ツテ曲直ヲ判定シ以テ人民ノ權利ヲ保護シ以テ國家ノ正理ヲ維持スルニ在リ實ニ司法ノ事務タル法律アルヲ知ルノミニシテ他ノ威權アルコトヲ知ラサルナリ是レ特ニ法律ニ因テトアル所以ナリ終リニ「裁判所之ヲ行フ」トアリ裁判所トハ大審院控訴院始審裁判所治安裁判所等ヲ云フ彼ノ行政裁判所軍法會議等ハ之ニ含著セサルナリ其含著セサル所以ノ理由ノ如キハ後條ニ於テ説明スヘシ而シテ司法權ハ一ニ裁判所ノ管掌スル處タリ左レハ之ニ屬スト云テ可ナルカ如クナルモノニ屬スト云ハスシテ之ヲ行フト記シタルハ蓋シ屬スト云フノトキハ其之ヲ行フト行ハサルトハ裁判所ノ自由ニアルモノナリ行フト云フ時ハ則チ行フヘキ義務アルモノニシテ必スシモ之ヲ行ハサルヲ得サルナリ故ニ裁判所之ヲ行フト記載シ其義務アル所以ヲ明示サレタルモノナル可シ進ンテ第二項ノ旨趣ヲ解カン裁判所ノ構成トハ裁判所ノ組織ヲ云フ司法權ノ鞏固獨立ハ其組織ノ完全ナルト否トニ因ル何トナレハ裁判所ノ構成ナルモノハ各裁判所ノ權限職員等ヲ定ムルモ

ノナレハナリ故ニ若シ其權限ニシテ行政官ノ干渉ヲ受クルモノ
 タラシメシニハ即チ鞏固ナラント欲スルモ得ヘカラス又其職員
 ニシテ行政官ノ指揮監督ヲ受クルモノタラシメシカ其獨立ヲ保
 持セント欲スルモ得ヘカラス故ニ曰ク司法官ノ鞏固獨立ハ一
 其構成如何ニ因ルト云フ可シ而シテ其構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定
 ムト云フ所以ノモノハ法律ナルモノハ已ニ一タヒ定レハ主權者
 ト雖トモ帝國議會ノ協賛ヲ歷ルニアラスンハ改正スルヲ得ス若
 シ勅令命令ナレハ行政權隨意ニ之ヲ變更スルヲ得ヘシ故ニ特ニ
 法律ヲ以テ之ヲ定メ容易ニ之ヲ變更スルヲ得サラシムルモノハ
 一ニ特立ト鞏固トヲ豫期セラレタルカ爲メナリ

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ供フルモノヲ以テ之
 ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其職
 ヲ免セラル、コトナシ
 懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

本條司法官吏ヲ撰任スル方法及司法官吏ハ終身其官職ヲ專ハレ
 サルコトヲ定メラレタルモノナリ
 今本條ノ旨趣ヲ詳解スルノ前裁判官ノ獨立ナラサル可カラサル
 ノ理由ヲ述ヘ而シテ本條ニ及ハントス
 裁判官トハ司法事務ヲ執行スル處ノ官吏ヲ云フ前已ニ説明セシ
 カ如ク司法事務ノ重大ナルコト取テ立法行政ノ事務ノ重大ナル
 ニ劣ラサルナリ
 此重大ナル職務ヲ全フスル所ノモノハ最モ公正平等ニシテ實ニ

獨立不羈ノ法官アルノミ公正平等トハ成法定例ニ從フヲ知テ威
 權ニ從フヲ知ラヌ法ヲ執ルコト嚴格ニシテ一步モ貸スコトナク
 以テ人民ノ權利ヲ保護シ以テ社會ノ正理ヲ維持スルノ謂ナリ故
 ニ司法官ヲシテ獨立セシメ他ノ制肘ヲ受クルコトナカラシムル
 ハ最モ至要ノコトナリトス左レハ司法官タルモノハ能ク其獨立
 ヲ保持シ他ノ制肘ヲ防禦スルノ實力ナカラサルヘカラス此實力
 ヲ有セシメシニハ其官職ノ構成ヲシテ自立自存セシメサル可カ
 ラサルナリ我允文允武ナル陛下ハ夙ニ茲ニ注目セラレ特ニ本條
 ヲ憲法ニ明擧セラレタルコト知ルヲ得可キナリ以下將ニ本條ノ
 解説ニ及ハン

第一項

裁判官トハ已ニ述ルカ如ク司法權ヲ行フ處ノ官吏ニシテ實ニ公
 平廉直ニシテ學博知識高ク且經驗ニ富ミ兼テ不羈ニシテ果決ナ
 ルヲ要ス然ラスンハ人民ノ權利ノ安全社會ノ正理何ニ因テカ保
 維セラル、ヲ得ンヤ若シ裁判官タルモノ不公平ナラシムル其
 處ヲ失セン學識經驗ナカラシカ道理其明ヲ減セン經驗ナク不
 ナラシカ事務滯滞シテ遂ニ拾收スヘカラスルニ至ラン故ニ其人
 ヲ得ルノ方最モ慎重ヲ加ヘスンハアルヘカラス故ニ法律ニ於テ
 豫メ其資格ヲ定メ之ニ任スル所以ナリ而シテ法官ヲ撰任スル
 法律ハ即チ文官試驗規則ノ定ル處ニ因ルヘキヤ將タ別ニ改定ス
 ルカソハ兎モ角モ法律上ニ於テ其資格ヲ定メ之ニ合格シタルモ
 ノニ就テ撰任セラル可キコトハ明瞭ナリ然レトモ之ヲ任スルモ
 ノハ即チ陛下タルコト疑ヲ容レサルナリ

第二項

法官ヲシテ永久其職ニ居ラシムル所以ノモノハ管ニ司法權ノ獨
 立ヲ鞏固ナラシムルニ必要ナルノミナラス以テ益々其經驗ヲ富
 マシメ法律ニ通セシメ以テ其職務ヲ全フスルヲ得ヘシ社會ニ對
 シテハ必ス其權利ヲ全フシ財產ノ安固ヲ得ヘク又政府ニ對シテ
 ハ能ク其壓制ヲ防止スルヲ得ヘシ然レトモ其利益ヲ生スル所以
 ノモノハ實ニ司法官タルノ實アルニ因ル詳言スレハ公平無偏方
 正廉直ニシテ其職ヲ執リ法律ニ因ラスンハ言ハス定例ニ在ラス
 ンハ行ハス一舉一動唯法アルヲ知テ政府ノ威嚴權柄ヲ懼ル、所
 ニアラス富貴榮華モ其願フ處ニアラス以テ曲ヲ制シ直ヲ暢ヘル
 ニ在ラスンハ法官タルノ責ヲ全フセシモノト云フヘカラス故ニ
 若シ不公平不廉直ニシテ其體面ヲ汚穢スルアラハ固ヨリ其職ヲ
 失フヘキナリ是レ刑法ノ宣告又ハ懲戒處分ニ據リ其職ヲ免セラ
 ル、所以ナリ泰西ノ學者云ヘルアリ終身守職ノ制ハ能ク法官ノ
 獨立ヲ立テ公正ノ裁判ヲ得ルノ利アルノミナラス實ニ法官ヲシ
 テ益經驗ニ富ミ法律ニ通シ世人ノ信用ヲシテ厚カラシメ兼テ司
 法ノ不正ヲ匡正スルニ足ルト旨アル哉

第三項

懲戒トハ官吏ヲ罰スルノ謂ニシテ尋常犯人ヲ罰スルニ刑ヲ以テ
 スルト外ナラス唯官吏タルノ身分ニ依リ加フル刑タルニ外ナラ
 ス懲戒ノ條規トハ即チ懲戒ノ方法ヲ言ヒ例ハ素行修ラサルカ重
 大ナル過失アルカ私曲アリシカ是等ノ場合ニ職務ヲ免シ罰俸ヲ
 科シ若クハ譴責スル等ノ規定ヲ云フ而シテ其手續及其罰俸ヲ科
 得ヘキモノ等ハ第三項ニアルカ如ク別ニ法律ヲ以テ定ムトアル
 ヲ以テ今其詳細ヲ知ルニ由ナシト雖トモ泰西諸國ノ法律ニ因レ

ハ其例概ネ左ノ如シ

英國ハ下院之ヲ彈劾シ上院之ヲ糾治ス

李魯士ハ始審ノ法官ハ控訴院控訴院ハ大審院

米國聯邦ハ代議官之ヲ彈劾シ元老官之ヲ審判ス

第五十九條

裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗
 ヲ害スルノ虞アル時ハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議
 ヲ以テ對審ノ公開ヲ停止ムルコトヲ得

本條ハ裁判所ニ於テ訴訟ヲ審理スルニ當テハ民刑ノ間ハ公廷
 ニ於テ傍聽ヲ許シ公然之ヲ審理シ判決スヘキ原則ヲ示シタリ而
 シテ但シ以下ニ於テハ其例外ノ場合アルコトヲ示セリ

裁判ノ對審トハ世俗云フ處ノ原被告間ノ辯論ヲ云フニアラス又
 正ニ裁判官ト訴訟人ト相對シテ審理スルコトノミヲ云フニモア
 ラス要スルニ裁判ノ對審トハ裁判官カ訴訟ヲ審理スルノ意義ナ
 リ故ニ原被告間ニ於テ缺席スルコトアルモ苟モ裁判官其訴訟ヲ
 審理スル以上ハ公廷ヲ公開セサルヲ得ス

判決トハ爭訟ニ對スル裁判所ノ決定ナリ彼ノ裁判所カ訴訟ノ手
 續ニ就キ若クハ取締ノ爲メ發スル處ノ命令ナルモノハ之ニ含著
 セサルナリ故ニ判決ヲナスニ當テハ必ス公然言渡スヘシト雖ト
 モ命令ナルトキハ公然之ヲ爲サ、ルモ可ナリ

抑モ裁判官ノコトタル司法權ノ執行上ニ於テ實ニ重要ノ事タ
 リ蓋シ公衆ノ面前ニ於テ公然其職務ヲ行フトキハ彼ノ偏頗ノ處
 置ニ出テタルニアラサルカ將タ愛憎ノ所爲ニ出テタルニアラサ
 ルカノ嫌疑ヲ解キ能ク司法權ノ公正ナルコトヲ信認セシムルニ

足ルヘシ又訴訟關係人ニ對シテハ所謂公衆ノ信憑ニ依リ之カ對
審ヲナシ其判決ヲ得ルカ故ニ甘ンシテ其言渡ヲ受ケ毫モ遺憾ナ
カルヘク公私ノ犯人身體上又ハ財産上ノ責罰ヲ受クルヲ見ル世
人ヲシテ法ヲ遵守スヘキノ感覺ヲ起サシメ又之ヲ畏懼セシメテ
責罰ノ恐ル可キヲ知ラシメ一面ニハ社會ノ希望ヲ滿タスヲ得ヘ
シ故ニ小ニシテハ訴訟關係人ノ利益トナリ大ニシテハ社會ノ利
益トナル是即チ重大ナル所以ナリ

然レトモ但シ安寧ノ秩序又ハ風俗ヲ害スル處アルトキ云々
ト記セラレ例外ヲ置カレタルハ如何ナル所以ナルカ解説セサル
可カラズ

蓋シ安寧ヲ害スルハ社會ノ公衆ヲ擾亂スルノ謂ナリ秩序ヲ害ス
ルトハ社會諸般ノ位置ヲ攪動スルノ謂ナリ左レハ安寧ヲ害シタ
ルトキハ公衆ヲ擾亂スルカ故ニ秩序整然タルコト能ハス秩序ヲ
害スルトキハ位置攪動スルカ故ニ公衆擾亂セシムルハアラス茲
以テ安寧ヲ害スルト云ヒ秩序ヲ害スルト云フモ其實等ク社會ヲ
擾亂スルト云フニ外ナラサルヲ以テ二者ノ間毫モ區別アルコト
ナク互ニ攪亂ノ原因結果ヲナスモノナリ即チ安寧ヲ害シタルタ
メ秩序ヲ害セシカ秩序ヲ害シタルカ爲メ擾亂ヲ來タセシカ何レ
カ原因ヲナシタルヘシト雖トモ其結果ニ至テハ一ノ擾亂ヲ生シ
タルト云フニ過キサルナリ風俗ヲ害スルト云フニ至テハ全ク別
種ノコトナリ即チ善良ナル風儀俗習ヲシテ淫風弊習ニ陥ラシム
ルノ謂ナリ此ノコトタル延テ社會ノ秩序ニ及ヒ又進ンテ安寧ヲ
害スルニ至ルコトアルカ故ニ苟モ社會ノ安全ヲ保持センタメニ
モ注意セサルヘカヲササル事ナリ是即チ安寧秩序ト共ニ規定アル

所以ナリ是ヲ以テ此ノ三個ノ場合ニ於テハ裁判公行ノ利益ハ却
テ其弊害ヨリ小ナルヲ以テ例外トシテ其對審ノミハ秘密ニスル
コトヲ許サレタリ而シテ之ヲ秘密ニセント欲セハ左ノ二個ノ條
件中其一アルヲ要ス

第一 法律ニ依ル

第二 裁判所ノ決議ニ依ル

凡ソ社會ニ生出スルコトハ實ニ千變萬化ナルヲ以テ豫メ何々ノ
コトハ安寧ヲ害スト定ムルヲ得ヌ又時ト場所トニ因テ其關係異
ルヲ以テ何々ノコトハ秩序ヲ害シ風俗ヲ亂スト豫定スルヲ得ヌ
然レトモ其法律ニ依テ定メラレタル場合ハ勿論裁判公行ノ例外
ナリト雖トモ法律カ豫定セサル場合ニ於テハ裁判所之ヲ決定セ
サルヲ得ヌ是即チ裁判所ノ決議ヲ以テトアル所以ナリ

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬ス可キモノハ別ニ法律ヲ以テ之
ヲ定ム

本條ハ普通司法裁判所即チ大審院控訴院始審裁判所ニ於テ審理
スヘキ事件ナリト雖トモ特別ノ理由アルカ爲メニ司法裁判所ニ
屬セシム可カラサル事件ハ右ニ掲クル特別ノ裁判所ノ審理ニ屬
ス可キコトト其事件ハ法律ヲ以テ豫定ス可キコトヲ定メラレタ
ルナリ
抑モ特別ノ裁判所トハ陸海軍軍法會議ノ如キ或ハ特許局ノ審判
ノ如キ特種ノ人又ハ特種ノ事件ヲ審理スル裁判所ヲ云フ我カ國
未タ商工裁判所ノ設立ナシト雖トモ若シ之アラハ是亦特種裁判
所ト云フ可キナリ此ノ如キ特種ノ事件特種ノ人ヲ司法裁判ニ屬

セシメサルトキハ其權限ヲ犯スルモノ、如シト雖トモ其事件ノ
普通ノ裁判事務ト異ニシテ各々特殊ノ理由アルヲ以テ事ノ宜シ
キヲ得ルニハ亦然ラサルヲ得サルナリ且ツ之レカ爲メニ司法權
ヲ害シタルト云フヲ得可カラサルナリ

扱テ其特殊ノ理由ヲ存ス可キモノヲ今豫メ之ヲ限定ス可カラス
是ヲ以テ爰ニ大本ヲ定メ置キ如何ナルモノカ特別裁判所ノ支配
ヲ受ク可キカハ別段ノ法律ニ讓ラレタルモノナリ

第六十一條

行政官廳ノ違法處分ニ因リ權利ヲ傷害セラレタリト
スルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判
所ノ裁判ニ屬ス可キモノハ司法裁判所ニ於テ受理ス
ルノ限リニアラス

本條ハ司法裁判所ト行政裁判所トノ區域ヲ定メ行政處分ノタメ
權利ヲ害セラレタルモ其救済ヲ求メントスルトキハ行政裁判所
ニ訴フ可キコトヲ定メラレタルモノナリ

今本條ヲ解スルニ先ツテ行政官廳ノ如何ヨリ之ヲ説カサル可カ
ラス夫レ行政官廳トハ内閣各省ヨリ府縣郡村ニ至ルマテ苟モ行
政官吏アリテ行政事務ヲ執ル處タルニ於テハ總テ之ヲ包含ス是
等ノ各官廳ハ其官廳ノ名義ニ於テ官吏其職ヲ執ルカ故ニ官吏ト
云ハスシテ官廳ト云ヒシナリ而シテ各官廳其長官アリテ無形人
ノ代表ヲ爲スカ故ニ其屬官ニ於テ違法ノ處分ヲ爲セシ場合ト雖
モ其責任一ニ長官ニ歸ス長官ハ即チ無形人ナル官廳ノ代表者タ
ルヲ以テ其長官ヲ訴フルモ其實ハ官廳ナル無形人ヲ訴ヘシモノ
ナリ是レ即チ官吏ト云ハスシテ官廳ト云ハレタル所以ナリ

次キニ違法處分トハ如何ナルモノナルヤヲ説カサル可カラス單
純ニ之ヲ解スルトキハ成法ニ違反シタル行政官ノ所爲ト云フニ
外ナラス成法ニ違反シタル行政官ノ所爲トハ如何ナルコトヲ云
フカハ實ニ解説ヲ費スニアラサレハ之ヲ明スコトヲ得ヌ抑モ違
法處分如何ヲ知ラント欲セハ行政官廳ノ所爲如何ヲ分析セサル
可カラス之ヲ分析スル時ハ左ノ二項ヲ得可シ

第一 治者ノ權ヲ執行スル所以

第二 一個人ト比シテ民事上ノ事ヲ所置スル所爲

今之ヲ分解センニ第一ノ所爲ハ例ヘハ地方廳ニ於テ租稅ヲ徵シ
保安衛生ノ警察ヲ爲ス如ク所謂治者タルノ權ヲ以テ法律ヲ執行
シ其範圍ニ於テ命令措置スル是ナリ第二ノ所爲ハ例ヘハ地方廳
ニ於テ其廳自身ニ關スル財産上ノ事ニ付テ權利義務ノ定約ヲ爲
シ或ハ權利ヲ確保シ或ハ職分即チ對世ノ義務ヲ體スル等民事上
ノ事ヲ所置スル場合はレナリ

此ノ二個ノ所爲中第二ノモノハ單ニ民事上ノ所爲ニ止リ假令其
所爲法律ノ規定ニ反シ爲シ或ハ爲サ、ルト雖トモ是レ一個人資
格ヲ以テ法ニ違反セシモノニシテ司法裁判所ニ屬スルハ當然ニ
シテ之ヲ爰ニ違法處分ト云フニ非ス然レトモ第一ノモノハ治者
タルノ權利ヲ執行スルニ當リ若シ其權限ヲ越ヘテ爲シ若クハ權
限内ニ於テ爲ス可キヲ爲サ、ルカ如キコトアラハ其政務上ノ權
利ノ執行ノ法ニ違反スルヲ以テ是レ之レ違法處分ト云フナ
リ
今ヤ進ンテ解釋ニ入ラントス違法處分ト雖トモ正理ニ依ツテ嚴
格ニ論スルトキハ等シク司法權ノ管轄ニ屬ス可シト云フヲ得可

キモ此ノ場合ニ於テハ其事ニ熟練ニシテ能ク事情ニ洞通スル行政官ノ裁斷ニ任スル特別ノ法ヲ設ケサル可カラサルモ亦前條ニ述シ如ク事ノ宜シキヲ得ンカ爲メノミ如ク之ナラス三權分置ノ主義ヲ以テ各自ヲ特立セシメタル以上ハ行政權ニ行政事務ノ活動ヲ與ヘ能ク司法權トノ分域ヲ確定セサル可カラス然ラザレハ勢ヒ行政權ノ特立ヲ失スルニ至ル可キナリ即チ行政權ハ司法權ノ制肘ニテ活動ヲ失フ可キナリ古人説テ爲シテ曰ク法章ヲ執行シ世治ノ保安ヲ維持シ社會百般ノ需用ヲ經理スルハ即チ政ヲ行フナリ此ノ行政權ニ於テ起ル所ノ抗爭ヲ處斷スルモ猶ホ政ヲ行フナリ況ンヤ憲法上保任ノ責アルヲ以テ之ヲ裁定シテ執行ノ阻礙ヲ除去スルノ權ヲ有セサル可カラスト宜ナルカナ言ヤ敢テ司法權ヲ減削蔑如スルモノト爲ス可カラサルナリ

以上ノ處論ニ依リ行政官廳ノ如何及ヒ其違法處分ノ如何並ニ其行政裁判所ノ管轄ニ屬セシムルモ道理ニ反ス可カラサルコトヲ了解シタレハ「條文ニ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬ス可キモノハ司法裁判所ニ於テ受領ス可キノ限リニアラス」ト規定セラレタルハ了解セラレタルナラン之ヲ重ネテ言ハハ行政官廳ノ法ニ違反シタル權理執行ヨリ生スル爭ハ法律ニ特別行政裁判所ノ所管ニ屬スルコトヲ記シタル場合ハ司法裁判所ニテ受取ルノ義務ナキヲ示サレタルナリ故ニ右ノ如ク成法ナキノ爭ハ司法裁判所之ヲ管セサル可カラサルナリ

第六章 會計

世人動モスレハ特ニ政治運行ノ如何ニミ眼ヲ注テ却テ財政制度

ノ如何ヲ忘ル、者アリ是猶ホ行爲ノ運動快活ナラン事ヲノミ欲シテ却テ血液ノ循環如何ヲ顧ミサルカ如シ焉ソ知ラン行爲ノ運動ヲシテ快活ナラシメント欲セハ宜シク先ツ血液ノ循環ヲシテ宜シキヲ得セシメサル可カラサル事ハ政治運行ノ財政制度ニ於ケルモ亦然リ如何ニ政治ノ運行ノミヲシテ圓滑ニシテ且ツ快活ナラシメント欲スルモ財政制度ニシテ其宜シキヲ得スルハ到底其功ヲ奏スルコト能ハサルヘシ顧フニ我國百政一新以來僅カニ二十有餘年之ヲ國家ノ歲月トスルトキハ日尙ホ淺シト謂フヘシ然ルニ能ク外ハ以テ侵略ヲ受ケス内ハ以テ擾亂ヲ鎮定シ其他百般ノ政治ヲシテ今日ノ地位ニ達セシメタル者ハ實ニ財政制度ノ其宜シキヲ得タルニ由ラサルハナシ減租ノ聲時ニ民間ニ喧シト雖トモ其多キカ爲ニ野ニ餓卒アルヲ見ス増稅ノ論或ハ當局者間ニ起ルト雖トモ徵稅ノ少キカ爲メ政ニ滯滞ナルヲ聞カス若シ夫レ政治上ノ成績ト比較シ得ヘキ價值ヲ標準トシテ之ヲ見レハ政務ノ發達ハ蓋シ能ク財政ノ發達ト併行スル者ト謂フヘキ歟是亦血液ノ循環多量ニ過キス少量ニ失ヘス身體發達ハ能ク之ニ伴フテ併行スルカ如キナリ

然リト雖トモ政治上百般ノ弊害中其最モ困難ニシテ救治シ易カラサル者ハ蓋シ財政ノ事ヨリ大ナル者ハナカルヘシ何トナレハ他百般政治上ノ弊害モ或ハ困難ナル者アラン然レ共其來ルヤ多ハ皆ナ急性ナルヲ以テ從テ亦多ク一刀截斷ノ處置ヲ施スニ難カラスト雖モ獨リ財政上ノ弊害ニ至テハ其來ルヤ多クハ慢性ナルヲ以テ之カ救治ノ策ハ決シテ一刀裁斷ノ處置ヲ施ス可カラス必ヤ堪忍ト綿密ノ能力ヲ盡シテ歲月ト共ニ漸次救治ノ策ヲ施スノ外術ナキナリ是實ニ時ノ古今ヲ問ハス國ノ内外ヲ論セス財政制度ヲ以テ百政善惡

ノ關スル處國家休戚ノ係ル處トシテ他ノ百般政務中ニ在テモ殊ニ最要ノ地位ヲ占メシムル所以ナリ豈ニ慎マサル可ケンヤ

本章ハ則チ我憲法中ニ於テモ其最モ財政ニ關スル議政ノ權限ヲ定メラレタルモノナリ將タ吾々人民力租稅ヲ納ムルノ義務アル以上ハ之レカ費用ノ用途ニ參與ノ權ヲ有スルハ蓋シ當然ノ理ト云フヘシ果シテ本章ハ憲法第二十一條ヨリ胚胎シ來リタル者トセハ實ニ吾々人民ハ憲法中ノ又憲法トシテ拜受シタル者ト謂モ可ナラン何ントナレハ前ニモ例ヲ擧ケ論シタル如ク是ヨリ我國ノ百般政務ヲシテ能ク其成績ヲ擧ケシムルモ將タ擧ケシメサルモノニ本章ノ適用如何ニ在テ存スレハナリ例令ハ政府議會ニ向テ某ノ費用ヲ要スト請求センカ代議士ニシテ之ニ應セザレハ即チ事止ム又人民政府ニ向テ故意ニ減稅ノ苦情ヲ鳴ラス者アリトセンカ代議士ニシテ政府ノ要求ニ應スレハ即チ事又止ム斯ノ如ク本章ハ一方ニ向テハ政府施政ノ依ル處トナリテ之レカ濫政冗務ノ害ヲ防キ一方ニ向テハ人民命脈ノ關スル處トナリテ之カ幸福ト安寧ヲ維持ス而シテ其中間ニ在テ之ヲ左右スル者ハ代議士タル者カ本章ニ依リテ其精神ヲ盡スト盡サ、ルトニ在ルヲ知ルヘキナリ本章定ムル處ノ議定ノ權限ハ左ノ如シ曰ク第六十二條第一項新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スル場合及第三項國債ヲ起シ及豫算ニ定メタル者ヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲ス場合第六十三條第一項毎年ノ豫算及第二項豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アル場合第六十六條第一項皇室ノ經費ニシテ將來増額ヲ要スル場合第六十八條特別ノ須用ニ因リ政府力豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ要スル場合及第七十條等ノ場合七十二條等是ナリ

請フ是ヨリ條ヲ遂フテ解スル處アラン

第六十二條

新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其他ノ收納金ハ前項ノ限ニアラス

國債ヲ起シ及ヒ豫算ニ定メタル者ヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

本條ニ於テ論スヘキ重モナル箇條二アリ曰ク租稅賦課ノ事曰ク國債募集ノコト是ナリ請フ各項ヨリ順テ遂フテ論スヘシ

夫レ人他人ニ向テ汝チ我カ爲メニ必要ナル費用ノ負擔ヲナセ然レトモ其之ヲ何ノ爲メニ費用スルカハ汝ノ問フ處ニアラスト謂

ハ、誰カ其非理ヲ怪マサル者アランヤ夫レ既ニ他人ノ爲メニ必要ナル費用ノ負擔ヲナスレハ之レカ用途ニ向テ喙ヲ容ル、

ノ權アルハ豈ニ自然ノ道理ニアラスヤ是實ニ租稅議政權ノ起ル所以ニシテ立憲政體ノ本旨モ亦此ニ在テ存スルヲ知ルヘキナリ

租稅トハ何ソヤ曰ク政府カ百般ノ國用ヲ支辨スルカ爲メニ其財政ノ大權ニ依リ一定ノ節度ニ從ヒテ國民ニ賦課スル處ノ強制賦

金ナリト是ニ由テ之ヲ觀レハ租稅ハ彼特個ノ勞務ニ對スル賠償トシテ徵收スル處ノ手数料及其他ノ收納金トハ性質ヲ異ニスル

ヤ勿論ナリ是即チ本條第一項ト第二項ノ區別ヲ生シタル所以ニシテ法律ヲ以テ定ムル場合ハ新ニ租稅ヲ課シ及ヒ稅率ヲ變更シ

タル場合ノ外之ナキハ明カナリ新ニ租稅ヲ課ストハ先年我國ニ

始メテ所得税ヲ課シタルカ如ク新ニ税目ヲ發見シテ課スル場合
 テ云ヒ税率ヲ變更スルトハ己ニ税目ノ存スル者ニ向ツテ或ハ稅
 率百分ノ一ナリシテ百分ノ二トナスカ如ク場合ヲ云フナリ故ニ
 若シ其區別ヲ云ハハ税率ヲ變更スル場合ニ之ヲ高ムル時ハ新ニ
 租稅ヲ課スルト其結果ヲ同フスルトモ既定ノ稅目ニ向ツテ減率
 スル場合ニハ其結果恰モ相反スルヲ知ルヘシ
 何ヲ以テ新ニ租稅ヲ課シ税率ヲ變更スル場合ノミ法律ヲ以テ之
 テ定メ而シテ其他ノ手數料及收納金ニハ及ホササルカ一ハ全
 ク立法權内ニ屬スレトモ一ハ全ク行政權内ノ事ナレハナリ蓋シ
 報償ニ屬スル行政上ノ手數料トハ醫師代官人ノ受驗料ノ如キ或
 ハ其免許料ノ如キ者ヲ云ヒ其他ノ收納金トハ罰金沒收ノ類ヲ謂
 フナルヘシ凡ソ斯ノ如キ者ハ第一租稅ノ如キ平等ナル強制賦金
 トハ性質ヲ異ニスルノミナラス之ヲ納ルト否トハ全ク本人ノ志
 望ニ在テ何人モ之ヲ納ルノ義務ヲ始メヨリ負フ者ニアラサレハ
 ナリ故ニ是等ノ事ハ全ク行政權内ニ任シテ立法者ノ關スル處ト
 ナラサルハ歐米立憲國ノ制度大概然ラサルハナキ者ノ如シ又手
 數料ト其他ノ收納金ヲ目的ノ上ヨリ區別スルトキハ手數料ハ政
 府力各別ノ利益ノ爲ニ特ニ施行スル處ノ義務ニ對スル報酬金ナ
 レハ要スルニ一般行政上ノ目的ヲ達セントスルヲ原因トスレ
 トモ其他ノ收納金ハ或ハ理財上ノ目的ヲ以テスル者アリ或ハ
 別段ノ目的ナクシテ取納スル者アリ即チ相續人モ親戚モナキ
 全ク無主ノ財産ヲ政府ノ所有ニ歸セシムル場合ノ如キ此例ナ
 リ
 併以上ハ租稅賦課ノ事ヲ論シタリ以下將ニ國債募集ノ事ヨリ其

他議會ノ協賛ヲ經ヘキ者ニ及ハントス
 租稅ニ續テ最モ國家ノ利害人民ノ安危ニ關スルモノヲ國債募集
 ノ事ナリトス何トナレハ國債ヲ募集スレハ一時國民ノ負擔ヲ輕
 クスルカ如シト雖トモ遂ニ人民ニ課稅シテ之レカ償還ヲナサ、
 ルヲ得ス故ニ國債ハ譬ヘハ一箇年度ノ支出ヲ數多ノ年度ニ分配
 スル者ニシテ恰モ支拂テ他日ニ於テスル爲替ノ如キモノナリ是
 テ以テ歐米立憲國何レモ之ヲ議會ニ附セサル國ナシ即チ英國ノ
 如キハ憲法上ニ明文ナシト雖トモ實際ハ必ス國會ノ議決ヲ要シ
 學國ノ如キ其憲法第百三條ニ法令ニ據ルニ非サレハ國債ヲ起ス
 コトヲ得スト明言シ西班牙ノ舊憲法ノ如キ其第七十六條ニ政府
 ニ在テ國民ノ負擔ニ保ル國債ヲ約セント欲セハ國會ノ認可ヲ受
 クルヲ要スト斯ノ如ク何レモ此一項ヲ記載セサルハナシ而シテ
 我憲法中ニハ別ニ國債ノ事ノミニ關スル明條ハ之ナキモ本條第
 三項ノ國債ヲ起シ及豫算ニ定メタル者ヲ除ク外國庫ノ負擔トナ
 ルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシトアル以上ハ其國
 債ヲ起スニ就テ議會ノ協賛ヲ經ルヤ勿論ナリ
 最モ此第三項ニ就テハ往々解釋ニ苦ム者アルヘシ普通ノ文章ト
 シテ一寸解スル時ハ國債ヲ起シ及豫算ニ定メタル者ヲ除ク外云
 云トアル以上ハ此二事ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘキ者ニアラサレ
 トモ其外ノ國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛
 ヲ經サル可ラスト誤解シ易ケレハナリ然レトモ少シク憲法學ニ
 通スル者ハ直チニ解シ得ルナラン豫算ニ定メタル者ハ第六十四條
 ノ明文アリ重複ヲ避クルカ爲ニ斯クハ記載シ國債ヲ起シノ一句
 ハ及ト云フ助辭ヲ以テ全ク豫算ニ定メタル者云々ト云フ句ト連續

セサルコトヲ果シテ然ラハ本條第三項ハ國債ヲ起スコト並ニ豫
 算ニ定メタル者ヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ハ議會ノ協
 賛ヲ經ルコトナルヲ知ルヘシ蓋シ是等ヲ見テ憲法制定ノ際片言
 隻字モ忽セニセラレサリシ一班ヲ窺フニ足ルナリ國債ノ事ニ付
 テハ學者往々非難スル者アリ曰ク財政ノ困難ナル際ニ當テ之テ
 救治センカ爲ニ國債ヲ起スコトハ甚ダ爲シ易キヲ以テ動モスレ
 ハ國民ヲシテ重稅ノ負擔ニ堪ヘサラシムル者アリト蓋此等ノ患
 ハ彼獨裁國ニ於テ或ハ之アラソ然レトモ立憲國ニ於テ未タ必ス
 シモ之アリトスヘカラス而ノミナラス國債ヲ起スノ利害ハ必竟
 事業ノ性質ニ依ルコトナレハ當局者タル者其事業ノ利害ヲ察シ
 テ之ヲ起スハ當ニ害ナキノミナラス却テ利益アルコト少ナカラ
 ス蓋シ國債ヲ起スノ場合ハ困難ヲ救治スルニ在リト謂フヨリ寧
 ロ利益ヲ起ス場合ニ募集スル者ナリト謂フヘケレハナリ
 國債ニ關スル釋義ハ右ノ如シ然ラハ豫算ニ定メタル者ノ外國庫
 ノ負擔トナルヘキ契約トハ何ソヤ即チ郵便電信ノ類ヲ新ニ開ク
 カ爲ニ契約ヲナス如キ是ナラン何トナレハ是等ノ事ハ其前ニ當
 リテ豫算スヘキモノニアラサレハナリ
 第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ
 依リ之ヲ徵收ス
 蓋シ本條ノ精神ヲ一言ニシテ掩ヘハ凡ソ租稅ヲ改正スル事ハ甚
 タ難シ故ニ之ヲ改正セント欲スレハ漸次法律ニ依テ改正シ然ラ
 サレハ舊ニ依リテ徵收スルト云フニ外ナラサルナリ此事ハ學國
 憲法ニモ第百九條ニ租稅ハ法律ヲ以テ其規則ヲ變更スルマテ現

行ノ法律ニ從テ之ヲ徵收ス可シト記載スルヲ見ルナリ元來租稅
 ハ時々變動シ易キモノナリ故ニ成ルヘク之ヲ制限セサルヘカラ
 ス然ルニ若シ妄リニ租稅ヲ變動スルヲ得ルモノトセハ當ニ政治
 上ノ方針ヲ動スノミナラス人民ニ取リテモ大ニ生計ノ標準ヲ失
 フノ害アリ故ニ之ヲ改正ナラントスル以上ハ必ス憲法第三十
 八條ノ定ムル處ニ依リ政府或ハ兩院院之カ法律案ヲ出シテ前條
 ノ場合ニ及ハサル限リハ現行ノ法律ニ依リ之ヲ徵收スト定メラ
 レタル所以ナルヘシ
 第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ
 經ヘシ
 豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出ア
 ルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
 豫算トハ大藏大臣カ一定ノ時期中ニ在テ金額ノ收支ヲ豫定スル
 處ノ計算ニシテ毎前年度ニ於テ國家ノ收入ト支出トノ間ニ於ケ
 ル平均ヲ確定シタル者ナリ故ニ歲入ト歲出ト其額ノ未定ナル者
 ニアリテハ最近年度ノ平均額ニ從ヒ極メテ精密ニ算定セシムル
 アル可カラズ蓋シ立憲國ニ在ル租稅ノ賦課ハ必ス議會ノ協賛ヲ
 經サルヘカラサル道理ハ即チ豫算モ亦タ議會ノ協賛ヲ經サ
 ル可カラサル道理ニ同シ今日歐米立憲國ハ何レモ皆此ノ豫算ヲ
 舉ケテ國會ノ議定ニ附セサルハナキ者ノ如シ即チ英國ノ如キ慣
 例ニ依テ已ニ其國ノ大法トナリ學國ノ如キ憲法第九十九條ニ於
 テ之ヲ定メ其他白耳義西班牙何レモ其憲法中ニ特書セサル者ナ
 シ是實ニ政府ハ其精細確實ナル歲出入豫算表ヲ以テ代議士ニ示

シ明カニ其然ル所以ヲ知ラシメ以テ至當ノ同意ヲ求メサル可カラサル所以ナリ

且ツ夫レ一個人ノ收入經費ハ毎年大差ナキヲ以テ時トシテハ其勞ヲ取ラサルモ可ナリ然レトモ政府ノ收入經費ニ至リテハ管ニ莫大ナルノミナラス之カ豫算ヲナサ、レハ大ニ誤算浪費ノ患アリ然ノミナラス一個人ノ收支ハ利害損得早ク心附キテ用心注意ヲ要シ得ヘキモ政府ノ收支ニ至テハ容易ニ目ノ届カサルヨリ知ラス識ラズ疎放ニ失スルノ弊アリトス又一個人ノ歳入ハ多クハ一定シテ變動スルコト稀ナレハ其費ス處ハ歳入ニ應ジテ節減シ得ヘシト雖トモ政府ノ經費ニ至リテハ全ク之ト相反シ租稅ノ徵收常ニ増減ヲ免レサルヨリ從テ其歲計豫算ハ多クハ歳出ニ應ジテ歳入ヲ定メサルヘカラス是又政府歲計豫算ノ忽ニスヘカラスル所以ナリトス

儲蓄計豫算ノ忽ニス可ラサルコト斯ノ如シ然ラハ此ノ豫算ハ毎年之ヲ議定スヘキ乎或ハ毎數年ニ之ヲ議定スヘキ乎此事ニ付テ佛國ノボリユー氏嘗テネーケール氏ノ說ヲ駁シタルコトアリ其言ニ曰ク夫レ歳入ノ増減ナキハ決シテ望ム可ラス何トナレハ收入ノ高ハ政府ノ欲スル所ニノミ由ラスシテ商業工業政治上若クハ農業ノ景況ニ由テ左右セラル、者ナレハナリ支出ニ至リテハ收入ノ如クナラス政府カ事務ノ擴張事業ノ創始等ヲナサ、レハ多少費用ノ動搖ヲ抑制スルヲ得ヘキ者ナリト雖トモ政府萬般ノ事務ヲ死守シテ動搖セサルハ計ノ得タル者ニアラス又實際此ノ如キ事ハ爲シ得ヘキニアラス是故ニ數百年ノ間勿論數十年ノ間ト雖トモ政府ノ收支ハ變動ナキ者ト稱スルカ如キハ夢想ノ論ニ

過キスト實ニ然リ歲計ノ豫算ハ年々國會ノ議定ヲ經サル可ラス是等毎年帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシトナシタルハ最モ其當ヲ得タル者ト謂フヘシ

然ノミナラス豫算ニ永久一時ノ二費アリ其永久費ハ一定シテ増減ナキ者假令ヒ確定不動ナラサルモ容易ニ豫知スルヲ得ヘキ者即チ國際費官吏俸給ノ類之ナリ而シテ一時費ハ之ニ反シ動搖常ナク世ノ形情ニ從テ増減スル者即チ海陸軍調馬費兵食費堤防橋梁等ノ保存ノ如キ之ナリ是等ノ諸費ハ收穫ノ減少季候ノ不順洪水旱魃等ノ爲メニ大ニ其費額ニ影響ヲ來ス者トス加之ナラス開戰ノ兆候アルカ爲メニ急ニ軍備ヲ増加シ若クハ大ニ土木ヲ起スカ如キ非常ノ事アル時ハ又大ニ議院ノ決定セシ豫算ヲ亂ス事アルナリ斯ノ如キ場合ニハ如何スヘキカ此ノ場合ニ於テハ憲法第六十九條ニアル所謂豫備費ニ依テ支出スト雖トモ已ニ豫算ハ毎年帝國議會ノ協賛ヲ經ルト定メタル以上ハ矢張必ス又後日ニ於テ帝國議會ノ承諾ヲ求ムルハ當然ノ理ニシテ彼ノ行政官ノ濫用濫出ヲ許サ、ルノ手段ナリトス是即チ本條第二項ニ豫算ノ款項ニ超過シトハ豫算書中ニ掲載シアル款項ニ費用ノ超過シタル場合又ハ全ク豫算ノ外ニ出テタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要スト定メタル所以ナリ但シ此ニ後日帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシト書セシテ承諾ヲ求ムルト書シタル者ハ協賛モ承諾モ同一意味ナレトモ唯一ハ未タ議會ニ附セサル前ニ付テ之ヲ云ヒ一ハ一旦已ニ議會ニ附シタル後ナル者ニ付テ云フトノ區別アリト知ルヘシ以下亦然リ

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

豫算ヲ上院ヨリ前ニ先ツ衆議院ニ提出スヘシト云フハ蓋シ立憲各國普通ノ順序ナリトス顧フニ是レ英國ヲ始メ其他ノ諸國租稅ノ徵收ヲ可否シ其性質稅率期限季節ヲ定ムル等ハ衆議院ノ專權ニシテ上院ハ假令其全體ニ付テノ租稅ニ關スル議案ヲ否決スル事アリト雖トモ是レカ爲メニ一旦下院ノ可決シタル豫算科目ヲ修正スルノ權ナキナリ是レ我國ノ憲法モ此等ノ慣例ニ依テ衆議院ヘ前議權ヲ與ヘタルマテナラント雖トモ上院ノ權利ニ至リテハ歐洲諸國制トハ全ク反對セリ即チ我憲法ニ於テ上院ハ衆議院ト同一ノ權利ヲ有シ充分租稅ノ徵收ヲ可否シ其性質及稅率等ヲ變更スルノ權利ヲ有スル者ナレハ本條衆議院カ先ツ豫算ノ前議權ヲ有スルハ慣例ノ順序ニシテ決テ歐洲立憲國ノ如キ原理ニ依テ前議權ヲ與ヘタル者ニアラサルヲ知ルヘシ是等ハ實ニ歐洲諸國ト我國トハ大ニ國體上ノ歴史ヲ異ニシ居ルヲ以テ上院ニモ同一ノ權利ヲ與ヘタルナラン歟以テ我帝國憲法ノ帝國憲法タル所以ヲ知ルニ足ルナリ最モ是ハ豫算ノミニシテ他ノ議案ハ兩院ノ内何レヲ先キニスルモ便宜ニ依リテ差支ヘナキハ議院法ニ定ムル處ソレ玆ニ贅セス

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出

シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

本條ハ帝國議會カ皇室ノ經費ヲ協賛スル場合ヲ明示セラレタル者ナリ

夫レ皇室ノ尊嚴ヲ重ンスル所以ノ者ハ國家ノ安泰ヲ希圖スル所以ナリ王家ノ強固ヲ貴フ所以ノモノハ臣民ノ幸福ヲ増進スル所以ナリ是故ニ皇室尊嚴ヲ損シテ國家安泰ナルヘキノ理ナク王家強固ヲ失テ臣民幸福ヲ増進スル謂レナシ蓋シ此ノ二ツノ者ハ相俟テ未タ曾テ相離ル可カラサル者ナリ況ンヤ我國ノ如キ皇統連綿トシテ皇室ト臣民トハ實ニ頭腦四肢ノ關係アル團體ニ於テヲヤ然ルニ若シ之カ臣民タル者ニシテ濫リニ皇室ノ經費ヲ廢除シ又ハ削減スル事等アラハ如何ニヤ其事タル管ニ皇室ノ尊嚴ヲ損シ皇家ノ強固ヲ失シ奉ルノミナラス必竟國家ノ安泰ヲ紊シ且ツ臣民ノ幸福ヲ害スル者タラスンハアル可カラサルナリ況ンヤ我國ノ如キ大權武門ニ歸シタル昔時ニ當テ恐レ多クモ朝貢經費ノ徵々タルニセヨ若シ之ヲ欠クコトアレハ殆ント國體ノ汚名ヲ天下ニ蒙ルニ於テ歴史上ヨリ云フモ理論上ヨリ云フモ決シテ之ヲ議スルノ權利ナキ者ナルヲヤ是本條皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ雖トモ之ヲ要セサルコトニ定メラレタル所以ナリ

然リト雖トモ皇室現在ノ經費定額ハ恐レ多クモ之ヲ以テ皇室ノ尊嚴ヲ維持スルニ足ルト認メラレタルナリ王家ノ強固ヲ保存スルニ足ルト思召メサレタルナリ皇室ノ臣民ニ對シテ慈仁ナル豈ニ敢テ妄リニ定額ノ經費ヲ支出シテ臣民ヲ苦マシムル者アランヤ否ナ我國古來ノ歴史ヲ見ルモ權臣驕奢ヲ逞フシ時ニ或ハ是等自身ノ爲メニ人民ヲ苦メタルノ例ハアリト雖トモ皇室經費ノ爲ニ臣民ニ苦痛ヲ感セシメタルノ例ハ未タ曾テ聞カサル處ニシテ

臣民ハ寧ロ皇室經費ノ或ハ足ラサルヲ恐ル、ナリ而ルニ若シ將來定額以上ニ増加スル場合ニハ皇室ノ經費ト雖トモ帝國議會ノ協賛ヲ經ルコトトサレタルハ實ニ至仁ノコトト謂フヘシ何トナレハ將來増額ヲ要スルノ場合ハ必ス皇室ノ尊嚴ニ關シ王家ノ強固ニ係リ國家臣民ノ安泰幸福ニ繫ル場合ナルヘケレハ之レカ帝國議會タル者豈敢テ節減ヲノミ事トスヘケンヤ然リト雖トモ臣民ノ權利ヲ重ニスル豈又此一箇條無クシテ可ナラン

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

蓋シ本條ハ憲法上會計章中ニ在テ最モ難解ノ箇條タルヘキナリ先ツ一般歳出上ニ於ケル議會ノ權利ヨリ述ヘン夫レ既ニ帝國議會ハ本章第六十四條ニ明記セルカ如ク國家ノ歳出歳入ノ豫算ハ毎年之ヲ議定スルノ權利アリ已ニ權利アレハ其歳出上ニ於ケル豫算ニ付テ假令政府ノ同意ナクモ之ヲ廢除シ又ハ之ヲ削減シ得ルコト勿論ナリ然ルニ政府ノ同意ナキ以上ハ帝國議會ト雖トモ之ヲ廢除シ又ハ削減スルヲ得サル者トハ何ソヤ是本條定ムル處ニシテ第一ニ曰ク憲法上ノ大權ニ基ケル既定ノ歳出第二ニ曰ク法律ノ結果ニ由リ生スル處ノ歳出第三ニ曰ク法律上政府ニ屬スル歳出是ナリトス

第一 憲法上ノ大權ニ基ケル既定ノ歳出トハ何ソヤ曰ク是全ク天皇ノ特權ニ屬シ給フ行政上ノ大權ニ基キタル者ニシテ即チ

憲法第十條ニ天皇カ行政各部ノ官制ヲ設ケラレタルカ爲ニ生スル歳出文武官ノ俸給及第十二條ノ常備兵額ヲ定メラレタルヨリ生スル歳出等ハ此ノ類ナルヘシ是等ノ歳出ニシテ帝國議會會安リニ之ヲ全廢シ或ハ削減スルコト等アルトキハ官ニ天皇ノ統治權ヲ侵シ率ルノミナラス行政機關ノ運行ニ延滞ヲ生シ終ニ之カ爲メ一國ノ主權議會ノ蹂躪スル處トナルハ甚ダ見易キノ道理ナリトス是則チ本條憲法上ノ大權ニ基ケル既定ノ歳出ハ行政機關タル處ノ政府ノ同意ナクシテハ安リニ議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルヲ得サレシメタル所以ナリ

第二 法律ノ結果トハ何ソヤ曰ク此ノ一句ハ法律家中往々議論ヲ生スルコトアルヘシ或ハ曰ク例令ハ茲ニ公用土地買上ノ事ヲ法律ヲ以テ定メタリトセヨ此場合ニ於テ此ノ法律ヲ施行スル時ニハ人民ニ向テ相當ノ買上代價ヲ拂ハサルヘカラス是豈ニ法律ノ結果ニ由リテ政府ノ義務ニ屬スル歳出ニアラスヤト是甚ダ解シ得サル議論ト云フヘシ何トナレハ土地買上規則ヲ施行シタルカ爲メニ政府之ヲ相當ノ代價ヲ拂下クルハ或ハ間接ニ法律ノ結果トモ云フヘケレトモ決シテ直接ノ結果トハ云フヘカラス且ツ土地買上規則ヲ制定シタリトテ之ノミヲ以テ直チニ結果ヲ生スヘキモノニアラス必スヤ土地買上タルニ付テハ別ニ議案ヲ調製シテ議會ニ附スヘケレハ其費用ヲ廢除シ又ハ削減スルコトハ已ニ其議案ヲ議スル際ニ決定スルモノナレハ決シテ之ヲ以テ法律ノ結果ナリト云フヘカラス者ノ如シ然ラハ法律ノ結果トハ如何ナル場合ヲ指スカ即チ登記所ヲ全國ニ設クルト云フコトニ付テ已ニ法律ノ制定アル以上

ハ政府ハ速カニ之レカ登記所ヲ設置セサル可カラス而シ之ヲ設置スル費額ノ多寡ハ政府ノ措置如何ニ在テ存スレハ議會會安リニ政府ノ同意ナクシテ之ヲ廢除シ若クハ削減シテ之ヲ妨クヘキニアラサルナリ況ンヤ議會已ニ登記所ヲ設クルノ法律ヲ制定シテ其費額ヲ廢除スル等ノ事アレハ是自ラ法律ヲ制シテ自ラ法律ヲ廢スル者ナルヘケレハナリ

第三 法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出トハ何ソヤ此ノ一句モ亦解釋ニ苦ム處ナリトス國債ノ如キモ或ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ト云フヘキ者ノ如ク然レトモ此等ノモノ、法律上ト云フヲ得サルハ已ニ帝國議會ノ協賛ヲ經テアル以上ハ更ラニ此ニ至テ又二重ノ協賛ヲ經ルノ理由ナシ故ニ法律上云々ト云ヘルハ訴訟上ヨリ政府ノ義務トナリタル歳出ヲ指サヤ明カナリ假令ハ官吏職權内ノ事ニ付テ人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其實ニ任スル義務ノ如キモノヲ謂フナルヘシ尙ホ此事ニ付テハ法律家中ニ種々ノ議論ヲ生スヘシ即チ官吏犯罪又ハ准犯罪ヲ犯シ他人ニ損害ヲ加フル時ハ官ニ於テ被害者ニ之ヲ償フノ義務アリヤ佛國民法第千三百八十四條ニ人ヲ使用スルモノハ其使用ヲ受クル者ノ受任事件ニ付キ人ニ加ヘタル損害ヲ償フヘシトアリ此普通法ヲ以テ政府ニ施スヘキヤ等種々ノ議論モアルヘケレト憲法ハ唯其大體ノ精神ヲ解スレハ足レルヲ以テ本條ノ如キモ必竟議會ヲシテ歳出上ニ關スル二重ノ協賛ヲ避ケシムル精神ニ外ナラサルヲ記憶スヘキナリ

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシ

テ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルヲ得

本條ハ運河築港軍艦等特別ノ須要ナル工事製造及其他ノ事業アル場合ニ豫メ年限ヲ定メ置テ其繼續費ヲ見積リ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトアルヲ定メラレタル者ナリ故ニ一年限リニテ竣工スヘキ事ノ如キハ其年毎ニ議會ノ協賛ヲ求メテ可ナリト雖トモ數年ニ渉ル事業ノ如キハ一年毎ニ之レカ費用ヲ議會ニ附スヘキニアラス若シ一旦事業ニ着手シ半途ニシテ議會之レカ費用ヲ拒否スル等ノ事アラハ官ニ非常ノ損害ヲ招クノミナラス爲メニ施政ノ方針ヲシテ變動セシムルノ恐レアリ故ニ數年ニ渉ルヘキ事業等ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ議會ノ協賛ヲ求ムルコトアルハ甚ダ必要ナル事トス蓋シ本條ハ議會會安リニ費額ノ支出ヲ拒否シテ施政ノ針路ヲ妨クノ恐レヲ制限シタルモノナルヘシ

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

本條ハ已ニ第六十四條第二項ニ於テ略ホ論シタル如ク即チ豫算ハ精密ニ收入支出ノ額ヲ豫知スル能ハサルカ故ニ收支不償ノ際ニ於テハ勢ヒ不足補充ノ道ナカルヘカラス而シテ第六十四條第二項ノ精神ニ於テハ正シク費目流用ヲ許サレサルヲ以テ別ニ本條ヲ設クルハ亦止ムヲ得サル所ナリ讀者或ハ此ノ方法ヲ以テ道理ニ反セリト非難スル者アリ曰ク斯ノ如ク目的ノ一定セサル經費ヲ備フルハ行政官職ヲシテ徒ニ浪費ヲ起サシムルノ恐レアレハナリト此ノ非難ヲ決シテ取ルヘキ

モノニアラス何トナレハ費用ノ流用ハ已ニ第六十四條第二項ノ精神ニ於テ之ヲ許サス又會計法第十二條ニ於テ明カニ各項ノ金額ヲ流用スルヲ許サストスレハ若シ衛生處分等虎拉刺流行ノ如キ避クヘカラサル場合ニハ如何スヘキヤ是甚タ豫備費ノ必要ナル所以ニシテ況ンヤ開戦ノ兆候アルカ爲メニ必要ナル土木ヲ起ス場合等ニ於テヤ而シテ又此豫備費ト雖トモ流用ヲ許サ、ルハ會計法第七條ニ於テ第一第二ニ區別シアレハ行政官職カ之ヲ浪費スルカ如キ患ナキハ信シテ疑ハサル處ナリ蓋シ以太利ノ如キモ千八百六十九年以後其豫算ニ豫備費ヲ置クノ制トナシ二個ノ費目ヲ設置シタリ一ヲ準備金トシ一ヲ前知スヘカラサル經費ト云フモノ是ナリ

今本條ノ義解ヲ終ルニ臨ミテ聊カ論スヘキコトアリ即チ本條ニ掲クル處ノ避クヘカラサル豫算ノ不足ト豫算ノ外ニ出テタル必要ノ費用トノ區別是ナリ顧フニ此ノ避クヘカラサル云々トハ所謂補充費ニシテ豫算ノ外ニ生シタル云々トハ所謂非常費ノ謂ヒナルヘシ然ルニ此補充費ト非常費トハ道理ニ於テハ區別判然タレトモ實際ニ於テハ甚タ區別シ難キモノナリ何トナレハ此ノ避クヘカラサル云々ノ補充費ハ豫算中ニ其科目ヲ掲ケアリト雖トモ豫算外ニ生スル非常費ハ已ニ其條目ノ如ク非常不測ノ場合ナルヘケレハ始ヨリ豫算ノ科目ヲ設ケヘカラス故ニ此非常不測ト云ヒ不測ト云フコトハ固ヨリ一定ノ規則ヲ以テ適用スヘカラス且ツ一ノ費目ニシテ豫算ニ於テ決シタル事務ナリト云フノ點ヨリ見レハ其増額ハ補充費ト云フヲ得ヘケレトモ其初メ議定セシ費額ノ少ナキカ爲メニ非常ノ事情ヨリ生セリトスレハ又非常費ト稱

スルヲ得ヘキカ如シ故ニ豫算ノ問題ハ政府ト國會ト共ニ公平無私ノ心ヲ抱クニアラサレハ到底純良ノ域ニ達スルヲ得サルヘキナリ而シテ是等ハ眞ニ實際上ノ問題ナレハ憲法ニ於テハ唯其大意ニ通スレハ可ナリトス

第七十條

公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内
外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサル
ルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ
其承諾ヲ求ムルヲ要ス

本條ハ即チ第六十四條ノ例外ヲ示サレタルモノニテ天皇カ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキ政府カ勅令ニ依リテ財政上必要ノ處分ヲナスコトアルヲ定メタル者ナリ公共ノ安全ヲ保持スル場合トハ外患内訌ノ起リタル場合ニシテ或ハ兵食ヲ足シ軍器ヲ購ヒ急ニ軍艦砲臺等ヲ築造セサルヘカラサル事等アルヘシ斯ル場合ニ於テ第一需用タル者ハ金錢ノ力ヨリ外ニ頼ムヘキ者ナク之レアレハ以テ軍備ヲ盛ナラシムルニ足リ之レナケレハ以テ兵器ヲ阻喪スル等ノ事アレハ實ニ國家ノ一大事之ヨリ急ナルハナシ緊急ノ需用トハ即チ是等ノ費用ヲ要スルコトニテ此時ニ當リ内外ノ情形ニ依リトハ此時ニモ猶ホ議會ヲ召集シ得ルカ現在ノ軍費ヲ以テ足シ得ル場合ハ兎モ角ナレトモ内亂トシテハ彼ノ西南ノ役ノ如ク九州一地方ヲシテ全ク砲烟彈雨ノ中ニ没セシムルトキ議會ヲ召集セント欲スルモ議員ハ之ニ應スル能ハス又外患トシテハ彼ノ元冠ノ如キ人心恟々トシテ安セサルトキ亦議會

ヲ召集スルノ暇ナシ此時ニ當リテハ何ヲ以テ軍費ヲ支給シ得ヘキヤ止ムヲ得ス天皇陛下カ勅令ヲ發シ給ヒテ財政上必要ノ處分ヲナスヘク安ソ常時ノ例ヲ以テ見ルヘケンヤ蓋シ財政上必要ノ處分トハ紙幣ヲ發行スルコトモアルヘシ外國債ヲ募ルノコトモアルヘクシテ之カ爲ニ他日人民ノ負擔重キニ至ルヘシト雖トモ國家ノ危急存亡ニハ換ヘ難シ是即チ本條ノ設ケアル所以ナリトス

然リト雖トモ以上ハ實ニ非常緊急已ムヲ得サルノ場合ニ限リテ之レカ處分ヲナスモノナレハ次ノ會期ニ帝國議會ヘ提出シテ其承諾ヲ求ムルハ亦固ヨリ至當ノ處置ナリトス去リナカラ此ニ一ノ論スヘキコトアリ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シテ之レカ承諾ヲ求ムルハ至當ナリトスルモ若シ議會ニ於テ之レカ承諾ヲナサ、ルトキハ如何ニスヘキヤ是實ニ政府ト國會トノ腕競ヘトモ云フヘキ時ナルヲ知ルヘシ世間政黨内閣ヲ喋々スル者アレトモ此時ニ當テ議會ハ之ヲ承諾セス政府其處分ニ就テ充分ノ辨解ヲナス能ハサルトキハ勢ヒ其地位ヲ退カサル可カラサル事モアラシク國務ノ各大臣カ其實ニ任スル時モ此時ナラン果シテ然ラハ彼ノ一小議案ノ爲メニ屢々内閣ヲ變動セシムルヨリ斯ル場合ニ於テ内閣ニ變動ヲ生スルコトアレハ其實大ナル場合ニ於テ政黨内閣ヲ生スルコトアルヘシト云フモ不可ナラン尙ホ本條第二項ハ頗ル難解ノ場所ナレハ大ニ研究スル處ナクンハアルヘカラス大意ノ義解ハ此ニ止ム

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラ

大日本帝國憲法義解

サルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

本條モ亦第六十四條ノ例外ヲ示メサレタル者ナリ即チ國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ルカ至當ナレトモ時アツテ帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ已ムヲ得ス前年度ノ豫算ヲ以テ施行スルノ外ナキナリ

帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セストハ如何ナル場合ナルカ即チ議會カ政府ノ豫算ヲ一切議セサルトキニシテ或ハ政府カ至當ノ法律ニ從テ豫算ヲ調製セサリシ場合及ヒ其他ノ場合ヲ指ス者ナリ斯ル場合ニ於テ議會ハ其不當ノ處分ヲ鳴ラシ政府ト意見ヲ異ニスルカ爲メ一切豫算ヲ議定セサルコトアル者是ナリ而シテ又豫算成立ニ至ラサルトキハ前ト相違シ議會カ政府ニ對シテ議定セサル場合ニアラスシテ衆議院ト上院トハ同一ノ議政權ヲ有スルカ故ニ下院ノ可決シタル者ヲ上院カ否決シ上院カ可決シタル者ヲ下院カ否決スルト云フ如ク常ニ反對ニノミ出テ到底豫算ノ成立セサル場合ヲ云フナルヘシ然レトモ國會ノ開會ニハ一定ノ期限アリ若シ其期限内ニ於テ終ニ豫算ヲ議決スルコト能ハサル場合ニハ何時マテモ開會ヲ延ハスヘキニアラス是ニ於テ政府ハ已ムヲ得ス前年度ノ豫算ヲ施行スルハ亦是必要ノ處分ナリトス去リナカラ此場合ニ於テ亦次ノ年度ニ於テ議會ノ承諾ヲ經ヘキヤ否ヤ已ニ前年度ノ豫算ニシテ協賛ヲ經タル以上ハ更ニ再議ニ附スル如キハ之レナカルヘキナリ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定

政府ハ其検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
既ニ豫算ノ事アレハ此ニ決算ノ事ナカルヘカラス本條ハ即チ決
算ノ事ヲ定メタル者ニテ會計章中最モ重要ノ地位ヲ占ムヘキ個
條ナリ

夫レ歳出入ノ決算ハ實ニ國家收支ノ總額ヲ明瞭ニシ一方ニ向テ
ハ前年施政ノ得失ヲ知ラシメ又一方ニ向テハ後年施政ノ方向ヲ
定メシムルノ標準ヲ示スモノナレハ宜シク出納ノ實況ヲ擧ケ
成ヘク迅速ニ決了シ以テ天下ニ公示セサルヘカラサル者トス蓋
シ財政ノ監督ニ三種アリ曰ク立法監督曰ク行政監督曰ク司法監
督是ナリ立法監督トハ豫算ノ議定ニ在テハ費額ヲ承諾スルコト
收支ノ決算ニアリテハ政府ノ提出シタル處ノ決算ノ果シテ豫算
ニ違ハサリシヤ否ヤヲ承諾スルコトヲ云ヒ行政監督トハ大蔵大
臣カ行政ノ各部ニ關スル各個ノ決算書ヲ審メテ毎年ノ歳出入豫
算書ニ關スル總決算書ヲ編製シ以テ財政ニ關スル政府ノ責任ヲ
解カンカ爲メニ之ヲ議會ニ提出スルマテ常ニ各會計官ノ所業ヲ
監督スルコトヲ云ヒ又司法監督トハ議會カ憲法ニ準シテ政府ノ
會計ヲ監視スル事ヲ補助シ及之カ準備ヲナス處ノ會計検査院カ
純然タル司法官ノ地位ニ立チ更ニ各會計官吏ノ所業ヲ査定シ其
法規ニ違フタルヤ否ヤヲ判決シ及調査院ノ職權ヲ以テ支出命令
官ノ計算書ト會計官ノ計算書ト相符合スルヤ否ヤヲ宣言シ而シ
テ財務處分ノ全體ニ就テ報告ヲナスコトヲ云フ本條ハ即チ行政
官カ決算書ヲ調製シ更ニ會計検査院カ之ヲ検査シ及確定シタル
報告ヲ添ヘテ政府之ヲ帝國議會ニ提出シ以テ其承認ヲ經ルコト

ヲ定メラレタル者ナルカ故議會ハ宜シク決算ニ關スル立法監督
ヲ盡スヘキナリ而シテ會計検査院ノ職務ノ如キハ固ト司法ニ屬
シテ立法ニ屬セサルハ別ニ法律ヲ以テ其組織及職權ヲ定ムル者
ニテ今此ニ之ヲ論スルノ要ナキモノトス

第七章 補 則

補則トハ我憲法天皇ノ章ヨリ會計ノ章ニ至ルマテ第六章ノ箇條ヲ
尙ホ補ハシカ爲メニ各章以外ニ涉ル緊要ノ條件ヲ定メラレタル者
ニテ其最モ重要ナル者ヲ憲法及皇室典範改正ノ事ナリトス

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅
命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其總員ノ三分ノ二以上
出席スルニ非レハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三
分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非レハ改正ノ議決ヲ爲ス
コトヲ得ス

憲法ハ國家ノ大典百世ノ基礎安リニ之レカ改正ヲ施スコトアレ
ハ實ニ社會ノ秩序ヲ紊亂スルノミナラス到底吾々ノ安寧幸福ヲ
希圖スルコト能ハサルナリ故テ以テ萬一之レカ改正ヲ施スノ必
要アルトキハ謹慎ニ謹慎ヲ加ヘ最モ鄭重ニ其手續ヲ踏マサル可
ヲサルハ勿論ノ事ナリトス

讀者或ハ我憲法改正手續キノ歐米立憲國ニ比シテ頗ル強硬ニ失
スルカヲ疑フ者アラン歟是思ハサルノ甚シキ者ト謂フヘシ何ト
ナレハ歐米立憲國ト我國トハ歷史上已ニ建國ノ體ヲ異ニシ彼レ

ハ一國ノ主權ヲ以テ帝王ト人民ニ歸シ或ハ全ク人民ニ歸シ居レ
ハ從テ人民ニモ憲法改正議案ヲ提出スルノ權ヲ許スト雖トモ我
國ノ如キ一國ノ主權全ク天皇ニ歸シ奉ル以上ハ之レカ憲法改正
議案モ亦天皇ニノミ歸シ奉ルハ所謂大義名分ノ在所固ヨリ至
當ナル者ニテ誰カ敢テ非議シ奉ルヘケン哉是即チ本條將來此ノ
憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國
議會ニ付スルノ外議會自カラ議案ヲ提出スルノ權ヲ許サレサル
所以ナリ顧フニ只々許サレサルノミナラス議決ノ場合ニ於テモ
更ニ歐米立憲國ニ比スレハ改正議事ノ重要ナルヲ見ル即チ本條
第二項ニ記載スル處ノ者ニシテ兩議院ハ各々其ノ總員ノ三分ノ
二以上出席シ出席議員ノ三分ノ二以上多數ヲ得ルニ非レハ改正
ノ議決ヲ爲スコトヲ得サル者是ナリ

第七十四條

皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ定規ヲ變スルコトヲ得ス
本條ハ憲法ト皇室典範トヲ全ク異別サレタル者ニテ是又歐米立
憲國ト大ニ其制ヲ異ニスル者トス

熟ラ歐米立憲國ノ憲法ヲ按スルニ皇室典範ノ事即チ王位繼承、
踐祚即位攝政等ノ事ハ何レモ皆其憲法中ニ記載セサルハナシ故
テ以テ是等ノ改正モ矢張り憲法ノ改正ト同様ノ手續中ニ在リト
雖モ獨リ我皇室典範ハ全ク憲法ト相異ナリテ此憲法改正ノ手續
ニ依ラサルハ是即チ我國ハ皇統一系萬國比類ナキノ皇室ナルヲ
以テ敢テ臣下ノ與リ議スヘキ者ニアラスト定メラレタル所以ニ
ハアラサル歟然リト雖モ皇室典範ハ皇室一族ニ關スル典範ナリ

更ニ天皇ト臣民トノ關係ヲ定メタル憲法ト自ツカラ輕重差ナキ
能ハス是又其第二項ニ於テ憲法改正ト典範改正トハ全ク別異ノ
モノナレハ皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得
スト定メラレタル所以ナルヘシ

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコト
ヲ得ス

本條ハ別ニ解スル程ノ意義ナキカ如シ唯憲法及皇室典範ハ國家
最要ノ大典ナレハ天皇未タ成年ニ達セサルトキカ又ハ天皇久シ
キニ亘ルノ故障ニ由リ太政ヲ親ラナサセ給フコト能ハサル場合
ニハ決シテ之ヲ變更スルコトヲ得サル者ト定メラレタルマテナ
リ蓋シ攝政ヲ置クノ間攝政ハ天皇ニ代リテ太政ヲ攝スルト雖ト
モ一國ノ主權ハ之レカ爲メニ其間ノ攝政ニ歸スルノ謂レナク
レハナリ

第七十六條

法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此
ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ
有ス

憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ
有ス

第七十七條ノ例ニ依ル
憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ
有ス

ノ疑ヒヲ起スコトモアルヘシ何トナレハ憲法第三十七條ニハ凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ストアリテ觀レハ此ノ憲法上所謂法律ナル者ハ必ス帝國議會ノ協賛ヲ經サル可カラサルニ現行ノ法律ト稱スル者ハ未タ議會ノ協賛ヲ經タル者ニアラサレハ此ノ憲法ノ第三十七條トハ豈ニ矛盾シ居ル者ニアラスヤトノ疑モ起リ易ケレハナリ然レトモ是唯タ文字上ノ意味ヨリ誤解シタル者ニテ其非ナルハ本條ハ即チ第三十七條ノ爲メニ設ケタル例外トモ云フヘキ者ナレハ決シテ斯ル理由ノナキハ勿論ナリ又此ニ法律規則命令ト云フコトニ付テ其區別ニ多少ノ議論モアルヘケレトモ本條ノ精神ニ關係ナケレハ此ニ論スルノ要ナシ唯現行ノ法律ハ明治十八年ノ公布以來必ス元老院ノ議ヲ經タル者規則ハ法律ニ依テモ發布セラレ命令ニ依テモ發布セラレテ其間ニ別段ノ區別ナキ者命令ハ勅令閣令ノ類ナリト解スレハ足レルナリ唯本條第二項ニ至リテハ稍々義解ヲ要スヘキコトアルハ即チ已ニ義解ヲ與ヘタル第六十七條法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ト本條第二項ノ歲出ト政府ノ義務ニ係ル契約又ハ命令トノ區別ナレトモ法律上ト歲出上トハ其區域ニ依ルマテノ事ニテ歲出上トハ更ニ法律上ヨリ區域ノ擴キ者ヲ云フニ過キス假令ハ政府カ是マテ某會社ト結ビタル契約若クハ某會社ヘ(向キニ郵船會社ヘ與ヘタル者ノ如シ)年々特別ニ保護ヲ與ヘラレタルカ如キモノ是ナリ斯ノ如キモノハ總テ第六十七條ノ例ニ依リ他日帝國議會ノ開クルトキニモ政府ノ同意ナクシテハ議會カ之ヲ廢除シ若クハ削減スルコトヲ得サルナリ

織田謙編著

大日本帝國憲法問答註釋全

附憲法附屬法令

(本書原文に載せるところの重野安福題辭、告文、憲法發布勅語、附錄、議院法以下は省略した)

序

推古天皇十二年四月豐聰耳太子作憲法十七條是時太子攝政則頒布天下而歷世奉之者也保元以降武人握大權強力自制法度墜地無復往昔之盛者幾七百年矣明治中興之政與世推移博采歐米各國之長而百廢俱舉制度文物粲然莫不備具於戲盛矣今茲己丑之紀元節大名百官于宮城頒布憲法於天下所以固國本定民紀也於是乎朝野士民歡抃踊躍無不奉戴聖恩也矣條件所揭語簡而義深童叟婦女或恐不能通其意爲之註釋而疏通之令捧讀者知聖意所存以益鞏固愛國心則此書之刻一日不可緩也

從五位子爵 山 井 兼 文

編 印

緒 言

我親聖文武ナル 天皇陛下ハ夙ニ吾人臣民ヲ愛撫セラレ既ニ明治十四年ニ國會開設ノ大詔ヲ下サレシ以來憲法ノ發布ヲ望ム事大早ノ雲霓ニ當ナラス吾人ハ何日カ參政ノ權ヲ得ルニ至ランヤト馳望シタリシカ果セル哉明治二十二年二月十一日ノ紀元節ヲ期シ吾人臣民ヲシテ立憲政體ノ下ニ棲息セシメントノ聖旨宣讀ヲ以テ斷乎トシテ十四年ノ大詔ヲ履踐アラセラレ爰ニ憲法ヲ發布シテ上ハ天皇ノ大權ヲ制限シ下ハ人民自主自由ノ權利ヲ確立ナラシメラレタリ吾人ハ空前絶後ノ機運ニ遭會セリ夫レ國家ニ善政良法アリト雖モ人民ニ自主自由ノ氣象ナケレハ空文徒法タルカ如キヲ免レス此ノ時ニ當リ我邦人民タル者立憲代議ノ人民タル資格ヲ養ヒ自治

獨立ノ人民タル性質ヲ養ハスンハ夫レ將タ何ノ時ヲ竣ク可キノ憲法發布セラレテヨリ日本ハ新日本トナリタリ我輩人民ハ猶依然タル可ケン哉予固ヨリ淺學不文憲法ノ如キ國家根本ノ大法ヲ讀ムモ一朝翫味スル能ハス然リト雖モ書肆ノ需メ固辭シ難キヲ以テ謗劣ヲ顧ミス其概略ヲ註解シ憲法ヲ讀ム者ヲシテ方針ヲ誤マランコトヲ希望スルノミ

著 者 識

凡 例

- 一 本書ハ明治二十二年二月十一日ヲ以テ發布セラレタル憲法ニ註解ヲ施シ憲法ヲ讀ム者ニ意義ヲ知ラシムルノ便ニ供ス
- 一 本書ハ讀者ヲシテ普通解シ易キヲ主トシテ問答體ニシ俗語ヲ以テ逐條問ヲ起シ之ニ答ヘ且條中一字一語ト雖モ解シ難キハ悉ク問ヲ起シ其疑ノ存スル所ヲ答ヘ意義ヲ詳ニシ幼童婦女子モ翫味シ易カラント欲ス
- 一 本書ニ附屬スル諸法令ニ註解ヲ委ク施サント欲スレトモ書肆發行ノ急ナルニヨリ其邊アラズ讀者之ヲ諒シ賜ヘ
- 一 本書ハ書肆發行ヲ速ニセンコトヲ欲シ起稿チ日ニ督促シ考思熟慮スルニ違ナク忽卒ニ稿ヲ脱ス其誤謬其杜撰ヲ免レスト雖モ讀者之ヲ諒シ自ラ訂スアラハ幸甚

著 者 識

明治二十二年二月下浣

大日本 帝國 憲法問答註釋目錄

○帝國憲法

- 總論
第一章 天皇
第二章 臣民權利義務
第三章 帝國議會
第四章 國務大臣及樞密顧問
第五章 司法
第六章 會計
第七章 補則

大日本 帝國 憲法問答註釋

西村時輔 校閱
織田謙 編著

問 憲法と申すものは各國何れも一定したものでありますか又は各國其立方の異なるものでありますか先づざつと各國憲法の立

方より承り度存じます

答 憲法に限らず法律は各々其國の人情風俗習慣等に從ひ差異あるものであります憲法は國家の根本法律の大法でありますから其國の社會に適應するやうに定めねばならぬ譯合で各國其立方に於て差異があります彼の英國の憲法が確乎不拔萬代破れざる所以のものは英人民が大憲章の爲めに權利請願の爲めに權利法典の爲めに千辛萬苦して定めたるもの之を國約憲法と云ひ我邦に今般發布せられたる憲法の如き 天子の命令に依て政府の定むるものを欽定憲法と云ふやうなもので憲法の作り方は國の制度に由りて各々異にして萬國の憲法決して同一と云ふ譯には參りません故に軟憲法硬憲法の差別ができた彼の英國の憲法の如きは萬代破れざればこれを硬憲法と云ふされども發布の當時には能く社會に適應するも數十年の後に至りて遂に不適當なる條を生ずる事なしとは云ふべからず故に何れの國の憲法にも修正の手續は設けてあります修正の手續に差異あるよりして軟憲法硬憲法の差別は起ります然れども修正を加へるの破却ではなく修繕すること視られよ英國の憲法は修正に修正を加へて終に今日の完備に至れるものであります憲法に成典憲法と不成典憲法と云ふことがありますが英國の如きは不成典憲法にして佛獨逸の如きは成典憲法の國であります其成典不成典に付て何れが利何れが害あると云ふ事は姑く置いて論じませぬそこで日本の憲法は成典憲法であります何故成典不成典と云ふことがあると申せば不成典と云ふは彼の英國は文明を以て世界に雄飛したる國で其民は自由を尊び世界に誇る所の國でありながら憲法

に於ては一々章を爲し款を追ふて明記せず之を不成典憲法と云ひまする彼の北米合衆國の如きは所謂出版の自由を害す可からず集合結社の自由を妨ぐ可からずと一々章を爲し款を追つて明記してあります今日日本の憲法も七章に分ち明記してあります

前に述たる如く憲法に各國差異ある所以を説きまするに先づ政體の區別を述べねばなりません、政體には君主專制、立憲君主共和の三種あります其の君主專制の政體と申すは立法司法行政の三權皆な君主一人の手に在りて君主の隨意に政治を施すことができるを申します其第二の政體なる立憲君主政體とは君主が上に在りて政治の大綱を總攬すとは申せど政府の組織及び人民と政府との關係を定めたる憲法と云へる法律を設け置き君主の勝手に萬機を運轉することできぬものを申します其第三の共和政體とは政治の權力人民に在りて人民の選びたる大統領を以て行政事務を掌らしむるものを申します而して此三種の政體は何れの國に於て行はるゝと申せば第一の君主專制の政體は我邦是迄の政體及び支那朝鮮露西亞の如き國に行れます其第二の立憲君主の政體は英吉利、伊太利、葡萄牙、白耳義、獨逸、羅馬尼亞、奧地利亞、和蘭等で行はれます又第三の政體は即ち亞米利加合衆國及び佛蘭の如き國に行はれてあります

問 憲法の各國異なる譯は了解しましたが憲法の成立と憲法の効力を承りたふ存じます
答 憲法の成立と申せば憲法と申すものは代議政體の國に定むるものであります前に申した君主專制の國などにはなきものであります我邦の如きも是迄の政體で見ますると君主專制の國に

組入れられますからして憲法と云ふものがありませんでした維新後追々文明に進步するに從ひ遂に今日の如く憲法を發布せられました其起りは即ち十四年の 勅に曰く

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ夙ニ立憲政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ爾來有衆亦朕カ心ヲ諒トヤン願ミルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ク洪模ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之レヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相勸シ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ明言シ爾有衆ニ諭ス

右の御誓文を下し賜はりしより日本人民たる者は之を肝に銘じ肺に感じ人民府治上に意を注ぎ人智も日に進步するに從ひ終に今日の結果となりたるものであります
憲法の起因と性質は略ぼ述べましたゆへ是れより憲法の効力を述べませう憲法の効力は極めて廣大にして普通一般の法律の効

力と日を同ふして論ずるものでありませぬ何故なれば憲法の行はれぬ前には何れの國にても其君主の報明なる國に於ては則ち良政行はれ暴君奸相位に在れば即ち虐政行はれ其政治の善悪即ち人民の幸不幸は其政治の權を執る者の善悪に係はらぬと云ふことはありませぬ故に明君賢相出で、上に在るときは人民各々其途に安んじて國も自ら富榮となりまするされども其政治は憲法に従ふて爲すものでなく専ら君主宰相の意旨に出づるものでありますから其君主の存亡に依て政も共に存在滅亡するものであります故に專制政治の國に於ては其君主の賢良なると否とに由て人民の幸福を享くると否とに關係し今日幸福の人民も明日は變じて不幸となり得ることがあります然れども憲法を制定せらるゝ國に於ては一國の立法行法皆憲法上に定むる順序に従ひまして常に一人の意思に依て國政を左右するやうな事がなきを以て闊然なる君主や暴君汚吏の出で、政をしまする時にも憲法があれば其宰相等の爲すことを制限することがある故に人民は其君主宰相の爲めに甚しき害を蒙らしめることはありませぬ若し憲法を犯し非道の政を爲さんとする者がありましても人民は憲法に依て其權利自由を保全することが出来まます斯様に憲法と云ふものは効力の最も大なるものでありまして吾等が憲法發布のあらんことを希望したる譯で、ムリます却説憲法の起因と性質と効力とを述べましたから是より本文に付て述べませう

第一章 天 皇

第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す
 問 萬世一系の天皇と申事は如何なる事を申すか
 答 左様で、ムリます我帝國は神武天皇即位せられましてから茲に二千五百有餘年を経まして今日に至り連綿として他より觀視ふものなきは萬國に卓絶したる所で、ムリます西洋各國には何れの國に於ても皇統の我帝國の如きはありませぬ佛蘭西の如きもナポレオン一世が皇位に即きまして以來干戈の絶間なく僅に三世にして皇統を絶ちまして今日にては共和政體となり大統領が主權を持て居ります其他英獨ロシヤ等に於きましても皇統は連綿として我帝國の如きはありませぬ何故我邦は斯く皇統が連綿たるかと申すに初め天祖天照皇大神が天孫を降し給ふてより我國は神國にして君臣分定まり臣民たる者君主を奉戴し天皇は人民を視ること尙ほ子の如く其德澤に感ぜぬ者はなし偶々古昔將門の如きありと雖も忽にして滅び又弓削の道鏡の如き者ありと雖ども忠臣の爲めに其志を遂ぐるものが出来ませぬ誠に他に比類なきことと云ふなりして今御尋ねの萬世一系の天皇と申すは今上皇帝と申されたもので、ムリます況して幾末の天皇に至りまして萬世一系の皇統を繼がせ給ふもので、ムリますゆへ其君主様は吾人臣民を統御せらるもので、ムリます故に萬世一系の天皇之を統治すと定めてあります
 問 我國の 天子様は神孫に在まして系統萬代不易なることに定まつて居りますに何故憲法の中に書加へたもので、ムリますか
 答 御尤の御尋でありませぬ憲法と申すものは一國の成立から何から何まで悉く制定してあるを以て國家の根本法律の大本とも申

します其事が御疑ひなら西洋各國の憲法を御覽なさい皆天皇の事より一國の政治上の事は凡て定めてあります又左様なことがあつてはなりません將門の二の舞者で日本も國會が開けましたら民權國になつたから共和政治にしたら如何と云ふやうなものが出て來ましたときにドッコイ日本は左様な事には參らぬぞと三尺の童子も其奴を打殺す程の君臣の名分を明に致すこととありませう

第二條 皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

問 皇室典範とは如何なる事を定めたもので、ムリますか

答 皇室典範と申すものは未だ發布になりませぬからして確に斯様なものと云ふことが出来ませぬが私の考へと或人に聞きました言に由りますと皇室典範と云ふものは帝室の財産より總て天皇陛下の御自身に關し奉つること及び皇太子の立方御婚姻など皇室の規則と申しても差支へなきことと思ひます

問 皇室典範を定めまする資料となりませぬものは今日此法を立つる人々の發明に依るもので、ムリますか

答 皇室に關するとは何れの立君國にても皆憲法の中に記入せぬことはありませぬが日本の憲法には何か御詮議の次第がありましたが明記してありません併し之は特別の法にて其典範を定めらるゝこととありませう此皇室典範を組織する資料は決して明治の今日に於て此の法を立つる人々の發明せらるゝにあらず日本古典に依るか習慣とか又は外部の長たる所を折衷して設けらるゝものであります

問 皇室典範のことは能く了解しました我國に於ては皇位は必ず

男統でなければ繼承せられぬ譯で、ムリますか

答 左様で、ムリます皇位は必ず男統であります古へより孝謙天皇神功皇后の二皇様は女帝でありましたなれども是は御系統に當時太子とならせらるゝのなき事と止むを得ざる譯であります去れども政治には參らず攝政たる者がありて政治の事を御相談致して居ります

問 西洋各國も左様でありませうか例を御示下され度し

答 西洋各國に於ても繼承は大抵男統を以て繼承致します先づロシヤも長男承祚の制を取り白耳義も長男相續法其他獨逸聯邦中普魯西、佛國、日耳曼列國の如き男子に非ざれば位に登るを得ず獨り英國、魯西亞の如きは女子と雖も位に即くを得又日耳曼の帝位は「マリヤテッサ」の時女帝一代あり西班牙の如き近代の女王以沙伯に至り國法を變じて祚を踐むに至れり

問 太子と爲られるに年齢は定まつた事はなきもので、ムリますか

答 太子と爲られましたら國會に對しては如何なるもので、ムリますか

答 太子となられませぬ年齢は古より別に定たことはなきやうに、ムリます今度皇室典範が定まりましたら其等の事も規定してありませう今西洋各國の例に依りまするに白耳義に在ては王位相續者は十八歳に達すれば權利上院議員たれども二十五歳に満たざれば發言するを得ずと先づ斯様なもので日本の太子も何れの定めかありませう皇室典範の發布を待て御話致しませう

第三條 天皇は神聖にして侵すべからず

問 神聖にして侵すべからずとは如何なる意義で、ムリますか